

約款番号

E-5

旧エジソン生命 無配当契約用約款

ジブラルタ生命 コールセンター

0120-981-088

通話料無料

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00

(日・祝・12/31~1/3を除く)

2024年3月版[®]



Gibraltar
ジブラルタ生命

目 次

■普通保険約款

無配当定期保険普通保険約款	1
無配当重度慢性疾患保障保険普通保険約款	17
無配当特定疾病保障定期保険普通保険約款	40
無配当定期保険（直接募集型）普通保険約款	59

■特約条項・特則

保険金等の支払時期変更特則	74	無配当ガン治療給付特約条項	318
保険契約の失効取消に関する特則（Ⅳ）	76	無配当ガン通院保障特約条項	327
未経過保険料の取扱に関する特則	78	無配当ガン退院費用保障特約条項	334
リスク細分割引特約（主契約用）条項	79	無配当こども傷害特約条項	341
リスク細分割引特約（主特約用）条項	82	無配当こども災害入院特約条項	353
非喫煙割引特約（主契約用）条項	85	無配当こども疾病入院特約条項	361
非喫煙割引特約（主特約用）条項	87	無配当こども手術特約条項	370
無配当定期保険特約条項	89	無配当年金特約条項	379
無配当年金払定期保険特約条項	99	無配当年金支払特約条項	383
無配当収入保障特約条項	110	無配当年金移行特約条項	388
無配当重度慢性疾患保障保険特約条項	120	遺族年金支払特約条項	392
無配当特定疾病保障定期保険特約条項	136	遺族年金支払特約（年金原資保証型年金保険用）条項	397
無配当災害割増特約条項	150	リビング・ニーズ特約条項	402
無配当傷害特約条項	161	個人年金保険料税制適格特約（積立個人年金用）条項	409
無配当特定損傷特約条項	175	無配当終身保険移行特約条項	410
無配当災害入院特約条項	184	保険料口座振替特約条項	411
無配当疾病入院特約条項	194	団体特別取扱特約条項	413
無配当成人病入院特約条項	204	集団特別取扱特約条項	415
無配当手術特約条項	214	無配当定期保険集団取扱特約条項	417
無配当女性医療特約条項	225	無配当特定疾病保障定期保険集団取扱特約条項	418
無配当通院特約条項	236	無配当定期保険（直接募集型）集団取扱特約条項	419
無配当家族定期保険特約（妻型）条項	244	クレジットカード払特約条項	420
無配当家族定期保険特約（子型）条項	254	指定代理請求特約条項	422
無配当家族傷害特約条項	265	給付金の受取人に関する特約条項	425
無配当家族災害入院特約条項	279	家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項	426
無配当家族疾病入院特約条項	289	自動更新特約条項	427
無配当家族手術特約条項	299	特別条件付取扱特約条項	429
無配当家族通院特約条項	310		

無配当定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第2条 保険料の払込

第3条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第4条 保険料の払込方法<経路>

3. 保険契約者の住所の変更

第5条

4. 保険料の前納

第6条

5. 保険契約の復活

第7条

6. 保険金の支払および請求手続

第8条 保険金の支払

第9条 保険金の請求手続

第10条 被保険者の生死不明の場合

第11条 保険金支払の時期および場所

7. 高度障害給付金の支払および請求手続

第12条 高度障害給付金の支払

第13条 高度障害給付金の請求手続

第14条 高度障害給付金支払の時期および場所

第15条 保険契約の消滅

8. 保険料の払込免除および請求手続

第16条 保険料の払込免除

第17条 保険料の払込免除の請求手続

9. 保険金を支払わない場合

第18条

10. 高度障害給付金を支払わない場合

第19条

11. 保険料の払込を免除しない場合

第20条

12. 保険契約の取消、無効および解除

第21条 保険契約の取消および無効

第22条 告知義務違反による解除

第23条 重大事由による解除

13. 保険金額の中途増額

第24条

14. 解約および保険金額の減額

第25条

15. 払戻金

第26条

16. 保険契約の承継ならびに保険金の受取人の変更および死亡

第27条 保険契約の承継

第28条 受取人の変更

第29条 遺言による受取人の変更

第30条 受取人の死亡

17. 保険契約者または保険金受取人の代表者

第31条

18. 受取人による保険契約の存続

第32条

19. 年齢の計算および誤りの処理

第33条 年齢の計算

第34条 年齢の誤りの処理

20. 保険契約の更新

第35条

21. 他の保険種類への加入

第36条

22. 契約者配当金

第37条

23. 時効

第38条

24. 他の保険契約への転換

第39条

25. 管轄裁判所

第40条

26. 払済保険への変更

第41条

27. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第42条

28. 未経過保険料の取扱

第43条

29. 保険金等の支払方法の選択についての特則

第44条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 身体障害表

無配当定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡したときに保険金を、また、高度障害となったときに高度障害給付金を支払うことを主な内容とし、家族の生活安定をはかる保険であります。

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときはその告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
 1. 会社名
 2. 保険契約の名称
 3. 契約日
 4. 保険料およびその払込方法
 5. 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
 6. 保険金額
 7. 保険契約者の氏名または商号等
 8. 被保険者の氏名および契約時の年齢
 9. 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
 10. 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 11. 保険証券の作成地および作成年月日

2. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第2条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第4条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または高度障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに第16条に規定する保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第3条第5項の規定を準用します。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第3条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。
- ④ 猶予期間中に保険金または高度障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ⑤ 猶予期間中に第 16 条に規定する保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者はその猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

(保険料の払込方法<経路>)

第4条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りります。)
 4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りります。)
 6. 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第3条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第3条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号から第6号までである保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

3. 保険契約者の住所の変更

第5条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときには、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知して下さい。

- ② 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

4. 保険料の前納

第6条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合
当月分以後の保険料を会社の定める方法により、前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割引きます。
 2. 半年払契約または年払契約の場合
 - (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割引きます。
 - (2) 前(1)の規定により割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約については半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、次のいずれかの場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払う場合には、その受取人に払い戻します。
1. 保険契約が消滅したとき。
 2. 保険料の払込を要しなくなったとき。

5. 保険契約の復活

第7条 保険契約者は、第3条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して3年以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活することはできません。

- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ④ 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

6. 保険金の支払および請求手続

(保険金の支払)

第8条 保険金は、被保険者が保険期間中に死亡したときに、保険金受取人に支払います。

(保険金の請求手続)

第9条 保険契約者または保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

② 保険金受取人は、次の書類を提出して保険金を請求して下さい。

1. 保険金請求書
2. 会社所定の診断書・証明書
3. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
4. 保険金受取人の戸籍抄本
5. 保険金受取人の印鑑証明書
6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類

③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を請求することがあります。また、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

④ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が、2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

(被保険者の生死不明の場合)

第10条 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第8条(保険金の支払)の規定を適用して保険金を支払います。

(保険金支払の時期および場所)

第11条 保険金は、第9条の書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第23条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
2. 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

7. 高度障害給付金の支払および請求手続

(高度障害給付金の支払)

第12条 被保険者が保険契約の責任開始時(復活が行なわれた場合の保険契約または復帰が行なわれた場合の保険金額の増額部分については、最後の復活または復帰の際の責任開始時とします。以下同様とします。)以後に発生または発病した傷害または疾病を原因として、保険期間中に、別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したときには、会社は、保険金と同額の高度障害給付金を保険契約者に支払います。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り、)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも支払います。

- ② 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに高度障害給付金を支払います。
- ③ 死亡保険金を支払う前に高度障害給付金の支払請求を受け、高度障害給付金が支払われるときは、会社は死亡保険金を支払いません。
- ④ 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害給付金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑤ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 1. その疾病について、保険契約の締結、復活または復帰の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(高度障害給付金の請求手続)

第13条 被保険者が、前条の高度障害となったときは、保険契約者または被保険者は、直ちに会社に通知し、かつ、保険契約者は、次の書類を提出して高度障害給付金を請求して下さい。

1. 高度障害給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 4. 保険契約者の戸籍抄本
 5. 保険契約者の印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ② 会社は前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を請求することがあります。また、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
 - ③ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および高度障害給付金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の高度障害給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、高度障害給付金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

(高度障害給付金支払の時期および場所)

第14条 第11条(保険金支払の時期および場所)の規定は高度障害給付金支払の場合に準用します。

(保険契約の消滅)

第15条 会社が高度障害給付金を支払ったときは、高度障害となった時から保険契約は消滅します。

8. 保険料の払込免除および請求手続

(保険料の払込免除)

第 16 条 被保険者が、保険料払込期間中において、保険契約の責任開始時以後に発生した別表1に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表2に定める8. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときには、会社は、その身体障害の状態に該当した日の直後に到来する払込期月(払込期月内の初日から契約当日の前日までの間にその身体障害の状態に該当したときは当該払込期月)以後の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表2に定める8. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときも保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(保険料の払込免除の請求手続)

第 17 条 被保険者が、前条第1項の規定に該当した場合には、保険契約者または被保険者は、直ちに会社に通知し、かつ、保険契約者は、次の書類を提出して、保険料の払込の免除を請求して下さい。

1. 保険料払込免除請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 不慮の事故であることを証する書類
4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
5. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

9. 保険金を支払わない場合

第 18 条 次の場合には保険金を支払いません。

1. 責任開始時の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
2. 保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
3. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき。
4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき。ただし、戦争その他の変乱による死亡の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

10. 高度障害給付金を支払わない場合

第 19 条 被保険者が、次の各号によって第 12 条(高度障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、会社は、高度障害給付金を支払いません。

1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為によるとき。
2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
3. 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害となったとき。ただし、戦争その他の変乱による高度障害の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、高度障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

11. 保険料の払込を免除しない場合

第 20 条 会社は、被保険者が次の各号によって第 16 条(保険料の払込免除)の規定に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 2. 被保険者の犯罪行為によるとき。
 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 7. 地震、噴火または津波によるとき。
 8. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第7号または第8号の事由による身体障害の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときには、会社は、保険料の払込免除を行なうことがあります。

12. 保険契約の取消、無効および解除

(保険契約の取消および無効)

第 21 条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活または復帰が行なわれた場合は、会社は保険契約(復帰の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

② 保険契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活または復帰した場合は、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第 22 条 保険契約の締結、復活または復帰の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約(復帰の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

③ 保険金もしくは高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金もしくは高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の死亡または身体障害が解除の原因となった事実によらないことを保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、保険金もしくは高度障害給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

④ 本条の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が保険契約の締結、復活または復帰の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。

2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたととき。

3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。

5. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により別表2に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態になったときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。

⑥ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。

(重大事由による解除)

第 23 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者(保険金の場合には被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの保険契約の保険金(保険金、高度障害給付金および払込を免除される保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

2. この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

4. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合

(1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(4) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 保険金もしくは高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは高度障害給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金もしくは高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。

13. 保険金額の中途増額

第24条 会社は保険金額の中途増額の取扱をしません。

14. 解約および保険金額の減額

- 第25条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、または保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社所定の金額に満たないときは、この取扱をしません。
- ② 保険金額を減額した場合には、減額分だけ保険契約を解約したものと取り扱います。

15. 払戻金

- 第26条** 保険契約が解除もしくは解約された場合または効力を失った場合には、会社は、保険料を払い込んだ年月数により計算した解約払戻金を、保険契約者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、第23条(重大事由による解除)第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第23条第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ③ 第18条(保険金を支払わない場合)の規定により保険金を支払わない場合には、会社は、保険料を払い込んだ年月数により計算した責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に払い戻します。(第18条第2号に該当したことにより保険金の一部が支払われない場合には、支払われない保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、第18条第3号の保険契約者の故意による場合には、払い戻しません。
- ④ 前3項の払戻金を請求する場合には、保険証券を提出して下さい。
- ⑤ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

16. 保険契約の承継ならびに保険金の受取人の変更および死亡

(保険契約の承継)

- 第27条** 保険契約者は、会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 前項の場合には、被保険者の同意を表した書面を添えて、これを会社に通知し、保険証券に会社の承認の表示を受けてからでなければ、会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

- 第28条** 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。
- ② 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

- 第29条** 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。
- ② 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

- 第30条** 保険金(保険金および高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
 - ③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

17. 保険契約者または保険金受取人の代表者

- 第31条** 保険契約者または保険金受取人が2人以上あるときには、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者はそれぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
 - ③ 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

18. 受取人による保険契約の存続

- 第32条** 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす保険金または高度障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
 - ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金または高度障害給付金の受取人に支払います。
 - ④ 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第26条(払戻金)第4項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

19. 年齢の計算および誤りの処理

(年齢の計算)

- 第33条** 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。
- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約日の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(年齢の誤りの処理)

- 第34条** 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合には次の方法で処理します。
1. 実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険の保険料表の範囲外であった場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が、保険契約締結の当時はこの保険の保険料表の最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見されたとき、契約年齢に達していた場合には、最低契約年齢になった日に保険契約を締結したものとみなします。また実際の年齢が、この保険の保険料表の最高契約年齢をこえていた場合でも、保険種類を変更して契約することができるときには、その保険種類で保険契約を締結したものとみなし、第2号の規定を準用します。
 2. 実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険の保険料表の範囲内であった場合には、実際の年齢に基づいて将来の保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料に超過分があればこれを保険契約者に払い戻し、不足分があればこれを領収します。ただし、保険金または高度障害給付金の支払事由発生後は、支払うべき金額を更正します。

20. 保険契約の更新

- 第35条** 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、この保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取扱をしません。
1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。
 2. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
 3. 保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。ただし、次のいずれかの場合には更新されます。

- (1) 特別保険料の領収方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの保険契約の特別保険料は、更新日における契約の被保険者の年齢および更新後のこの保険契約の保険期間に基づいて計算します。
- (2) 保険金額の削減の支払方法が適用されている場合で、この保険契約の保険期間満了の日前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後のこの保険契約には更新前の保険金額の削減支払方法は適用されません。
4. 保険契約に指定疾病・指定部位不担保特約が付加されているとき。ただし、この保険契約の保険期間満了の日前までに不担保期間が満了しているときに限り、更新を取り扱います。
- ② 前項第1号に該当する場合に、会社所定の範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
- ④ 保険料払込期間が保険期間より短い保険契約の更新後の保険料払込期間は、保険期間または更新前の保険契約の保険料払込期間に同一とします。また、払込方法が一時払の保険契約は、更新後の払方を年払・半年払・月払に変更できるものとします。
- ⑤ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑥ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑦ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。
- ⑧ 保険契約が更新された場合に、第12条(高度障害給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ⑨ 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
1. 被保険者の氏名および更新時の年齢
 2. 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および保険金額
 3. 更新する特約があるときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 4. 更新後の保険料およびその払込方法
- ⑩ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新後は、変更後の普通保険約款を適用します。

21. 他の保険種類への加入

第36条 被保険者であった者は、保険期間満了の日または解約の日の翌日から起算して1カ月以内であれば、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、他の保険種類に加入できます。

22. 契約者配当金

第37条 この契約に対して、契約者配当金はありません。

23. 時効

第38条 保険金、高度障害給付金もしくは払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

24. 他の保険契約への転換

第39条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この保険契約を他の保険契約へ転換することができます。

25. 管轄裁判所

第40条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

26. 払済保険への変更

- 第41条** 保険契約者は、保険契約について将来の保険料の払込を中止し、保険料払込済の定期保険(以下「払済保険」といいます。)に変更することができます。
- ② 払済保険の保険期間は原保険契約と同一とし、払済保険金額は第26条第1項の払戻金により計算した額とします。ただし、この払済保険金額が会社所定の金額に満たないときは、この取扱をしません。
- ③ 保険契約者は、払済保険に変更した後3年間は、会社の承諾を得て責任準備金の差額を払い込んで原保険契約に復帰することができます。
- ④ 会社が原保険契約への復帰の請求を承諾した場合には、次の時から保険金額の増額分の責任を負います。
1. 会社が原保険契約への復帰の請求を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が原保険契約への復帰の請求を承諾したとき
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

27. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

- 第42条** 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料相当額(以下「第1回保険料等」といいます。)を次の各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれ次に定める時に会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。
1. 会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により払い込む場合
会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額以内であること等(以下「クレジットカードの有効性等」といいます。)の確認を行なった時(会社所定の利用票(以下「利用票」といいます。)を使用するときは、利用票を作成した時)
2. 会社の指定するデビットカード(以下「デビットカード」といいます。)により払い込む場合
会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
- ② 第1項第1号の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、次の各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。この場合、保険契約者は他の方法で第1回保険料を払い込むことを要します。
1. 会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 2. クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人(クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。)から保険料相当額を受け取ることができないこと
- ③ 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。
- ④ 本条の取扱いにより払い込まれた第1回保険料については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

28. 未経過保険料の取扱

- 第43条** 年払契約および半年払契約は次の各号の取扱をします。なお、この取扱は主契約に付加された特約にも適用します。この場合、主約款は特約条項と読み替えます。
1. 保険契約の全部または一部の消滅時に解約払戻金または責任準備金を支払う場合は、消滅時から消滅後最初に到来する、年払契約は年単位の、半年払契約は半年単位の契約応当日前日までの月数(以下「残存月数」といいます。)に応じた保険料を未経過保険料として保険契約者に返還します。ただし、支払事由に基づいて保険金または給付金を支払うことにより保険契約が消滅する場合は、この取扱をしません。
 2. 前号における残存月数は、消滅後最初に到来する月単位での契約応当日より起算します。また、未経過保険料は、年払契約の場合は年払保険料を12等分した金額、半年払契約の場合は半年払保険料を6等分した金額に残存月数を乗じて算出します。
 3. 未経過保険料を返還する場合、解約払戻金または責任準備金の計算については、主約款における解約払戻金または責任準備金の規定にかかわらず、保険料払込中は、保険料払込年月数および経過年月数により計算します。
 4. 主約款の規定により、この保険契約を他の保険契約に転換する場合は、未経過保険料についても他の保険契約の責任準備金に移管されます。

29. 保険金等の支払方法の選択についての特則

- 第44条** 保険契約者(保険金等の支払事由発生後は、その受取人とします。)は、会社の定める範囲および方法により、保険金等について、一時支払にかえて、据置支払の方法を選択することができます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオーージオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

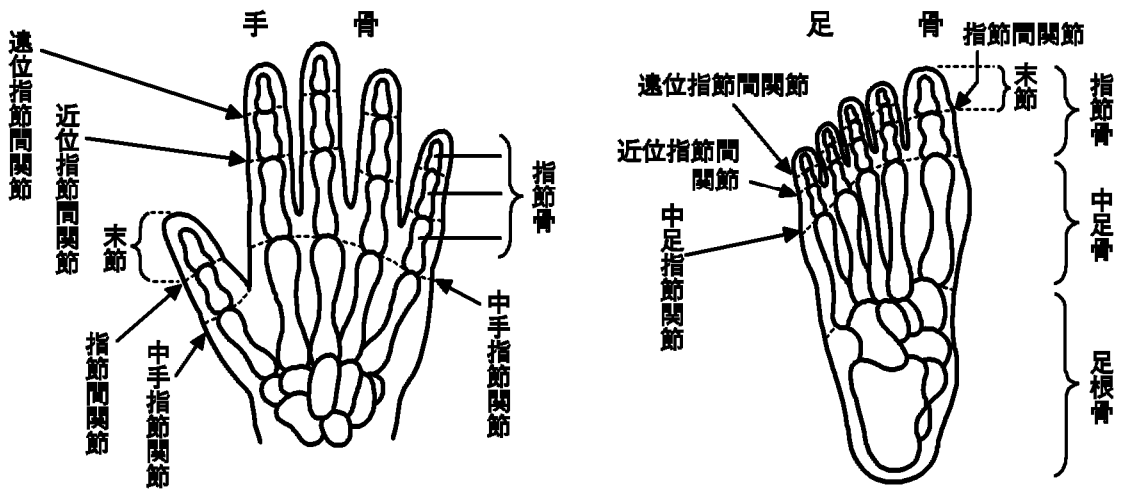
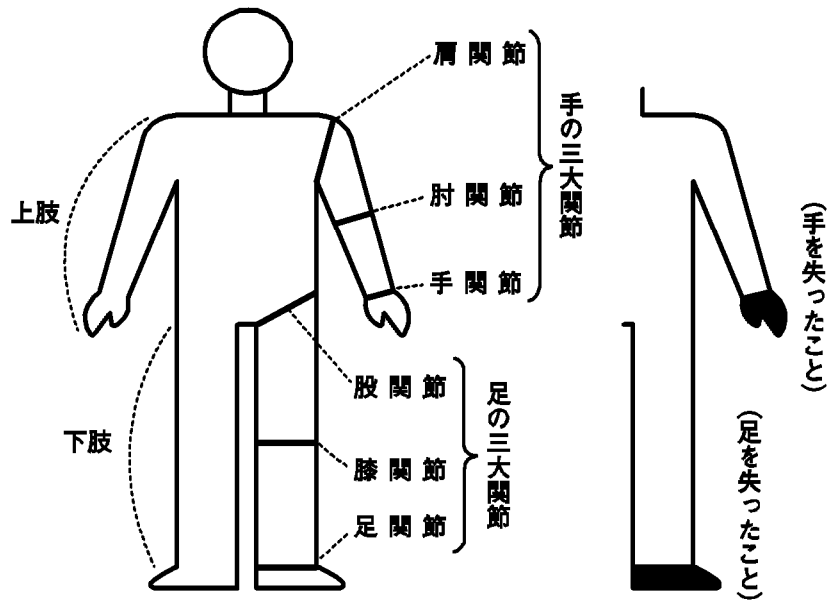
(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

(1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



無配当重度慢性疾患保障保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 高度障害給付金、重度慢性疾患給付金の支払による保険契約の消滅

3. 保険料の払込免除

第4条

4. 保険契約の取消および無効

第5条

5. 告知義務

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 保険契約を解除できない場合

6. 重大事由による解除

第9条

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法<経路>

第12条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第13条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

8. 保険料の前納

第14条

9. 保険契約の復活

第15条

10. 契約者配当金

第16条

11. 保険契約の解約

第17条

12. 解約払戻金

第18条

13. 保険金の支払金の支払の時期および場所

第19条

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

第20条 保険金額の増額

第21条 保険金額の減額

第22条 保険料払込方法(回数)の変更

第23条 保険契約者の変更

第24条 受取人の変更

第25条 遺言による受取人の変更

第26条 受取人の死亡

第27条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第28条 保険契約者の住所の変更

15. 受取人による保険契約の存続

第29条

16. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第30条 契約年齢の計算

第31条 契約年齢および性別の誤りの処理

17. 保険契約の更新

第32条

18. 請求手続

第33条

19. 時効

第34条

20. 医療技術等の変更に伴う契約内容の変更

第35条

21. 保険契約の転換

第36条

22. 他の保険種類への加入

第37条

23. 管轄裁判所

第38条

24. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第39条

25. 保険金等の支払方法の選択についての特則

第40条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

別表2 シェイエ分類

別表3 心電図等の異常所見

別表4 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

別表5 身体障害表

別表6 対象となる不慮の事故

無配当重度慢性疾患保障保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害になられたときに保険金または給付金を支払うほかに、慢性的な疾患を原因として、回復が困難でありかつ継続的な治療が必要となる身体の重度の状態に至った場合に対して給付金を支払うことを主な内容とする保険です。

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
 1. 会社名
 2. 保険契約の名称
 3. 契約日
 4. 保険料およびその払込方法
 5. 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
 6. 保険金額
 7. 保険契約者の氏名または商号等
 8. 被保険者の氏名および契約時の年齢
 9. 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
 10. 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 11. 保険証券の作成地および作成年月日

2. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人
	名称	支払額	
1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき。	死亡保険金	保険金額	保険金受取人 支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。) 次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 責任開始時(復活が行なわれた場合の保険契約または保険金額の増額が行なわれた場合の保険契約の増額分については、最後の復活または保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 保険契約者の故意

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>2. 被保険者が次のいずれかに該当したとき。ただし、被保険者が医師による治療を受けていることを要します。</p> <p>(1) 初めて医師の診療を受けた日(以下「初診日」といいます。)が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の高血圧症(以下「高血圧症」といいます。)に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、保険期間中に、高血圧症が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき。</p> <p>イ. 所定の眼の状態 眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の硬化性変化または高血圧性変化において3度または4度に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上(同号(2)に定める糖尿病を原因とするものを含みます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>(2) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の糖尿病(以下「糖尿病」といいます。)に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、保険期間中に、糖尿病が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき。</p> <p>イ. 所定の眼の状態 増殖性糖尿病網膜症(新生血管の発生または硝子体出血を伴う網膜症をいいます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上(同号(1)に定める高血圧症を原因とするものを含めます。)に該当したと医師に診断されたとき</p> <p>ハ. 壊疽による所定の状態 下肢に壊疽が生じ、その治療を目的として1足の1足指以上(第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上をいいます。)の切断術を受けたとき。</p> <p>ニ. 継続的なインスリン治療を要する状態 血糖値上昇を抑制するため、医師の指示によりインスリン治療(妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。)を開始し、その治療が初めてインスリン治療を受けた日から起算して6か月以上継続したと医師によって診断されたとき。ただし、経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、</p> <p>(3) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、保険期間中に、保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性腎不全に罹患したと医師によって診断され、その治療を目的として、保険期間中に医師の指示により永続的に行なう人工透析療法を開始したとき。</p> <p>(4) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、保険期間中に、保険期間の開始前を含めて初めて別表1の肝硬変に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準(方法)に基づき医師が認めた場合に限り、</p> <p>(5) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、保険期間中に、保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性膵炎に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準(方法)に基づき医師が認めた場合に限り、</p>	重度慢性疾患給付金	保険金額	保険契約者	—

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
3. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表5に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	高度障害給付金	保険金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して死亡保険金を支払います。
- ③ 被保険者が、別表5および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに高度障害給付金を支払います。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、初診日が責任開始時前である疾病を直接の原因として第1項に定める重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した場合であっても、保険契約の締結時に、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その承諾した範囲内で重度慢性疾患給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- ⑤ 死亡保険金を支払う前に高度障害給付金の請求を受け、高度障害給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払う前に重度慢性疾患給付金の請求を受け、重度慢性疾患給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金または高度障害給付金を支払いません。
- ⑥ 死亡保険金を支払った後は、高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払った後は、重度慢性疾患給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑦ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由2. に該当したことにより死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑧ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(高度障害給付金、重度慢性疾患給付金の支払による保険契約の消滅)

第3条 会社が高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時に保険契約は消滅します。

- ② 会社が重度慢性疾患給付金を支払った場合は、被保険者が重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した時に保険契約は消滅します。

3. 保険料の払込免除

第4条 この保険契約の保険料の払込免除は次のとおりです。

保険料の払込を免除する場合（以下「払込免除事由」といいます。）	払込を免除する保険料	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
<p>被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した別表6に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、別表5に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時以前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表5に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。</p>	<p>払込免除事由に該当した日の直後に到来する第10条第1項に定める払込期月（以下本条において「払込期月」といいます。）以後の保険料。ただし、払込期月内の初日から契約応当日の前日までの間に払込免除事由に該当した場合は、当該払込期月の保険料も含みます。</p>	<p>次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

③ 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、以後、払込期月内の契約応当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。

④ 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。

1. 保険金の減額および増額
2. 保険期間の変更
3. 保険料払込方法(回数)の変更

4. 保険契約の取消および無効

第5条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活または保険金額の増額が行なわれた場合は、会社は保険契約（保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。）を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

② 保険契約者が保険金または給付金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ）を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活または保険金額を増額した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

5. 告知義務

（告知義務）

第6条 保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知して下さい。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知して下さい。

（告知義務違反による解除）

第7条 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条および次条において同じ）を解除することができます。

② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払わず、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、保険金および給付金の返還を請求し、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないません。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。

- ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第8条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第6条の告知をすることを妨げたととき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第6条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって別表5に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときまたは重度慢性疾患給付金の支払事由に規定する状態に該当したときは、保険契約を解除することができます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第6条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

6. 重大事由による解除

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの保険契約の保険金(死亡保険金、高度障害給付金、重度慢性疾患給付金および払込を免除される保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第10条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第11条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 保険料の払込方法(回数)が月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
 2. 保険料の払込方法(回数)が半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 保険料の払込方法(回数)が年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第11条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りま
す。)
 4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が
締結されている場合に限りま
す。)
 6. 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第12条第1項に規定する猶予期
間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用
意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第12条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があ
るときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号から第6号までである保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたとき
または会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に
変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社ま
たは会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第12条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末
日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第13条 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額
から未払込保険料を差し引きます。

- ② 保険料払込の猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日
までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了
日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

8. 保険料の前納

第14条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合

当月分以後の保険料を会社の定める方法により、前納することができます。この場合には、会社で定めた率で割り引きます。

2. 半年払契約または年払契約の場合

(1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割り引きます。

(2) 前(1)の規定によって割り引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。

② 会社は、保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

9. 保険契約の復活

第15条 保険契約者は、第12条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して3年以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。

② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。

③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。

前項に規定する金額を受け取った時

2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき。

前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

④ 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

10. 契約者配当金

第16条 この保険契約には契約者配当金はありません。

11. 保険契約の解約

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約払戻金

第18条 解約払戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその保険料を払い込んだ年月数により計算し、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。

② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

13. 保険金の支払金の支払の時期および場所

第19条 保険金(死亡保険金、重度慢性疾患給付金および高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

- 前2号に定める事項、第9条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

(保険金額の増額)

第20条 保険契約者は、会社の定める方法により、被保険者の同意を得て、保険金額の増額を請求することができます。

- ② 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合は、保険契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
1. 会社が保険金額の増額の請求を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が保険金額の増額の請求を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(保険金額の減額)

第21条 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 保険金額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとし、その減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険料払込方法(回数)の変更)

第22条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、保険料払込方法(回数)を変更することができます。

(保険契約者の変更)

第23条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

第24条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。重度慢性疾患給付金および高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第 25 条 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。重度慢性疾患給付金および高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

- ② 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

第 26 条 保険金(死亡保険金、重度慢性疾患給付金および高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
- ③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(保険契約者または保険金受取人の代表者)

第 27 条 保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任を連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第 28 条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知して下さい。

- ② 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 受取人による保険契約の存続

第 29 条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次の方各号のすべてを満たす死亡保険金、重度慢性疾患給付金または高度障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金、重度慢性疾患給付金または高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金、重度慢性疾患給付金または高度障害給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第 18 条(解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

16. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第 30 条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

- ② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第 31 条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外のときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

17. 保険契約の更新

第 32 条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日（以下「更新日」といいます。）に、この保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取扱をしません。

1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 2. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき
 3. 保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。ただし、次のいずれかの場合には更新されます。
 - (1) 特別保険料の領収方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの保険契約の特別保険料は、更新日における契約の被保険者の年齢および更新後のこの保険契約の保険期間に基づいて計算します。
 - (2) 保険金額の削減の支払方法が適用されている場合で、この保険契約の保険期間満了の日前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後のこの保険契約には更新前の保険金額の削減支払方法は適用されません。
 4. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- ② 前項第1号に該当する場合に、会社所定の範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件をみたとするときは、保険期間を短縮して保険契約を更新させるものとします。
 - ③ 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
 - ④ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
 - ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
 - ⑥ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。
 - ⑦ 保険契約が更新された場合に、第2条（保険金および給付金の支払）、第4条および第8条（保険契約を解除できない場合）の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。
 - ⑧ 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
 1. 被保険者の氏名および更新時の年齢
 2. 更新後の主契約の名称、終期（保険期間）および保険金額
 3. 更新する特約があるときは、その特約の名称、終期（保険期間）および保険金額等
 4. 更新後の保険料およびその払込方法
 - ⑨ 保険契約が更新された場合には、更新後の保険契約については更新時の普通保険約款および保険料率を適用します。
 - ⑩ 更新前の保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合、保険契約者は、会社の承諾を得て、更新後の保険契約の保険料払込方法（回数）を一時払以外の会社の定める方法に変更することができます。この場合、第7項にかかわらず、第4条の適用に際しては、「責任開始時以後」を「更新日以後」と、「責任開始時前」を「更新日前」と読み替えます。
 - ⑪ 第1項第4号により保険契約が更新されないときは、更新の取扱いに準じて、会社が定める他の保険契約を更新時に締結することがあります。

18. 請求手続

第 33 条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類		会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	その他の書類
	会社	所定				受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1	死亡	死亡保険金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	高度障害	高度障害給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	重度慢性疾患	重度慢性疾患給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(1) 心電図(所定の心臓の状態の場合) (2) 眼底写真(所定の眼の状態の場合) (3) 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本

項目	提出書類	会社 所定 の 請求 書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会社 所定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	その他の書類
					保 險 契 約 者	受 取 人	被 保 險 者	受 取 人	被 保 險 者	受 取 人		
4	保険料の払込免除	○	○	○						○	○	(1) 不慮の事故であることを証明する書類 (2) 会社が必要と認めた場合には住民票にか えて戸籍抄本
5	責任準備金の支払	○	○	○	○							
6	解約払戻金の支払	○	○	○	○							
7	保険契約の復活	○										会社所定の告知書
8	保険金額の減額	○	○	○	○							
9	保険金額の増額	○	○	○	○							会社所定の告知書
10	保険契約者の変更	○	○		○							旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明書

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の5・7・9の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ④ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いづれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が、2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

19. 時効

第34条 保険金、給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

20. 医療技術等の変更に伴う契約内容の変更

第35条 この保険の給付にかかわる医療技術等が将来変更されたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この保険契約の内容を変更することがあります。

21. 保険契約の転換

第36条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この保険契約を他の保険契約へ転換することができます。

22. 他の保険種類への加入

第37条 被保険者であった者は、保険期間満了の日または解約の日の翌日から起算して1カ月以内であれば、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、他の保険種類に加入できます。

23. 管轄裁判所

第 38 条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第 39 条 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料相当額(以下「第1回保険料等」といいます。)を次の各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれ次に定める時に会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。

1. 会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により払い込む場合

会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額以内であること等(以下「クレジットカードの有効性等」といいます。)の確認を行なった時(会社所定の利用票(以下「利用票」といいます。)を使用するときは、利用票を作成した時)

2. 会社の指定するデビットカード(以下「デビットカード」といいます。)により払い込む場合

会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時

② 第1項第1号の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、次の各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。この場合、保険契約者は他の方法で第1回保険料を払い込むことを要します。

1. 会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと

2. クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人(クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。)から保険料相当額を受け取ることができないこと

③ 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。

④ 本条の取扱いにより払い込まれた第1回保険料については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

25. 保険金等の支払方法の選択についての特則

第 40 条 保険契約者(保険金等の支払事由発生後は、その受取人とします。)は、会社の定める範囲および方法により、保険金等について、一時支払にかえて、据置支払の方法を選択することができます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医師による治療

医師による診断のための検査のみでは「医師による治療」には該当しません。

2. 初めて医師の診療を受けた日

何らの自他覚的症状がなく、健康診断を目的とする検査を受けたのみでは「医師の診療を受けた」ことには該当しません。

別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の定義

疾病名	疾病の定義
1. 高血圧症	複数回にわたる定期的な検査により、拡張期血圧の上昇が認められた症状であり、かつ、血圧が高いことから血管が常に緊張を強いられることにより、血管の弾力性喪失、肥厚等の動脈硬化を起し、それにより臓器障害の所見(少なくとも眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の高血圧性変化1度の所見)が認められるもの
2. 糖尿病	インスリンの欠乏、あるいはインスリンの作用を阻害する諸因子の過剰、またはインスリン作用の発現機構の異常によるインスリン効果の不足が認められる疾患であり、これにより、糖、蛋白、脂肪の代謝等に広範かつ特徴的な異常が認められるもの
3. 慢性腎不全	機能するネフロン数が徐々に減少し、体液の恒常維持に必要な腎臓の機能が十分に果たせなくなるにより、かつ、概ね下記のような状態に該当するもの (1) 糸球体濾過値(GFR)が低下し、蛋白・窒素代謝老廃物を有効に排泄できなくなり徐々に高窒素血症および水・電解質や酸・塩基平衡の異常が出現する。 (2) エリスロポエチン産生が低下し、腎性貧血が見られる。また、活性化ビタミンDが低下し、腎性骨異常栄養症が生じる。 (3) 管理困難な高血圧症を呈する例も少なくない。 (4) 腎機能の廃絶は全身機能に影響を及ぼし、尿毒症に至る。 (5) 症状や検査成績の推移から、疾患が慢性かつ不可逆性である。 (6) 腎の萎縮や皮質の菲薄化等、画像診断からも慢性腎不全に合致した像が見られる。
4. 肝硬変	形態学的には (1) 少なくともある時期、肝細胞の壊死が存在しなくてはならない。 (2) 確実な所見として、肝実質の結節性再生と小葉構造の改変が存在する。 (3) 肝臓の全領域が冒されることが必要であるが、全ての小葉が冒される必要はない。 を概ね満たすもの。 または、臨床像としては、以下の基本的な病変のいずれかまたはその全ての組み合わせが認められるもの。 (1) 肝細胞障害による肝機能の低下 (2) 門脈圧亢進 (3) 門脈-肝静脈間および門脈-大静脈間の短絡形成
5. 慢性膵炎	組織学的には、膵におけるび慢性、または限局性の炎症の持続あるいは炎症の後遺的变化であり、臨床的には膵炎としての臨床像が6カ月以上持続または継続していると思われる病態

表2 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 高血圧症	高血圧性疾患	I10~I15
2. 糖尿病	糖尿病	E10~E14
3. 慢性腎不全	(1) 高血圧性腎疾患(I12)中の ・腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I12.0
	(2) 慢性腎不全	N18
4. 肝硬変	(1) アルコール性肝疾患(K70)中の ・アルコール性肝硬変	K70.3
	(2) 肝線維症および肝硬変(K74)中の ・原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	・続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	・胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	・その他および詳細不明の肝硬変	K74.6
5. 慢性膵炎	その他の膵疾患(K86)中の ・アルコール性慢性膵炎	K86.0
	・その他の慢性膵炎	K86.1

別表2 シェイエ分類

程度	硬化性変化	高血圧性変化
1度	動脈血柱反射が増強している。軽度の動脈交差現象がみられる。	網膜動脈系に軽度のびまん性狭細化をみるが口径不同は明らかでない。動脈の第2分岐以下では時に高度の狭細化もあろう。

程度	硬化性変化	高血圧性変化
2度	動脈血柱反射の高度増強があり、動静脈交叉現象は中等度となる。	網膜動脈のびまん性狭窄は軽度または高度。これに加えて明白な限局性狭細も加わって、口径不同を示す。
3度	銅線動脈、すなわち血柱反射増強に加え、色調と輝きも変化して銅線状となる。動静脈交叉現象は高度となる。	動脈の狭細と口径不同はさらに著明(高度)となって、糸のようにみえる。網膜面に出血と白斑のいずれか一方あるいは両方が現れる。
4度	血柱の外観は銀線状(銀線動脈)。時には白線状になる。	第3度の所見に加えて、種々な程度の乳頭浮腫がみられる。

別表3 心電図等の異常所見

表1に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上に該当することを要します。この場合、表1に定める心電図等の異常所見のうち、「心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの」については、表2に定める心電図の異常所見のうちのいずれかに該当するものであることを要します。

表1

<ul style="list-style-type: none"> ・胸部X線所見で心胸郭係数 60%以上のもの ・心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの ・心電図で、I、II、aVL、aVF、V1～V6誘導のいずれかで、ST—J下降が 0.1mV 以上あり、ST部が水平または下り坂のもの ・心電図で、I、II、V2～V6誘導のいずれか、あるいはR波が 0.5mV 以上あれば aVL 誘導、QRS波が主に上向きであれば aVF 誘導で、T波が陰性で、-0.5mV 以上あるもの、またはT波が陰性もしくは二相性(正—負もしくは負—正)で、陰性相が少なくとも-0.1mV あり、-0.5mV に達しないもの ・心電図で、完全(3度)房室ブロック所見のあるもの ・心電図で、部分(2度)房室ブロック所見のあるもの ・心電図で、完全左脚ブロック所見のあるもの ・心電図で、記録した拍動数の 10%以上の、頻発する心房性、結節性、または心室性期外収縮の所見のあるもの ・心電図で、100 回/分以上の心室性の頻拍所見のあるもの ・心電図で、心房細動または粗動所見のあるもの ・心電図で、100 回/分以上の上室性の頻拍所見のあるもの ・心電図で、心室性(心室固有)調律(100 回/分まで)の所見のあるもの

表2

<ul style="list-style-type: none"> ・心電図で、I、II、aVL、V2～V6誘導のいずれかで、振幅の比Q/Rが1/3以上で、かつQ波の幅が 0.03 秒以上あるもの ・心電図で、I、II、V1～V6誘導のいずれかで、Q波の幅が 0.04 秒以上あるもの ・心電図で、aVL 誘導で、Q波の幅が 0.04 秒以上で、かつR波の高さが 0.3mV 以上あるもの ・心電図で、III誘導で、Q波の幅が 0.05 秒以上で、かつ aVF 誘導で、少なくとも 0.1mV のQ波があるもの ・心電図で、aVF 誘導で、Q波の幅が 0.05 秒以上あるもの ・心電図で、V2～V6誘導のいずれかで、胸壁上右寄りの誘導にR波が認められるときのQS型のもの ・心電図で、V1～V4、V1～V5またはV1～V6のすべての誘導で、QS型のもの

別表4 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

肝硬変および慢性膵炎の診断基準(方法)は、表1に定めるところによるものとします。この場合、慢性膵炎の具体的な診断基準は、表2に定める日本消化器病学会慢性膵炎検討委員会案「慢性膵炎の臨床診断基準(1983年)」の細則によるものとします。

表1 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

肝硬変	次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。 (1) 病理組織学的所見(肝生検)による診断 (2) 「腹部超音波等による画像所見」および「血液検査」による診断
慢性膵炎	次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。ただし、次のいずれかの診断基準を満たす場合であっても、膵領域腫瘍およびそれに随伴する病変は除くものとします。 (1) 膵組織像に確診所見があること。 (2) 膵に確実な石灰化像があること。 (3) 膵外分泌に確実な機能障害があること。 (4) 膵管像または膵画像に確診所見があること。 (5) 膵酵素逸脱を伴う上腹部痛・圧痛が6カ月以上持続または継続し、かつ、膵機能・膵管像・膵画像あるいは膵組織像に異常所見があること。

表2 日本消化器病学会慢性膵炎検討委員会案「慢性膵炎の臨床診断基準(1983年)」細則

1. 慢性膵炎の病理組織学的診断基準
 - A. 慢性膵炎の病理組織学的特徴

膵小葉内、小葉間あるいは膵管周囲における炎症の持続あるいは反復による不規則な実質の脱落と線維化を特徴とし、炎症性細胞浸潤、膵管系の不規則拡張、小膵管の増生・集簇、膵管上皮の化生、仮性嚢胞、膵石・石灰化、実質壊死、脂肪壊死、膵島の孤立、あるいは脂肪置換を伴う。
 - B. 生検材料における慢性膵炎の病理組織学的診断基準
 - 1) 確認所見
 - (1) 小葉内、小葉間の不規則な線維化にa)～c)のいずれかを伴うもの
 - a) 実質の壊死、脱落
 - b) 実質の壊死、脱落の後遺・続発性変化
 - ① 小葉内膵管の集簇
 - ② 小葉間膵管の不規則拡張・増生・多分岐
 - ③ 仮性嚢胞
 - ④ 膵島の孤立
 - ⑤ 脂肪置換
 - c) 結石を伴う膵管拡張
 - (2) 小葉内、小葉間の線維化に炎症性細胞浸潤を伴うもの
 - (3) 膵管周囲の線維化に実質の壊死、脱落を伴うもの
 - 2) 異常所見
 - (1) 実質の壊死、脱落および炎症性細胞浸潤を伴わない小葉内、小葉間、膵管周囲の線維化
 - (2) 炎症性細胞浸潤
 - (3) 腺房間の浮腫、腺房構造の乱れを伴う実質脱落
 - (4) 実質壊死、脂肪壊死
 2. 膵の確実な石灰化像

膵の石灰化像であることを確実に診断するためには、腹部単純X線撮影に加えてCT、US、ERCPを施行することが望ましい。診断にあたっては、血管やリンパ節の石灰化などを除外する必要がある。
3. 膵機能検査による慢性膵炎の診断基準
 - A. 確認所見

CCK-PZ、secretin 刺激を用いた十二指腸液検査(PST)において重炭酸塩濃度の低下に加えて膵酵素量あるいは液量の減少がある。
 - B. 異常所見
 - 1) PSTにおいて、重炭酸塩濃度のみの低下、あるいは液量と膵酵素量の減少がある。
 - 2) PFD試験において、尿中PABA排泄率の70%以下の低下がある。

注1. PSTにおける正常下限値は、重炭酸塩濃度でM-2SD、膵酵素量および液量でM-SDの値とする。また、液量、膵酵素量および重炭酸塩量の正常上限値はいずれもM+2SDの値とする。

注2. 機能障害を認めた場合、その再現性を確認することが望ましい。

注3. PFD試験の判定にあたっては、腸管吸収障害、肝機能障害、腎機能障害、残尿および採尿不良による修飾を除外する。
4. ERCPによる慢性膵炎の診断基準
 - A. 確認所見
 - 1) 主膵管・分枝・微細膵管の不整拡張
 - 2) 膵石
 - 3) 異常所見に(1)(2)のいずれかを伴うもの
 - (1) 主膵管レベルの膵嚢胞
 - (2) 主膵管の閉塞
 - B. 異常所見
 - 1) 分枝・微細膵管のみの不整拡張
 - 2) 分枝レベルの膵嚢胞
 - 3) 主膵管の限局性狭窄
 - 4) 分枝・微細膵管の閉塞または狭窄
 - 5) プラッグまたは非陽性膵石
5. CTによる慢性膵炎の診断基準
 - A. 確認所見
 - 1) 膵石灰化
 - 2) 主膵管の拡張と膵嚢胞
 - 3) 主膵管の拡張と膵の萎縮または限局性腫大
 - B. 異常所見
 - 1) 主膵管の拡張
 - 2) 膵嚢胞

注1. 主膵管の拡張とは、CT上主膵管が確認されるだけでなく、主膵管の明らかな拡張または不整拡張をいう。

注2. 膵の前後径が椎体の横径1/3以下を萎縮、椎体の横径3/4以上を腫大とする。

<p>6. USによる慢性膵炎の診断基準</p> <p>A. 確診所見</p> <p>1) 膵石</p> <p>2) 膵管拡張(3mm以上)に(1)～(3)のいずれかを伴うもの</p> <p>(1) 膵管壁の不整または断続的高エコーレベル像</p> <p>(2) 膵嚢胞に連続する像</p> <p>(3) 膵の萎縮または限局性腫大</p> <p>注 膵石とは膵内の音響陰影を伴う点状または孤状の高エコー像をいう。</p> <p>B. 異常所見</p> <p>1) 膵管拡張(3mm以上)</p> <p>2) 膵嚢胞</p> <p>注 膵の萎縮または限局性腫大は膵の長軸および短軸の2方向の断層像で判定し、膵の前後径が10mm以下を萎縮、膵の前後径が30mm以上を腫大とする。</p>

別表5 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

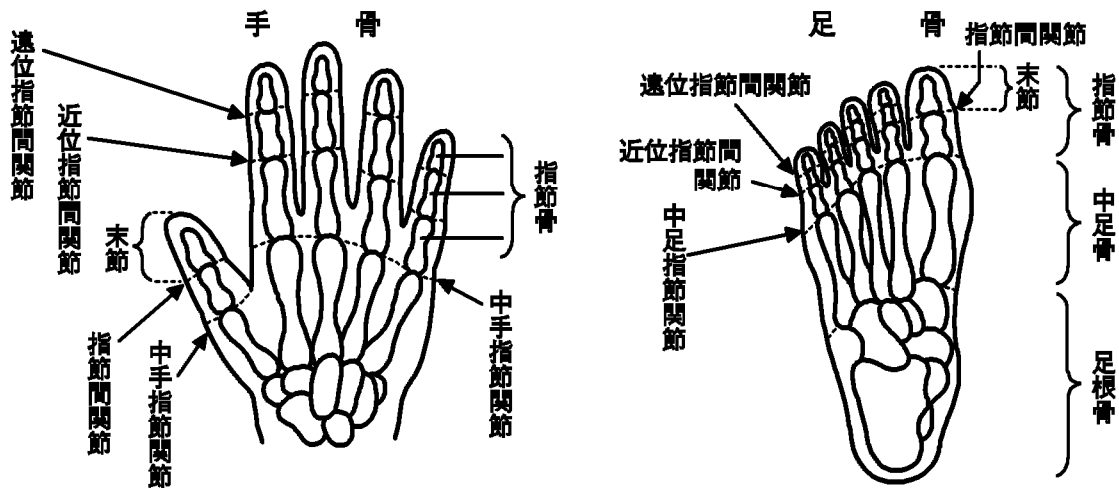
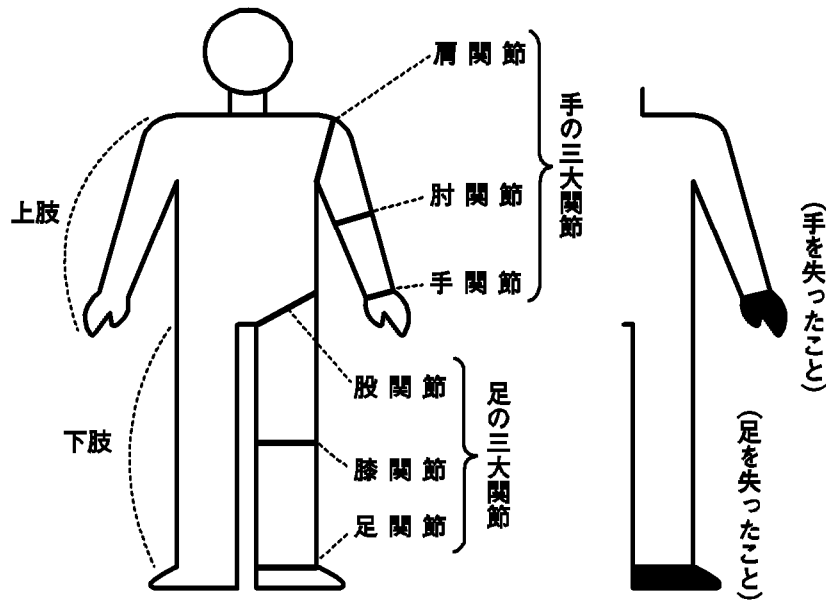
8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表6 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01~V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00~X59)	
・転倒・転落(W00~W19)	

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
・生物によらない機械的な力への曝露 (W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露 (W42) ・振動への曝露 (W43)
・生物による機械的な力への曝露 (W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・その他の不慮の窒息 (W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引> (W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引> (W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引> (W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露 (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 (X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露 (X30) (日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・食糧の不足 (X53) ・水の不足 (X54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

無配当特定疾病保障定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 高度障害給付金、特定疾病給付金の支払による保険契約の消滅

3. 保険料の払込免除

第4条

4. 保険契約の取消および無効

第5条

5. 告知義務

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 保険契約を解除できない場合

6. 重大事由による解除

第9条

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法(経路)

第12条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第13条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

8. 保険料の前納

第14条

9. 保険契約の復活

第15条

10. 契約者配当金

第16条

11. 保険契約の解約

第17条

12. 解約払戻金

第18条

13. 保険金の支払金の支払の時期および場所

第19条

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

第20条 保険金額の増額

第21条 保険金額の減額

第22条 保険契約者の変更

第23条 受取人の変更

第24条 遺言による受取人の変更

第25条 受取人の死亡

第26条 指定代理請求人の変更指定

第27条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第28条 保険契約者の住所の変更

15. 受取人による保険契約の存続

第29条

16. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第30条 契約年齢の計算

第31条 契約年齢および性別の誤りの処理

17. 保険契約の更新

第32条

18. 請求手続

第33条

19. 時効

第34条

20. 保険契約の転換

第35条

21. 管轄裁判所

第36条

22. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第37条

23. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第38条

24. 保険金等の支払方法の選択についての特則

第39条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 身体障害表

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

別表4 病院または診療所

別表5 公的医療保険制度

別表6 医科診療報酬点数表

無配当特定疾病保障定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害になられたときに保険金または給付金を支払うほか、被保険者が特定の疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)に罹患し、所定の事由に該当されたときに給付金を支払うことを主な内容とします。

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
1. 会社名
 2. 保険契約の名称
 3. 契約日
 4. 保険料およびその払込方法
 5. 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
 6. 保険金額
 7. 保険契約者の氏名または商号等
 8. 被保険者の氏名および契約時の年齢
 9. 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
 10. 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 11. 保険証券の作成地および作成年月日

2. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき。	死亡保険金	保険金額	保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 責任開始時(復活が行なわれた場合の保険契約もしくは保険金額の増額が行なわれた場合の保険契約の増額分については、最後の復活または保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 保険契約者の故意

保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
	名称	支払額		
2. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表2に定める1.から7.までのいずれかの身体障害の状態（以下「高度障害」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病（責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	高度障害給付金	保険金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
3. (1) 被保険者が責任開始時以後、保険期間中に初めて（責任開始時前の期間を含めて初めてとします。）別表3に定める悪性新生物に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）。 (2) (1)に該当した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物（別表3のA.に定める乳房の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師によって診断確定されたときは、特定疾病給付金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については責任開始時の属する日を含めて90日経過後）、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されたときは、特定疾病給付金を支払います。	特定疾病給付金	保険金額	保険契約者	—
4. 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの事由に該当したとき。 (1) 別表3に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき。 (2) 別表3に定める急性心筋梗塞を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき (ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術 (イ) 別表4に定める病院または診療所における手術 (ウ) 別表5に定める公的医療保険制度に基づく別表6に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 (3) 別表3に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。 (4) 別表3に定める脳卒中を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき (ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術 (イ) 別表4に定める病院または診療所における手術 (ウ) 別表5に定める公的医療保険制度に基づく別表6に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術	特定疾病給付金	保険金額	保険契約者	—

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたとときは、第1項の規定を適用して死亡保険金を支払います。
- ③ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この

保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに高度障害給付金を支払います。

- ④ 保険期間満了の日からその日を含めて 60 日以内に、被保険者が第1項第4号の(1)または(3)に定める特定疾病給付金の支払事由に該当した場合には、保険期間中に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
- ⑤ 特定疾病給付金の受取人である被保険者(給付金の受取人に関する特約が付加されている場合)が特定疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第 26 条(指定代理請求人の変更指定)の規定により変更指定した次の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が第 33 条に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特定疾病給付金の受取人の代理人として特定疾病給付金を請求することができます。
 1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑥ 前項の規定により、会社が特定疾病給付金を特定疾病給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特定疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 死亡保険金を支払う前に高度障害給付金の請求を受け、高度障害給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払う前に特定疾病給付金の請求を受け、特定疾病給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金または高度障害給付金を支払いません。
- ⑧ 死亡保険金を支払った後は、高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払った後は、特定疾病給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑨ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由2.に該当したことにより死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑩ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害給付金または別表3に定める急性心筋梗塞もしくは脳卒中による特定疾病給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 1. その疾病について、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際に、告知等により会社を知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(高度障害給付金、特定疾病給付金の支払による保険契約の消滅)

第3条 会社が高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時に保険契約は消滅します。

② 会社が特定疾病給付金を支払った場合は、被保険者が特定疾病給付金の支払事由に該当した時に保険契約は消滅します。

3. 保険料の払込免除

第4条 この保険契約の保険料の払込免除は次のとおりです。

保険料の払込を免除する場合(以下「払込免除事由」といいます。)	払込を免除する保険料	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した別表1に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表2に定める8. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表2に定める8. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。	払込免除事由に該当した日の直後に到来する第 10 条第1項に定める払込期月(以下本条において「払込期月」といいます。)以後の保険料。ただし、払込期月内の初日から契約応当日の前日までの間に払込免除事由に該当した場合は、当該払込期月の保険料も含みます。	次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ② 被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱
- ③ 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、以後、払込期月内の契約応当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ④ 更新前の保険料払込期間が保険期間よりも短い保険契約について、本条の規定を適用するときには、「保険料払込期間」は「保険期間」と読み替えます。

4. 保険契約の取消および無効

第5条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活または保険金額の増額が行なわれた場合は、会社は保険契約(保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

- ② 保険契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活または保険金額を増額した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

5. 告知義務

(告知義務)

第6条 保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知して下さい。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知して下さい。

(告知義務違反による解除)

第7条 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約(保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条および次条において同じ)を解除することができます。

- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払わず、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、保険金および給付金の返還を請求し、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をし、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。
- ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第8条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第6条の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第6条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって別表2に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときまたは特定疾病給付金の支払事由に規定する状態に該当したときは、保険契約を解除することができます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第6条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

6. 重大事由による解除

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの保険契約の保険金(死亡保険金、高度障害給付金、特定疾病給付金および払込を免除される保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をし、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第10条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第11条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
 2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法(経路))

第11条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りま
す。)
4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が
締結されている場合に限ります。)
6. 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第12条第1項に規定する猶予期
間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用
意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第12条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があ
るときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号から第6号までである保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたとき
または会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に
変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社ま
たは会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第12条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
 - 払込期月の翌月初日から末日まで
2. 半年払契約または年払契約の場合
 - 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末
日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第13条 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額
から未払込保険料を差し引きます。

- ② 保険料払込の猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日
までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了
日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

8. 保険料の前納

第14条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合
 - 当月分以後の保険料を会社の定める方法により、前納することができます。この場合には、会社で定めた率で割り引
きます。
2. 半年払契約または年払契約の場合
 - (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場
合には、会社の定めた率で割り引きます。
 - (2) 前(1)の規定によって割り引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単
位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料の残額があるときは、これを
保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

9. 保険契約の復活

第15条 保険契約者は、第12条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して3年以内に限り、保険契約
の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。

- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または
会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
 1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき
 - 前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき
 - 前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ④ 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

10. 契約者配当金

第16条 この保険契約には契約者配当金はありません。

11. 保険契約の解約

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約払戻金

第18条 解約払戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその保険料を払い込んだ年月数により計算し、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。

② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

13. 保険金の支払金の支払の時期および場所

第19条 保険金(死亡保険金、特定疾病給付金および高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第9条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

(保険金額の増額)

第20条 保険契約者は、会社の定める方法により、被保険者の同意を得て、保険金額の増額を請求することができます。

② 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合は、保険契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。

- ③ 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
1. 会社が保険金額の増額の請求を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が保険金額の増額の請求を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(保険金額の減額)

第 21 条 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 保険金額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとし、その減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約者の変更)

第 22 条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

第 23 条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。特定疾病給付金および高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第 24 条 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。特定疾病給付金および高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

- ② 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
③ 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

第 25 条 保険金(死亡保険金、特定疾病給付金および高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(指定代理請求人の変更指定)

第 26 条 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(保険契約者または保険金受取人の代表者)

第 27 条 保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第 28 条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知して下さい。

- ② 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 受取人による保険契約の存続

第 29 条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす死亡保険金、特定疾病給付金または高度障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 保険契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金、特定疾病給付金または高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金、特定疾病給付金または高度障害給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第 18 条(解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

16. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第 30 条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第 31 条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外のときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。

② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

17. 保険契約の更新

第 32 条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、この保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取り扱いをしません。

1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき。
2. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
3. 保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。ただし、次のいずれかの場合には更新されます。

(1) 特別保険料の領収方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの保険契約の特別保険料は、更新日における契約の被保険者の年齢および更新後のこの保険契約の保険期間に基づいて計算します。

(2) 保険金額の削減の支払方法が適用されている場合で、この保険契約の保険期間満了の日前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後のこの保険契約には更新前の保険金額の削減支払方法は適用されません。

4. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき。

② 前項第1号に該当する場合に、会社所定の範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件をみたくこととなるときは、保険期間を短縮して保険契約を更新させるものとします。

③ 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の保険金額と同額とします。

④ 更新前の保険料払込期間が保険期間より短い場合には、更新後の保険料払込期間は保険期間と同一とします。

⑤ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。

⑥ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

⑦ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。

⑧ 保険契約が更新された場合に、第2条(保険金および給付金の支払)、第4条および第8条(保険契約を解除できない場合)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

⑨ 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。

1. 被保険者の氏名および更新時の年齢

2. 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および保険金額
 3. 更新する特約があるときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 4. 更新後の保険料およびその払込方法
- ⑩ 保険契約が更新された場合には、更新後の保険契約については更新時の普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑪ 第1項第4号により保険契約が更新されないときは、更新の取扱いに準じて、会社が定める他の保険契約を更新時に締結することがあります。

18. 請求手続

第33条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の 請求 書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会社 所定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	会社 所定 の 手 術 証 明 書	その他の書類
					保 険 契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
1	死亡保険金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○			会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	高度障害給付金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○			会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	特定疾病給付金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○			会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	保険料の払込免除	○	○	○						○	○		(1) 不慮の事故であることを証明する書類 (2) 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
5	責任準備金の支払	○	○	○	○								
6	解約払戻金の支払	○	○	○	○								
7	保険契約の復活	○											会社所定の告知書
8	保険金額の減額	○	○	○	○								
9	保険契約者の変更	○	○			○ 旧 保 険 契 約 者							旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明書
10	特定疾病給付金の指定代理請求	○	○	○						○	○	○	(1) 指定代理請求人の戸籍謄本 (2) 指定代理請求人の印鑑証明書 (3) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
11	指定代理請求人の変更指定	○	○		○								

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の5・7・10の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ④ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が、2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

19. 時効

第34条 保険金、給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

20. 保険契約の転換

第35条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この保険契約を他の保険契約へ転換することができます。

21. 管轄裁判所

第36条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第37条 会社は、別表5に定める公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を別表5に定める公的医療保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下本条において「支払事由変更日」といいます。)から将来に向かってこの保険契約の支払事由を改めます。

③ 本条の規定によりこの保険契約の支払事由を変更する場合には、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。

④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、次の各号のいずれかの方法を指定してください。

1. 第2項の保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
2. 支払事由変更日の前日に解約する方法

⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

23. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第38条 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料相当額(以下「第1回保険料等」といいます。)を次の各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれ次に定める時に会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。

1. 会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により払い込む場合

会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額以内であること等(以下「クレジットカードの有効性等」といいます。)の確認を行なった時(会社所定の利用票(以下「利用票」といいます。)を使用するときは、利用票を作成した時)

2. 会社の指定するデビットカード(以下「デビットカード」といいます。)により払い込む場合

会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時

② 第1項第1号の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、次の各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。この場合、保険契約者は他の方法で第1回保険料を払い込むことを要します。

1. 会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと

2. クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人(クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。)から保険料相当額を受け取ることができないこと

③ 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。

④ 本条の取扱いにより払い込まれた第1回保険料については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

24. 保険金等の支払方法の選択についての特則

第39条 保険契約者(保険金等の支払事由発生後は、その受取人とします。)は、会社の定める範囲および方法により、保険金等について、一時支払にかえて、据置支払の方法を選択することができます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオーージオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

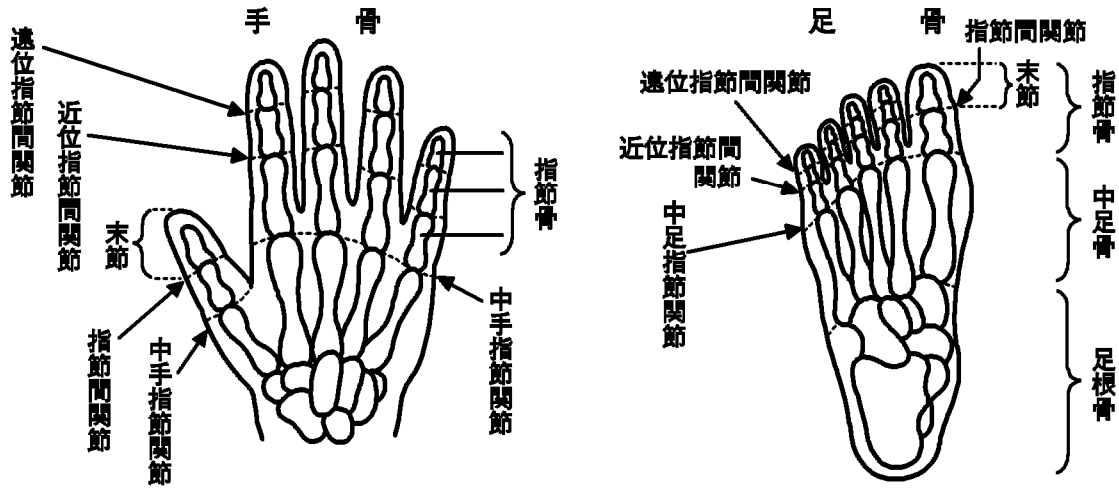
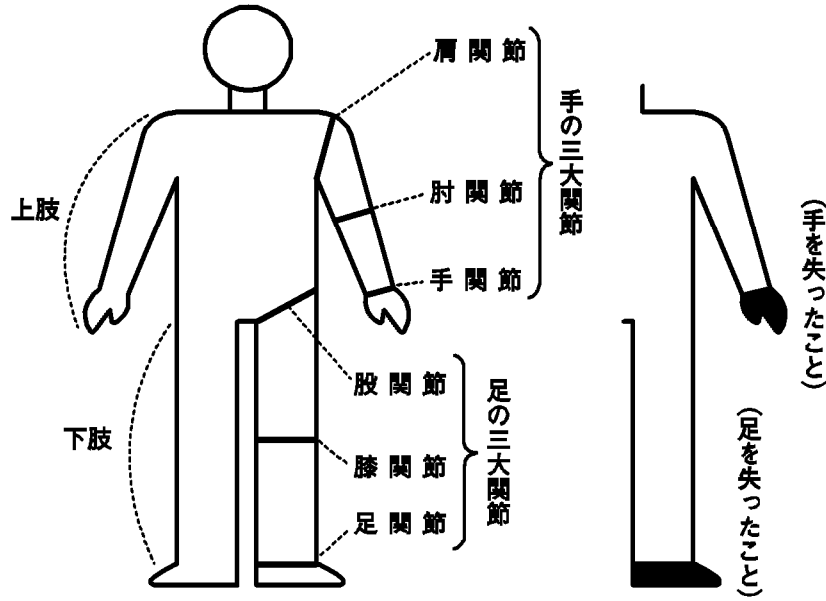
(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

(1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

A. 対象となる悪性新生物

- 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96

分類項目	基本分類コード
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1. において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

- 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。

B.対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済組合法
- 船員保険法

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

無配当定期保険(直接募集型)普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第2条 保険料の払込

第3条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第4条 保険料の払込方法<経路>

3. 保険契約者の住所の変更

第5条

4. 保険料の前納

第6条

5. 保険契約の復活

第7条

6. 保険金の支払および請求手続

第8条 保険金の支払

第9条 保険金の請求手続

第10条 被保険者の生死不明の場合

第11条 保険金支払の時期および場所

7. 高度障害給付金の支払および請求手続

第12条 高度障害給付金の支払

第13条 高度障害給付金の請求手続

第14条 高度障害給付金支払の時期および場所

第15条 保険契約の消滅

8. 保険料の払込免除および請求手続

第16条 保険料の払込免除

第17条 保険料の払込免除の請求手続

9. 保険金を支払わない場合

第18条

10. 高度障害給付金を支払わない場合

第19条

11. 保険料の払込を免除しない場合

第20条

12. 保険契約の取消、無効および解除

第21条 保険契約の取消および無効

第22条 告知義務違反による解除

第23条 重大事由による解除

13. 保険金額の中途増額

第24条

14. 中途解約および保険金額の減額

第25条

15. 払戻金

第26条

16. 保険契約の承継ならびに保険金受取人の変更および死亡

第27条 保険契約の承継

第28条 受取人の変更

第29条 遺言による受取人の変更

第30条 受取人の死亡

17. 保険契約者または保険金受取人の代表者

第31条

18. 受取人による保険契約の存続

第32条

19. 年齢の計算および誤りの処理

第33条 年齢の計算

第34条 年齢の誤りの処理

20. 保険契約の更新

第35条

21. 他の保険種類への加入

第36条

22. 契約者配当金

第37条

23. 時効

第38条

24. 保険契約の転換

第39条

25. 管轄裁判所

第40条

26. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第41条

27. 保険金等の支払方法の選択についての特則

第42条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 身体障害表

無配当定期保険(直接募集型)普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡したときに保険金を、また、高度障害となったときに高度障害給付金を支払うことを主な内容とし、家族の生活安定をはかる保険です。

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った時はその告知の時)
- ② 前項による会社の責任開始の日を、保険契約の契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
 1. 会社名
 2. 保険契約の名称
 3. 契約日
 4. 保険料およびその払込方法
 5. 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
 6. 保険金額
 7. 保険契約者の氏名または商号等
 8. 被保険者の氏名および契約時の年齢
 9. 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
 10. 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 11. 保険証券の作成地および作成年月日

2. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第2条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第4条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または高度障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに第16条に規定する保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第3条第5項の規定を準用します。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第3条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。
- ④ 猶予期間中に保険金または高度障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ⑤ 猶予期間中に第 16 条に規定する保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者はその猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

(保険料の払込方法<経路>)

第4条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 4. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限り、)
 5. 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 保険契約者は、会社の定める範囲内で、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ③ 保険料払込方法が第1項第3号から第5号までである保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

3. 保険契約者の住所の変更

第5条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときには、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知して下さい。

- ② 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

4. 保険料の前納

第6条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合
当 month 以後の保険料を会社の定める方法により、前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割り引きます。
 2. 半年払契約または年払契約の場合
 - (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割り引きます。
 - (2) 前(1)の規定により割り引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約については半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、次のいずれかの場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払う場合には保険金受取人に払い戻します。
1. 保険契約が消滅したとき。
 2. 保険料の払込を要しなくなったとき。

5. 保険契約の復活

第7条 保険契約者は第3条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して3年以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活することはできません。

- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ④ 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

6. 保険金の支払および請求手続

(保険金の支払)

第8条 保険金は、被保険者が保険期間中に死亡したときに、保険金受取人に支払います。

(保険金の請求手続)

第9条 保険契約者または保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 保険金受取人は、次の書類を提出して保険金を請求して下さい。

1. 保険金請求書
 2. 会社所定の診断書・証明書
 3. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 4. 保険金受取人の戸籍抄本
 5. 保険金受取人の印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を請求することがあります。また、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ④ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が、2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

(被保険者の生死不明の場合)

第10条 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第8条(保険金の支払)の規定を適用して保険金を支払います。

(保険金支払の時期および場所)

第11条 保険金は、第9条の書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第23条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

7. 高度障害給付金の支払および請求手続

(高度障害給付金の支払)

第 12 条 被保険者が保険契約の責任開始時(復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同様とします。)以後に発生または発病した傷害または疾病を原因として、保険期間中に、別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したときには、会社は、保険金と同額の高度障害給付金を保険契約者に支払います。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも支払います。

② 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後もその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに高度障害給付金を支払います。

③ 死亡保険金を支払う前に高度障害給付金の支払請求を受け、高度障害給付金が支払われるときは、会社は死亡保険金を支払いません。

④ 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害給付金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

⑤ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

2. その疾病について、責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(高度障害給付金の請求手続)

第 13 条 被保険者が、前条の高度障害となったときは、保険契約者または被保険者は、直ちに会社に通知し、かつ、保険契約者は、次の書類を提出して高度障害給付金を請求して下さい。

1. 高度障害給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
4. 保険契約者の戸籍抄本
5. 保険契約者の印鑑証明書
6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類

② 会社は前項の書類のほか、会社の指定した医師の診断書その他特に必要と認めた書類の提出を請求することがあります。また、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

③ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および高度障害給付金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の高度障害給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、高度障害給付金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が、2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

(高度障害給付金支払の時期および場所)

第 14 条 第 11 条(保険金支払の時期および場所)の規定は高度障害給付金支払の場合に準用します。

(保険契約の消滅)

第 15 条 会社が高度障害給付金を支払ったときは、高度障害となった時から保険契約は消滅します。

8. 保険料の払込免除および請求手続

(保険料の払込免除)

第 16 条 被保険者が、保険料払込期間中において、保険契約の責任開始時以後に発生した別表1に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表2に定める8. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときには、会社は、その身体障害の状態に該当した日の直後に到来する払込期月(払込期月内の初日から契約当日の前日までの間にその身体障害の状態に該当したときは当該払込期月)以後の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表2に定める8. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときも保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(保険料の払込免除の請求手続)

第 17 条 被保険者が、前条第1項の規定に該当した場合には、保険契約者または被保険者は、直ちに会社に通知し、かつ、保険契約者は、次の書類を提出して、保険料の払込の免除を請求して下さい。

1. 保険料払込免除請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 不慮の事故であることを証する書類
4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
5. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

9. 保険金を支払わない場合

第 18 条 次の場合には保険金を支払いません。

1. 責任開始時の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
2. 保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
3. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき。
4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき。ただし、戦争その他の変乱による死亡の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

10. 高度障害給付金を支払わない場合

第 19 条 被保険者が、次の各号によって第 12 条(高度障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、会社は、高度障害給付金を支払いません。

1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為によるとき。
2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
3. 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害となったとき。ただし、戦争その他の変乱による高度障害の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、高度障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

11. 保険料の払込を免除しない場合

第 20 条 会社は、被保険者が次の各号によって第 16 条(保険料の払込免除)の規定に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 2. 被保険者の犯罪行為によるとき。
 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 7. 地震、噴火または津波によるとき。
 8. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第7号または第8号の事由による身体障害の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときには、会社は、保険料の払込免除を行なうことがあります。

12. 保険契約の取消、無効および解除

(保険契約の取消および無効)

第 21 条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結または復活が行なわれた場合は、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

② 保険契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第 22 条 会社が、保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

③ 保険金もしくは高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金もしくは高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の死亡または身体障害が解除の原因となった事実によらないことを保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、保険金もしくは高度障害給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

④ 本条の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたととき。
3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
5. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して4年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して4年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により、別表2に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態になったときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。

⑥ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金受取人に解除の通知をいたします。

(重大事由による解除)

第 23 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者(保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの保険契約の保険金(保険金、高度障害給付金および払込を免除される保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

② 保険金もしくは高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは高度障害給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)か

ら(5)までに該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金もしくは高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。

13. 保険金額の中途増額

第24条 会社は保険金額の中途増額の取扱をしません。

14. 中途解約および保険金額の減額

第25条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、または保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社所定の金額に満たないときは、この取扱をしません。

- ② 保険金額を減額した場合には、減額分だけ保険契約を解約したものとして取り扱います。

15. 払戻金

第26条 保険契約が解除もしくは解約された場合または効力を失った場合には、会社は、保険料を払い込んだ年月数により計算した解約払戻金を、保険契約者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、第23条(重大事由による解除)第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第23条第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

③ 第18条(保険金を支払わない場合)の規定により保険金を支払わない場合には、会社は、保険料を払い込んだ年月数により計算した責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に払い戻します。(第18条第2号に該当したことにより保険金の一部が支払われない場合には、支払われない保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、第18条第3号の保険契約者の故意による場合には払い戻しません。

④ 前3項の払戻金を請求する場合には、保険証券を提出して下さい。

⑤ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

16. 保険契約の承継ならびに保険金受取人の変更および死亡

(保険契約の承継)

第27条 保険契約者は、会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

② 前項の場合には、被保険者の同意を表した書面を添えて、これを会社に通知し、保険証券に会社の承認の表示を受けてからでなければ、会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

第28条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

② 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第29条 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

② 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

③ 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

第30条 保険金(保険金および高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人として扱います。

② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人として扱います。

- ③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

17. 保険契約者または保険金受取人の代表者

第31条 保険契約者または保険金受取人が2人以上あるときには、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

18. 受取人による保険契約の存続

第32条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす保険金または高度障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金または高度障害給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第26条(払戻金)第4項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

19. 年齢の計算および誤りの処理

(年齢の計算)

- 第33条** 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。
- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約日の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(年齢の誤りの処理)

第34条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合には次の方法で処理します。

1. 実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険の保険料表の範囲外であった場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が、保険契約締結の当時はこの保険料表の最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見されたときは、契約年齢に達していた場合には、最低契約年齢になった日に保険契約を締結したものとみなします。また実際の年齢が、この保険の保険料表の最高契約年齢をこえていた場合でも保険種類を変更して契約することのできる場合には、その保険種類で保険契約を締結したものとみなし第2号の規定を準用します。
2. 実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険の保険料表の範囲内であった場合には、実際の年齢に基づいて将来の保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料に超過分があればこれを保険契約者に払い戻し、不足分があればこれを領収します。ただし、保険金または高度障害給付金支払の事由発生後は、支払うべき金額を更正します。

20. 保険契約の更新

第35条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、この保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取扱をしません。

1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。
 2. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
- ② 前項第1号に該当する場合に、会社所定の範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
- ④ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。

- ⑦ 保険契約が更新された場合に、第 12 条(高度障害給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ⑧ 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
 - 1. 被保険者の氏名および更新時の年齢
 - 2. 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および保険金額
 - 3. 更新する特約があるときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 - 4. 更新後の保険料およびその払込方法
- ⑨ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新後は、変更後の普通保険約款を適用します。

21. 他の保険種類への加入

第 36 条 被保険者であった者は、保険期間満了の日または解約の日の翌日から起算して1カ月以内であれば、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、他の保険種類に加入できます。

22. 契約者配当金

第 37 条 この契約に対して、契約者配当金はありません。

23. 時効

第 38 条 保険金、高度障害給付金もしくは払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

24. 保険契約の転換

第 39 条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この保険契約を他の保険契約へ転換することができます。

25. 管轄裁判所

第 40 条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

26. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第 41 条 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料相当額(以下「第1回保険料等」といいます。)を次の各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれ次に定める時に会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。

- 1. 会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により払い込む場合
会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額以内であること等(以下「クレジットカードの有効性等」といいます。)の確認を行なった時(会社所定の利用票(以下「利用票」といいます。)を使用するときは、利用票を作成した時)
 - 2. 会社の指定するデビットカード(以下「デビットカード」といいます。)により払い込む場合
会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
- ② 第1項第1号の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、次の各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。この場合、保険契約者は他の方法で第1回保険料を払い込むことを要します。
- 1. 会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - 2. クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人(クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。)から保険料相当額を受け取ることができないこと
- ③ 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。
- ④ 本条の取扱いにより払い込まれた第1回保険料については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

27. 保険金等の支払方法の選択についての特則

第 42 条 保険契約者(保険金等の支払事由発生後は、その受取人とします。)は、会社の定める範囲および方法により、保険金等について、一時支払にかえて、据置支払の方法を選択することができます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオーージオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

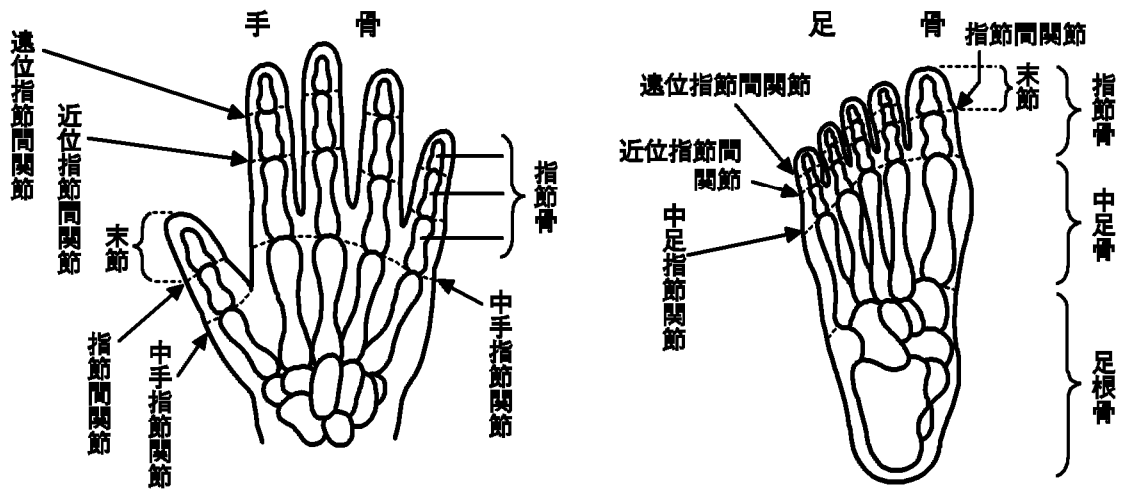
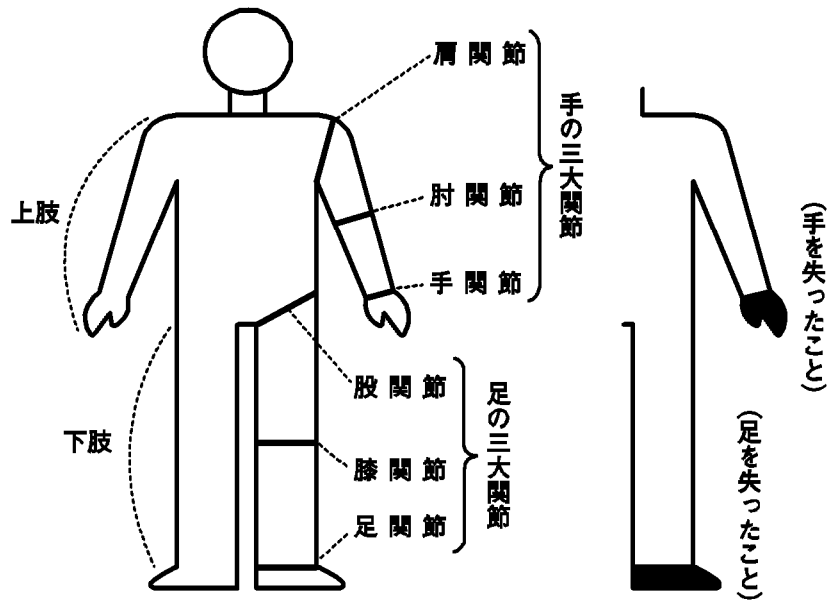
(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

(1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



保険金等の支払時期変更特則 目次

第1条	特則の適用	
第2条	保険金等支払の時期および場所	(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)
第3条	死亡保険金の簡易請求	
第4条	特則の解約	
第5条	特則の更新	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

保険金等の支払時期変更特則

(特則の適用)

- 第1条** この特則は、平成24年1月1日以降、主契約および主契約に付加された特約(主契約および特約に適用された保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(既契約用)および保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(更新用)を含みます。以下「主契約等」といいます。)に適用されます。
- ② この特則の規定については、主契約等の普通保険約款、特約条項または特則条項(以下「主約款等」といいます。)の規定に優先して取扱います。
- ③ この特則の規定以外については、主約款等の規定により取扱います。

(保険金等支払の時期および場所)

- 第2条** 保険金、給付金、年金、見舞金または一時金等(名称を問わず、主約款等に定める支払事由に基づいて支払うものをいいます。以下「保険金等」といいます。)が支払われるときは、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日(5日と定められている主約款等においては5日)以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 主約款等の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用している規定については、その規定が準用している規定ではなく、前6項を準用するものとします。
- ⑧ 主約款等の請求手続または請求書類の規定において、保険金等の支払および保険料の払込免除の際に、会社が必要と認めた場合は事実の確認および会社の指定する医師の判断を求める旨定めている部分は適用しません。

(死亡保険金の簡易請求)

第3条 死亡保険金(名称を問わず、普通死亡の際に支払われる金額とします。普通死亡の際に年金を支払う保険契約または特約においては、年金現価の一時支払を請求する場合のその金額を含みます。以下、本条において同じとします。)の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、死亡保険金の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

(特則の解約)

第4条 この特則のみの解約はできません。

(特則の更新)

第5条 この特則が適用された主契約が更新されたときは、この特則も更新されます。

(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)

平成 24 年4月1日以降、主契約等が更新されたときまたは特約が付加されたときは、更新された主契約等または付加された特約について、この特則第2条(保険金等支払の時期および場所)第2項第4号は、次のとおり読み替えます。

「

4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が、次の(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
 - (1) 主約款等に定める反社会的勢力に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険金等の支払時期変更特則条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

保険契約の失効取消に関する特則(Ⅳ) 目次

第1条 失効取消の適用

第2条 主契約が外国通貨建の保険の場合の取扱

保険契約の失効取消に関する特則(Ⅳ)

第1条(失効取消の適用)

- この特則は、失効についての規定がある保険契約(特約を含みます。以下、同じとします。)に適用されます。
- この特則が適用された保険契約については、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。
 - 主たる保険契約(以下、「主契約」と言います。)の普通保険約款に定める猶予期間中に保険料の払込がない場合でも、失効取消可能期間^{(*)1}中に失効取消にかかる延滞保険料^{(*)2}の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
 - 失効取消可能期間中に保険金・給付金等^{(*)3}の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に第(1)号に定める失効取消にかかる延滞保険料の払込があったときは、保険金・給付金等の支払または保険料の払込の免除を行います。^(補1)
 - 失効取消可能期間中は、保険契約者は、保険契約を復活することはできません。

第1条の補則

補1 保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消可能期間中に死亡保険金等^{(*)4}の支払事由が生じた場合には、死亡保険金等の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡保険金等から失効取消にかかる延滞保険料を差し引いた金額を支払います。

第1条の用語の意義

- *1 失効取消可能期間
猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。本条において同じとします。
- *2 失効取消にかかる延滞保険料
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。
- *3 保険金・給付金等
名称の如何を問わず、保険契約において定めるすべての給付をいいます。本条において同じとします。
- *4 死亡保険金等
死亡に際して支払う給付等をいい、名称の如何を問いません。本条において同じとします。

第2条(主契約が外国通貨建の保険の場合の取扱)

- この特則の適用がある主契約が無配当終身保険(USD建)で、主契約に保険料等円入金取扱特約が付加されている場合には、この特則の規定に基づき会社に払い込む失効取消にかかる延滞保険料^{(*)1}の換算基準日^{(*)2}は、会社が受領する日とします。
- この特則の適用がある主契約が外国通貨建の保険で、主契約に保険料円入金特約(積立個人年金用)が付加されている場合には、つぎの第(1)号および第(2)号のとおり取り扱います。
 - この特則の規定に基づき保険契約者が会社に払い込む失効取消にかかる延滞保険料の換算基準日^{(*)2}は、会社が受領する日とします。
 - 保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第7条(保険料円換算額を定める場合の特則)の適用がある場合には、つぎの①および②のとおり取り扱います。
 - 第(1)号の失効取消にかかる延滞保険料の払込については、保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第7条(保険料円換算額を定める場合の特則)第2項に定める保険料円換算額により取り扱うものとし、会社が受領する日を換算基準日^{(*)2}として、保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第3条(保険料の円貨への換算に用いる為替レート)第2項に定める為替レートを用いて、計算した外国通貨建の金額を主契約の保険料とします。
 - 第1条の補則の補1に定める死亡保険金等を支払う場合において、失効取消にかかる延滞保険料を差し引くときは、失効取消にかかる延滞保険料の払込期月の1日を換算基準日^{(*)3}として、保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第3条(保険料の円貨への換算に用いる為替レート)第2項に定める為替レートを用いて、差し引くべき失効取消にかかる延滞保険料を計算します。

第2条の用語の意義

- *1 失効取消にかかる延滞保険料
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。

*2 換算基準日

外国通貨建の保険料を円に換算する際の基準となる日を換算基準日といたします。ただし、その日が会社が指定する金融機関の休業日にあたる場合には、直前の金融機関の営業日とします。本条において同じとします。

*3 換算基準日

外国通貨建の保険料を円に換算する際の基準となる日を換算基準日といたします。ただし、その日が会社が指定する金融機関の休業日にあたる場合には、直後の金融機関の営業日とします。

未経過保険料の取扱に関する特則

第1条 この保険契約（主契約および主契約に付加された特約を含みます。）については、保険期間中に保険契約が消滅した場合に、翌払込期月までの残存期間に応じた保険料を未経過保険料として支払う取扱はありません。ただし、主約款において未経過保険料の取扱いの規定がある保険契約に更新した場合は、この限りではありません。

第2条 前条ただし書に該当した場合は、この特則は更新されずに消滅します。

第3条 この特則のみを解約することはできません。

リスク細分割引特約(主契約用)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始
- 第2条 適用保険料率
- 第3条 告知義務
- 第4条 主契約の保険金額等の増額
- 第5条 主契約の自動更新
- 第6条 主契約の解約払戻金
- 第7条 主契約の払済保険への変更
- 第8条 特約の消滅
- 第9条 特約の失効

第10条 特約の解約

第11条 特約の復活

第12条 特約の復帰

第13条 自動車等の過去の運転履歴および喫煙歴に関する告知の誤りの処理

第14条 年齢の誤りの処理

第15条 主約款の規定の準用

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行に関する特則

リスク細分割引特約(主契約用)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の健康状態・生活習慣等が会社所定の基準に適合する場合、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の保険料の割引を行ない、より合理的な保障を提供するとともに被保険者の健康的なライフスタイルを支援することを目的としています。

(特約の締結および責任開始)

- 第1条 この特約は、主契約を締結または更新する際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、会社の承諾を得て主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定によりこの特約を付加する場合、主契約の保険期間、契約年齢および保険金額または年金額(以下「保険金額等」といいます。)は会社の定める範囲とします。

(適用保険料率)

- 第2条 この特約を付加した主契約には、被保険者の健康状態、自動車および原動機付自転車(以下「自動車等」といいます。)の運転履歴および喫煙歴により、非喫煙健康体保険料率、非喫煙標準体保険料率または喫煙健康体保険料率を適用します。(以下「適用保険料率」といいます。)

(告知義務)

- 第3条 この特約の締結、復活または復帰の際、会社が被保険者の健康状態、自動車等の運転履歴および喫煙歴に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。
- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 主契約の保険金、給付金もしくは収入保障年金(以下「保険金等」といいます。)の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が、この特約の解除の原因となった事実によらないことを、契約者、被保険者または保険金等の受取人が証明したときは、この特約の解除を行いません。
- ⑤ 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人に解除の通知をします。
- ⑥ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、次のとおり取扱います。
 - 1. 主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由発生前に解除した場合は、会社の定める方法により処理します。
 - 2. 主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由発生時以後に解除した場合は、主契約の保険金額等を削減します。
- ⑦ 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める解除権の消滅に関する規定は、本条のこの特約を解除できない場合に準用します。

(主契約の保険金額等の増額)

- 第4条 この特約を付加した場合、主約款に定める保険金額等の中途増額に関する規定にかかわらず、主契約の保険金額等の増額を取扱いません。

(主契約の自動更新)

- 第5条** 主約款に定める主契約の更新の際に別段の申出のないときは、この特約も同時に更新するものとします。ただし、更新後の主契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が70歳を超える場合には、この特約は更新できません。
- ② 前項の規定によりこの特約が更新される場合、この特約の更新日は主契約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ③ 第1項の規定によりこの特約が更新される場合、適用保険料率は更新前の適用保険料率と同一とします。ただし、契約者から主契約の保険期間満了の日の2カ月前までに申出があり、この特約の締結の日より10年以上経過してこの特約を更新する場合、会社の承諾を得て、適用保険料率を変更して更新できます。この場合、この特約の更新日を適用保険料率変更日とします。
- ④ 前項の規定により適用保険料率を変更して更新した場合、直前の適用保険料率変更日より10年以上経過しているときは、前項による更新を請求することができます。
- ⑤ 本条の規定によりこの特約が主契約とともに更新される場合、主約款に定める主契約の更新に関する規定にかかわらず、更新時に増額の取扱をしません。
- ⑥ 会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の特約条項および適用保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する主契約については、更新日以後、変更後のこの特約の特約条項および適用保険料率を適用します。

(主契約の解約払戻金)

第6条 この特約を付加した主契約の解約払戻金については、主約款の払戻金に関する規定により取扱います。

(主契約の払済保険への変更)

第7条 この特約を付加した主契約を払済保険に変更した場合の払済保険金額については、主約款の払済保険への変更に関する規定により取扱います。

(特約の消滅)

第8条 主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も同時に消滅したものとみなします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合、この特約も効力を失います。

(特約の解約)

第10条 この特約のみの解約はできません。

(特約の復活)

- 第11条** 主約款に定める主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。この場合、次の各号のとおり取扱います。
- 復活後の適用保険料率は、失効前の適用保険料率と同一とします。ただし、この特約の引受条件が失効前と異なる場合には、会社の定める方法により、契約者が承諾したときに適用保険料率を変更して復活の取扱をします。
 - 次の各号の場合、会社に払込を要する金額がある場合には、契約者は会社の指定した日までに払い込むことを要します。
 - 被保険者の健康状態等がこの特約の引受基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主契約が主約款の規定によって復活するとき
 - 前号ただし書きにより適用保険料率を変更してこの特約を復活する場合

(特約の復帰)

- 第12条** 主約款に定める主契約の復帰の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復帰の請求があったものとします。この場合、次の各号のとおり取扱います。
- 復帰後の適用保険料率は、払済保険へ変更する前の適用保険料率と同一とします。ただし、この特約の引受条件が払済保険へ変更する前と異なる場合には、会社の定める方法により、契約者が承諾したときに適用保険料率を変更して復帰の取扱をします。
 - 次の各号の場合、会社に払込を要する金額がある場合には、契約者は会社の指定した日までに払い込むことを要します。
 - 被保険者の健康状態等がこの特約の引受基準に適合しないため、会社がこの特約の復帰を承諾しない場合で、主契約が主約款の規定によって復帰するとき
 - 前号ただし書きにより適用保険料率を変更してこの特約を復帰する場合

(自動車等の過去の運転履歴および喫煙歴に関する告知の誤りの処理)

- 第13条** 主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生前に、被保険者の自動車等の運転履歴および喫煙歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合は、会社の定める方法により処理します。
- ② 主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生日以後に、被保険者の自動車等の運転履歴および喫煙歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合は、会社の定める方法により主契約の保険金額等を削減します。

(年齢の誤りの処理)

第14条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、実際の年齢では、当社の定めたこの特約の引受基準に適合しない場合には、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、会社の定める方法により処理します。

(主約款の規定の準用)

第15条 この特約に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款の規定を準用します。

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行に関する特則

令和2年3月31日以前に締結されたこの特約が、令和2年4月1日以後に主契約の自動更新に関する規定により更新された場合(適用保険料率を変更して更新された場合を除きます。)には、年齢の誤りの処理に関する規定中、「会社は、この特約を取り消すことができるものとし、」を「この特約は無効とし、」と読み替えます。

リスク細分割引特約(主特約用)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始
- 第2条 適用保険料率
- 第3条 告知義務
- 第4条 主特約の保険金額等の増額
- 第5条 主特約の更新
- 第6条 主特約の解約払戻金
- 第7条 特約の消滅
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の解約

第10条 特約の復活

第11条 特約の復帰

第12条 自動車等の過去の運転履歴および喫煙歴に関する告知の誤りの処理

第13条 年齢の誤りの処理

第14条 主特約の特約条項の規定の準用

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行に関する特則

リスク細分割引特約(主特約用)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の健康状態・生活習慣等が会社所定の基準に適合する場合、無配当定期保険特約、無配当増定期保険特約、無配当減定期保険特約、無配当年金払定期保険特約または無配当収入保障特約(以下「主特約」といいます。)の保険料の割引を行ない、より合理的な保障を提供するとともに被保険者の健康的なライフスタイルを支援することを目的としています。

(特約の締結および責任開始)

第1条 この特約は、主特約を締結または更新する際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、会社の承諾を得て主特約に付加して締結します。

② 前項の規定によりこの特約を付加する場合、主特約の保険期間、契約年齢および保険金額、基本保険金額または特約年金額(以下「保険金額等」といいます。)は会社の定める範囲とします。

(適用保険料率)

第2条 この特約を付加した主特約には、被保険者の健康状態、自動車および原動機付自転車(以下「自動車等」といいます。)の運転履歴および喫煙歴により、非喫煙健康体保険料率、非喫煙標準体保険料率または喫煙健康体保険料率を適用します。(以下「適用保険料率」といいます。)

(告知義務)

第3条 この特約の締結、復活または復帰の際、会社が被保険者の健康状態、自動車等の運転履歴および喫煙歴に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

③ 主特約の保険金、給付金もしくは特約年金(以下「保険金等」といいます。)の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。

④ 前項の規定にかかわらず、主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が、この特約の解除の原因となった事実によらないことを、契約者、被保険者または保険金等の受取人が証明したときは、この特約の解除を行いません。

⑤ 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人に解除の通知をします。

⑥ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、次のとおり取扱います。

1. 主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由発生前に解除した場合は、会社の定める方法により処理します。

2. 主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由発生時以後に解除した場合は、主特約の保険金額等を削減します。

⑦ 主特約の特約条項に定める解除権の消滅に関する規定は、本条のこの特約を解除できない場合に準用します。

(主特約の保険金額等の増額)

第4条 この特約を付加した場合、主特約の特約条項に定める保険金額等の中途増額に関する規定にかかわらず、主特約の保険金額等の増額を取扱いません。

（主特約の更新）

第5条 主特約の特約条項に定める主特約の更新の際に別段の申出のないときは、この特約も同時に更新するものとします。ただし、更新後の主特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が 70 歳を超える場合には、この特約は更新できません。

- ② 前項の規定によりこの特約が更新される場合、この特約の更新日は主特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ③ 第1項の規定によりこの特約が更新される場合、適用保険料率は更新前の適用保険料率と同一とします。ただし、契約者から主特約の保険期間満了の日の2カ月前までに申出があり、この特約の締結の日より 10 年以上経過してこの特約を更新する場合、会社の承諾を得て、適用保険料率を変更して更新できます。この場合、この特約の更新日を適用保険料率変更日とします。
- ④ 前項の規定により適用保険料率を変更して更新した場合、直前の適用保険料率変更日より 10 年以上経過しているときは、前項による更新を請求することができます。
- ⑤ 本条の規定によりこの特約が主特約とともに更新される場合、主特約の特約条項に定める主特約の更新に関する規定にかかわらず、更新時に増額の取扱をしません。
- ⑥ 会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の特約条項および適用保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する主特約については、更新日以後、変更後のこの特約の特約条項および適用保険料率を適用します。

（主特約の解約払戻金）

第6条 この特約を付加した主特約の解約払戻金については、主特約の特約条項の払戻金に関する規定により取扱います。

（特約の消滅）

第7条 主特約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も同時に消滅したものとみなします。

（特約の失効）

第8条 主特約が効力を失った場合、この特約も効力を失います。

（特約の解約）

第9条 この特約のみの解約はできません。

（特約の復活）

第10条 主特約の特約条項に定める主特約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。この場合、次の各号のとおり取り扱います。

- 1. 復活後の適用保険料率は、失効前の適用保険料率と同一とします。ただし、この特約の引受条件が失効前と異なる場合には、会社の定める方法により、契約者が承諾したときに適用保険料率を変更して復活の取扱をします。
- 2. 次の各号の場合、会社に払込を要する金額がある場合には、契約者は会社の指定した日までに払い込むことを要します。
 - (1) 被保険者の健康状態等がこの特約の引受基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主特約が主特約の特約条項の規定によって復活するとき
 - (2) 前号ただし書きにより適用保険料率を変更してこの特約を復活する場合

（特約の復帰）

第11条 主特約の特約条項に定める主特約の復帰の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復帰の請求があったものとします。この場合、次の各号のとおり取り扱います。

- 1. 復帰後の適用保険料率は、払済保険へ変更する前の適用保険料率と同一とします。ただし、この特約の引受条件が払済保険へ変更する前と異なる場合には、会社の定める方法により、契約者が承諾したときに適用保険料率を変更して復帰の取扱をします。
- 2. 次の各号の場合、会社に払込を要する金額がある場合には、契約者は会社の指定した日までに払い込むことを要します。
 - (1) 被保険者の健康状態等がこの特約の引受基準に適合しないため、会社がこの特約の復帰を承諾しない場合で、主特約が主特約の特約条項の規定によって復帰するとき
 - (2) 前号ただし書きにより適用保険料率を変更してこの特約を復帰する場合

（自動車等の過去の運転履歴および喫煙歴に関する告知の誤りの処理）

第12条 主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生前に、被保険者の自動車等の運転履歴および喫煙歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合は、会社の定める方法により処理します。

- ② 主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生時以後に、被保険者の自動車等の運転履歴および喫煙歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合は、会社の定める方法により主特約の保険金額等を削減します。

（年齢の誤りの処理）

第13条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、実際の年齢では、当社の定めたこの特約の引受基準に適合しない場合には、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、会社の定める方法により処理します。

(主特約の特約条項の規定の準用)

第 14 条 この特約に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主特約の特約条項の規定を準用します。

民法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 44 号)の施行に関する特則

令和2年3月 31 日以前に締結されたこの特約が、令和2年4月1日以後に主特約の更新に関する規定により更新された場合(適用保険料率を変更して更新された場合を除きます。)には、年齢の誤りの処理に関する規定中、「会社は、この特約を取り消すことができるものとし、」を「この特約は無効とし、」と読み替えます。

非喫煙割引特約(主契約用)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始
- 第2条 適用保険料率
- 第3条 告知義務
- 第4条 主契約の保険金額等の増額
- 第5条 主契約の更新
- 第6条 主契約の解約払戻金
- 第7条 主契約の払済保険または払済定期保険への変更

- 第8条 特約の消滅
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の解約
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の復帰
- 第13条 過去の喫煙歴に関する告知の誤りの処理
- 第14条 年齢の誤りの処理
- 第15条 この特約を付加した場合の取扱
- 第16条 主約款の規定の準用

非喫煙割引特約(主契約用)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の健康状態・生活習慣等が会社所定の基準に適合する場合、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の保険料の割引を行ない、より合理的な保障を提供するとともに被保険者の健康的なライフスタイルを支援することを目的としています。

(特約の締結および責任開始)

- 第1条 この特約は、主契約を締結する際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、会社の承諾を得て主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定によりこの特約を付加する場合、主契約の保険期間、契約年齢および保険金額、基本保険金額、年金額または年金月額(以下「保険金額等」といいます。)は会社の定める範囲とします。

(適用保険料率)

- 第2条 この特約を付加した主契約には、被保険者の健康状態および喫煙歴により、非喫煙体保険料率を適用します。(以下「適用保険料率」といいます。)

(告知義務)

- 第3条 この特約の締結、復活または復帰の際、会社が被保険者の健康状態および喫煙歴に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。
- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 主契約の保険金、給付金、一時金もしくは収入保障年金(以下「保険金等」といいます。)の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、主契約の保険金等の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が、この特約の解除の原因となった事実によらないことを、契約者、被保険者または保険金等の受取人が証明したときは、この特約の解除を行いません。
- ⑤ 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人に解除の通知をします。
- ⑥ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、次のとおり取り扱います。
 - 1. 主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由発生前に解除した場合は、会社の定める方法により処理します。
 - 2. 主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由発生時以後に解除した場合は、主契約の保険金額等を削減します。
- ⑦ 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める解除権の消滅に関する規定は、本条のこの特約を解除できない場合に準用します。

(主契約の保険金額等の増額)

- 第4条 この特約を付加した場合、主約款に定める保険金額等の中途増額に関する規定にかかわらず、主契約の保険金額等の増額を取り扱いません。

(主契約の更新)

第5条 主約款に定める主契約の更新の際に別段の申出のないときは、この特約も同時に更新するものとします。ただし、更新後の主契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が70歳を超える場合には、この特約は更新できません。

- ② 前項の規定によりこの特約が更新される場合、この特約の更新日は主契約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ③ 本条の規定によりこの特約が主契約とともに更新される場合、主約款に定める主契約の更新に関する規定にかかわらず、更新時に増額の取扱をしません。
- ④ 会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の特約条項および適用保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する主契約については、更新日以後、変更後のこの特約の特約条項および適用保険料率を適用します。

(主契約の解約払戻金)

第6条 この特約を付加した主契約の解約払戻金については、主約款の払戻金に関する規定により取扱います。

(主契約の払済保険または払済定期保険への変更)

第7条 この特約を付加した主契約を主約款に定める払済保険または払済定期保険に変更した場合の払済保険金額については、主約款の払済保険または払済定期保険への変更に関する規定により取扱います。

(特約の消滅)

第8条 主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も同時に消滅したものとみなします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合、この特約も効力を失います。

(特約の解約)

第10条 この特約のみの解約はできません。

(特約の復活)

第11条 主約款に定める主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。この場合、次の各号のとおり取扱います。

1. 復活後の適用保険料率は、失効前の適用保険料率と同一とします。ただし、被保険者の健康状態および喫煙歴がこの特約の引受基準に適合しない場合、会社はこの特約の復活を認めません。
2. 前号ただし書きにより、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主契約が主約款の規定によって復活するとき、会社に払込を要する金額がある場合には、契約者は会社の指定した日までに払い込むことを要します。

(特約の復帰)

第12条 主約款に定める主契約の復帰の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復帰の請求があったものとします。この場合、次の各号のとおり取扱います。

1. 復帰後の適用保険料率は、払済保険または払済定期保険へ変更する前の適用保険料率と同一とします。ただし、被保険者の健康状態および喫煙歴がこの特約の引受基準に適合しない場合、会社はこの特約の復帰を認めません。
2. 前号ただし書きにより、会社がこの特約の復帰を承諾しない場合で、主契約が主約款の規定によって復帰するとき、会社に払込を要する金額がある場合には、契約者は会社の指定した日までに払い込むことを要します。

(過去の喫煙歴に関する告知の誤りの処理)

第13条 主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生前に、被保険者の喫煙歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合は、会社の定める方法により処理します。

- ② 主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生時以後に、被保険者の喫煙歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合は、会社の定める方法により主契約の保険金額等を削減します。

(年齢の誤りの処理)

第14条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、実際の年齢では、当社の定めたこの特約の引受基準に適合しない場合には、この特約は無効とし、会社の定める方法により処理します。

(この特約を付加した場合の取扱)

第15条 リスク細分割引特約条項の規定にかかわらず、この特約を付加した場合には、リスク細分割引特約を付加することはできません。

(主約款の規定の準用)

第16条 この特約に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款の規定を準用します。

非喫煙割引特約(主特約用)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始
- 第2条 適用保険料率
- 第3条 告知義務
- 第4条 主特約の保険金額等の増額
- 第5条 主特約の更新
- 第6条 主特約の解約払戻金
- 第7条 特約の消滅

- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の解約
- 第10条 特約の復活
- 第11条 特約の復帰
- 第12条 過去の喫煙歴に関する告知の誤りの処理
- 第13条 年齢の誤りの処理
- 第14条 この特約を付加した場合の取扱
- 第15条 主特約の特約条項の規定の準用

非喫煙割引特約(主特約用)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の健康状態・生活習慣等が会社所定の基準に適合する場合、無配当定期保険特約、無配当通増定期保険特約、無配当新通増定期保険特約、無配当通減定期保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約(USD建)、無配当年金払定期保険特約または無配当収入保障特約(以下「主特約」といいます。)の保険料の割引を行ない、より合理的な保障を提供するとともに被保険者の健康的なライフスタイルを支援することを目的としています。

(特約の締結および責任開始)

- 第1条 この特約は、主特約を締結する際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、会社の承諾を得て主特約に付加して締結します。
- ② 前項の規定によりこの特約を付加する場合、主特約の保険期間、契約年齢および保険金額、基本保険金額もしくは特約年金額(以下「保険金額等」といいます。)は会社の定める範囲とします。

(適用保険料率)

- 第2条 この特約を付加した主特約には、被保険者の健康状態および喫煙歴により、非喫煙体保険料率を適用します。(以下「適用保険料率」といいます。)

(告知義務)

- 第3条 この特約の締結、復活または復帰の際、会社が被保険者の健康状態および喫煙歴に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。
- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 主特約の保険金、給付金もしくは特約年金(以下「保険金等」といいます。)の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、主特約の保険金等の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が、この特約の解除の原因となった事実によらないことを、契約者、被保険者または保険金等の受取人が証明したときは、この特約の解除を行いません。
- ⑤ 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人に解除の通知をします。
- ⑥ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、次のとおり取り扱います。
1. 主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由発生前に解除した場合は、会社の定める方法により処理します。
 2. 主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由発生時以後に解除した場合は、主特約の保険金額等を削減します。
- ⑦ 主特約の特約条項に定める解除権の消滅に関する規定は、本条のこの特約を解除できない場合に準用します。

(主特約の保険金額等の増額)

- 第4条 この特約を付加した場合、主特約の特約条項に定める保険金額等の中途増額に関する規定にかかわらず、主特約の保険金額等の増額を取り扱いません。

(主特約の更新)

- 第5条** 主特約の特約条項に定める主特約の更新の際に別段の申出のないときは、この特約も同時に更新するものとします。ただし、更新後の主特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が 70 歳を超える場合には、この特約は更新できません。
- ② 前項の規定によりこの特約が更新される場合、この特約の更新日は主特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ③ 本条の規定によりこの特約が主特約とともに更新される場合、主特約の特約条項に定める主特約の更新に関する規定にかかわらず、更新時に増額の取扱をしません。
- ④ 会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の特約条項および適用保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する主特約については、更新日以後、変更後のこの特約の特約条項および適用保険料率を適用します。

(主特約の解約払戻金)

- 第6条** この特約を付加した主特約の解約払戻金については、主特約の特約条項の払戻金に関する規定により取扱います。

(特約の消滅)

- 第7条** 主特約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も同時に消滅したものとみなします。

(特約の失効)

- 第8条** 主特約が効力を失った場合、この特約も効力を失います。

(特約の解約)

- 第9条** この特約のみの解約はできません。

(特約の復活)

- 第10条** 主特約の特約条項に定める主特約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。この場合、次の各号のとおり取り扱います。
1. 復活後の適用保険料率は、失効前の適用保険料率と同一とします。ただし、被保険者の健康状態および喫煙歴がこの特約の引受基準に適合しない場合、会社はこの特約の復活を認めません。
 2. 前号ただし書きにより、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主特約が主特約の特約条項の規定によって復活するとき、会社に払込を要する金額がある場合には、契約者は会社の指定した日までに払い込むことを要します。

(特約の復帰)

- 第11条** 主特約の特約条項に定める主特約の復帰の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復帰の請求があったものとします。この場合、次の各号のとおり取り扱います。
1. 復帰後の適用保険料率は、払済保険へ変更する前の適用保険料率と同一とします。ただし、被保険者の健康状態および喫煙歴がこの特約の引受基準に適合しない場合、会社はこの特約の復帰を認めません。
 2. 前号ただし書きにより、会社がこの特約の復帰を承諾しない場合で、主特約が主特約の特約条項の規定によって復帰するとき、会社に払込を要する金額がある場合には、契約者は会社の指定した日までに払い込むことを要します。

(過去の喫煙歴に関する告知の誤りの処理)

- 第12条** 主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生前に、被保険者の喫煙歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合は、会社の定める方法により処理します。
- ② 主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生時以後に、被保険者の喫煙歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合は、会社の定める方法により主特約の保険金額等を削減します。

(年齢の誤りの処理)

- 第13条** 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、実際の年齢では、当社の定めたこの特約の引受基準に適合しない場合には、この特約は無効とし、会社の定める方法により処理します。

(この特約を付加した場合の取扱)

- 第14条** リスク細分割引特約条項の規定にかかわらず、この特約を付加した場合には、リスク細分割引特約を付加することはできません。

(主特約の特約条項の規定の準用)

- 第15条** この特約に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主特約の特約条項の規定を準用します。

無配当定期保険特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金および給付金の支払
- 第3条 特約保険料の払込免除
- 第4条 特約の取消および無効
- 第5条 告知義務違反による解除
- 第6条 重大事由による解除
- 第7条 保険金支払の時期および場所
- 第8条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第9条 特約の失効
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 保険料の自動貸付
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の払戻金
- 第16条 特約保険金額の増額
- 第17条 特約保険金額の減額
- 第18条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第19条 特約の復帰

- 第20条 受取人の変更
 - 第21条 遺言による受取人の変更
 - 第22条 受取人の死亡
 - 第23条 受取人による特約の存続
 - 第24条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
 - 第25条 契約者配当金
 - 第26条 請求手続
 - 第27条 時効
 - 第28条 管轄裁判所
 - 第29条 主約款の規定の準用
 - 第30条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
 - 第31条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則
 - 第32条 無配当収入保障保険に付加した場合の特則
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
- 別表1 身体障害表

無配当定期保険特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡または高度障害となったときは、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金および給付金の支払)

第2条 この特約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. この特約の責任開始時(復活、復帰もしくは被保険者の変更が行なわれた場合の特約または特約保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の変更の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日(以下「責任開始日」といいます。)から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 特約死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 契約者の故意
2. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ 被保険者が、別表1および備考に定める状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。
- ④ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の支払請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
- ⑤ 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害給付金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑥ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由2. に該当したことにより特約死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない特約死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑦ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の変更の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約保険料の払込免除)

第3条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。))の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第4条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第5条 この特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の変更の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または主契約の保険金受取人が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。))が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者(特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。))または保険金の受取人がこの特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。))を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。))をした場合
2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。))があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約死亡保険金の受取人のみであり、その特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(保険金支払の時期および場所)

第7条 保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで(会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(保険料の自動貸付)

第11条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第15条 特約の失効(第9条)、解約(前条)または解除(第5条および第6条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 前項の規定にかかわらず、第6条(重大事由による解除)第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第6条第2項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。
- ③ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 第13条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合(この特約の特約死亡保険金を支払う場合を除きます。)には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約保険金額の増額)

第16条 契約者は、この特約の締結後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、将来に向かって、特約保険金額を増額することができます。

- ② 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が特約保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
1. 会社が特約保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特約保険金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約保険金額の減額)

第 17 条 契約者は、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第 18 条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、第 15 条(特約の払戻金)の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

第 19 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 13 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 20 条 特約死亡保険金の受取人については、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、特約高度障害給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 21 条 契約者は、遺言によっても、特約死亡保険金の受取人を、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、特約高度障害給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 22 条 保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ。)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。

③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 23 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 15 条(特約の払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 24 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

(契約者配当金)

第 25 条 この特約に、配当金はありません。

(請求手続)

第26条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		受 取 人 の 戸 籍 抄 本	被 保 險 者 の 住 民 票	会 社 所 定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人				
1	特約死亡保険金の支払	○	○	○		○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には 住民票にかえて戸籍抄本
2	特約高度障害給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には 住民票にかえて戸籍抄本
3	責任準備金の支払	○	○	○	○					
4	解約払戻金の支払	○	○	○	○					
5	特約保険金額の増額	○	○	○	○					会社所定の告知書
6	特約保険金額の減額	○	○	○	○					

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

③ 第1項の3および5の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(時効)

第27条 特約死亡保険金、特約高度障害給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第28条 この特約における特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第29条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第8条第8項および第9項の規定を準用します。
- 第13条(特約の消滅とみなす場合)第1号、第18条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)および第19条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
- 主契約が延長保険に変更されるときの保険金額の取扱
主契約が延長保険に変更される場合には、主約款の定めにかかわらず、会社の定める範囲内でこの特約の保険金額を加算して延長保険の保険金額を定めるものとします。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
- この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第8条第8項および第9項の規定を準用します。
- 第13条(特約の消滅とみなす場合)第1号、第18条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)お

よび第 19 条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(無配当収入保障保険に付加した場合の特則)

第 32 条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条(保険金および給付金の支払)第1項、第5条(告知義務違反による解除)第3項、第6条(重大事由による解除)第3項、第8条(特約の保険期間および保険料の払込)第4項および第 20 条(受取人の変更)中、「主契約の保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金の受取人」と改めます。
2. 第 15 条(特約の払戻金)第4項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」と改めます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

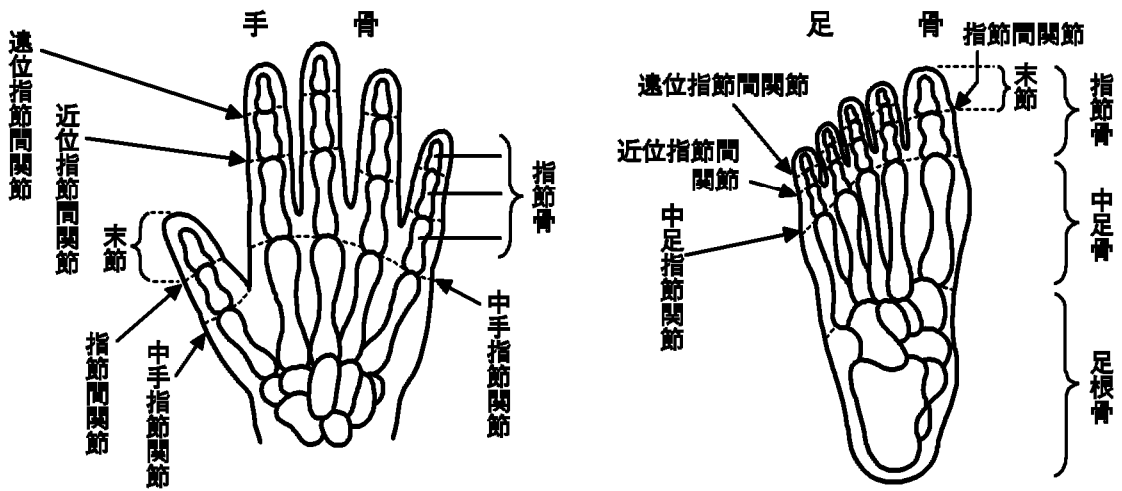
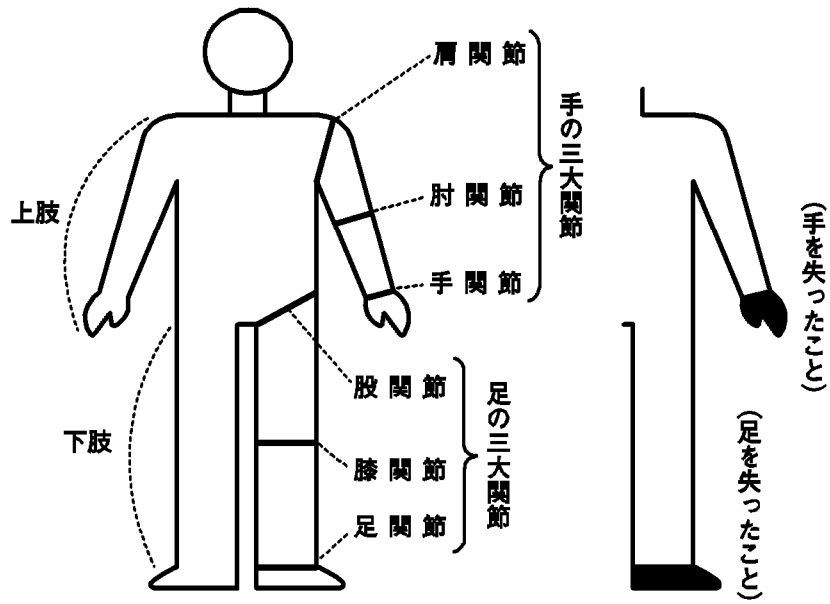
別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



無配当年金払定期保険特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 年金支払期間
- 第3条 年金の支払
- 第4条 特約年金支払日
- 第5条 年金支払証書
- 第6条 特約年金の分割支払
- 第7条 特約年金の一時支払
- 第8条 特約年金開始によるこの特約の承継
- 第9条 特約保険料の払込免除
- 第10条 特約の取消および無効
- 第11条 告知義務違反による解除
- 第12条 重大事由による解除
- 第13条 特約年金支払の時期および場所
- 第14条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第15条 特約の失効
- 第16条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第17条 保険料の自動貸付
- 第18条 特約の復活
- 第19条 特約の消滅とみなす場合
- 第20条 特約の解約
- 第21条 特約の払戻金
- 第22条 特約年金額の増額
- 第23条 特約年金額の減額

- 第24条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第25条 特約の復帰
- 第26条 年金支払期間の変更
- 第27条 特約年金受取人の代表者
- 第28条 受取人の変更
- 第29条 遺言による受取人の変更
- 第30条 受取人の死亡
- 第31条 受取人による特約の存続
- 第32条 契約者配当金
- 第33条 請求手続
- 第34条 時効
- 第35条 管轄裁判所
- 第36条 主約款の規定の準用
- 第37条 無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第38条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第39条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 身体障害表

別表2 未払特約年金の現価

無配当年金払定期保険特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡または高度障害となったときに、特約遺族年金または特約高度障害年金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(年金支払期間)

- 第2条 契約者は、この特約の締結の際、この特約の年金支払期間を会社の定める範囲内で指定して下さい。

(年金の支払)

第3条 この特約の年金(以下「特約年金」といいます。)の支払は、次のとおりとします。

特約年金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	特約年金		受取人	支払事由に該当しても特約年金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約遺族年金	特約年金額	主契約の保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または特約年金額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または特約年金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日(以下「責任開始日」といいます。)から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 特約遺族年金受取人の故意。ただし、その者が特約遺族年金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 契約者の故意
2. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り、)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害年金	特約年金額	主契約の高度障害給付金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して特約遺族年金を支払います。
- ③ 会社が、特約年金を支払った場合には、契約者は、次の払込期月(払込期月の初日から契約当日の前日までに特約年金の支払事由に該当したときは、その払込期月)以降のこの特約の保険料の払込を要しません。
- ④ 被保険者が、別表1および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害年金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害年金を支払います。
- ⑤ 被保険者が、高度障害状態に複数該当することになる場合でも、会社は、特約高度障害年金を重複しては支払いません。
- ⑥ 特約遺族年金を支払う前に特約高度障害年金の請求を受け、特約高度障害年金が支払われたときは、会社は、特約遺族年金を支払いません。
- ⑦ 特約遺族年金を支払った後は、特約高度障害年金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑧ 第1項の規定によって特約遺族年金を支払わない場合は、会社は、責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由2. に該当したことにより特約遺族年金の一部が支払われない場合には、支払われない特約遺族年金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑨ 戦争その他の変乱によって死亡したまたは高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、この特約の年金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害年金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または特約年金額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約年金支払日)

第4条 この特約の支払事由が発生した場合、特約年金支払日は次のとおりとし、毎年年金を支払います。

1. 第1回特約年金支払日
支払事由に該当した日の翌年における年単位の応当日
2. 第2回以後の特約年金支払日
年金支払期間中における第1回特約年金支払日の毎年の応当日

(年金支払証書)

第5条 会社は、第3条(年金の支払)の規定により特約年金を支払う場合には、年金支払証書を特約年金受取人に交付します。

(特約年金の分割支払)

第6条 第4条(特約年金支払日)の規定にかかわらず、特約年金請求時に、特約年金受取人から特に申出があったときは、会社は、会社の定める方法により、1年分の年金額を分割して支払います。

- ② 前項の規定により、年金額を分割して支払うときは、会社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。

(特約年金の一時支払)

第7条 特約年金受取人は、第1回特約年金の支払事由発生時以後年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、会社の定める範囲内で、別表2に定める残存特約年金支払期間中の未払特約年金の現価を一時に請求することができます。特約年金の一時支払を行なったとき、この特約は消滅します。

(特約年金開始によるこの特約の承継)

第8条 特約年金受取人は、特約年金の支払事由が生じ、特約年金が支払われることとなったときは、その支払事由発生時に、この特約上の一切の権利義務を承継するものとします。

(特約保険料の払込免除)

第9条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。))の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第10条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約年金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約年金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が特約年金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に特約年金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約年金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第11条 この特約の締結、復活、復帰、特約年金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特約年金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。
- ③ 特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約年金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特約年金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人もしくは高度障害給付金受取人が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または特約年金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。))が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められ

る場合には、適用しません。

- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 12 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者(特約遺族年金の場合は被保険者を除きます。)または年金の受取人がこの特約の年金(特約遺族年金、特約高度障害年金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の年金の請求に関し、年金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または年金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約年金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約遺族年金の受取人のみであり、その特約遺族年金の受取人が特約遺族年金の一部の受取人であるときは、特約遺族年金のうち、その受取人に支払われるべき特約遺族年金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特約年金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。また、前項第4号のみに該当した特約を解除する場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約遺族年金の受取人のみであり、その特約遺族年金の受取人が特約遺族年金の一部の受取人であるときは、特約のうち、その受取人に支払われるべき特約遺族年金に対応する部分についてのみ解除するものとします。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の死亡保険金受取人もしくは高度障害給付金受取人に解除の通知をします。

(特約年金支払の時期および場所)

第 13 条 特約年金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または第4条(特約年金支払日)に定める特約年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 第1回特約年金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から第1回特約年金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、第1回特約年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 45 日を経過する日または第1回特約年金支払日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。
1. 特約年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 特約年金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特約年金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは特約年金の受取人の特約締結の目的もしくは特約年金の請求の意図に関する特約の締結時から特約年金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、第1回特約年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日または第1回特約年金支払日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60 日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または特約年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または特約年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約年金を支払いません。
 - ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、特約年金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第14条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約遺族年金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特約遺族年金または特約高度障害年金の支払事由が発生した場合には、会社は、主契約の保険金または給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、主契約の保険金または給付金が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第16条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第15条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第16条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約年金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(保険料の自動貸付)

第17条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

第18条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第19条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、この特約の特約年金を支払う場合を除きます。

(特約の解約)

第 20 条 契約者は、特約年金の支払事由発生前に限りいつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第 21 条 特約の失効(第 15 条)、解約(前条)または解除(第 11 条および第 12 条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(特約年金の支払事由発生後に、第 12 条(重大事由による解除)の規定によりこの特約を解除した場合は、特約年金の未支払分の全部の現価についての一時支払の請求を受けたものとして計算した金額。以下、本条において同じとします。)を契約者(特約年金の支払事由発生後は、特約年金の受取人。以下、本条において同じとします。)に払い戻します。

- ② 前項の規定にかかわらず、第 12 条第 1 項第 4 号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約遺族年金の一部の受取人に対して第 12 条第 2 項の規定を適用し特約遺族年金を支払わないときは、特約のうち支払われない特約遺族年金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。
- ③ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 5 営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 第 19 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第 1 項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約年金額の増額)

第 22 条 契約者は、この特約の締結後、特約年金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、将来に向かって、特約年金額を増額することができます。

- ② 会社が特約年金額を増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が特約年金額を増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
 1. 会社が特約年金額を増額を承諾した後前項に規定する金額を受け取ったとき
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特約年金額を増額を承諾したとき
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約年金額の減額)

第 23 条 契約者は、この特約の締結後、特約年金の支払事由発生前に限り、この特約の特約年金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約年金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 前項の規定によって、特約年金額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第 24 条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、第 21 条(特約の払戻金)の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

第 25 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 19 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(年金支払期間の変更)

第 26 条 特約年金の受取人は、特約年金請求の際、会社の定める範囲内で、年金支払期間を変更することができます。

- ② 前項の場合、会社の定める範囲内で特約年金額を変更します。

(特約年金受取人の代表者)

第 27 条 主約款に定める契約者または保険金受取人の代表者に関する規定は、この特約の年金受取人の場合に準用します。

(受取人の変更)

第 28 条 特約年金の支払事由発生前は、特約遺族年金および特約高度障害年金の受取人について、主契約の保険金受取人および高度障害給付金受取人以外の者に変更することはできません。特約年金の支払事由発生後は、特約年金の受取人を変更することができません。

(遺言による受取人の変更)

第29条 契約者は、遺言によっても、特約年金の支払事由発生前は、特約遺族年金および特約高度障害年金の受取人を、主契約の保険金受取人および高度障害給付金受取人以外の者に変更することはできません。特約年金の支払事由発生後は、特約年金の受取人を変更することができません。

(受取人の死亡)

第30条 特約年金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約年金の受取人とし、第7条(特約年金の一時支払)の金額を支払います。

- ② 前項の規定により特約年金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特約年金の受取人となった者のうち生存している他の特約年金の受取人を特約年金の受取人とします。
- ③ 前2項により特約年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ④ 特約年金の受取人が特約年金の支払事由発生後に死亡したときは、その後の支払を取りやめて、第7条の金額をその法定相続人に支払います。

(受取人による特約の存続)

第31条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす特約年金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 - 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約年金の支払事由が生じ、会社が特約年金を支払うべきときは、未払特約年金の現価の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、未払特約年金の現価から債権者等に支払った金額を差し引いた残額による特約年金を、特約年金の受取人に支払います。この特約年金が会社の定める金額に満たないときは、残額を特約年金の受取人に一時に支払い、この特約は消滅します。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第21条(特約の払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第32条 この特約の契約者配当金は、ありません。

(請求手続)

第33条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	年金支払証書	印鑑証明書		特約年金受取人の戸籍抄本	被保険者の住民票	会社所定の診断書・証明書	その他の書類
						契約者	特約年金受取人				
1	第1回の特約年金の支払	○		○	○		○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	第2回以後の特約年金の支払	○			○		○	○			
3	特約年金の一時支払	○	○		○		○	○			
4	責任準備金の支払	○	○	○		○					
5	解約払戻金の支払	○	○	○		○					
6	特約年金額の増額	○	○	○		○					会社所定の告知書
7	特約年金額の減額	○	○	○		○					
8	特約年金支払期間の変更	○	○	○							

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の4および6の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(時効)

第 34 条 特約年金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 35 条 この特約における特約年金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 36 条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

(無配当定期保険に付加する場合の特則)

第 37 条 この特約を無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときは、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の特約年金額は、更新前の特約年金額と同額とします。
3. 第1号の規定によりこの特約が更新された場合に、第3条(年金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第 38 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 14 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 14 条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第 19 条(特約の消滅とみなす場合)第1号、第 24 条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)および第 25 条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 主契約が延長保険に変更されるときはの保険金額の取扱
主契約が延長保険に変更される場合には、主約款の定めにかかわらず、会社の定める範囲内でこの特約の特約保険金換算額を加算して延長保険の保険金額を定めるものとします。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 39 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 14 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 14 条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第 19 条(特約の消滅とみなす場合)第1号、第 24 条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)および第 25 条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

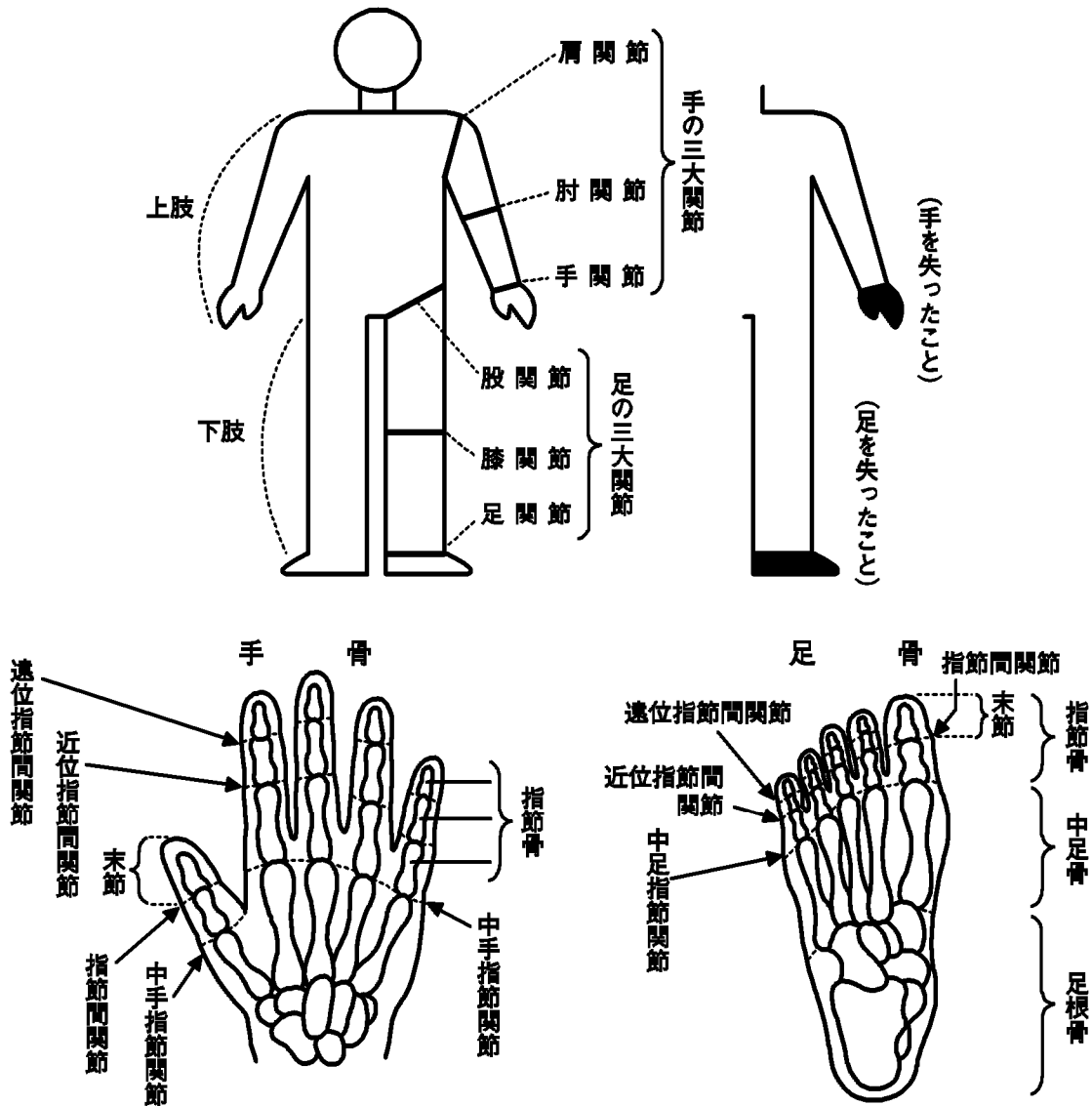
備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障 害 の 図 解



別表2 未払特約年金の現価

未払特約年金の現価を一時に支払う場合、その金額は一時支払の請求日または一時支払を行なうこととなる原因の発生日における特約年金の支払残存回数に応じて、特約年金額に表1の算定率を乗じて得られる金額とします。ただし、一時支払の請求日または一時支払を行なうこととなる原因の発生日からその直後の特約年金支払日の前日までの期間について、会社所定の割引率によって割り引いて計算します。

表1

未払特約年金の 年金支払期間	算定率	未払特約年金の 年金支払期間	算定率
20年	17.0665	10年	9.3132
19年	16.3536	9年	8.4568
18年	15.6274	8年	7.5846
17年	14.8878	7年	6.6962
16年	14.1346	6年	5.7914
15年	13.3674	5年	4.8698
14年	12.5860	4年	3.9313
13年	11.7902	3年	2.9753
12年	10.9796	2年	2.0017
11年	10.1540	1年	1.0000

ただし、主契約の保険金の請求と同時に未払特約年金の現価の一時支払の請求が行なわれる場合、特約年金額に表2の算定率を乗じて得られる金額とします。

表2

未払特約年金の 年金支払期間	算定率	未払特約年金の 年金支払期間	算定率
20年	16.7585	10年	9.146
15年	13.1266		

更新後の契約では、上記の算定率は異なることがあります。

無配当収入保障特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- | | |
|-------------------------------|---|
| 第1条 特約の締結および責任開始時 | 第23条 特約年金額の減額 |
| 第2条 特約年金の支払期間 | 第24条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱 |
| 第3条 年金の支払 | 第25条 特約の復帰 |
| 第4条 特約年金支払日 | 第26条 特約年金受取人の代表者 |
| 第5条 年金支払証書 | 第27条 受取人の変更 |
| 第6条 特約年金の分割支払 | 第28条 遺言による受取人の変更 |
| 第7条 特約年金の一時支払 | 第29条 受取人の死亡 |
| 第8条 特約年金開始によるこの特約の承継 | 第30条 受取人による特約の存続 |
| 第9条 特約保険料の払込免除 | 第31条 契約者配当金 |
| 第10条 特約の取消および無効 | 第32条 請求手続 |
| 第11条 告知義務違反による解除 | 第33条 時効 |
| 第12条 重大事由による解除 | 第34条 管轄裁判所 |
| 第13条 特約年金支払の時期および場所 | 第35条 主約款の規定の準用 |
| 第14条 特約の保険期間および保険料の払込 | 第36条 無配当定期保険および無配当通減定期保険に付加する場合の特則 |
| 第15条 特約の失効 | 第37条 無配当終身保険に付加した場合の特則 |
| 第16条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 | 第38条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則 |
| 第17条 保険料の自動貸付 | 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則 |
| 第18条 特約の復活 | 別表1 身体障害表 |
| 第19条 特約の消滅とみなす場合 | |
| 第20条 特約の解約 | |
| 第21条 特約の払戻金 | |
| 第22条 特約年金額の増額 | |

無配当収入保障特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡または高度障害となったときに、特約遺族年金または特約高度障害年金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約年金の支払期間)

- 第2条** 特約締結の際、契約者の指定により以下の項目を定めます。
- 年金支払保証期間
契約者は、この特約の締結の際、次のいずれかの年金支払保証期間を指定するものとします。
 - 5年
 - 10年
 - 年金支払満了年齢
年金支払満了年齢は会社の定める年齢範囲内で契約者の申出により定めます。

(年金の支払)

第3条 この特約の年金(以下「特約年金」といいます。)の支払は、次のとおりとします。

特約年金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	特約年金		受取人	支払事由に該当しても特約年金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約遺族年金	特約年金額	主契約の保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または特約年金額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または特約年金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日(以下「責任開始日」といいます。)から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 特約遺族年金受取人の故意。ただし、その者が特約遺族年金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 契約者の故意
2. 被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害状態」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り、)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときも含まれます。	特約高度障害年金	特約年金額	主契約の高度障害給付金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約遺族年金を支払います。
- ③ 会社が、特約年金を支払った場合には、契約者は、次の払込期月(払込期月の初日から契約応当日の前日までに特約年金の支払事由に該当したときは、その払込期月)以降のこの特約の保険料の払込を要しません。
- ④ 被保険者が、別表1および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害年金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了日に別表1に定める高度障害状態になったものとして特約高度障害年金を支払います。
- ⑤ 被保険者が、高度障害状態に複数該当することになる場合でも、会社は、特約高度障害年金を重複しては支払いません。
- ⑥ 特約遺族年金を支払う前に特約高度障害年金の支払請求を受け、特約高度障害年金が支払われたときは、会社は、特約遺族年金を支払いません。
- ⑦ 特約遺族年金を支払った後は、特約高度障害年金の支払請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑧ 第1項の規定によって特約遺族年金を支払わない場合は、会社は、責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由2. に該当したことにより特約遺族年金の一部が支払われない場合には、支払われない特約遺族年金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑨ 戦争その他の変乱によって死亡したまたは高度障害状態になったこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、この特約の年金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害年金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または特約年金額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約年金支払日)

第4条 この特約の支払事由が発生した場合、特約年金支払日は次のとおりとし、毎年年金を支払います。

1. 第1回特約年金支払日
支払事由が発生した日以降最初に到来する月単位の主契約の契約応当日の前日
 2. 第2回以降の特約年金支払日
年金支払期間中における第1回特約年金支払日の毎年の応当日
- ② 第2条(特約年金の支払期間)に定める年金支払期間は特約年金の第1回特約年金支払日から、その日を含めて被保険者が特約年金の年金支払満了年齢に到達すべき主契約の契約応当日までの期間とします。ただし、この期間が年金支払保証期間に満たない場合には、第1回特約年金支払日から年金支払保証期間を経過した日までの期間とします。

(年金支払証書)

第5条 会社は、第3条(年金の支払)の規定により特約年金を支払う場合には、年金支払証書を特約年金受取人に交付します。

(特約年金の分割支払)

第6条 第4条(特約年金支払日)の規定にかかわらず、特約年金請求時に、特約年金受取人から特に申出があったときは、会社は、会社の定める方法により、1年分の年金額を分割して支払います。

- ② 前項の規定により、年金額を分割して支払うときは、会社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。

(特約年金の一時支払)

第7条 特約年金受取人は、第1回特約年金の支払事由発生時以後年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、残存特約年金支払期間中の未払特約年金の現価を一時に請求することができます。特約年金の一時支払を行なったとき、この特約は消滅します。

(特約年金開始によるこの特約の承継)

第8条 特約年金受取人は、特約年金の支払事由が生じ、特約年金が支払われることとなったときは、その支払事由発生時に、この特約上の一切の権利義務を承継するものとします。

(特約保険料の払込免除)

第9条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第10条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約年金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約年金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が特約年金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に特約年金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約年金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第11条 この特約の締結、復活、復帰または特約年金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特約年金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。
- ③ 特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約年金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または主契約の保険金受取人もしくは高度障害給付金受取人が証明したときは、特約年金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または特約年金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から

- 起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
 - ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第12条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者(特約遺族年金の場合は被保険者を除きます。)または年金の受取人がこの特約の年金(特約遺族年金、特約高度障害年金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の年金の請求に関し、年金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または年金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約年金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約遺族年金の受取人のみであり、その特約遺族年金の受取人が特約遺族年金の一部の受取人であるときは、特約遺族年金のうち、その受取人に支払われるべき特約遺族年金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特約年金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。また、前項第4号のみに該当した特約を解除する場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約遺族年金の受取人のみであり、その特約遺族年金の受取人が特約遺族年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうち、その受取人に支払われるべき特約遺族年金に対応する部分についてのみ解除するものとします。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金受取人もしくは高度障害給付金受取人に解除の通知をします。

(特約年金支払の時期および場所)

第13条 特約年金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または第4条(特約年金支払日)に定める特約年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 第1回特約年金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から第1回特約年金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、第1回特約年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 特約年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 特約年金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特約年金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは特約年金の受取人の特約締結の目的もしくは特約年金の請求の意図に関する特約の締結時から特約年金の請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、第1回特約年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定

される照会 60 日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180 日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180 日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または特約年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または特約年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約年金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、特約年金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第 14 条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中に主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約遺族年金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約による特約遺族年金または特約高度障害年金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第 16 条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 15 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 16 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約年金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(保険料の自動貸付)

第 17 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

第 18 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 19 条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。

2. 解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、この特約の特約年金を支払う場合を除きます。

(特約の解約)

第 20 条 契約者は、特約年金の支払事由発生前に限りいつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第 21 条 特約の失効(第 15 条)、解約(前条)または解除(第 11 条および第 12 条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(特約年金の支払事由発生後に、第 12 条(重大事由による解除)の規定によりこの特約を解除した場合は、特約年金の未支払分の全部の現価についての一時支払の請求を受けたものとして計算した金額。以下、本条において同じとします。)を契約者(特約年金の支払事由発生後は、特約年金の受取人。以下、本条において同じとします。)に払い戻します。

- ② 前項の規定にかかわらず、第 12 条第 1 項第 4 号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約遺族年金の一部の受取人に対して第 12 条第 2 項の規定を適用し特約遺族年金を支払わないときは、特約のうち支払われない特約遺族年金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。
- ③ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 5 営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 第 19 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第 1 項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約年金額の増額)

第 22 条 契約者は、この特約の締結後、特約年金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、将来に向かって、特約年金額を増額することができます。

- ② 会社が特約年金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が特約年金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
 1. 会社が特約年金額の増額を承諾した後前項に規定する金額を受け取ったとき
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特約年金額の増額を承諾したとき
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約年金額の減額)

第 23 条 契約者は、この特約の締結後、特約年金の支払事由発生前に限り、この特約の特約年金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約年金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 前項の規定によって、特約年金額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第 24 条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、第 21 条(特約の払戻金)の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

第 25 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 19 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(特約年金受取人の代表者)

第 26 条 主約款に定める契約者または保険金受取人の代表者に関する規定は、この特約の年金受取人の場合に準用します。

(受取人の変更)

第 27 条 特約年金の支払事由発生前は、特約遺族年金および特約高度障害年金の受取人について、主契約の保険金受取人および高度障害給付金受取人以外の者に変更することはできません。特約年金の支払事由発生後は、特約年金の受取人を変更することができません。

(遺言による受取人の変更)

第 28 条 契約者は、遺言によっても、特約遺族年金および特約高度障害年金の受取人を、主契約の保険金受取人および高度障害給付金受取人以外の者に変更することはできません。特約年金の支払事由発生後は、特約年金の受取人を変更することができません。

(受取人の死亡)

- 第 29 条** 特約年金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約年金の受取人とし、第7条(特約年金の一時支払)の金額を支払います。
- ② 前項の規定により特約年金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特約年金の受取人となった者のうち生存している他の特約年金の受取人を特約年金の受取人とします。
 - ③ 前2項により特約年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 - ④ 特約年金の受取人が特約年金の支払事由発生後に死亡したときは、その後の支払を取りやめて、第7条の金額をその法定相続人に支払います。

(受取人による特約の存続)

- 第 30 条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす特約年金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 - 2. 契約者でないこと
 - ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約年金の支払事由が生じ、会社が特約年金を支払うべきときは、未払特約年金の現価の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、未払特約年金の現価から債権者等に支払った金額を差し引いた残額による特約年金を、特約年金の受取人に支払います。この特約年金が会社の定める金額に満たないときは、残額を特約年金の受取人に一時に支払い、この特約は消滅します。
 - ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 21 条(特約の払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第 31 条 この特約の契約者配当金は、ありません。

(請求手続)

第 32 条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	年金支払証書	印鑑証明書		特約年金受取人の戸籍抄本	被保険者の住民票	会社所定の診断書・証明書	その他の書類
						契約者	受取人				
1 特約年金の支払		○	○	○	○		○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2 特約年金の一時支払		○	○		○		○	○			
3 責任準備金の支払		○	○	○			○				
4 解約払戻金の支払		○	○	○			○				
5 特約年金額の増額		○	○	○			○				会社所定の告知書
6 特約年金額の減額		○	○	○			○				

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の3および5の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(時効)

第 33 条 特約年金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 34 条 この特約における特約年金の支払または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 35 条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

(無配当定期保険および無配当逡減定期保険に付加する場合の特則)

第 36 条 この特約を無配当定期保険または無配当逡減定期保険に付加する場合に、この特約の保険期間の満了と同時に、主契約が満了し更新されるときでも、この特約は更新しません。

(無配当終身保険に付加した場合の特則)

第 37 条 この特約を無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 14 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 14 条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第 19 条(特約の消滅とみなす場合)第1号、第 24 条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)および第 25 条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 主契約が延長保険に変更される際の保険金額の取扱
主契約が延長保険に変更される場合には、主約款の定めにかかわらず、会社の定める範囲内で変更時のこの特約の特約保険金換算額を加算して延長保険の保険金額を定めるものとします。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 38 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 14 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 14 条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第 19 条(特約の消滅とみなす場合)第1号、第 24 条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)および第 25 条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

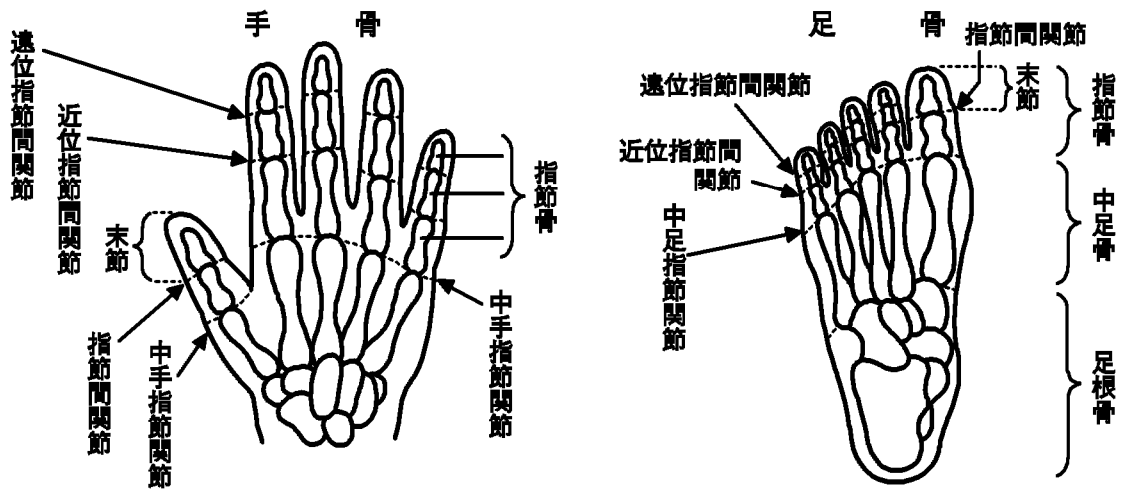
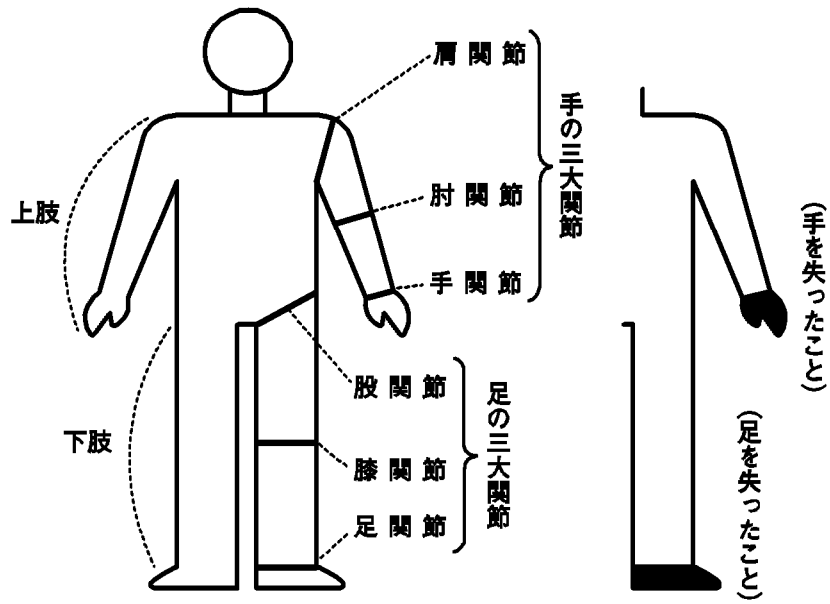
別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



無配当収入保障特約条項

特約

無配当重度慢性疾患保障保険特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金および給付金の支払
- 第3条 特約重度慢性疾患給付金の支払による特約の消滅
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 保険金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 保険料の自動貸付
- 第13条 特約の復活
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 特約保険金額の増額
- 第18条 特約保険金額の減額
- 第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第20条 特約の復帰
- 第21条 受取人の変更
- 第22条 遺言による受取人の変更
- 第23条 受取人の死亡
- 第24条 受取人による特約の存続

- 第25条 医療技術等の変更に伴う契約内容の変更
- 第26条 他の保険種類への加入
- 第27条 契約者配当金
- 第28条 請求手続
- 第29条 時効
- 第30条 管轄裁判所
- 第31条 主約款の規定の準用
- 第32条 主契約に無配当災害割増特約等が付加されている場合の特則
- 第33条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第34条 無配当定期保険に付加した場合の特則
- 第35条 無配当収入保障保険に付加した場合の特則
- 第36条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎
- 別表2 シェイエ分類
- 別表3 心電図等の異常所見
- 別表4 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)
- 別表5 身体障害表

無配当重度慢性疾患保障保険特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害になられたときに保険金または給付金を支払うほか、慢性的な疾患を原因として、回復が困難でありかつ継続的な治療が必要となる身体の重度の状態に至った場合に対して給付金を支払うことを主な内容とする特約です。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金および給付金の支払)

第2条 この特約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人
	名称	支払額	
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の保険金受取人 次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または特約保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または特約保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日(以下「責任開始日」といいます。)から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 特約死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 契約者の故意

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>2. 被保険者が次のいずれかに該当したとき。ただし、被保険者が医師による治療を受けていることを要します。</p> <p>(1) 初めて医師の診療を受けた日(以下「初診日」といいます。)が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の高血圧症(以下「高血圧症」といいます。)に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、この特約の保険期間中に、高血圧症が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき。</p> <p>イ. 所定の眼の状態 眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の硬化性変化または高血圧性変化において3度または4度に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上(同号(2)に定める糖尿病を原因とするものを含めます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>(2) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の糖尿病(以下「糖尿病」といいます。)に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、この特約の保険期間中に、糖尿病が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき</p> <p>イ. 所定の眼の状態 増殖性糖尿病網膜症(新生血管の発生または硝子体出血を伴う網膜症をいいます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上(同号(1)に定める高血圧症を原因とするものを含めます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ハ. 壊疽による所定の状態 下肢に壊疽が生じ、その治療を目的として1足の1足指以上(第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上をいいます。)の切断術を受けたとき</p> <p>ニ. 継続的なインスリン治療を要する状態 血糖値上昇を抑制するため、医師の指示によりインスリン治療(妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。)を開始し、その治療が初めてインスリン治療を受けた日から起算して6カ月以上継続したと医師によって診断されたとき。ただし、経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、</p> <p>(3) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、この特約の保険期間中に、この特約の保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性腎不全に罹患したと医師によって診断され、その治療を目的として、この特約の保険期間中に医師の指示により永続的に行なう人工透析療法を開始したとき。</p> <p>(4) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、この特約の保険期間中に、この特約の保険期間の開始前を含めて初めて別表1の肝硬変に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準(方法)に基づき医師が認めた場合に限り、</p> <p>(5) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、この特約の保険期間中に、この特約の保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性膵炎に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準(方法)に基づき医師が認めた場合に限り、</p>	特約 重度 慢性 疾患 給付金	特約 保険 金額	契約者	—

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
3. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によってこの特約の保険期間中に別表5に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り。原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、初診日がこの特約の責任開始時前である疾病を直接の原因として第1項に定める特約重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した場合であっても、この特約の締結時に、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その承諾した範囲内で特約重度慢性疾患給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- ④ この特約の被保険者が、別表5および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。
- ⑤ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払う前に特約重度慢性疾患給付金の請求を受け、特約重度慢性疾患給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払いません。
- ⑥ 特約死亡保険金を支払った後は、特約高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払った後は、特約重度慢性疾患給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑦ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社は責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由2. に該当したことにより特約死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない特約死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑧ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、この特約の特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約重度慢性疾患給付金の支払による特約の消滅)

第3条 会社が特約重度慢性疾患給付金を支払った場合は、被保険者が特約重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した時にこの特約は消滅します。

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込免除がされた場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

③ この特約の保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、この特約の保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、この特約の保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または主契約の保険金受取人が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態に該当したときまたは特約重度慢性疾患給付金の支払事由に規定する状態に該当したときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者(特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金、特約重度慢性疾患給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約死亡保険金の受取人のみであり、その特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求

し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 主約款に定める重大事由による解除の通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(保険金支払の時期および場所)

第8条 保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および特約重度慢性疾患給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人が被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料払込の猶予期間中に、この特約の保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(保険料の自動貸付)

第12条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

第13条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第14条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

(特約の解約)

第15条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第16条 特約の失効(第10条)、解約(前条)または解除(第6条および第7条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

② 前項の規定にかかわらず、第7条(重大事由による解除)第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第7条第2項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。

③ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

④ 第14条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合(この特約の特約死亡保険金を支払う場合を除きます。)には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約保険金額の増額)

第17条 契約者は、この特約の締結後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、将来に向かって、特約保険金額を増額することができます。

② 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。

③ 会社が特約保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。

1. 会社が特約保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特約保険金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約保険金額の減額)

第18条 契約者はこの特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第 19 条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、第 16 条(特約の払戻金)の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

第 20 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 14 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 21 条 特約死亡保険金の受取人については、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、特約高度障害給付金および特約重度慢性疾患給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 22 条 契約者は、遺言によっても、特約死亡保険金の受取人を、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、特約高度障害給付金および特約重度慢性疾患給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 23 条 保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および特約重度慢性疾患給付金をいいます。本条において同じ。)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。

③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 24 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次々の各号のすべてを満たす特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約重度慢性疾患給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること

2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約重度慢性疾患給付金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約重度慢性疾患給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約重度慢性疾患給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(医療技術等の変更に伴う契約内容の変更)

第 25 条 この特約の給付にかかわる医療技術等が将来変更されたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の内容を変更することがあります。

(他の保険種類への加入)

第 26 条 契約者から主契約の保険料払込期間満了の日の2カ月前までに申出があったときは、この特約の被保険者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、無配当重度慢性疾患保障保険その他類似の保険種類に加入することができます。

② 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本条の取扱を行いません。

1. 主契約およびこの特約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。ただし、会社の定める条件を満たすときは取り扱うことがあります。

2. 主契約の保険料の払込が免除されているとき

③ 本条の取扱が行なわれた場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 加入後の保険種類の責任開始の日(以下「変更日」といいます。)は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日とします。

2. 変更日の前日にこの特約の保険期間が満了しないときは、この特約の保険期間は、変更日の前日までの期間に変更の請求があったものとみなします。

(契約者配当金)

第 27 条 この特約の契約者配当金は、ありません。

(請求手続)

第 28 条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		受 取 人 の 戸 籍 抄 本	被 保 険 者 の 住 民 票	会 社 所 定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人				
1	特約重度慢性疾患給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	(1) 心電図(所定の心臓の状態の場合) (2) 眼底写真(所定の眼の状態の場合) (3) 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	責任準備金の支払	○	○	○	○					
3	解約払戻金の支払	○	○	○	○					
4	特約保険金額の減額	○	○	○	○					
5	特約保険金額の増額	○	○	○	○					会社所定の告知書

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

③ 第1項の2および5の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(時効)

第 29 条 保険金、給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 30 条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 31 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に無配当災害割増特約等が付加されている場合の特則)

第 32 条 この特約の付加された主契約に無配当災害割増特約、無配当傷害特約、無配当特定損傷特約、無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性医療特約および無配当通院特約が付加されている場合、特約重度慢性疾患給付金の支払によりこの特約が付加された保険契約の保険金の一部が減額されたときでも、各特約は、減額の取扱をせず継続するものとします。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第 33 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - この特約の保険期間は、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第9条第8項および第9項の規定を準用します。
 - (3)の保険料払込によるこの特約の保険期間満了後にその特約が更新される場合には、この特約の更新時に払い込むべきこの特約の保険料の全額を払い込むことを要します。
- 第14条(特約の消滅とみなす場合)第1号、第19条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)および第20条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
- 主契約が延長保険に変更されるときはの保険金額の取扱

主契約が延長保険に変更される場合には、主約款の定めにかかわらず、会社の定める範囲内でこの特約の特約保険金額を加算して延長保険の保険金額を定めるものとします。

4. 第1号(2)ないし(4)の規定により前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(無配当定期保険に付加した場合の特則)

第34条 この特約を無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)にかかわらず会社の定める範囲内で定めます。
2. 主契約とこの特約の保険期間が異なる場合、この特約の保険期間満了の日の翌日にこの特約は更新されるものとします。ただし、更新日が主契約の保険期間満了の日を超えないときに限ります。
 - (1) 更新後の特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。
 - (2) 本号ただし書により更新後の特約の保険期間が同一とならない場合は、会社の定める保険期間で更新させるものとします。
3. 主契約が更新される場合には、この特約も同時に更新されるものとします。
4. 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳を超える場合には、更新後の特約の保険期間は、被保険者の契約年齢が80歳に達する日の前日までの期間で会社の定める期間とします。
5. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
6. 第2号および第3号の規定により、この特約が更新された場合に第2条(保険金および給付金の支払)および第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものととして取扱います。

(無配当収入保障保険に付加した場合の特則)

第35条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)にかかわらず会社の定める範囲内で定めます。
2. 主契約とこの特約の保険期間が異なる場合、この特約の保険期間満了の日の翌日にこの特約は更新されるものとします。ただし、更新日が主契約の保険期間満了の日を超えないときに限ります。
 - (1) 更新後の特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。
 - (2) 本号ただし書により更新後の特約の保険期間が同一とならない場合は、会社の定める保険期間で更新させるものとします。
3. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
4. 第2号の規定により、この特約が更新された場合に第2条(保険金および給付金の支払)および第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものととして取扱います。
5. 第2条(保険金および給付金の支払)第1項、第6条(告知義務違反による解除)第3項、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第4項および第21条(受取人の変更)中、「主契約の保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金の受取人」と、第16条(特約の払戻金)第4項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」に読み替えます。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第36条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第9条第8項および第9項の規定を準用します。
 - (4) (3)の保険料払込によるこの特約の保険期間満了後にその特約が更新される場合には、この特約の更新時に払い込むべきこの特約の保険料の全額を払い込むことを要します。
3. 第14条(特約の消滅とみなす場合)第1号、第19条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)および第20条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
4. 第2号(3)および(4)の規定により前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医師による治療
医師による診断のための検査のみでは「医師による治療」には該当しません。
2. 初めて医師の診療を受けた日

何らの自覚的症状がなく、健康診断を目的とする検査を受けたのみでは「医師の診療を受けた」ことには該当しません。

別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の定義

疾病名	疾病の定義
1. 高血圧症	複数回にわたる定期的な検査により、拡張期血圧の上昇が認められた症状であり、かつ、血圧が高いことから血管が常に緊張を強いられることにより、血管の弾力性喪失、肥厚等の動脈硬化を起こし、それにより臓器障害の所見(少なくとも眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の高血圧性変化1度の所見)が認められるもの
2. 糖尿病	インスリンの欠乏、あるいはインスリンの作用を阻害する諸因子の過剰、またはインスリン作用の発現機構の異常によるインスリン効果の不足が認められる疾患であり、これにより、糖、蛋白、脂肪の代謝等に広範かつ特徴的な異常が認められるもの
3. 慢性腎不全	機能するネフロン数が徐々に減少し、体液の恒常維持に必要な腎臓の機能が十分に果たせなくなることにより、かつ、概ね下記のような状態に該当するもの (1) 糸球体濾過値(GFR)が低下し、蛋白・窒素代謝老廃物を有効に排泄できなくなり徐々に高窒素血症および水・電解質や酸・塩基平衡の異常が出現する。 (2) エリスロポエチン産生が低下し、腎性貧血が見られる。また、活性化ビタミンDが低下し、腎性骨異常栄養症が生じる。 (3) 管理困難な高血圧症を呈する例も少なくない。 (4) 腎機能の廃絶は全身機能に影響を及ぼし、尿毒症に至る。 (5) 症状や検査成績の推移から、疾患が慢性かつ不可逆性である。 (6) 腎の萎縮や皮質の菲薄化等、画像診断からも慢性腎不全に合致した像が見られる。
4. 肝硬変	形態学的には (1) 少なくともある時期、肝細胞の壊死が存在しなくてはならない。 (2) 確実な所見として、肝実質の結節性再生と小葉構造の改築が存在する。 (3) 肝臓の全領域が冒されることが必要であるが、全ての小葉が冒される必要はない。 を概ね満たすもの。 または、臨床像としては、以下の基本的な病変のいずれかまたはその全ての組み合わせが認められるもの。 (1) 肝細胞障害による肝機能の低下 (2) 門脈圧亢進 (3) 門脈―肝静脈間および門脈―大静脈間の短絡形成
5. 慢性膵炎	組織学的には、膵における慢性、または限局性の炎症の持続あるいは炎症の後遺的变化であり、臨床的には膵炎としての臨床像が6カ月以上持続または継続していると思われる病態

表2 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 高血圧症	高血圧性疾患	I10～I15
2. 糖尿病	糖尿病	E10～E14
3. 慢性腎不全	(1) 高血圧性腎疾患(I12)中の ・腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I12.0
	(2) 慢性腎不全	N18
4. 肝硬変	(1) アルコール性肝疾患(K70)中の ・アルコール性肝硬変	K70.3
	(2) 肝線維症および肝硬変(K74)中の ・原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	・続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	・胆汁性肝硬変、詳細不明 ・その他および詳細不明の肝硬変	K74.5 K74.6
5. 慢性膵炎	その他の膵疾患(K86)中の ・アルコール性慢性膵炎	K86.0
	・その他の慢性膵炎	K86.1

別表2 シェイエ分類

程度	硬化性変化	高血圧性変化
1度	動脈血柱反射が増強している。軽度の動脈交差現象がみられる。	網膜動脈系に軽度のびまん性狭細化をみるが口径不同は明らかでない。動脈の第2分岐以下では時に高度の狭細化もありうる。

程度	硬化性変化	高血圧性変化
2度	動脈血柱反射の高度増強があり、動静脈交叉現象は中等度となる。	網膜動脈のびまん性狭窄は軽度または高度。これに加えて明白な限局性狭細も加わって、口径不同を示す。
3度	銅線動脈、すなわち血柱反射増強に加え、色調と輝きも変化して銅線状となる。動静脈交叉現象は高度となる。	動脈の狭細と口径不同はさらに著明(高度)となって、糸のようにみえる。網膜面に出血と白斑のいずれか一方あるいは両方が現れる。
4度	血柱の外観は銀線状(銀線動脈)。時には白線状になる。	第3度の所見に加えて、種々な程度の乳頭浮腫がみられる。

別表3 心電図等の異常所見

表1に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上に該当することを要します。この場合、表1に定める心電図等の異常所見のうち、「心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの」については、表2に定める心電図の異常所見のうちのいずれかに該当するものであることを要します。

表1

<ul style="list-style-type: none"> ・胸部X線所見で心胸郭係数 60%以上のもの ・心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの ・心電図で、I、II、aVL、aVF、V1～V6誘導のいずれかで、ST—J下降が 0.1mV 以上あり、ST部が水平または下り坂のもの ・心電図で、I、II、V2～V6誘導のいずれか、あるいはR波が 0.5mV 以上あれば aVL 誘導、QRS波が主に上向きであれば aVF 誘導で、T波が陰性で、-0.5mV 以上あるもの、またはT波が陰性もしくは二相性(正—負もしくは負—正)で、陰性相が少なくとも-0.1mV あり、-0.5mV に達しないもの ・心電図で、完全(3度)房室ブロック所見のあるもの ・心電図で、部分(2度)房室ブロック所見のあるもの ・心電図で、完全左脚ブロック所見のあるもの ・心電図で、記録した拍動数の 10%以上の、頻発する心房性、結節性、または心室性期外収縮の所見のあるもの ・心電図で、100 回/分以上の心室性の頻拍所見のあるもの ・心電図で、心房細動または粗動所見のあるもの ・心電図で、100 回/分以上の上室性の頻拍所見のあるもの ・心電図で、心室性(心室固有)調律(100 回/分まで)の所見のあるもの

表2

<ul style="list-style-type: none"> ・心電図で、I、II、aVL、V2～V6誘導のいずれかで、振幅の比Q/Rが1/3以上で、かつQ波の幅が 0.03 秒以上あるもの ・心電図で、I、II、V1～V6誘導のいずれかで、Q波の幅が 0.04 秒以上あるもの ・心電図で、aVL 誘導で、Q波の幅が 0.04 秒以上で、かつR波の高さが 0.3mV 以上あるもの ・心電図で、III誘導で、Q波の幅が 0.05 秒以上で、かつ aVF 誘導で、少なくとも 0.1mV のQ波があるもの ・心電図で、aVF 誘導で、Q波の幅が 0.05 秒以上あるもの ・心電図で、V2～V6誘導のいずれかで、胸壁上右寄りの誘導にR波が認められるときのQS型のもの ・心電図で、V1～V4、V1～V5またはV1～V6のすべての誘導で、QS型のもの

別表4 肝硬変・慢性肝炎の診断基準(方法)

肝硬変および慢性肝炎の診断基準(方法)は、表1に定めるところによるものとします。この場合、慢性肝炎の具体的な診断基準は、表2に定める日本消化器病学会慢性肝炎検討委員会案「慢性肝炎の臨床診断基準(1983年)」の細則によるものとします。

表1 肝硬変・慢性肝炎の診断基準(方法)

肝硬変	次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。 (1) 病理組織学的所見(肝生検)による診断 (2) 「腹部超音波等による画像所見」および「血液検査」による診断
慢性肝炎	次のいずれかに診断基準を満たすことを要します。ただし、次のいずれかの診断基準を満たす場合であっても、脾領域腫瘍およびそれに随伴する病変は除くものとします。 (1) 脾組織像に確診所見があること。 (2) 脾に確実な石灰化像があること。 (3) 脾外分泌に確実な機能障害があること。 (4) 脾管像または脾画像に確診所見があること。 (5) 脾酵素逸脱を伴う上腹部痛・圧痛が6カ月以上持続または継続し、かつ、脾機能・脾管像・脾画像あるいは脾組織像に異常所見があること。

表2 日本消化器病学会慢性膵炎検討委員会案「慢性膵炎の臨床診断基準(1983年)」細則

1. 慢性膵炎の病理組織学的診断基準
 - A. 慢性膵炎の病理組織学的特徴

膵小葉内、小葉間あるいは膵管周囲における炎症の持続あるいは反復による不規則な実質の脱落と線維化を特徴とし、炎症性細胞浸潤、膵管系の不規則拡張、小膵管の増生・集簇、膵管上皮の化生、仮性嚢胞、膵石・石灰化、実質壊死、脂肪壊死、膵島の孤立、あるいは脂肪置換を伴う。
 - B. 生検材料における慢性膵炎の病理組織学的診断基準
 - 1) 確診所見
 - (1) 小葉内、小葉間の不規則な線維化にa)～c)のいずれかを伴うもの
 - a) 実質の壊死、脱落
 - b) 実質の壊死、脱落の後遺・続発性変化
 - ① 小葉内膵管の集簇
 - ② 小葉間膵管の不規則拡張・増生・多分岐
 - ③ 仮性嚢胞
 - ④ 膵島の孤立
 - ⑤ 脂肪置換
 - c) 結石を伴う膵管拡張
 - (2) 小葉内、小葉間の線維化に炎症性細胞浸潤を伴うもの
 - (3) 膵管周囲の線維化に実質の壊死、脱落を伴うもの
 - 2) 異常所見
 - (1) 実質の壊死、脱落および炎症性細胞浸潤を伴わない小葉内、小葉間、膵管周囲の線維化
 - (2) 炎症性細胞浸潤
 - (3) 腺房間の浮腫、腺房構造の乱れを伴う実質脱落
 - (4) 実質壊死、脂肪壊死
 2. 膵の確実な石灰化像

膵の石灰化像であることを確実に診断するためには、腹部単純X線撮影に加えてCT、US、ERCPを施行することが望ましい。診断にあたっては、血管やリンパ節の石灰化などを除外する必要がある。
3. 膵機能検査による慢性膵炎の診断基準
 - A. 確診所見

CCK-PZ、secretin 刺激を用いた十二指腸液検査(PST)において重炭酸塩濃度の低下に加えて膵酵素量あるいは液量の減少がある。
 - B. 異常所見
 - 1) PSTにおいて、重炭酸塩濃度のみの低下、あるいは液量と膵酵素量の減少がある。
 - 2) PFD試験において、尿中PABA排泄率の70%以下の低下がある。

注1. PSTにおける正常下限値は、重炭酸塩濃度でM-2SD、膵酵素量および液量でM-SDの値とする。また、液量、膵酵素量および重炭酸塩量の正常上限値はいずれもM+2SDの値とする。

注2. 機能障害を認めた場合、その再現性を確認することが望ましい。

注3. PFD試験の判定にあたっては、腸管吸収障害、肝機能障害、腎機能障害、残尿および採尿不良による修飾を除外する。
4. ERCPによる慢性膵炎の診断基準
 - A. 確診所見
 - 1) 主膵管・分枝・微細膵管の不整拡張
 - 2) 膵石
 - 3) 異常所見に(1)(2)のいずれかを伴うもの
 - (1) 主膵管レベルの膵嚢胞
 - (2) 主膵管の閉塞
 - B. 異常所見
 - 1) 分枝・微細膵管のみの不整拡張
 - 2) 分枝レベルの膵嚢胞
 - 3) 主膵管の限局性狭窄
 - 4) 分枝・微細膵管の閉塞または狭窄
 - 5) プラッグまたは非陽性膵石
5. CTによる慢性膵炎の診断基準
 - A. 確診所見
 - 1) 膵石灰化
 - 2) 主膵管の拡張と膵嚢胞
 - 3) 主膵管の拡張と膵の萎縮または限局性腫大
 - B. 異常所見
 - 1) 主膵管の拡張
 - 2) 膵嚢胞

注1. 主膵管の拡張とは、CT上主膵管が確認されるだけでなく、主膵管の明らかな拡張または不整拡張をいう。

注2. 膵の前後径が椎体の横径1/3以下を萎縮、椎体の横径3/4以上を腫大とする。

6. USによる慢性膵炎の診断基準

A. 確診所見

- 1) 膵石
- 2) 膵管拡張(3mm以上)に(1)~(3)のいずれかを伴うもの
 - (1) 膵管壁の不整または断続的高エコーレベル像
 - (2) 膵嚢胞に連続する像
 - (3) 膵の萎縮または限局性腫大

注 膵石とは膵内の音響陰影を伴う点状または弧状の高エコー像をいう。

B. 異常所見

- 1) 膵管拡張(3mm以上)
- 2) 膵嚢胞

注 膵の萎縮または限局性腫大は膵の長軸および短軸の2方向の断層像で判定し、膵の前後径が10mm以下を萎縮、膵の前後径が30mm以上を腫大とする。

別表5 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

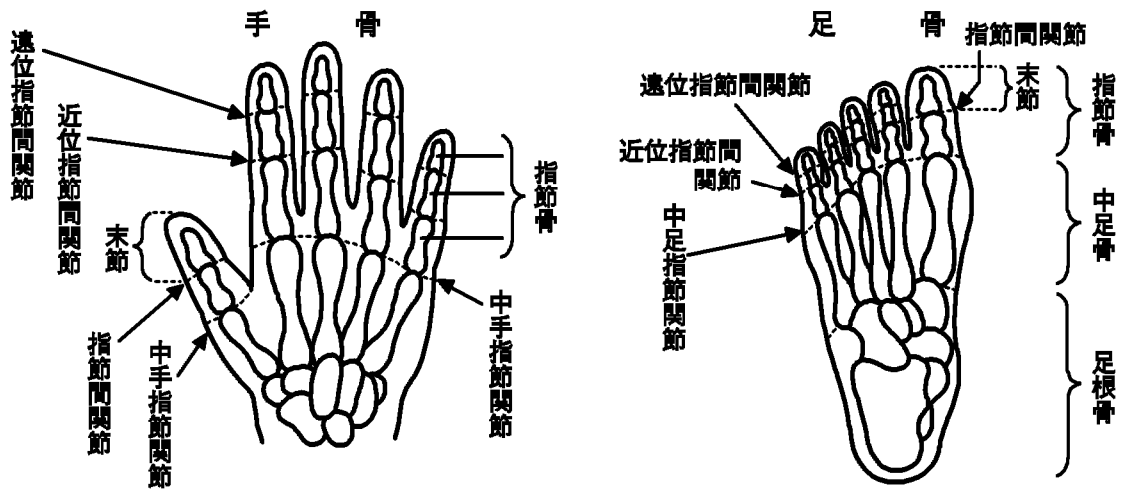
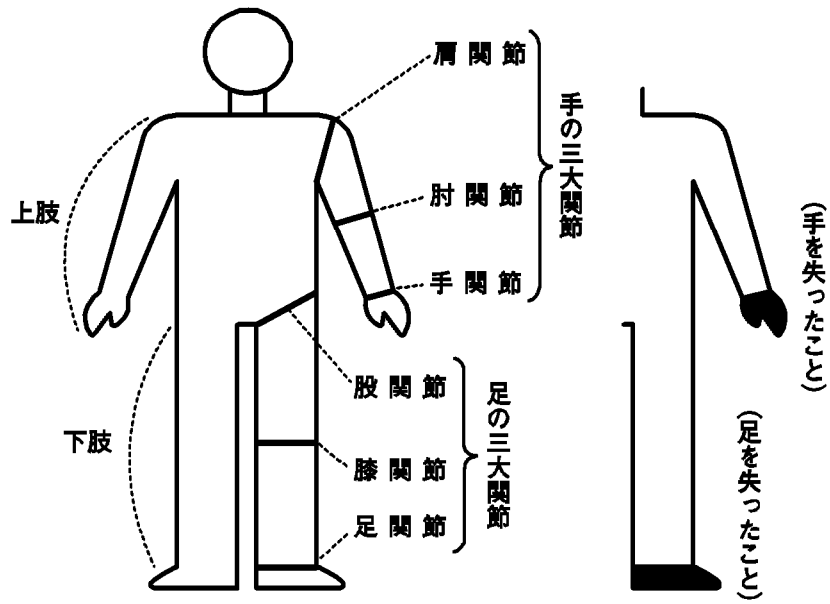
3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



無配当特定疾病保障定期保険特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金および給付金の支払
- 第3条 特約特定疾病給付金の支払による特約の消滅
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 保険金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 保険料の自動貸付
- 第13条 特約の復活
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 特約保険金額の増額
- 第18条 特約保険金額の減額
- 第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第20条 特約の復帰
- 第21条 受取人の変更
- 第22条 遺言による受取人の変更
- 第23条 指定代理請求人の変更
- 第24条 受取人の死亡
- 第25条 受取人による特約の存続
- 第26条 他の保険種類への加入

- 第27条 契約者配当金
- 第28条 請求手続
- 第29条 時効
- 第30条 管轄裁判所
- 第31条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第32条 主約款の規定の準用
- 第33条 主契約に無配当災害割増特約等が付加されている場合の特則
- 第34条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第35条 無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第36条 主契約にリビング・ニーズ特約、無配当ガン収入保障特約または無配当特定疾病収入保障特約が付加されている場合の特則
- 第37条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則
- 第38条 無配当収入保障保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 身体障害表
- 別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
- 別表3 病院または診療所
- 別表4 公的医療保険制度
- 別表5 医科診療報酬点数表

無配当特定疾病保障定期保険特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡したときまたは所定の高度障害になられたときに特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うほか、被保険者が特定の疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)に罹患し、所定の事由に該当されたときに特約特定疾病給付金を支払うことを主な内容とする特約です。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金および給付金の支払)

第2条 この特約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または特約保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または特約保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日(以下「責任開始日」といいます。)から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 特約死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 契約者の故意
2. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失
3. (1) 被保険者が責任開始時以後、この特約の保険期間中に初めて(責任開始時前の期間を含めて初めてとします。)別表2に定める悪性新生物に罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。) (2) (1)に該当した場合でも、責任開始日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物(別表2のA.に定める乳房の悪性新生物。以下同じ。)に罹患し、医師によって診断確定されたときは、特約特定疾病給付金を支払いません。ただし、その後(乳房の悪性新生物については責任開始日を含めて90日経過後)、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されたときは、特約特定疾病給付金を支払います。	特約特定疾病給付金	特約保険金額	契約者	—

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>4. 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの事由に該当したとき。</p> <p>(1) 別表2に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の作業では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。</p> <p>(2) 別表2に定める急性心筋梗塞を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>(ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(イ) 別表3に定める病院または診療所における手術</p> <p>(ウ) 別表4に定める公的医療保険制度に基づく別表5に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>(3) 別表2に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。</p> <p>(4) 別表2に定める脳卒中を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>(ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(イ) 別表3に定める病院または診療所における手術</p> <p>(ウ) 別表4に定める公的医療保険制度に基づく別表5に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p>	特約特定疾病給付金	特約保険金額	契約者	—

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ この特約の保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に、被保険者が第1項第4号の(1)または(3)に定める特約特定疾病給付金の支払事由に該当した場合には、保険期間中に該当したもとして第1項の規定を適用します。
- ④ 特約特定疾病給付金の受取人である被保険者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合)が特約特定疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第23条(指定代理請求人の変更)の規定により変更した次の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が第28条(請求手続)に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約特定疾病給付金の受取人の代理人として特約特定疾病給付金を請求することができます。
- 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑤ 前項の規定により、会社が特約特定疾病給付金を特約特定疾病給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特約特定疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑥ 被保険者が、別表1および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。
- ⑦ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払う前に特約特定疾病給付金の請求を受け、特約特定疾病給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払いません。
- ⑧ 特約死亡保険金を支払った後は、特約高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払った後は、特約特定疾病給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑨ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由2.に該当したことにより特約死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない特約死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑩ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

⑪ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金または別表2に定める急性心筋梗塞もしくは脳卒中による特約特定疾病給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約特定疾病給付金の支払による特約の消滅)

第3条 会社が特約特定疾病給付金を支払った場合は、被保険者が特約特定疾病給付金の支払事由に該当した時にこの特約は消滅したものとみなします。

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

③ 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または主契約の保険金受取人が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実によって主約款に定める身体障害の状態に該当したときまたは特約特定疾病給付金の支払事由に規定する状態に該当したときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

⑥ この特約の告知義務違反による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者、被保険者または主契約の保険金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者(特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金、特約特定疾病給付金および払込を免除される特約保険料)をいいます。本項に

- において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約死亡保険金の受取人のみであり、その特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約の重大事由による解除の通知については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者、被保険者または主契約の保険金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(保険金支払の時期および場所)

第8条 この特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および特約特定疾病給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までににおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第9条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第10条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第11条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(保険料の自動貸付)

- 第12条** 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。
- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

- 第13条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第14条** 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅したものとみなします。
1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
 2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(特約の解約)

- 第15条** 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

- 第16条** 特約の失効(第10条)、解約(前条)または解除(第6条および第7条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。
- ② 前項の規定にかかわらず、第7条(重大事由による解除)第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第7条第2項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。
- ③ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ④ 第 14 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第 1 項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合(この特約の特約死亡保険金を支払う場合を除きます。)には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約保険金額の増額)

第 17 条 契約者は、この特約の締結後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、特約保険金額を増額することができます。

- ② 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が特約保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
1. 会社が特約保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特約保険金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約保険金額の減額)

第 18 条 契約者はこの特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第 19 条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、第 16 条(特約の払戻金)の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

第 20 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 14 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとしします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 21 条 特約死亡保険金の受取人については、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、特約高度障害給付金および特約特定疾病給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 22 条 契約者は、遺言によっても、特約死亡保険金の受取人を、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、特約高度障害給付金および特約特定疾病給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(指定代理請求人の変更)

第 23 条 契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(受取人の死亡)

第 24 条 保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および特約特定疾病給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人としします。

- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人としします。
- ③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等としします。

(受取人による特約の存続)

第 25 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約特定疾病給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは前項の規定により効力が生じなくなるまで

に、特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約特定疾病給付金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約特定疾病給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約特定疾病給付金の受取人に支払います。

- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第16条(特約の払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(他の保険種類への加入)

第26条 契約者から主契約の保険料払込期間満了の日の2カ月前までに申出があったときは、この特約の被保険者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、無配当特定疾病保障定期保険その他類似の保険種類に加入することができます。

- ② 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、本条の取扱を行いません。
1. 主契約およびこの特約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。ただし、会社の定める条件を満たすときは取り扱うことがあります。
 2. 主契約の保険料の払込が免除されているとき。
- ③ 本条の取扱が行なわれた場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
1. 加入後の保険種類の責任開始日(以下「変更日」といいます。)は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日とします。
 2. 変更日の前日にこの特約の保険期間が満了しないときは、この特約の保険期間は、変更日の前日までの期間に変更の請求があったものとします。

(契約者配当金)

第27条 この特約の契約者配当金は、ありません。

(請求手続)

第28条 この特約に基づく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の 請求 書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		被 保 険 者 の 住 民 票	会 社 所 定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	会 社 所 定 の 手 術 証 明 書	その他の書類	
					契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人					
1	特約特定疾病給付金の支払	○	○	○		○		○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本	
2	責任準備金の支払	○	○	○	○								
3	解約払戻金の支払	○	○	○	○								
4	特約保険金額の増額	○	○	○	○							会社所定の告知書	
5	特約保険金額の減額	○	○	○	○								
6	特約特定疾病給付金の指定代理請求	○	○	○						○	○	○	(1) 指定代理請求人の戸籍謄本 (2) 指定代理請求人の住民登録票と印鑑証明書 (3) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
7	指定代理請求人の変更	○	○		○								

- ② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ③ 第1項の2、4および6の請求について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師の診断を行なわせることがあります。

(時効)

第29条 保険金、給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第30条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第31条 会社は、別表4に定める公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を別表4に定める公的医療保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下本条において「支払事由変更日」といいます。)から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、次の各号のいずれかの方法を指定してください。
 1. 第2項の特約の支払事由の変更を承諾する方法
 2. 支払事由変更日の前日に解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

(主約款の規定の準用)

第32条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に無配当災害割増特約等が付加されている場合の特則)

第33条 この特約の付加された主契約に無配当災害割増特約、無配当傷害特約、無配当特定損傷特約、無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性医療特約および無配当通院特約が付加されている場合、特約特定疾病給付金の支払によりこの特約が付加された保険契約の保険金の一部が減額されたときでも、各特約は、減額の取扱をせず継続するものとします。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第34条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第9条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第14条(特約の消滅とみなす場合)第1号、第19条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)および第20条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 主契約が延長保険に変更されるときは、主契約の保険金額の取扱
主契約が延長保険に変更される場合には、主約款の定めにかかわらず、会社の定める範囲内でこの特約の特約保険金額を加算して延長保険の保険金額を定めるものとします。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(無配当定期保険に付加する場合の特則)

第35条 この特約を無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときは、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
3. 第1号の規定によりこの特約が更新された場合に、第2条(保険金および給付金の支払)および第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(主契約にリビング・ニーズ特約、無配当ガン収入保障特約または無配当特定疾病収入保障特約が付加されている場合の特則)

第36条 この特約の付加された主契約にリビング・ニーズ特約、無配当ガン収入保障特約または無配当特定疾病収入保障特約(以下本条において「他の特約」といいます。)が付加されている場合で、指定代理請求人を指定するときは、この特約と他の特約の指定代理請求人は同一とします。指定代理請求人が変更される場合も同様とします。ただし、特約年金支払中の無配当ガン収入保障特約および無配当特定疾病収入保障特約の指定代理請求人についてはこの限りではありません。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 37 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第9条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第14条(特約の消滅とみなす場合)第1号、第19条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)および第20条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(無配当収入保障保険に付加した場合の特則)

第 38 条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条(保険金および給付金の支払)第1項、第6条(告知義務違反による解除)第3項、第6項、第7条(重大事由による解除)第3項、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第4項、第21条(受取人の変更)および第22条(遺言による受取人の変更)中、「主契約の保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金の受取人」と改めます。
2. 第16条(特約の払戻金)第4項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」と改めます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

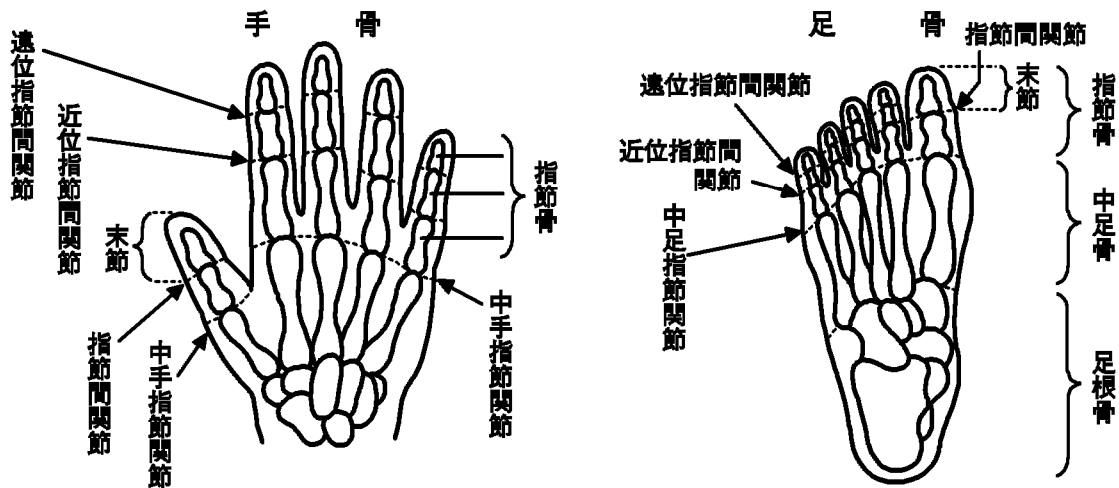
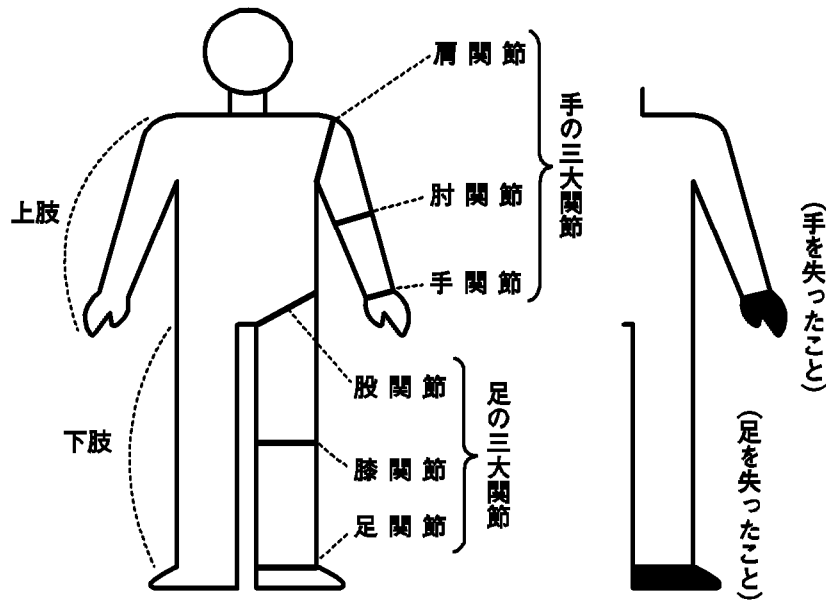
別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

A. 対象となる悪性新生物

- 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96

分類項目	基本分類コード
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1.において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

- 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。

B.対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 1.の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済組合法
- 船員保険法

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表5 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

無配当災害割増特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 災害割増保険金の支払
- 第3条 災害割増保険金の請求手続
- 第4条 災害高度障害給付金の支払
- 第5条 災害高度障害給付金の請求手続
- 第6条 災害割増保険金または災害高度障害給付金を支払わない場合
- 第7条 特約保険料の払込免除
- 第8条 特約の取消および無効
- 第9条 告知義務違反による解除
- 第10条 重大事由による解除
- 第11条 保険金支払の時期および場所
- 第12条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第13条 特約の失効
- 第14条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第15条 特約保険料の自動貸付
- 第16条 特約の復活
- 第17条 特約の消滅とみなす場合
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の払戻金
- 第20条 災害割増保険金額の増額
- 第21条 災害割増保険金額の減額
- 第22条 特約の復帰
- 第23条 受取人の変更

- 第24条 遺言による受取人の変更
- 第25条 受取人の死亡
- 第26条 受取人による特約の存続
- 第27条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第28条 契約者配当金
- 第29条 時効
- 第30条 管轄裁判所
- 第31条 主約款の規定の準用
- 第32条 5年ごと利差配当付定期保険特約付契約等に付加する場合の特則
- 第33条 5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第34条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第35条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則
- 第36条 無配当収入保障保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 身体障害表
- 別表3 感染症

無配当災害割増特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害または感染症によって死亡または高度障害となったときに、災害割増保険金または災害高度障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(災害割増保険金の支払)

- 第2条 会社は、次の各号の場合に、災害割増保険金を主契約の保険金受取人に支払います。
- 1. 被保険者が、この特約の責任開始時(復活、復帰もしくは被保険者の変更が行なわれた場合の特約または災害割増保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または災害割増保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同様とします。)以後に別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき。
- 2. 被保険者が、この特約の責任開始時以後に発病した別表3に定める感染症(以下「感染症」といいます。)を直接の原因としてこの特約の保険期間中に死亡したとき。

(災害割増保険金の請求手続)

第3条 契約者または災害割増保険金の受取人は、前条に規定する災害割増保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 災害割増保険金の受取人は、次の書類を提出して災害割増保険金を請求して下さい。
 - 1. 災害割増保険金請求書
 - 2. 不慮の事故であることを証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(災害高度障害給付金の支払)

第4条 会社は、次の各号の場合に、災害割増保険金と同額の災害高度障害給付金を契約者に支払います。

- 1. 被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも同様とします。
- 2. 被保険者が、この特約の責任開始時以後に発病した感染症を直接の原因としてこの特約の保険期間中に高度障害に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発病した感染症を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも同様とします。
- ② 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、災害高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、災害高度障害給付金を支払います。
- ③ 第2条(災害割増保険金の支払)に規定する災害割増保険金を支払った後は、第1項による災害高度障害給付金の請求があっても、会社はこれを支払いません。

(災害高度障害給付金の請求手続)

第5条 被保険者が、前条の高度障害となったときは、契約者または被保険者は、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、次の書類を提出して災害高度障害給付金を請求して下さい。
 - 1. 災害高度障害給付金請求書
 - 2. 不慮の事故であることを証する書類
- ③ 第3条(災害割増保険金の請求手続)第3項の規定は、災害高度障害給付金の請求手続の場合に準用します。

(災害割増保険金または災害高度障害給付金を支払わない場合)

第6条 会社は、被保険者が次の各号によって第2条(災害割増保険金の支払)または第4条(災害高度障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、災害割増保険金または災害高度障害給付金を支払いません。

- 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 2. 災害割増保険金に関しては、災害割増保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
- 3. 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
- 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 8. 地震、噴火または津波によるとき。
- 9. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第8号または第9号の事由による死亡または高度障害の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、災害割増保険金または災害高度障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- ③ 第1項の規定によって災害割増保険金を支払わない場合は、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。(第1項第2号に該当したことにより災害割増保険金の一部が支払われない場合には、支払われない災害割増保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者の故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。

(特約保険料の払込免除)

第7条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第8条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、災害割増保険金額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(災害割増保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、災害割増保険金額を増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第9条 この特約の締結または復活、復帰、災害割増保険金額の増額または被保険者の変更の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(災害割増保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

③ 災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または主契約の保険金受取人が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結、復活、復帰、災害割増保険金額の増額または被保険者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき

2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき

3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。

5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により別表2に定める1. から7. までのいずれかの障害の状態になったときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第10条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または保険金の受取人がこの特約の保険金(災害割増保険金、災害高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合

(1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

② 災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが災害割増保険金の受取人のみであり、その災害割増保険金の

受取人が災害割増保険金の一部の受取人であるときは、災害割増保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害割増保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(保険金支払の時期および場所)

第11条 保険金(災害割増保険金および災害高度障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで(会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第12条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。

- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。

- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による災害割増保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。

- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による災害割増保険金または災害高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第14条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。

- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。

- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。

- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場

合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、

(特約の失効)

第13条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第14条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による災害割増保険金または災害高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第15条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合にはその特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第16条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

(特約の解約)

第18条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第19条 特約の失効(第13条)、解約(前条)または解除(第9条および第10条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

② 前項の規定にかかわらず、第10条(重大事由による解除)第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害割増保険金の一部の受取人に対して第10条第2項の規定を適用し災害割増保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない災害割増保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。

③ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

④ 第17条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

⑤ 本条の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(災害割増保険金額の増額)

第20条 契約者は、主契約の保険金額を増額する場合に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の災害割増保険金額を増額することができます。

② 会社が災害割増保険金額の増額を承諾したときは、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。

③ 会社が災害割増保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。

1. 会社が災害割増保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が災害割増保険金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(災害割増保険金額の減額)

第21条 契約者はこの特約の災害割増保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の災害割増保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

② 前項の規定によって災害割増保険金額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復帰)

第 22 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 17 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとして扱います。

② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 23 条 災害割増保険金の受取人については、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、災害高度障害給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 24 条 契約者は、遺言によっても、災害割増保険金の受取人を、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、災害高度障害給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 25 条 給付金(災害割増保険金および災害高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人として扱います。

② 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人として扱います。

③ 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等として扱います。

(受取人による特約の存続)

第 26 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次回の各号のすべてを満たす災害割増保険金または災害高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害割増保険金または災害高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が災害割増保険金または災害高度障害給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害割増保険金または災害高度障害給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 19 条(特約の払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 27 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

(契約者配当金)

第 28 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第 29 条 保険金、給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 30 条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 31 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約付契約等に付加する場合の特則)

第32条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約または無配当通減定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第20条(災害割増保険金額の増額)第1項中「主契約の保険金額」とあるのを「主契約の保険金額(5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約および無配当特定疾病保障定期保険特約の特約保険金額、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約および無配当特定疾病収入保障特約の特約年金額、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約および無配当通減定期保険特約の基本保険金額を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則)

第33条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了し、かつ、主契約が更新される場合には、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の災害割増保険金は更新前の災害割増保険金と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第2条(災害割増保険金の支払)、第4条(災害高度障害給付金の支払)および第7条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第34条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第12条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第12条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第22条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第35条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第12条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第12条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第22条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(無配当収入保障保険に付加した場合の特則)

第36条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 第2条(災害割増保険金の支払)、第9条(告知義務違反による解除)第3項、第10条(重大事由による解除)第3項、第12条(特約の保険期間および保険料の払込)第4項、第23条(受取人の変更)および第24条(遺言による受取人の変更)中、「主契約の保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金の受取人」と改めます。
2. 第20条(災害割増保険金額の増額)第1項中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の年金額」と改めます。
3. 第19条(特約の払戻金)第4項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」と改めます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

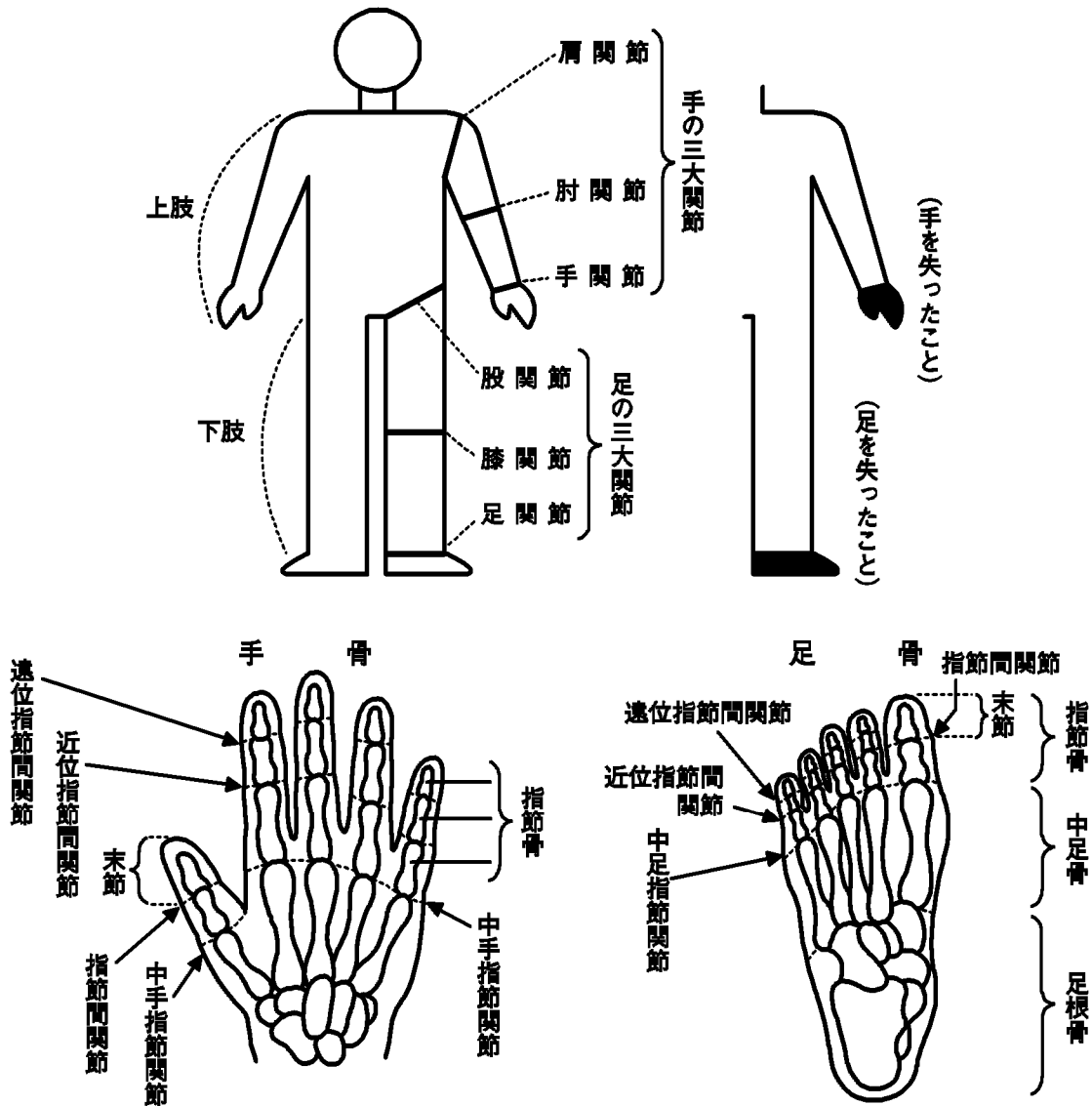
別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとし、ます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、ます。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令

和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当傷害特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 災害保険金の支払
- 第3条 災害保険金の請求手続
- 第4条 障害給付金の支払
- 第5条 障害給付金の請求手続
- 第6条 災害保険金または障害給付金を支払わない場合
- 第7条 特約保険料の払込免除
- 第8条 特約の取消および無効
- 第9条 告知義務違反による解除
- 第10条 重大事由による解除
- 第11条 給付金支払の時期および場所
- 第12条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第13条 特約の失効
- 第14条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第15条 特約保険料の自動貸付
- 第16条 特約の復活
- 第17条 特約の消滅とみなす場合
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の払戻金
- 第20条 災害保険金額の増額
- 第21条 災害保険金額の減額
- 第22条 特約の復帰
- 第23条 受取人の変更
- 第24条 遺言による受取人の変更
- 第25条 受取人の死亡
- 第26条 受取人による特約の存続
- 第27条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第28条 契約者配当金
- 第29条 時効
- 第30条 管轄裁判所
- 第31条 主約款の規定の準用
- 第32条 5年ごと利差配当付定期保険特約付契約等に付加する場合の特則
- 第33条 5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第34条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第35条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則
- 第36条 無配当収入保障保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 給付割合表
- 別表3 身体の同一部位
- 別表4 感染症

無配当傷害特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故によって死亡または身体に障害を受けた場合に、所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(災害保険金の支払)

- 第2条 会社は、次の各号の場合に、災害保険金を主契約の保険金受取人に支払います。
 1. 被保険者が、この特約の責任開始時(復活、復帰もしくは被保険者の変更が行なわれた場合の特約または災害保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または災害保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同様とします。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき。
 2. 被保険者が、この特約の責任開始時以後に発病した別表4に定める感染症を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき。
- ② 会社は、前項の規定によって災害保険金を支払う場合に、第4条(障害給付金の支払)に規定する障害給付金について次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する各号の給付金の合計額を災害保険金から差し引きます。

ただし、災害保険金を減額した保険契約については、支払時の災害保険金額にその該当する各号の給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害保険金から差し引きます。

1. 災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき。
 2. 災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき。
- ③ 第1項の規定によって災害保険金が支払われた場合には、その支払後に災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(災害保険金の請求手続)

第3条 契約者または災害保険金の受取人は、前条に規定する災害保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 災害保険金の受取人は、次の書類を提出して災害保険金を請求して下さい。
 1. 災害保険金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(障害給付金の支払)

第4条 会社は、被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に別表2の給付割合表(以下「給付割合表」といいます。)に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、次の各号に定める金額の障害給付金を契約者に支払います。

1. 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額。
2. 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと[ただし、別表3に定める身体の同一部位(以下「身体の同一部位」といいます。)]に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目とします。]に前号の規定を適用して得られる金額の合計額。
- ② 前項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害(本項において「前障害」といいます。)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からその前障害の状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合)を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。
- ③ この特約による障害給付金(災害保険金額を減額した保険契約については、災害保険金額に給付割合を乗じた金額とします。)の支払は、通算して災害保険金額の10割をもって限度とします。
- ④ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、障害給付金を支払います。

(障害給付金の請求手続)

第5条 契約者または被保険者は、第4条(障害給付金の支払)に規定する障害給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、次の書類を提出して障害給付金を請求して下さい。
 1. 障害給付金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
 3. 会社所定の様式による医師の診断書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(災害保険金または障害給付金を支払わない場合)

第6条 会社は、被保険者が次の各号によって第2条(災害保険金の支払)または第4条(障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、災害保険金または障害給付金を支払いません。

1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 2. 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
 3. 被保険者の犯罪行為によるとき。
 4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 8. 地震、噴火または津波によるとき。
 9. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第8号または第9号の事由により死亡したまたは身体障害の状態となった被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の全額を支払い、ま

たはその金額を削減して支払います。

- ③ 第1項の規定によって災害保険金を支払わない場合は、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。(第1項第2号に該当したことにより災害保険金の一部が支払われない場合には、支払われない災害保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者の故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。

(特約保険料の払込免除)

第7条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第8条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、災害保険金額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(災害保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、災害保険金額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第9条 この特約の締結、復活、復帰、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(災害保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

- ③ 災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または主契約の保険金受取人が証明したときは、この限りではありません。

- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結、復活、復帰、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により別表2の給付割合表に定めるいずれかの身体障害の状態になったときを除きます。

- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第10条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(災害保険金、障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、災害保険金もしくは障害給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに災害保険金もしくは障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(給付金支払の時期および場所)

第 11 条 給付金(災害保険金および障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の特約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する特約の締結時から給付金請求時までににおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第 12 条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による災害保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこ

の特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第 14 条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 13 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 14 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第 15 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第 16 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 17 条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

(特約の解約)

第 18 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第 19 条 特約の失効(第 13 条)、解約(前条)、または解除(第9条および第 10 条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 前項の規定にかかわらず、第 10 条(重大事由による解除)第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第 10 条第2項の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。
- ③ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 第 17 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ⑤ 本条の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(災害保険金額の増額)

第 20 条 契約者は、主契約の保険金額を増額する場合に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の災害保険金額を増額することができます。

- ② 会社が災害保険金額の増額を承諾したときは、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ③ 会社が災害保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。

1. 会社が災害保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が災害保険金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(災害保険金額の減額)

- 第 21 条** 契約者はこの特約の災害保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。
- ② 本条の規定によって災害保険金額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復帰)

- 第 22 条** 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 17 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとして扱います。
- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

- 第 23 条** 災害保険金の受取人については、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、障害給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

- 第 24 条** 契約者は、遺言によっても、災害保険金の受取人を、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、障害給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

- 第 25 条** 給付金(災害保険金および障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人として扱います。
- ② 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人として扱います。
 - ③ 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等として扱います。

(受取人による特約の存続)

- 第 26 条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす災害保険金または障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
 - ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害保険金の支払事由が生じ、会社が災害保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害保険金の受取人に支払います。
 - ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 19 条(特約の払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

- 第 27 条** 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

(契約者配当金)

- 第 28 条** この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

- 第 29 条** 保険金、給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 30 条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 31 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約付契約等に付加する場合の特則)

第 32 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約または無配当通減定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第 20 条(災害保険金額の増額)第1項中「主契約の保険金額」とあるのを「主契約の保険金額(5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約および無配当特定疾病保障定期保険特約の特約保険金額、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約および無配当特定疾病収入保障特約の特約年金額、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約および無配当通減定期保険特約の基本保険金額を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則)

第 33 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了し、かつ、主契約が更新される場合には、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の災害保険金は更新前の災害保険金と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第2条(災害保険金の支払)、第4条(障害給付金の支払)および第7条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第 34 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 12 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 12 条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第 17 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 22 条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 35 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 12 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 12 条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第 17 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 22 条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(無配当収入保障保険に付加した場合の特則)

第 36 条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条(災害保険金の支払)第1項、第9条(告知義務違反による解除)第3項、第 10 条(重大事由による解除)第3項、第 12 条(特約の保険期間および保険料の払込)第4項、第 23 条(受取人の変更)および第 24 条(遺言による受取人の変更)中、「主契約の保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金の受取人」と改めます。
2. 第 20 条(災害保険金額の増額)第1項中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の年金額」と改めます。

3. 第 19 条(特約の払戻金)第4項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」と改めます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の 13. から 15. までまたは第4級の 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%

等級	身体障害	給付割合
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくて、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

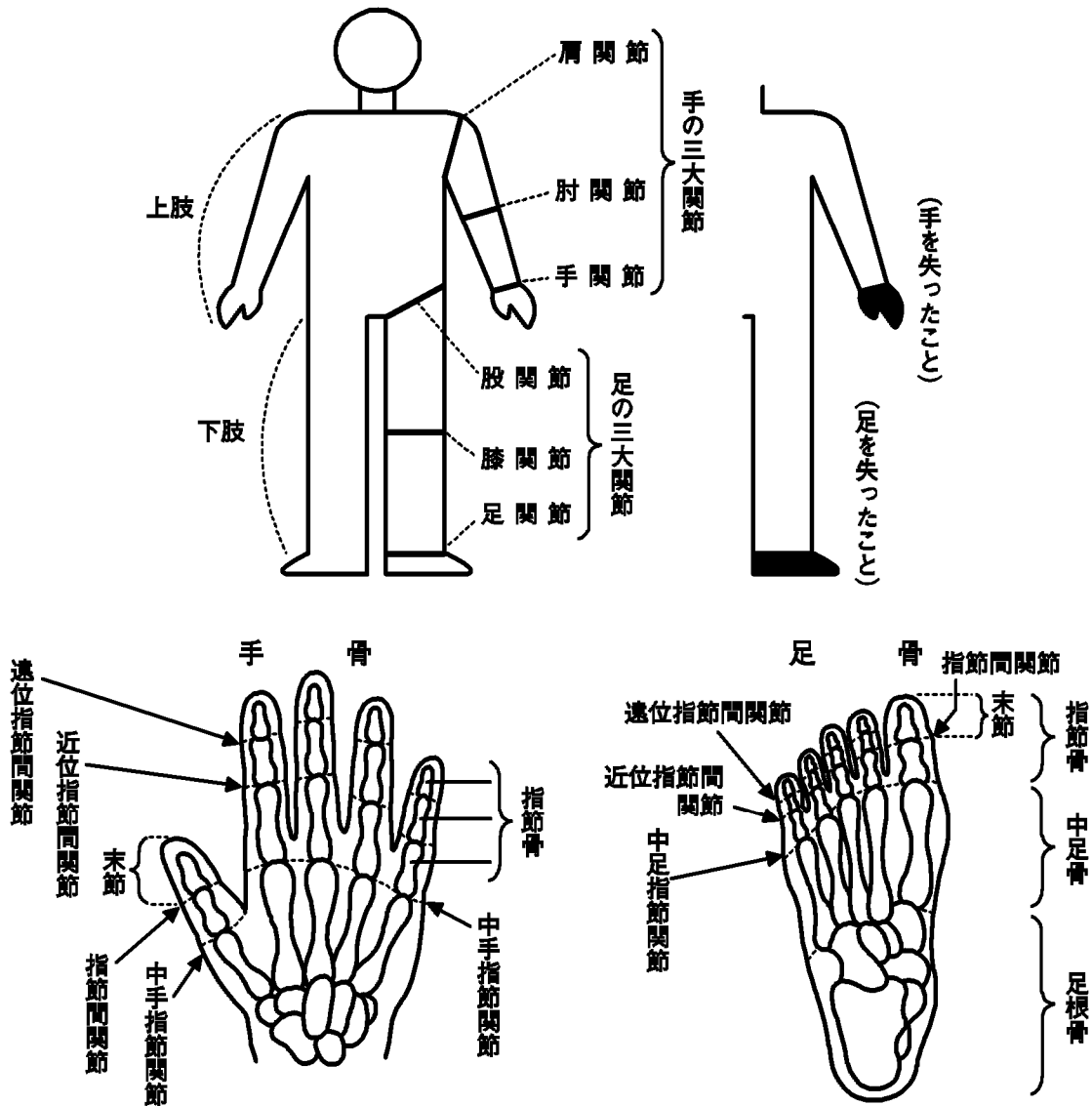
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障 害 の 図 解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表2の第1級の4.、5.、6. もしくは7.、第2級の8.、9. もしくは10.、第3級の16. または第4級の26. の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10 手指または10 足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80

分類項目	基本分類コード
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当特定損傷特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 特定損傷給付金の請求手続
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 特定損傷給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約保険料の自動貸付
- 第13条 特約の復活
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 特定損傷給付金額の増額
- 第18条 特定損傷給付金額の減額
- 第19条 特約の復帰
- 第20条 受取人の変更
- 第21条 遺言による受取人の変更

- 第22条 受取人の死亡
- 第23条 受取人による特約の存続
- 第24条 特約の中途付加に関する取扱
- 第25条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第26条 契約者配当金
- 第27条 時効
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 主約款の規定の準用
- 第30条 無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第31条 無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第32条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則
- 第33条 無配当収入保障保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 対象となる特定損傷

別表3 病院または診療所

別表4 治療

無配当特定損傷特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けた場合に、特定損傷給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次の治療を受けたとき。 1. 責任開始時(復活、復帰もしくは被保険者の変更が行なわれた場合の特約または特定損傷給付金額の増額が行なわれた場合の特約の増額分については、最後の復活、復帰、被保険者の変更または特定損傷給付金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による別表2に定める特定損傷に対して受けた治療であること 2. その治療が1.の事故の日を含めて180日以内に受けた治療であること 3. その治療が、別表3に定める病院または診療所における別表4に定める治療であること	特定損傷給付金	特定損傷給付金額	契約者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 8. 戦争その他の変乱

- ② 前項の規定により特定損傷給付金が支払われた場合には、その支払後に特定損傷給付金の支払原因となった同一の不慮の事故により特定損傷給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、この特約による特定損傷給付金の支払は、支払回数を通算して10回をもって限度とします。
- ④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により特定損傷給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特定損傷給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(特定損傷給付金の請求手続)

第3条 契約者または被保険者は、前条に規定する特定損傷給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、被保険者が前条に規定する特定損傷給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して特定損傷給付金を請求してください。
1. 特定損傷給付金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
 3. 会社所定の様式による医師の診断書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、特定損傷給付金額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(特定損傷給付金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、特定損傷給付金額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結、復活、復帰、特定損傷給付金額の増額または被保険者の変更の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実

を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特定損傷給付金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

- ③ 特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特定損傷給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、特約の締結、復活、復帰、特定損傷給付金額の増額または被保険者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(給付金の支払)に定める特定損傷の状態になったときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(特定損傷給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特定損傷給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特定損傷給付金支払の時期および場所)

第8条 特定損傷給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 特定損傷給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から特定損傷給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 特定損傷給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 特定損傷給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特定損傷給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは特定損傷給付金の受取人の特約締結の目的もしくは特定損傷給付金請求の意図に関する特約の締結時から特定損傷給付金請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定損傷給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、特定損傷給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内であるものとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特定損傷給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特定損傷給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第12条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第13条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の

復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
3. 第2条(給付金の支払)第3項の規定により、特定損傷給付金の支払回数が通算の支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第 15 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第 16 条 特約の失効(第 10 条)、解約(前条)または解除(第6条および第7条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第 14 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。
- ④ 本条の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありせん。

(特定損傷給付金額の増額)

第 17 条 契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この特約の特定損傷給付金額を増額することができます。

- ② 会社が特定損傷給付金額の増額を承諾したときは、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ③ 会社が特定損傷給付金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
 1. 会社が特定損傷給付金額の増額を承諾した後(前項)に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特定損傷給付金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ④ 次の場合には、会社は、本条の増額を取り扱いません。
 1. 増額後の特定損傷給付金額が会社の定める限度を超える場合
 2. すでにこの特約の保険料の払込の免除事由が発生している場合
- ⑤ 本条の規定による増額分に対する第2条(給付金の支払)第3項に規定する特定損傷給付金の支払限度は、既に本特約において支払われた特定損傷給付金の支払回数を含みます。

(特定損傷給付金額の減額)

第 18 条 契約者はこの特約の特定損傷給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特定損傷給付金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 前項の規定によって特定損傷給付金額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復帰)

第 19 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 14 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 20 条 特定損傷給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 21 条 契約者は、遺言によっても、特定損傷給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

- 第22条** 特定損傷給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特定損傷給付金の受取人とします。
- ② 前項の規定により特定損傷給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特定損傷給付金の受取人となった者のうち生存している他の特定損傷給付金の受取人を特定損傷給付金の受取人とします。
 - ③ 前2項により特定損傷給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

- 第23条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす特定損傷給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
 - ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、特定損傷給付金の支払事由が生じ、会社が特定損傷給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特定損傷給付金の受取人に支払います。
 - ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第16条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(特約の中途付加に関する取扱)

- 第24条** 第2条(給付金の支払)第3項に規定する特定損傷給付金の支払限度には、この特約を付加する前に主契約に付加されていた無配当特定損傷特約により支払われた特定損傷給付金の支払回数を含みます。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

- 第25条** 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

(契約者配当金)

- 第26条** この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

- 第27条** 特定損傷給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

- 第28条** この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

- 第29条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(無配当定期保険に付加する場合の特則)

- 第30条** この特約を無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。
1. この特約の保険期間が満了し、かつ、主契約が更新される場合には、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。ただし、更新後の主契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社所定の年齢を超える場合には、この特約は更新できません。
 2. 更新後のこの特約の特定損傷給付金額は更新前の特定損傷給付金額と同額とします。
 3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第2条(給付金の支払)、および第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(無配当終身保険に付加した場合の特則)

- 第31条** この特約を無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。

- (2) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第14条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第19条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第32条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (2) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第14条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第19条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(無配当収入保障保険に付加した場合の特則)

第33条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、第16条(特約の払戻金)第3項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」に読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 対象となる特定損傷

対象となる「特定損傷」とは、次のいずれかをいいます。

- 骨折
- 関節脱臼
- 腱の断裂

備考

- 骨折
「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。
- 関節脱臼
「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- 腱の断裂
「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 治療

「治療」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)をいいます。

無配当災害入院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 入院給付金の請求手続
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 入院給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約保険料の自動貸付
- 第13条 特約の復活
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 入院給付金日額の増額
- 第18条 入院給付金日額の減額
- 第19条 特約の復帰
- 第20条 受取人の変更
- 第21条 遺言による受取人の変更
- 第22条 受取人の死亡
- 第23条 受取人による特約の存続

- 第24条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第25条 契約者配当金
- 第26条 時効
- 第27条 管轄裁判所
- 第28条 主約款の規定の準用
- 第29条 5年ごと利差配当付定期保険特約等付契約に付加する場合の特則
- 第30条 5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第31条 無配当収入保障保険に付加する場合の特則
- 第32条 この特約を無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則
- 第33条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第34条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 病院または診療所

別表3 入院

無配当災害入院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. その入院がこの特約の責任開始時(復活、復帰もしくは被保険者の変更が行なわれた場合の特約または入院給付金日額の増額が行なわれた場合の特約の増額分については、最後の復活、復帰、被保険者の変更または入院給付金日額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として開始した入院であること 2. その入院が不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること 3. その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること 4. その入院が5日以上継続した入院であること 5. その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること	入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ④ 被保険者が第1項および前項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および前項の規定を適用します。
 - 1. この特約の保険期間が満了したとき。
 - 2. 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第14条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑤ この特約による入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
 - 1. 同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 - 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑥ 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- ⑦ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかによって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、入院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 - 1. 地震、噴火または津波
 - 2. 戦争その他の変乱

(入院給付金の請求手続)

第3条 契約者または被保険者は、前条に規定する入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して入院給付金を請求して下さい。
 - 1. 入院給付金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 会社所定の様式による入院した病院の入院証明書
 - 4. 不慮の事故を証する書類
 - 5. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 - 6. 契約者の戸籍抄本

7. 契約者の印鑑証明書
 8. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。))の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)することができます。
- ③ 入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。))が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(給付金の支払)に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと思われる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(入院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。))があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(入院給付金支払の時期および場所)

第8条 入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から入院給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 入院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

入院給付金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは入院給付金請求の意図に関する特約の締結時から入院給付金請求時までににおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は入院給付金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。

- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。

- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。

- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。

- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この

特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 10 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 11 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第 12 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第 13 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 14 条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。
3. この特約の入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第 15 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 16 条 特約の失効(第 10 条)、解約(前条)または解除(第 6 条および第 7 条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第 14 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第 1 項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。
- ④ 本条の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(入院給付金日額の増額)

第 17 条 契約者は、主契約の保険金額を増額する場合に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の入院給付金日額を増額することができます。

- ② 会社が入院給付金日額の増額を承諾したときは、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ③ 会社が入院給付金日額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
1. 会社が入院給付金日額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が入院給付金日額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(入院給付金日額の減額)

第 18 条 契約者はこの特約の入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 前項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復帰)

第 19 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 14 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 20 条 入院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 21 条 契約者は、遺言によっても、入院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 22 条 入院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を入院給付金の受取人とします。

② 前項の規定により入院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により入院給付金の受取人となった者のうち生存している他の入院給付金の受取人を入院給付金の受取人とします。

③ 前2項により入院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 23 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次の方のすべてを満たす入院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること

2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、入院給付金の支払事由が生じ、会社が入院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、入院給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 24 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた入院給付金の支払日数は第 2 条(給付金の支払)第5項に規定する入院給付金の通算の支払限度の計算に含めるものとします。

(契約者配当金)

第 25 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第 26 条 入院給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 28 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約等付契約に付加する場合の特則)

第29条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約または無配当通減定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第17条(入院給付金日額の増額)第1項中「主契約の保険金額」とあるのを「主契約の保険金額(5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約および無配当特定疾病保障定期保険特約の特約保険金額、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約および無配当特定疾病収入保障特約の特約年金額、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約および無配当通減定期保険特約の基本保険金額を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則)

第30条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときは、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第2条(給付金の支払)および第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(無配当収入保障保険に付加する場合の特則)

第31条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第17条(入院給付金日額の増額)第1項中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の年金額」と改めます。
2. 第16条(特約の解約払戻金)第3項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」と改めます。

(この特約を無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則)

第32条 無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の入院給付金日額が無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約または無配当女性医療特約のそれぞれの入院給付金日額(無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約の入院給付金が重複して支払われるときは、それぞれの特約の入院給付金日額の合計額)に満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第2条(給付金の支払)の規定にかかわらず、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。
 - (2) 無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の入院給付金の支払額は、第2条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の入院給付金日額が無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約または無配当女性医療特約のそれぞれの入院給付金日額(無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約の入院給付金が支払われるときは、それぞれの特約の入院給付金日額の合計額)と同額かまたはそれより大きい場合は、この特約の入院給付金の支払額は、第2条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後、に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、疾病の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第33条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第9条第8項および第9項の規定を準用します。

2. 第 14 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 19 条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 34 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第9条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第 14 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 19 条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

無配当疾病入院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 疾病入院給付金の請求手続
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 疾病入院給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約保険料の自動貸付
- 第13条 特約の復活
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 入院給付金日額の増額または減額
- 第18条 特約の復帰
- 第19条 受取人の変更
- 第20条 遺言による受取人の変更
- 第21条 受取人の死亡
- 第22条 受取人による特約の存続
- 第23条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱

- 第24条 契約者配当金
- 第25条 時効
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 主約款の規定の準用
- 第28条 5年ごと利差配当付定期保険特約等付契約に付加する場合の特則
- 第29条 5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第30条 無配当収入保障保険に付加する場合の特則
- 第31条 この特約を無配当災害入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約とあわせて主契約に付加した場合の疾病入院給付金支払の特則
- 第32条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第33条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 病院または診療所
- 別表2 入院
- 別表3 対象となる不慮の事故

無配当疾病入院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が疾病により入院した場合に、入院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. その入院がこの特約の責任開始時(復活、復帰もしくは被保険者の変更が行なわれた場合の特約または入院給付金日額の増額が行なわれた場合の特約の増額分については、最後の復活、復帰、被保険者の変更または入院給付金日額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病を直接の原因として開始した入院であること 2. その入院が疾病の治療を目的とする入院であること 3. その入院が5日以上継続した入院であること 4. その入院が別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表2に定める入院(以下「入院」といいます。)であること	疾病入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
- この特約の保険期間が満了したとき。
 - 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第14条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑤ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ この特約による疾病入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
- 1回の入院についての支払限度は、疾病入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 - 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑦ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する入院は、本条に規定する疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。
- この特約の責任開始時以後に生じた、別表3に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)以外の外因を直接の原因とする入院。
 - この特約の責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院。
 - この特約の責任開始時以後に開始した、異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。
- ⑨ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑪ 次の各号のいずれかによって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、

その程度に応じて、疾病入院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

(疾病入院給付金の請求手続)

第3条 被保険者が、前条に規定する疾病入院給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する疾病入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して疾病入院給付金を請求して下さい。
 1. 疾病入院給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による入院した病院の入院証明書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。
- ③ 疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(給付金の支払)に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたとき認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(疾病入院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、疾病入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(疾病入院給付金支払の時期および場所)

第8条 疾病入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 疾病入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から疾病入院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、疾病入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 疾病入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 疾病入院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
疾病入院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは疾病入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは疾病入院給付金請求の意図に関する特約の締結時から疾病入院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、疾病入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または疾病入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または疾病入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は疾病入院給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、疾病入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第9条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第10条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第11条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

- 第12条** 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

- 第13条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第14条** 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。
1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
 2. 契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
 3. この特約の疾病入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき。

(特約の解約)

- 第15条** 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

- 第16条** 特約の失効(第10条)、解約(前条)または解除(第6条および第7条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。
- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第14条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。

(入院給付金日額の増額または減額)

第17条 契約者は、主契約の保険金額を増額する場合に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の入院給付金日額を増額することができます。

- ② 契約者はこの特約の入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。この場合、減額分については解約したものととして取り扱います。
- ③ 第1項の規定によって入院給付金日額が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ④ 会社が入院給付金日額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
 1. 会社が入院給付金日額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が入院給付金日額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約の復帰)

第18条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第14条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第19条 疾病入院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第20条 契約者は、遺言によっても、疾病入院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第21条 疾病入院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を疾病入院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により疾病入院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により疾病入院給付金の受取人となった者のうち生存している他の疾病入院給付金の受取人を疾病入院給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により疾病入院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第22条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす疾病入院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、疾病入院給付金の支払事由が生じ、会社が疾病入院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、疾病入院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第16条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第23条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものととして取り扱います。

- ② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた疾病入院給付金の支払日数は第2条(給付金の支払)第6項に規定する疾病入院給付金の通算の支払限度の計算に含めるものとします。

(契約者配当金)

第24条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第 25 条 疾病入院給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 26 条 この特約における疾病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 27 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約等付契約に付加する場合の特則)

第 28 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約または無配当通減定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第 17 条(入院給付金日額の増額または減額)第 1 項中「主契約の保険金額」とあるのを「主契約の保険金額(5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約および無配当特定疾病保障定期保険特約の特約保険金額、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約および無配当年金払定期保険特約の特約年金額、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約および無配当特定疾病収入保障特約の特約年金額、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約および無配当通減定期保険特約の基本保険金額を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則)

第 29 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第 9 条(特約の保険期間および保険料の払込)の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
3. 更新後のこの特約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
4. 第 1 号の規定により、この特約が更新された場合に、第 2 条(給付金の支払)および第 4 条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(無配当収入保障保険に付加する場合の特則)

第 30 条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第 9 条(特約の保険期間および保険料の払込)の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. 第 17 条(入院給付金日額の増額または減額)第 1 項中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の年金額」と、第 16 条(特約の払戻金)第 3 項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」と改めます。

(この特約を無配当災害入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約とあわせて主契約に付加した場合の疾病入院給付金支払の特則)

第 31 条 無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する疾病入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の入院給付金日額(無配当成人病入院特約の入院給付金および無配当女性医療特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が無配当災害入院特約の入院給付金日額と同額かまたはそれに満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第 2 条(給付金の支払)の規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定によりその入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の疾病入院給付金は支払いません。
 - (2) 無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の疾病入院給付金の支払額は、第 2 条第 1 項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の入院給付金日額(無配当成人病入院特約の入院給付金および無配当女性医療特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が無配当災害入院特約の入院給付金日額より大きい場合は、この特約の疾病入院給付金の支払額は、第 2 条第 1 項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後に疾病の治療を開始したときは、疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したと

きは、不慮の事故による傷害の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第 32 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第9条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第 14 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 18 条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 33 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款に積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第9条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第 14 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 18 条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係
「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。
2. 治療を目的としない入院
「治療を目的としない入院」とは、たとえば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、正常分娩などにより入院している場合のことをいいます。
3. 薬物依存
「薬物依存」とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等（別表1に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、別表1に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
1. 交通事故 (V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)	
・転倒・転落 (W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 (W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露 (W42) ・振動への曝露 (W43)
・生物による機械的な力への曝露 (W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・その他の不慮の窒息 (W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞ (W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞ (W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞ (W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露 (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 (X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露 (X30) (日射病、熱射病など)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) 	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

無配当成人病入院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 入院給付金または長期療養給付金の請求手続
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約保険料の自動貸付
- 第13条 特約の復活
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 入院給付金日額の増額
- 第18条 入院給付金日額の減額
- 第19条 特約の復帰
- 第20条 受取人の変更
- 第21条 遺言による受取人の変更
- 第22条 受取人の死亡
- 第23条 受取人による特約の存続
- 第24条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱

- 第25条 契約者配当金
- 第26条 時効
- 第27条 管轄裁判所
- 第28条 主約款の規定の準用
- 第29条 5年ごと利差配当付定期保険特約等付契約に付加する場合の特則
- 第30条 5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第31条 無配当収入保障保険に付加する場合の特則
- 第32条 この特約を無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約および無配当女性医療特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則
- 第33条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第34条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる成人病
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院

無配当成人病入院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が所定の成人病により入院した場合には入院日数に応じて入院給付金を支払い、また、その入院が長期にわたった場合には長期療養給付金を支払うことを主な内容とし、家族の生活安定をはかる保険であります。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人
	名称	支払額	
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院がこの特約の責任開始時(復活、復帰もしくは被保険者の変更が行なわれた場合の特約または入院給付金日額の増額が行なわれた場合の特約の増額分については、最後の復活、復帰、被保険者の変更または入院給付金日額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した別表1に定める成人病(以下「成人病」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること (2) その入院が成人病の治療を目的とする入院であること (3) その入院が5日以上継続した入院であること (4) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること	入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	契約者
2. 前1. に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院が継続して270日以上になったとき。	長期療養給付金	入院給付金日額に100日を乗じて得られる金額	契約者

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、次のとおり取り扱います。
1. 入院給付金については、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
 2. 長期療養給付金については、その支払事由発生日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
- ③ 第1項の規定によって入院給付金を支払った日数が通算して600日を越えている場合、長期療養給付金の支払額は、第1項の支払額の規定にかかわらず、入院給付金日額に100日からその越えた日数を減じた日数を乗じて得られる金額とします。
- ④ 被保険者が同一の成人病(これと医学上重要な関係がある成人病を含みます。)を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者が第1項および第4項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第4項の規定を適用します。
1. この特約の保険期間が満了したとき。
 2. 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態に該当したことによって、第14条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑥ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる成人病を併発していた場合、またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ この特約による入院給付金および長期療養給付金の支払限度は、次のとおりとします。
1. 1回の入院についての入院給付金の支払限度は、入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 2. 長期療養給付金の支払は1回に限るものとします。
 3. 通算の入院給付金の支払限度は、支払日数(長期療養給付金の支払額の計算において入院給付金日額に乗ずる日数を支払日数に含めます。以下同じ。)を通算して700日とします。
- ⑧ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑨ 被保険者が、責任開始時前に発病した成人病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した成人病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その成人病について、この特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その成人病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その成人病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その成人病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(入院給付金または長期療養給付金の請求手続)

第3条 被保険者が、前条に規定する入院給付金または長期療養給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する入院給付金または長期療養給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して入院給付金または長期療養給付金を請求して下さい。
1. 会社所定の請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による入院した病院の入院証明書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。
- ③ 入院給付金もしくは長期療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金もしくは長期療養給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、入院給付金もしくは長期療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(給付金の支払)に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと思われる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(入院給付金、長期療養給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。

3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 入院給付金もしくは長期療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、入院給付金もしくは長期療養給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。入院給付金もしくは長期療養給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(給付金支払の時期および場所)

第8条 給付金(入院給付金および長期療養給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の特約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する特約の締結時から給付金請求時までににおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消

減した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。

- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第 11 条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 10 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第 11 条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第 12 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

- 第 13 条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第 14 条** 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。
1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
 2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
 3. 支払日数が通算して 700 日分になったとき。

(特約の解約)

第 15 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

- 第 16 条** 特約の失効(第 10 条)、解約(前条)または解除(第6条および第7条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。
- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
 - ③ 第 14 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。

(入院給付金日額の増額)

- 第 17 条** 契約者は、主契約の保険金額を増額する場合に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の入院給付金日額を増額することができます。
- ② 会社が、入院給付金日額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
 - ③ 会社が入院給付金日額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
 1. 会社が入院給付金日額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。

前項に規定する金額を受け取った時

2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が入院給付金日額の増額を承諾したとき。

前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(入院給付金日額の減額)

第 18 条 契約者はこの特約の入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 前項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復帰)

第 19 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 14 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 20 条 入院給付金および長期療養給付金の受取人については契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 21 条 契約者は、遺言によっても、入院給付金および長期療養給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 22 条 給付金(入院給付金および長期療養給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人として扱います。

- ② 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人として扱います。
- ③ 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等として扱います。

(受取人による特約の存続)

第 23 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす入院給付金または長期療養給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、入院給付金または長期療養給付金の支払事由が生じ、会社が入院給付金または長期療養給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、入院給付金または長期療養給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 24 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

- ② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた入院給付金の支払日数は第 2 条(給付金の支払)第7項に規定する入院給付金の通算の支払限度の計算に含めるものとします。

(契約者配当金)

第 25 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第 26 条 給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 28 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約等付契約に付加する場合の特則)

第 29 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約または無配当通減定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第 17 条(入院給付金日額の増額)第1項中「主契約の保険金額」とあるのを「主契約の保険金額(5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約および無配当特定疾病保障定期保険特約の特約保険金額、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約および無配当特定疾病収入保障特約の特約年金額、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約および無配当通減定期保険特約の基本保険金額を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則)

第 30 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
3. 更新後のこの特約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
4. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第2条(給付金の支払)および第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(無配当収入保障保険に付加する場合の特則)

第 31 条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. 第 17 条(入院給付金日額の増額)第1項中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の年金額」と改めます。
3. 第 16 条(特約の払戻金)第3項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」と改めます。

(この特約を無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約および無配当女性医療特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則)

第 32 条 無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の入院給付金日額(無配当疾病入院特約の疾病入院給付金および無配当女性医療特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が無配当災害入院特約の入院給付金日額と同額かまたはそれに満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第2条(給付金の支払)の規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定によりその入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。
 - (2) 無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の入院給付金の支払額は、第2条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の入院給付金日額(無配当疾病入院特約の疾病入院給付金および無配当女性医療特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が無配当災害入院特約の入院給付金日額より大きい場合は、この特約の入院給付金の支払額は、第2条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後成人病の治療を開始したときは、成人病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に成人病の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第 33 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第9条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第 14 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 19 条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 34 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第9条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第9条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第 14 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 19 条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院している場合のことをいいます。

別表1 対象となる成人病

この特約の対象となる成人病の範囲は、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる成人病に含めることがあります。

成人病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
○上皮内新生物	D00～D09	
糖尿病	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の ・真正赤血球増加症<多血症>	D45
	・骨髄異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の ・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
	○血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の ・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の ・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0
○糖尿病	E10～E14	
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	○虚血性心疾患	I20～I25
	○肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	○その他の型の心疾患	I30～I52
	○循環器系のその他および詳細不明の障害(I95～I99)中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(I97)中の ・心(臓)切開後症候群	I97.0
・心臓手術に続発するその他の機能障害	I97.1	
○高血圧性疾患	I10～I15	
脳血管疾患	○挿間性および発作性障害(G40～G47)中の ・一過性脳虚血発作および関連症候群(G45)中の ・椎骨脳底動脈症候群	G45.0
	・頸動脈症候群(半球性)	G45.1
	・多発性および両側性脳(実質)外動脈症候群	G45.2
	・一過性全健忘	G45.4
	・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群	G45.8
	・一過性脳虚血発作、詳細不明	G45.9
	○脳血管疾患	I60～I69

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での

治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

無配当手術特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 手術給付金の給付限度
- 第4条 手術給付金の請求手続
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約の取消および無効
- 第7条 告知義務違反による解除
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 手術給付金支払の時期および場所
- 第10条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第11条 特約の失効
- 第12条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第13条 特約保険料の自動貸付
- 第14条 特約の復活
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の払戻金
- 第18条 手術保険金額の増額または減額
- 第19条 特約の復帰
- 第20条 受取人の変更
- 第21条 遺言による受取人の変更
- 第22条 受取人の死亡

- 第23条 受取人による特約の存続
- 第24条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第25条 契約者配当金
- 第26条 時効
- 第27条 管轄裁判所
- 第28条 主約款の規定の準用
- 第29条 5年ごと利差配当付定期保険特約等付契約に付加する場合の特則
- 第30条 5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第31条 無配当収入保障保険に付加する場合の特則
- 第32条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第33条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 病院または診療所
- 別表2 給付割合表

無配当手術特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき。</p> <p>1. その手術が次のいずれかに該当する手術であること</p> <p>(1) この特約の責任開始時(復活、復帰もしくは被保険者の変更が行なわれた場合の特約または手術保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額分については、最後の復活、復帰、被保険者の変更または手術保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因とし、その疾病または傷害の治療を直接の目的とする手術であること</p> <p>(2) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること</p> <p>2. その手術が別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)において受けた手術であること</p> <p>3. その手術が別表2に定めるいずれかの種類の手術であること</p>	手術給付金	手術1回につき、所定の手術保険金額に別表2に定める給付割合を乗じて得られる金額	契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の薬物依存</p>

② 会社は、被保険者が、時期を同じくして別表2の給付割合表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、それらの手術のうち最も給付割合の多いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。

③ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

④ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病(不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。)を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰、手術保険金額の増額または被保険者の変更の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

⑤ 次の各号のいずれかによって手術を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、手術給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

(手術給付金の給付限度)

第3条 この特約による手術給付金(手術保険金額を減額した保険契約については、手術保険金額に給付割合を乗じて得た金額とします。)の支払は、通算して手術保険金額の 10 割をもって限度とします。また、第2条(給付金の支払)第1項第1号(2)の規定による手術給付金の支払は1回のみとします。

(手術給付金の請求手続)

第4条 被保険者が、第2条(給付金の支払)に規定する手術給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。

② 契約者は、第2条に規定する手術給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して手術給付金

を請求して下さい。

1. 手術給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による手術を受けた病院の手術証明書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険料の払込免除)

第5条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。))の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第6条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、手術保険金額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(手術保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、手術保険金額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第7条 この特約の締結、復活、復帰、手術保険金額の増額もしくは被保険者の変更の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(手術保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。
- ③ 手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結、復活、復帰、手術保険金額の増額または被保険者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。))が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により別表2の給付割合表に定めるいずれかの手術を受けたときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(手術給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係

- 企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、手術給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(手術給付金支払の時期および場所)

第9条 手術給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 手術給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から手術給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 手術給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 手術給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
手術給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは手術給付金の受取人の特約締結の目的もしくは手術給付金請求の意図に関する特約の締結時から手術給付金請求時までににおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または手術給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または手術給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は手術給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、手術給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第10条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第12条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第13条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第14条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
3. この特約の手術給付金の給付金額が通算支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第16条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第17条 特約の失効(第11条)、解約(前条)、または解除(第7条および第8条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第15条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。
- ④ 本条の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(手術保険金額の増額または減額)

第18条 契約者は、主契約の保険金額を増額する場合に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の手術保険金額を増額することができます。

- ② 契約者はこの特約の手術保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の手術保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。この場合、減額分については解約したものと取り扱います。
- ③ 第1項の規定によって手術保険金額が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ④ 会社が手術保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
 1. 会社が手術保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。

前項に規定する金額を受け取った時

2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が手術保険金額の増額を承諾したとき。

前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約の復帰)

第 19 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 15 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 20 条 手術給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 21 条 契約者は、遺言によっても、手術給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 22 条 手術給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を手術給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により手術給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により手術給付金の受取人となった者のうち生存している他の手術給付金の受取人を手術給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により手術給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 23 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす手術給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、手術給付金の支払事由が生じ、会社が手術給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、手術給付金の受取人に支払います。

- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 17 条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 24 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

- ② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた手術給付金の給付割合は第 3条(手術給付金の給付限度)に規定する手術給付金の通算の給付限度の計算に含めるものとします。

(契約者配当金)

第 25 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第 26 条 手術給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における手術給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 28 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約等付契約に付加する場合の特則)

第29条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約または無配当通減定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第18条(手術保険金額の増額または減額)第1項中「主契約の保険金額」とあるのを「主契約の保険金額(5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約および無配当特定疾病保障定期保険特約の特約保険金額、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約および無配当特定疾病収入保障特約の特約年金額、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約および無配当通減定期保険特約の基本保険金額を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則)

第30条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第10条(特約の保険期間および保険料の払込)の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
3. 更新後のこの特約の手術保険金額は更新前の手術保険金額と同額とします。
4. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第2条(給付金の支払)および第5条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(無配当収入保障保険に付加する場合の特則)

第31条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第10条(特約の保険期間および保険料の払込)の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. 第18条(手術保険金額の増額または減額)第1項中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の年金額」と改めます。
3. 第17条(特約の払戻金)第3項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」と改めます。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第32条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第10条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第10条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第15条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第19条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第33条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第10条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第10条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第15条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第19条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面

に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 給付割合表

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、以下の手術番号1.～89. に定めるものをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	手術保険金に対する給付割合(%)
§皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術(25 cm ² 未満は除く。)	10
2.	乳房切断術	10
§筋骨の手術(抜釘術は除く。)		
3.	骨移植術	10
4.	骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	10
5.	頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	10
6.	鼻骨観血手術(鼻中隔弯曲症手術を除く。)	5
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	10
8.	脊椎・骨盤観血手術	10
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	5
10.	四肢切断術(手指・足指を除く。)	10
11.	切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	10
12.	四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	5
13.	筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	5
§呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	5
15.	喉頭全摘除術	10
16.	気管、気管支、肺、胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	10
17.	胸郭形成術	10
18.	縦隔腫瘍摘出術	20
§循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	10
20.	静脈瘤根本手術	5
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20
22.	心膜切開・縫合術	10
23.	直視下心臓内手術	20
24.	体内用ペースメーカー埋込術	10
25.	脾摘除術	10
§消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	10
27.	顎下腺腫瘍摘出術	5
28.	食道離断術	20
29.	胃切除術	20
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	10
31.	腹膜炎手術	10
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	10
33.	ヘルニア根本手術	5
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	5
35.	直腸脱根本手術	10
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	10
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	5
§尿・性器の手術		
38.	腎移植手術(受容者に限る。)	20
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	10
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	10
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	10
42.	陰茎切断術	20

手術番号	手術の種類	手術保険金に対する給付割合(%)
43.	辜丸・副辜丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	10
44.	陰嚢水腫根本手術	5
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	20
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	5
47.	帝王切開娩出術	5
48.	子宮外妊娠手術	10
49.	子宮脱・膣脱手術	10
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	10
51.	卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く。)	10
52.	その他の卵管・卵巣手術	5
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	20
54.	甲状腺手術	10
55.	副腎全摘除術	10
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	20
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	10
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	20
59.	脊髄硬膜内外観血手術	10
§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)		
60.	眼瞼下垂症手術	5
61.	涙小管形成術	5
62.	涙嚢鼻腔吻合術	5
63.	結膜嚢形成術	5
64.	角膜移植術	5
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	5
66.	虹彩前後癒着剥離術	5
67.	緑内障観血手術	10
68.	白内障・水晶体観血手術	10
69.	硝子体観血手術	5
70.	網膜剥離症手術	5
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
72.	眼球摘除術・組織充填術	10
73.	眼窩腫瘍摘出術	10
74.	眼筋移植術	5
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	10
76.	乳様洞削開術	5
77.	中耳根本手術	10
78.	内耳観血手術	10
79.	聴神経腫瘍摘出術	20
§ 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)	20
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
82.	その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)	10
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	10
84.	上記以外の開胸術	10
85.	上記以外の開腹術	5
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	10
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
§ 新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射(50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5

手術番号	手術の種類	手術保険金に対する給付割合(%)
§ 骨髄幹細胞採取手術 89. 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)		10

備考

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出して行なう手術をいいます。

2. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

3. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

4. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加えるものをいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。一つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象になります。

転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

6. 衝撃波による体内結石破砕術

「衝撃波による体内結石破砕術」とは、体外からの衝撃波による体内結石破砕術(ESWL)をいいます。

7. 視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

無配当女性医療特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 特約保険料の払込免除
- 第4条 特約の取消および無効
- 第5条 告知義務違反による解除
- 第6条 重大事由による解除
- 第7条 給付金支払の時期および場所
- 第8条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第9条 特約の失効
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約保険料の自動貸付
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の払戻金
- 第16条 入院給付金日額の増額
- 第17条 入院給付金日額の減額
- 第18条 特約の復帰
- 第19条 受取人の変更
- 第20条 遺言による受取人の変更
- 第21条 受取人の死亡
- 第22条 受取人による特約の存続
- 第23条 契約者配当金

- 第24条 請求手続
- 第25条 時効
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 主約款の規定の準用
- 第28条 5年ごと利差配当付定期保険特約等付契約に付加する場合の特則
- 第29条 5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第30条 無配当収入保障保険に付加する場合の特則
- 第31条 この特約を無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約および無配当成人病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則
- 第32条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第33条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる特定疾病
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院

無配当女性医療特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の所定の女性特有の疾病等による入院により本人および家族の経済的負担が急増する場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払い、また、所定の日数の入院の後退院したときには自宅療養給付金を支払うことにより、その経済的負担を軽減することを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者が女性の場合に限り、主契約締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		
	名称	支払額	受取人
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院がこの特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または入院給付金日額の増額が行なわれた場合の特約の増額分については、最後の復活、復帰または入院給付金日額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した別表1に定める特定疾病(以下「特定疾病」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること (2) その入院が特定疾病の治療を目的とする入院であること (3) その入院が5日以上継続した入院であること (4) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること	入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	契約者
2. 被保険者が次のいずれにも該当したとき。ただし、その入院が、第6項第2号に規定する入院給付金の通算支払限度に達したことにより入院給付金が支払われないこととなる入院の場合を除く。 (1) 前1に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院が 30 日以上継続した後に退院していること。 (2) 退院のとき生存していること	自宅療養給付金	入院1回につき、支払事由に該当した入院の退院日における入院給付金日額に10を乗じて得られる金額	契約者

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、次のとおり取り扱います。
- 入院給付金については、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
 - 自宅療養給付金については、その支払事由が発生日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
- ③ 被保険者が同一の特定疾病(これと医学上重要な関係がある特定疾病を含みます。)を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
- この特約の保険期間が満了したとき。
 - 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第 13 条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑤ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる特定疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった特定疾病により継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ この特約による入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
- 1回の入院についての入院給付金の支払限度は、入院給付金を支払う日数(以下本項および第 13 条第4号において「支払日数」といいます。)120 日とします。
 - 通算の入院給付金の支払限度は、支払日数を通算して 700 日とします。
- ⑦ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して 31 日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者が、責任開始時に発病した特定疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した特定疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その特定疾病について、この特約の締結、復活、復帰または入院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その特定疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その特定疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されなかった場合。ただし、その特定疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑩ 被保険者が特定疾病以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に特定疾病を併発し、その特定疾病の治療を開始した場合には、その特定疾病の治療を開始した日からその特定疾病の治療を目的として入院したものとみなして本条の規定を適用します。

(特約保険料の払込免除)

第3条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第4条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または入院給付金日額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または入院給付金日額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第5条 この特約の締結、復活、復帰または入院給付金日額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

③ 入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または入院給付金日額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。

2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき。

3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。

5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(給付金の支払)に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(入院給付金、自宅療養給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合

2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合

(1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

② 入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定に

よって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(給付金支払の時期および場所)

第7条 給付金(入院給付金および自宅療養給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

② 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

給付金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の特約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する特約の締結時から給付金請求時までににおける事実

③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または給付金の受取人が被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。

③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。

④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。

⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院給付金または自宅療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。

⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による入院給付金または自宅療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第11条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
3. 主契約が主約款の規定によって、被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更されたとき。
4. 入院給付金の支払日数が通算して700日になったとき。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第15条 特約の失効(第9条)、解約(前条)、または解除(第5条および第6条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

③ 第13条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。

(入院給付金日額の増額)

第16条 契約者は、主契約の保険金額を増額する場合に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の入院給付金日額を増額することができます。

② 会社が、入院給付金日額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。

③ 会社が入院給付金日額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。

1. 会社が入院給付金日額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が入院給付金日額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(入院給付金日額の減額)

第17条 契約者はこの特約の入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

② 前項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復帰)

第18条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第13条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第19条 入院給付金および自宅療養給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第20条 契約者は、遺言によっても、入院給付金および自宅療養給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

- 第21条** 給付金(入院給付金および自宅療養給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
- ② 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
 - ③ 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

- 第22条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす入院給付金または自宅療養給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 - 2. 契約者でないこと
 - ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、入院給付金の支払事由が生じ、会社が入院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、入院給付金の受取人に支払います。
 - ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第15条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第23条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第24条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		受取人の戸籍抄本	被保険者の住民票	会社所定の診断書	会社所定の入院証明書	その他の書類
					契約者	受取人					
1	入院給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	自宅療養給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	入院給付金日額の増額	○	○	○	○						
4	入院給付金日額の減額	○	○	○	○						
5	解約払戻金の支払	○	○	○	○						
6	責任準備金の支払	○	○	○	○						

- ② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ③ 第1項の3および6の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ない、または会社の指定する医師の診断を行なわせることがあります。

(時効)

第 25 条 給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 26 条 この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 27 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約等付契約に付加する場合の特則)

第 28 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約または無配当通減定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第 16 条(入院給付金日額の増額)第1項中「主契約の保険金額」とあるのを「主契約の保険金額(5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約および無配当特定疾病保障定期保険特約の特約保険金額、5年ごと利差配当付年金払定期保険特約および無配当年金払定期保険特約の特約年金額、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約および無配当特定疾病収入保障特約の特約年金額、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約および無配当通減定期保険特約の基本保険金額を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則)

第 29 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第8条(特約の保険期間および保険料の払込)の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
3. 更新後のこの特約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
4. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第2条(給付金の支払)および第3条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(無配当収入保障保険に付加する場合の特則)

第 30 条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第8条(特約の保険期間および保険料の払込)の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. 第 16 条(入院給付金日額の増額)第1項中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の年金額」と改めます。
3. 第 15 条(特約の払戻金)第3項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」と改めます。

(この特約を無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約および無配当成人病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則)

第 31 条 無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の入院給付金日額(無配当疾病入院特約の疾病入院給付金および無配当成人病入院特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が無配当災害入院特約の入院給付金日額と同額かまたはそれに満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第2条(給付金の支払)の規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定によりその入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。
 - (2) 無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の入院給付金の支払額は、第2条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の入院給付金日額(無配当疾病入院特約の疾病入院給付金および無配当成人病入院特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が無配当災害入院特約の入院給付金日額より大きい場合は、この特約の入院給付金の支払額は、第2条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後特定疾病の治療を開始したときは、特定疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に特定疾病の治療を開始し

たときは、不慮の事故による傷害の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第 32 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第8条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第 13 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 18 条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 33 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第8条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第 13 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 18 条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、たとえば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療処置を伴わない人間ドッグ検査などにより入院している場合のことをいいます。

別表1 対象となる特定疾病

対象となる特定疾病の範囲は、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる特定疾病に含めることがあります。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物(D00～D09)中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	・上皮内黒色腫	D03
	・皮膚の上皮内癌	D04
	・乳房の上皮内癌	D05
	・子宮頸(部)の上皮内癌	D06
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の	
	・子宮内膜	D07.0
	・外陰部	D07.1
	・陰	D07.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3
・その他および部位不明の上皮内癌	D09	
○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の		
・真正赤血球増加症<多血症>	D45	
・骨髓異形成症候群	D46	
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の		
・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1	
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
○血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の		
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の		
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○良性新生物(D10～D36)中の	
	・乳房の良性新生物	D24
	・子宮平滑筋腫	D25
	・子宮のその他の良性新生物	D26
	・卵巣の良性新生物	D27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	・甲状腺の良性新生物	D34
	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
	・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39
	・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の	
・乳房	D48.6	
血液の疾患	○栄養性貧血	D50～D53
	○溶血性貧血(D55～D59)中の	
	・後天性溶血性貧血	D59
○無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64	

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害 (E00～E07) 中の	
	・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E01
	・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E02
	・その他の甲状腺機能低下症 (E03) 中の	
	・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症	E03.0
	・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症	E03.2
	・感染後甲状腺機能低下症	E03.3
	・甲状腺萎縮 (後天性)	E03.4
	・粘液水腫性昏睡	E03.5
	・その他の明示された甲状腺機能低下症	E03.8
	・甲状腺機能低下症、詳細不明	E03.9
	・その他の非中毒性甲状腺腫	E04
	・甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症]	E05
	・甲状腺炎	E06
	・その他の甲状腺障害	E07
	○その他の内分泌腺障害 (E20～E35) 中の	
・卵巣機能障害	E28	
○代謝障害 (E70～E90) 中の		
・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の		
・治療後甲状腺機能低下症	E89.0	
・治療後卵巣機能不全 (症)	E89.4	
筋骨格系および結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害 (M05～M14) 中の	
	・血清反応陽性関節リウマチ	M05
	・その他の関節リウマチ	M06
	・若年性関節炎	M08
	・他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	・その他の明示された関節障害 (M12) 中の	
・リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクー<Jaccoud>病]	M12.0	
生殖器系の疾患	○乳房の障害	N60～N64
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	○女性生殖器の非炎症性障害 (N80～N98) 中の	
	・子宮内膜症	N80
	・女性性器脱	N81
	・女性性器を含む瘻	N82
	・卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害	N83
	・女性性器のポリープ	N84
	・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸 (部) を除く	N85
	・子宮頸 (部) のびらんおよび外反 (症)	N86
	・子宮頸 (部) の異形成	N87
	・子宮頸 (部) のその他の非炎症性障害	N88
	・膣のその他の非炎症性障害	N89
	・外陰および会陰のその他の非炎症性障害	N90
	・無月経、過少月経および希発月経	N91
	・過多月経、頻発月経および月経不順	N92
	・子宮および膣のその他の異常出血	N93
	・女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態	N94
	・閉経期およびその他の閉経周辺期障害	N95
	・習慣流産	N96
・女性不妊症	N97	
○腎尿路生殖器系のその他の障害	N99	

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>	○流産に終わった妊娠	O00～O08
	○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10～O16
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	○分娩の合併症	O60～O75
	○分娩(O80～O84)中の	
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	・帝王切開による単胎分娩	O82
	・その他の介助単胎分娩	O83
	・多胎分娩	O84
	○主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99
○その他の細菌性疾患(A30～A49)中の		
・産科的破傷風	A34	

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

無配当通院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 通院給付金の請求手続
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 通院給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約保険料の自動貸付
- 第13条 特約の復活
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 通院給付金日額の増額または減額
- 第18条 特約の復帰
- 第19条 受取人の変更
- 第20条 遺言による受取人の変更

- 第21条 受取人の死亡
- 第22条 受取人による特約の存続
- 第23条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第24条 契約者配当金
- 第25条 時効
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 主約款の規定の準用
- 第28条 5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第29条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第30条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 通院

別表2 病院または診療所

無配当通院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が疾病もしくは不慮の事故による傷害により入院した場合で、その退院後に通院したときに、その通院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、無配当災害入院特約および無配当疾病入院特約(以下「主特約」といいます。)とあわせて主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき。</p> <p>1. この特約の責任開始時(復活、復帰もしくは被保険者の変更が行なわれた場合の特約または通院給付金日額の増額が行なわれた場合の特約の増額分については、最後の復活、復帰、被保険者の変更または通院給付金日額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした主特約の特約条項に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院(以下「入院」といいます。)をし、その入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした別表1に定める通院(往診を含みます。以下同じ。)をしたとき。</p> <p>2. その通院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)への通院であること。</p> <p>3. その通院が第1号に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)における通院であること。</p>	通院給付金	1回の入院の退院後の通院につき通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の薬物依存</p>

- ② 被保険者が通院中に通院給付金日額が減額された場合は、会社は、通院日各日現在の通院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合で、主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる入院については次のとおり取り扱います。
- 最終の入院(1回の入院の入院給付金の支払限度をこえる場合には、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。)の退院日を第1項に定める退院日とします。
 - 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する通院期間中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している通院はこの特約の有効中の通院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
- この特約の保険期間が満了したとき。
 - 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって第14条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
 - 主特約の入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が消滅したとき。
- ⑤ 被保険者が、入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金は支払いません。
- ⑥ 会社は、被保険者が、第1項に定める入院を開始したときに異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めるときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。この場合、その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
- ⑦ この特約により通院給付金が支払われる限度は次のとおりです。
- 1回の入院(主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。)の退院後の通院についての支払限度は、支払日数(通院給付金を支払う日数。以下同じ。)30日とします。
 - 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑧ 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、第6項の規定により通院給付金が支払われるときにはそれぞれの事由による通院についての支払日数は、30日をもって限度とします。
- 不慮の事故による傷害を事由とした入院中に、異なる不慮の事故による傷害を事由とした入院を開始したとき。
 - 不慮の事故による傷害を事由とした入院と、疾病を事由とした入院(不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院を含みます。以下同じ。)が重複したとき。
- ⑨ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に通院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰、通院給付金日額の増額または被保険者の変更の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

⑪ 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、通院給付金は重複して支払いません。

1. 被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合1回の通院とみなして取り扱います。)
2. 被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき。

⑫ 被保険者が次の各号のいずれかにより通院した場合で、その原因により通院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その程度に応じて、通院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

(通院給付金の請求手続)

第3条 被保険者が、前条に規定する通院給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。

② 契約者は、前条に規定する通院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して通院給付金を請求して下さい。

1. 通院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による通院した病院の入院証明書
4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
5. 契約者の戸籍抄本
6. 契約者の印鑑証明書
7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類

③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、通院給付金日額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(通院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、通院給付金日額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結、復活、復帰、通院給付金日額の増額または被保険者の変更の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(通院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

③ 通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、通院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結、復活、復帰、通院給付金日額の増額または被保険者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき。
3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(給付金の支

- 払)に定める通院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(通院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、通院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。通院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(通院給付金支払の時期および場所)

第8条 通院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 通院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から通院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 通院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 通院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
通院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは通院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは通院給付金請求の意図に関する特約の締結時から通院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または通院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または通院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は通院給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、通院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第9条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
 - ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料(主契約に付加されている主特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
 - ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
 - ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
 - ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
 - ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第11条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第12条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

- 第13条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第14条** 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。
- 1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
 - 2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
 - 3. 主契約に付加されている主特約のいずれかが消滅したときまたは通算の支払限度に達したとき。
 - 4. 第2条(給付金の支払)第7項第2号の規定により、この特約の通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第15条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

- 第 16 条** 特約の失効(第 10 条)、解約(前条)または解除(第6条および第7条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。
- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
 - ③ 第 14 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。

(通院給付金日額の増額または減額)

- 第 17 条** 契約者は、主契約に付加されている主特約の入院給付金日額を増額する場合に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の通院給付金日額を増額することができます。
- ② 前項の規定によって通院給付金日額が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
 - ③ 会社が通院給付金日額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
 1. 会社が通院給付金日額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が通院給付金日額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
 - ④ 契約者はこの特約の通院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の通院給付金日額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。この場合、減額分については解約したもとして取り扱います。
 - ⑤ 主契約に付加されている主特約の入院給付金日額が減額されたときは、この特約の通院給付金日額は、会社の定める範囲内で減額されます。

(特約の復帰)

- 第 18 条** 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 14 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。
- ② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

- 第 19 条** 通院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

- 第 20 条** 契約者は、遺言によっても、通院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

- 第 21 条** 通院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を通院給付金の受取人とします。
- ② 前項の規定により通院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により通院給付金の受取人となった者のうち生存している他の通院給付金の受取人を通院給付金の受取人とします。
 - ③ 前2項により通院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

- 第 22 条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす通院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
 - ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、通院給付金の支払事由が生じ、会社が通院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、通院給付金の受取人に支払います。
 - ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 23 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた通院給付金の支払日数は第 2 条(給付金の支払)第 7 項第 2 号に規定する通院給付金の通算の支払限度に含めるものとします。

(契約者配当金)

第 24 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第 25 条 通院給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 26 条 この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 27 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則)

第 28 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の通院給付金日額は更新前の通院給付金日額と同額とします。
3. 第 1 号の規定により、この特約が更新された場合に、第 2 条(給付金の支払)および第 4 条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第 29 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 9 条(特約の保険期間および保険料の払込)第 1 項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 9 条第 8 項および第 9 項の規定を準用します。
2. 第 14 条(特約の消滅とみなす場合)第 1 号および第 18 条(特約の復帰)第 1 項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約の保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 30 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 9 条(特約の保険期間および保険料の払込)第 1 項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 9 条第 8 項および第 9 項の規定を準用します。
3. 第 14 条(特約の消滅とみなす場合)第 1 号および第 18 条(特約の復帰)第 1 項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約の保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした通院

治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は、「治療を目的とした通院」には該当しません。

別表1 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等（別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

無配当家族定期保険特約(妻型)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の被保険者の資格の得喪
- 第3条 保険金および給付金の支払
- 第4条 特約高度障害給付金の支払による特約の消滅
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約の取消および無効
- 第7条 告知義務違反による解除
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 保険金支払の時期および場所
- 第10条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第11条 特約の失効
- 第12条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第13条 保険料の自動貸付
- 第14条 特約の復活
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の払戻金
- 第18条 特約保険金額の増額
- 第19条 特約保険金額の減額
- 第20条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱

- 第21条 特約の復帰
- 第22条 受取人の変更
- 第23条 遺言による受取人の変更
- 第24条 受取人の死亡
- 第25条 受取人による特約の存続
- 第26条 契約者配当金
- 第27条 請求手続
- 第28条 時効
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 主約款の規定の準用
- 第31条 無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第32条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第33条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則
- 第34条 無配当収入保障保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 身体障害表

無配当家族定期保険特約(妻型)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻が死亡または高度障害となったときに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
 - ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
 - ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の被保険者の資格の得喪)

- 第2条 この特約の被保険者は、特約の締結の際、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(以下「妻」といいます。)とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
 - ② この特約の締結後に戸籍上の異動により妻に該当しなくなった者については、その異動のあった時からこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - ③ 前項の場合、妻がこの特約の被保険者でなくなったときは、契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。

(保険金および給付金の支払)

第3条 この特約において支払う保険金および給付金は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	名称	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
1. この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または特約保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰、特約保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内のこの特約の被保険者の自殺 2. 契約者または主契約の被保険者の故意
2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病(この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失

- ② この特約の被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ この特約の被保険者が、別表1および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。
- ④ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の支払請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は特約死亡保険金を支払いません。
- ⑤ 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害給付金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑥ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。ただし、契約者の故意による場合には払い戻しません。
- ⑦ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないかまたはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 - 1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - 2. その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約高度障害給付金の支払による特約の消滅)

第4条 会社がこの特約の特約高度障害給付金を支払った場合は、この特約の被保険者が高度障害になった時にこの特約は消滅します。

(特約保険料の払込免除)

第5条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約应当

日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第6条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第7条 この特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき

2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき

3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。

5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により高度障害になったときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者(特約死亡保険金の場合にはこの特約の被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

4. 契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合

(1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、この特約の被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生

じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に解除の通知をします。

(保険金支払の時期および場所)

第9条 この特約の保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までに定める事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第10条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うときは主契約の被保険者)に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、

(特約の失効)

第 11 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 12 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(保険料の自動貸付)

第 13 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

第 14 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 15 条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
 2. 解約その他の事由によって消滅したとき。
- ② この特約の被保険者が第2条(特約の被保険者の資格の喪失)第2項の規定によってこの特約の被保険者の資格を喪失したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第 16 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第 17 条 特約の失効(第 11 条)、解約(前条)または解除(第7条および第8条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第 15 条(特約の消滅とみなす場合)第1項第2号または同条第2項の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の保険金、高度障害給付金または責任準備金を支払う場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約保険金額の増額)

第 18 条 契約者は、この特約の締結後、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、将来に向かって、特約保険金額を増額することができます。

- ② 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が特約保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
1. 会社が特約保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特約保険金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約保険金額の減額)

第 19 条 契約者はこの特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、その減額分だけこの特約が解約されたものとして取り扱い

ます。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第 20 条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、第 17 条(特約の払戻金)の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えます。

(特約の復帰)

第 21 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 15 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 22 条 特約死亡保険金および特約高度障害給付金の受取人については、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 23 条 契約者は、遺言によっても、特約死亡保険金および特約高度障害給付金の受取人を、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 24 条 保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。

③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 25 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること

2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 17 条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第 26 条 この特約に契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 27 条 この特約に基づく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		会 社 所 定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	こ の 特 約 の 被 保 険 者	受 取 人		
1	特約死亡保険金の支払	○	○	○		○	○	○	○	
2	特約高度障害給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	
3	解約払戻金の支払	○	○	○	○					
4	責任準備金の支払	○	○	○	○					
5	特約保険金額の増額	○	○	○	○					会社所定の告知書
6	特約保険金額の減額	○	○	○	○					

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

③ 第1項の4および5の請求について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(時効)

第 28 条 保険金、給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 29 条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 30 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(無配当定期保険に付加する場合の特則)

第 31 条 この特約を無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

- この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
- 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
- 第1号の規定によりこの特約が更新された場合に、第3条(保険金および給付金の支払)および第5条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第 32 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - この特約の保険期間は、第 10 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 10 条第8項および第9項の規定を準用します。
- 第 15 条(特約の消滅とみなす場合)第1項第1号、第 20 条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)および第 21 条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済済終身保険」に読み替えます。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 33 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
- この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。

- (1) この特約の保険期間は、第 10 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 10 条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第 15 条(特約の消滅とみなす場合)第1項第1号、第 20 条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)および第 21 条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(無配当収入保障保険に付加した場合の特則)

第 34 条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、第 17 条(特約の払戻金)第3項中「主契約の保険金、高度障害給付金または責任準備金」とあるのは「主契約の遺族年金、高度障害年金または責任準備金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

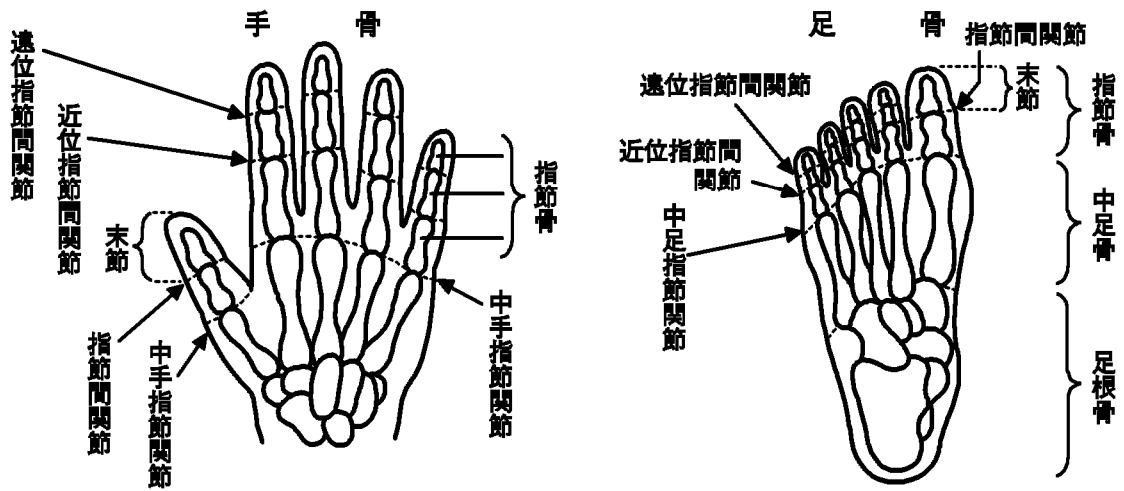
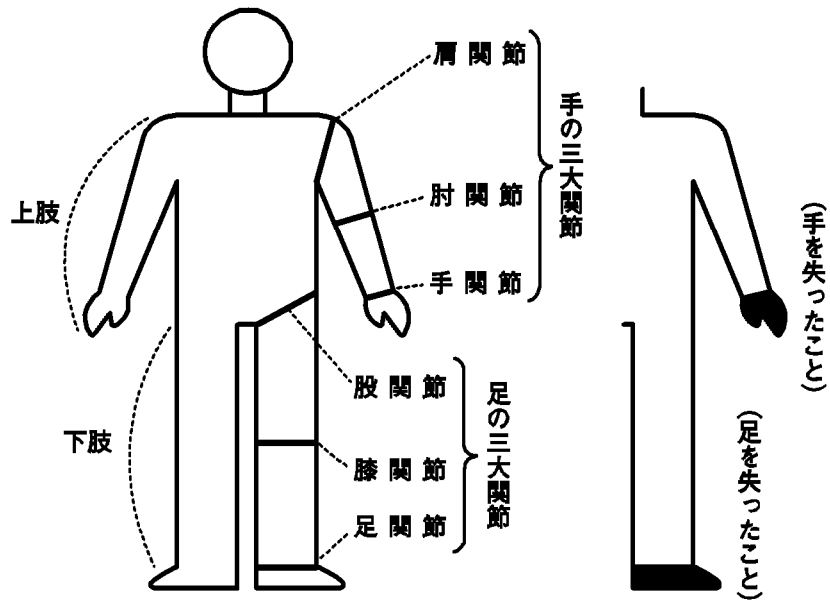
別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



無配当家族定期保険特約(子型)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の被保険者の資格の得喪
- 第3条 特約の被保険者の追加加入
- 第4条 特約の被保険者の脱退
- 第5条 保険金および給付金の支払
- 第6条 同時死亡または高度障害状態の取扱
- 第7条 特約保険料の払込免除
- 第8条 特約の取消および無効
- 第9条 告知義務違反による解除
- 第10条 重大事由による解除
- 第11条 保険金支払の時期および場所
- 第12条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第13条 特約の失効
- 第14条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第15条 保険料の自動貸付
- 第16条 特約の復活
- 第17条 特約の消滅とみなす場合
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の払戻金
- 第20条 特約保険金額の増額
- 第21条 特約保険金額の減額

- 第22条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第23条 特約の復帰
- 第24条 受取人の変更
- 第25条 遺言による受取人の変更
- 第26条 受取人の死亡
- 第27条 受取人による特約の存続
- 第28条 契約者配当金
- 第29条 請求手続
- 第30条 時効
- 第31条 管轄裁判所
- 第32条 主約款の規定の準用
- 第33条 無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第34条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第35条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則
- 第36条 無配当収入保障保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 身体障害表

無配当家族定期保険特約(子型)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者が死亡または高度障害となったときに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の被保険者の資格の得喪)

- 第2条 この特約の被保険者は、この特約の締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている誕生日の翌日から起算して30日以上満年齢20歳未満の者のうち、契約者の申出によって定められた者(以下「子」といいます。)とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② 次の各号のいずれかに該当する者は、第3条(特約の被保険者の追加加入)の規定による場合のほかは、この特約の被保険者となることはありません。
 - 1. この特約の締結の際に、前項に規定する子に該当していたがこの特約の被保険者とならなかった者
 - 2. この特約の締結後に前項に規定する子に該当することとなった者
- ③ この特約の締結後、次の各号のいずれかの事由がこの特約の被保険者に生じたときは、その事由に該当した時からこの特約の当該被保険者はこの特約の被保険者としての資格を喪失します。
 - 1. 戸籍上の異動により子に該当しなくなったとき。
 - 2. 子について第12条(特約の保険期間および保険料の払込)第2項に規定する保険期間の終期が到来したとき。
 - 3. 子が第5条(保険金および給付金の支払)第1項に規定する高度障害に該当したとき。ただし、特約高度障害給付金が支払われた場合に限りません。

- ④ 前項第1号の規定により、この特約の被保険者としての資格を喪失した者が生じた場合、契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。
- ⑤ 前項の通知を受けた場合、会社の定める方法により、その被保険者についての責任準備金があるときはこれを支払い、その被保険者が資格を喪失したとき以後の将来の保険料を更正します。
- ⑥ 第3項第2号および第3号の規定により、この特約の被保険者としての資格を喪失した者が生じた場合、その被保険者が資格を喪失したとき以後の将来の保険料を更正します。

(特約の被保険者の追加加入)

第3条 契約者は、主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている出生日の翌日から起算して 30 日以上満年齢 20 歳未満の者のうち、この特約の被保険者となっていない者について、その者の同意を得た上で、会社の定める範囲内で、新たにこの特約の被保険者とする追加加入の申込をすることができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、特約の被保険者の追加加入は取り扱いません。
 1. 追加加入後におけるこの特約の被保険者の人数が会社の定める人数をこえるとき。
 2. この特約の残余保険期間が1年に満たないとき。
 3. この特約の保険料の払込が免除されているとき。
 4. 主契約の保険料払込期間が満了しているとき。
- ③ 特約の被保険者の追加加入を承諾した場合には、会社は、その被保険者について次の各号のいずれかに該当した時からこの特約上の責任を負います。
 1. 会社がこの特約の被保険者の追加加入を承諾した後に、その被保険者についての第1回保険料を受け取った場合には、その第1回保険料を受け取った時
 2. その被保険者の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がその被保険者の追加加入を承諾した場合には、その被保険者の第1回保険料相当額を受け取った時(その被保険者に関する告知の前に受け取った場合にはその告知の時)
- ④ 追加加入した被保険者についての保険期間は、前項に規定する責任開始時からこの特約の保険期間の満了する日までとします。

(特約の被保険者の脱退)

第4条 契約者は、いつでも、将来に向かってこの特約の被保険者の一部の者を脱退させることができます。

- ② 前項の規定による特約の被保険者の脱退が行なわれた場合は、会社は、この特約の解約払戻金のうちその被保険者についての部分があるときは、これを契約者に支払います。

(保険金および給付金の支払)

第5条 この特約において支払う保険金および給付金は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	名称	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
1. この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約死亡保険金	その被保険者について定めた特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または特約保険金額の増額もしくは被保険者の追加加入が行なわれた場合の特約の増額部分もしくは追加加入した被保険者部分については、最後の復活、復帰、特約保険金額の増額またはその被保険者の追加加入の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の支払事由に該当したこの特約の被保険者の自殺 2. 契約者または主契約の被保険者の故意

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	名称	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病(この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	その被保険者について定めた特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 支払事由に該当したこの特約の被保険者(以下本条において「当該被保険者」といいます。)の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失

- ② この特約の被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ この特約の被保険者が、別表1および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。
- ④ 同一被保険者について、特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の支払請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は特約死亡保険金を支払いません。
- ⑤ 同一被保険者について、特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害給付金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑥ 特約死亡保険金または特約高度障害給付金が支払われた場合(特約死亡保険金が免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金を支払わない場合を含みます。)は、その被保険者が死亡したまたは高度障害状態になった時から当該被保険者を除き、将来の保険料を更正します。ただし、当該被保険者以外に被保険者がいないときは、この特約は消滅します。
- ⑦ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社はこの特約のその被保険者についての責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。ただし、契約者の故意による場合には払い戻しません。
- ⑧ 戦争その他の変乱によって死亡したまたは高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないかまたはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の追加加入の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(同時死亡または高度障害状態の取扱)

第6条 この特約の被保険者と主契約の被保険者が死亡したまたは高度障害状態となり、かつ、その死亡したまたは高度障害状態になった時が異なっている事実について十分な証明が得られないときは、この特約の被保険者が先に死亡したまたは高度障害状態になったものとして取り扱います。

(特約保険料の払込免除)

第7条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行われた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第8条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の追加加入が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額または被保険者の追加加入の場合には、その際の増額部分または追加加入した被保険者部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、特約保険金額を増額または被保険者を追加加入させた場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第9条 この特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の追加加入の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特約保険金額の増額または被保険者の追加加入の場合には、その際の増額部分または追加加入させた被保険者部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の追加加入の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき

2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき

3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。

5. この特約が、当該被保険者について定めたこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、当該被保険者について定めたこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により高度障害になったときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第10条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者(特約死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

4. 契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合

(1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、この特約の被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項

の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に解除の通知をします。

(保険金支払の時期および場所)

第 11 条 この特約の保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで(会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第 12 条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた保険期間中に子が満年齢20歳に達するときは、その子についての保険期間はこの特約の責任開始時からその子が満年齢20歳に達する日の直後の主契約の年単位の契約応当日の前日までの期間とします。
- ③ この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ④ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ⑤ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合(第2条(特約の被保険者の資格の得喪)第3項の規定により子がこの特約の被保険者の資格を喪失したときを含みます)には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うときは主契約の被保険者)に払い戻します。
- ⑥ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑦ 前項の未払込保険料の払込については、第14条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。

- ⑧ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 第4項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑩ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第13条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第14条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(保険料の自動貸付)

第15条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

第16条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
 2. 解約その他の事由によって消滅したとき。
- ② 第2条(特約の被保険者の資格の得喪)第3項の規定によってすべての子がこの特約の被保険者の資格を喪失したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第18条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第19条 特約の失効(第13条)、解約(前条)または解除(第9条および第10条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第17条(特約の消滅とみなす場合)第1項第2号の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の保険金、高度障害給付金または責任準備金を支払う場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ④ 本条の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約保険金額の増額)

第20条 契約者は、この特約の締結後、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、将来に向かって、この特約の被保険者について定めた特約保険金額を増額することができます。

- ② 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が特約保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
1. 会社が特約保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特約保険金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告

知の時)

(特約保険金額の減額)

第 21 条 契約者はこの特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、その減額分だけこの特約が解約されたものとして取り扱います。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第 22 条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、第 19 条(特約の払戻金)の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えます。

(特約の復帰)

第 23 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 17 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 24 条 特約死亡保険金および特約高度障害給付金の受取人については、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 25 条 契約者は、遺言によっても、特約死亡保険金および特約高度障害給付金の受取人を、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 26 条 保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。

③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 27 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 19 条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第 28 条 この特約の契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 29 条 この特約に基づく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		会社 所定 の診 断書・ 証明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	こ の 特 約 の 当 該 被 保 険 者	受 取 人		
1	特約死亡保険金の支払	○	○	○		○	○	○	○	
2	特約高度障害給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	
3	解約払戻金の支払	○	○	○	○					
4	責任準備金の支払	○	○	○	○					
5	特約保険金額の増額	○	○	○	○					会社所定の告知書
6	特約保険金額の減額	○	○	○	○					
7	特約の被保険者の追加加入	○	○	○						会社所定の告知書
8	特約の被保険者の脱退	○	○	○						

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

③ 第1項の4、5および7の請求について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(時効)

第 30 条 保険金、給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 31 条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 32 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(無配当定期保険に付加する場合の特則)

第 33 条 この特約を無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

- この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
- 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
- 第1号の規定によりこの特約が更新された場合に、第5条(保険金および給付金の支払)および第7条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第 34 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - この特約の保険期間は、第12条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第12条第9項および第10項の規定を準用します。
- 第17条(特約の消滅とみなす場合)第1項第1号、第22条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)および第23条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは、「払済終身保険」に読み替えます。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 35 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 12 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 12 条第9項および第 10 項の規定を準用します。
3. 第 17 条(特約の消滅とみなす場合)第1項第1号、第 22 条(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)および第 23 条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(無配当収入保障保険に付加した場合の特則)

第 36 条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、第 19 条(特約の払戻金)第3項中「主契約の保険金、高度障害給付金または責任準備金」とあるのは「主契約の遺族年金、高度障害年金または責任準備金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

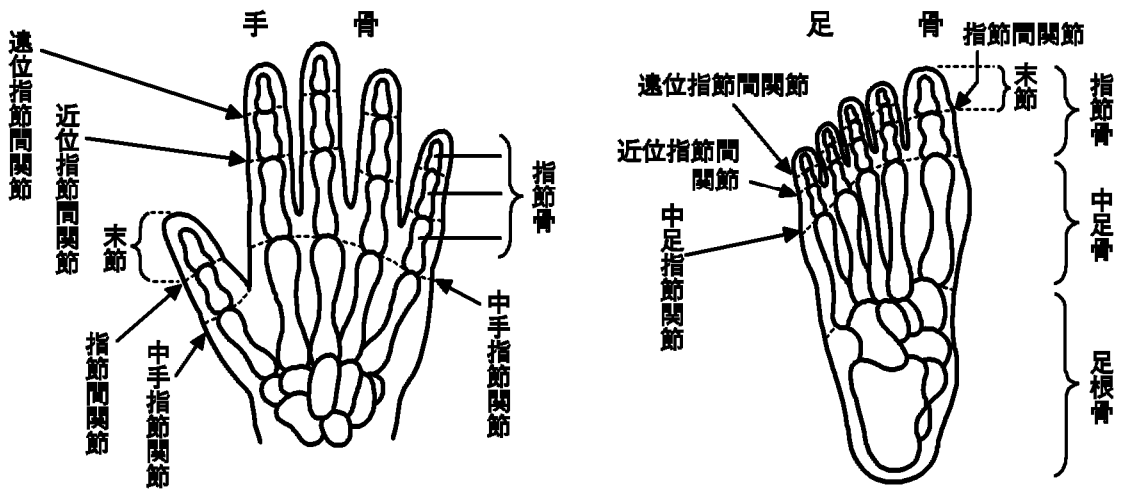
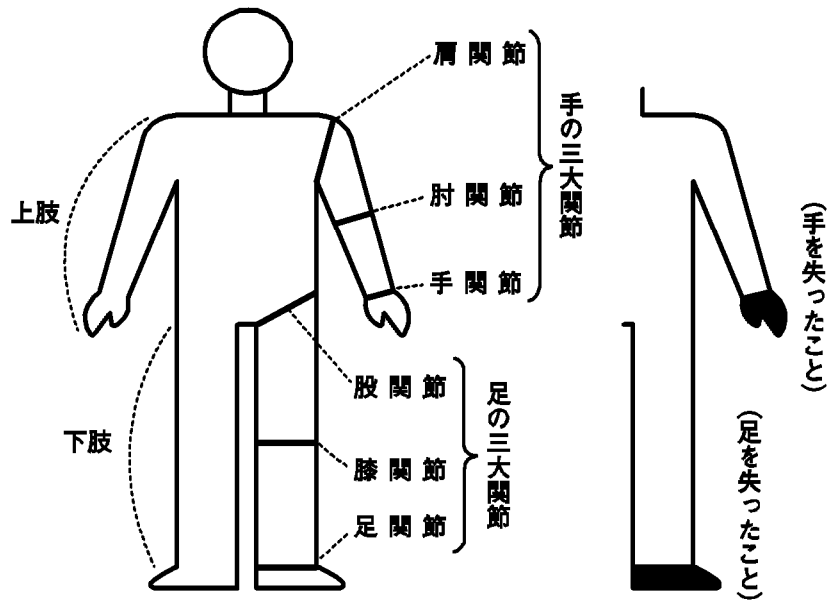
別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



無配当家族傷害特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 特約の被保険者の範囲
- 第4条 特約の被保険者資格の得喪
- 第5条 家族災害保険金額
- 第6条 家族災害保険金の支払
- 第7条 家族災害保険金の請求手続
- 第8条 家族障害給付金の支払
- 第9条 家族障害給付金の請求手続
- 第10条 家族災害保険金または家族障害給付金を支払わない場合
- 第11条 特約保険料の払込免除
- 第12条 特約の取消および無効
- 第13条 告知義務違反による解除
- 第14条 重大事由による解除
- 第15条 給付金支払の時期および場所
- 第16条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第17条 特約の失効
- 第18条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第19条 特約保険料の自動貸付
- 第20条 特約の復活
- 第21条 特約の消滅とみなす場合
- 第22条 特約の解約
- 第23条 特約の払戻金

- 第24条 家族災害保険金額の増額または減額
- 第25条 特約の復帰
- 第26条 受取人の変更
- 第27条 遺言による受取人の変更
- 第28条 受取人の死亡
- 第29条 受取人による特約の存続
- 第30条 契約者配当金
- 第31条 時効
- 第32条 管轄裁判所
- 第33条 主約款の規定の準用
- 第34条 5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第35条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第36条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則
- 第37条 無配当収入保障保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 給付割合表
- 別表3 身体の同一部位
- 別表4 感染症

無配当家族傷害特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻子が不慮の事故によって死亡または身体に障害を受けた場合に、所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、無配当傷害特約とあわせて主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の責任開始時)

- 第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前条第2項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の被保険者の範囲)

- 第3条 この特約の被保険者は、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)およびその子として記載されている満20歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第4条** この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者はその該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日よりその日を含めて2週間を経過した翌日から自動的にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ③ この特約の締結後に戸籍上の異動または満 20 歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その日にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(家族災害保険金額)

- 第5条** この特約による各被保険者の家族災害保険金額は、主契約の被保険者について定められた無配当傷害特約の災害保険金額の6割とします。

(家族災害保険金の支払)

- 第6条** 会社は、次の各号の場合に、家族災害保険金を主契約の被保険者に支払います。
1. この特約の被保険者が、この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または家族災害保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または家族災害保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同様とします。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき。
2. この特約の被保険者が、この特約の責任開始時以後に発病した別表4に定める感染症を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき。
- ② 会社は、前項の規定によって家族災害保険金を支払う場合に、第8条(家族障害給付金の支払)に規定する家族障害給付金について次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する各号の給付金の合計額を家族災害保険金から差し引きます。ただし、主契約の被保険者について定められた災害保険金を減額した保険契約については、支払時のその被保険者の家族災害保険金額に、その該当する各号の給付割合を乗じて得た金額の合計額を家族災害保険金から差し引きます。
1. 家族災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故によりその被保険者にかかわる家族障害給付金をすでに支払っているとき。
2. 家族災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故によりその被保険者にかかわる家族障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき。
- ③ 第1項の規定によって家族災害保険金が支払われた場合には、その支払後にその被保険者にかかわる家族障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(家族災害保険金の請求手続)

- 第7条** 契約者または家族災害保険金の受取人は、前条に規定する家族災害保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。
- ② 家族災害保険金の受取人は、次の書類を提出して家族災害保険金を請求して下さい。
1. 家族災害保険金請求書
2. 不慮の事故であることを証する書類
3. 会社所定の様式による医師の診断書
4. この特約の被保険者の戸籍抄本
5. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書
6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(家族障害給付金の支払)

- 第8条** 会社は、この特約の被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内で、かつ、この特約の保険期間中に別表2の給付割合表(以下「給付割合表」といいます。)に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、次の各号に定める金額の家族障害給付金を主契約の被保険者に支払います。
1. 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、家族災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額。
2. 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと(ただし、別表3に定める身体の同一部位(以下「身体の同一部位」といいます。)に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目とします。)に前号の規定を適用して得られる金額の合計額。
- ② 前項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害(本項において「前障害」といいます。)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からその前障害の状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合)を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。
- ③ この特約による家族障害給付金(家族災害保険金額を減額した保険契約については、家族災害保険金額に給付割合を乗じた金額とします。)の支払は、同一被保険者について通算して家族災害保険金額の 10 割をもって限度とします。
- ④ この特約の被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、家族障害給付金が支払われない場合において

も、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、家族障害給付金を支払います。

(家族障害給付金の請求手続)

第9条 契約者または家族障害給付金の受取人は、前条に規定する家族障害給付金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに会社に通知して下さい。

- ② 家族障害給付金の受取人は、次の書類を提出して家族障害給付金を請求して下さい。
 1. 家族障害給付金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
 3. 会社所定の様式による医師の診断書
 4. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書
 5. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(家族災害保険金または家族障害給付金を支払わない場合)

第10条 会社は、この特約の被保険者が次の各号によって第6条(家族災害保険金の支払)または第8条(家族障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、家族災害保険金または家族障害給付金を支払いません。

1. 契約者または主契約の被保険者もしくは第6条または第8条の規定に該当したこの特約の被保険者(以下本条において「当該被保険者」といいます。)の故意または重大な過失によるとき。
2. 家族災害保険金に関しては、家族災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
3. 当該被保険者の犯罪行為によるとき。
4. 当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
5. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
6. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
7. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
8. 地震、噴火または津波によるとき。
9. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第8号または第9号の事由により死亡または身体障害の状態となったこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、家族災害保険金または家族障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(特約保険料の払込免除)

第11条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第12条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族災害保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族災害保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族災害保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第13条 この特約の締結、復活、復帰または家族災害保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(家族災害保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。
- ③ 家族災害保険金もしくは家族障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族災害保険金もしくは家族障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、家族災害保険金もしくは家族障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または家族災害保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき

2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により死亡したときまたは第8条(家族障害給付金の支払)に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第14条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(家族災害保険金、家族障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 家族災害保険金もしくは家族障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、家族災害保険金もしくは家族障害給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに家族災害保険金もしくは家族障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(給付金支払の時期および場所)

第15条 給付金(家族災害保険金および家族障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人の特約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する特約の締結時から給付金請求時までに定める事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定

される照会 60日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第16条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結)第2項の規定によりこの特約を付加した場合は、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料(主契約に付加されている無配当傷害特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族災害保険金または家族障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第18条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第17条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第18条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族災害保険金または家族障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第19条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第20条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約もしくは無配当傷害特約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(特約の解約)

第 22 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第 23 条 特約の失効(第 17 条)、解約(前条)または解除(第 13 条および第 14 条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第 21 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第 1 項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。
- ④ 本条の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありせん。

(家族災害保険金額の増額または減額)

第 24 条 この特約の家族災害保険金額のみの増額または減額は取り扱いません。

- ② 無配当傷害特約の規定によって、災害保険金額が増額または減額された場合には、この特約による各被保険者の家族災害保険金額も同時に同じ割合で増額または減額するものとします。
- ③ 前項の規定によって家族災害保険金額が減額された場合には、減額分については解約したもとして取り扱います。
- ④ 第 2 項の規定によって家族災害保険金額が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ⑤ 会社が家族災害保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
 1. 会社が家族災害保険金額の増額を承諾した後前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が家族災害保険金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約の復帰)

第 25 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 21 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 26 条 家族災害保険金および家族障害給付金の受取人については、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 27 条 契約者は、遺言によっても、家族災害保険金および家族障害給付金の受取人を、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 28 条 給付金(家族災害保険金および家族障害給付金をいいます。本条において同じ。)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
- ③ 前 2 項により給付金の受取人となった者が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 29 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす家族災害保険金または家族障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解

約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、家族災害保険金の支払事由が生じ、会社が家族災害保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、家族災害保険金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第23条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第30条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第31条 保険金、給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第32条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第33条 この契約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則)

第34条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了し、かつ、主契約が更新される場合には、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の家族災害保険金は更新前の家族災害保険金と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(家族災害保険金の支払)、第8条(家族障害給付金の支払)および第11条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第35条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第16条(特約の保険期間および保険料の払込)の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第16条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第21条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第25条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第36条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、第16条(特約の保険期間および保険料の払込)の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第16条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第21条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第25条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(無配当収入保障保険に付加した場合の特則)

第37条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、第23条(特約の払戻金)第3項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の 13. から 15. までまたは第4級の 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%

等級	身体障害	給付割合
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

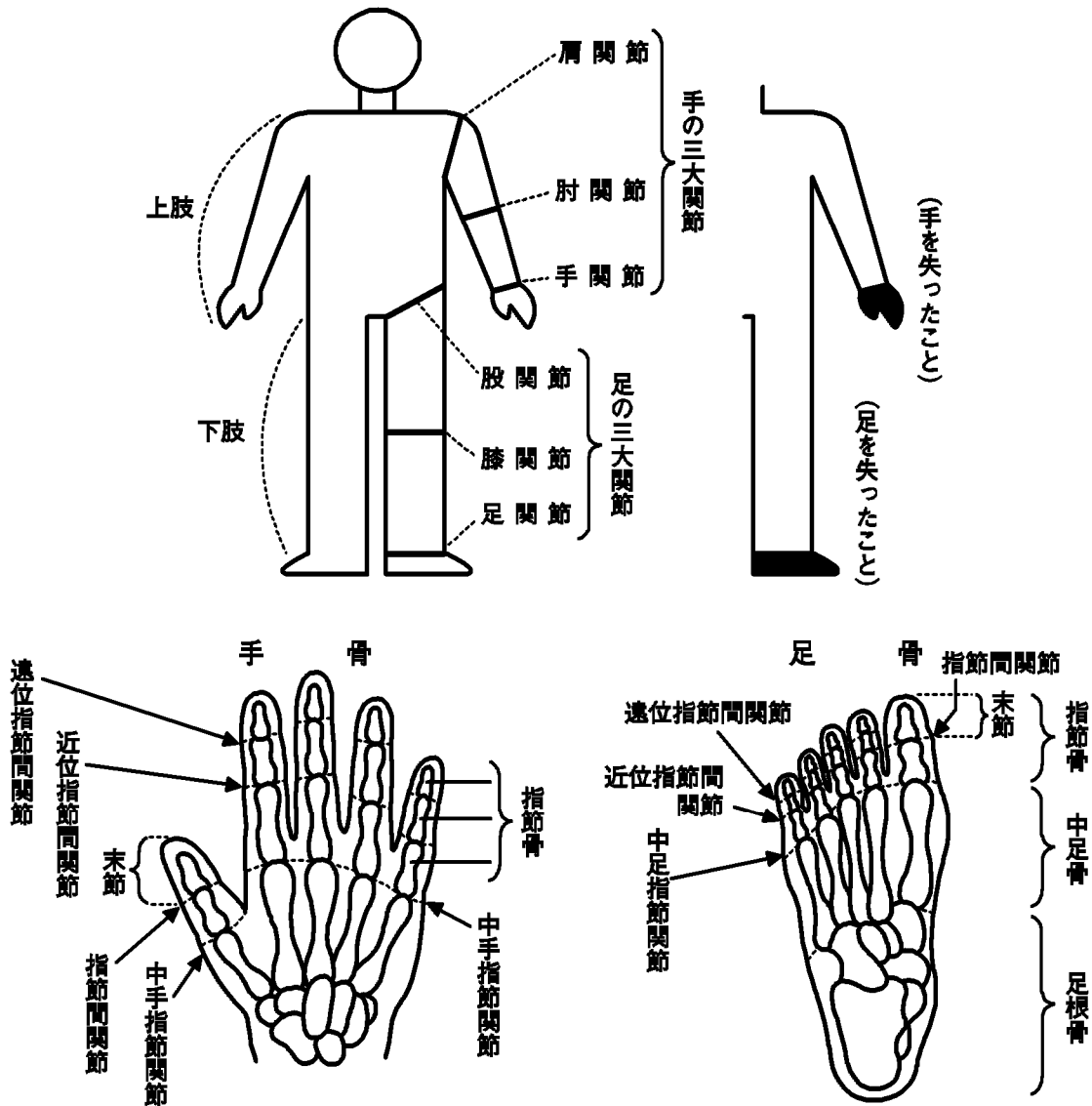
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表2の第1級の4.、5.、6.、もしくは7.、第2級の8.、9.、もしくは10.、第3級の16.、または第4級の26.の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80

分類項目	基本分類コード
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当家族災害入院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 特約の被保険者の範囲
- 第4条 特約の被保険者資格の得喪
- 第5条 家族入院給付金日額
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 家族入院給付金の請求手続
- 第8条 特約保険料の払込免除
- 第9条 特約の取消および無効
- 第10条 告知義務違反による解除
- 第11条 重大事由による解除
- 第12条 家族入院給付金支払の時期および場所
- 第13条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第14条 特約の失効
- 第15条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第16条 特約保険料の自動貸付
- 第17条 特約の復活
- 第18条 特約の消滅とみなす場合
- 第19条 特約の解約
- 第20条 特約の払戻金
- 第21条 家族入院給付金日額の増額または減額
- 第22条 特約の復帰
- 第23条 受取人の変更

- 第24条 遺言による受取人の変更
- 第25条 受取人の死亡
- 第26条 受取人による特約の存続
- 第27条 契約者配当金
- 第28条 時効
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 主約款の規定の準用
- 第31条 5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第32条 無配当収入保障保険に付加する場合の特則
- 第33条 この特約を無配当家族疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の家族入院給付金支払の特則
- 第34条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第35条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院

無配当家族災害入院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻子が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、無配当災害入院特約とあわせて主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の責任開始時)

- 第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前条第2項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の被保険者の範囲)

- 第3条 この特約の被保険者は、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)およびその子として記載されている満20歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。

(特約の被保険者資格の得喪)

第4条 この特約の締結時に前条(特約の被保険者の範囲)の規定に該当している者は、この特約の責任開始時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者はその該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日よりその日を含めて2週間を経過した翌日から自動的にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ③ この特約の締結後に戸籍上の異動または満 20 歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その時にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(家族入院給付金日額)

第5条 この特約による各被保険者の家族入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた無配当災害入院特約の入院給付金日額の6割とします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. その入院がこの特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または家族入院給付金日額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または家族入院給付金日額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として開始した入院であること 2. その入院が不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること 3. その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること 4. その入院が5日以上継続した入院であること 5. その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること	家族入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、家族入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または主契約の被保険者もしくは支払事由に該当したこの特約の被保険者(以下本条において「当該被保険者」といいます。)の故意または重大な過失 2. 当該被保険者の犯罪行為 3. 当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ② 当該被保険者が入院中に家族入院給付金日額が減額された場合は、会社は、各日現在の家族入院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ この特約の同一の被保険者が家族入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ④ この特約の被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
 - 1. この特約の保険期間が満了したとき。
 - 2. 主契約の被保険者が死亡または主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態に該当したことによって、第18条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
 - 3. この特約の被保険者である子が満20歳の年齢に達したことによって、この特約の被保険者でなくなったとき。
- ⑤ この特約による入院給付金の支払限度は、この特約の同一の被保険者について、次のとおりとします。
 - 1. 同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、家族入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 - 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑥ この特約の同一の被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する家族入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する家族入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により家族入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により家族入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する家族入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により家族入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- ⑦ 当該被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたとときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。

- ⑧ 次の各号のいずれかによって入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、家族入院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(家族入院給付金の請求手続)

第7条 契約者または家族入院給付金の受取人は、前条に規定する家族入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 家族入院給付金の受取人は、前条に規定する家族入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して家族入院給付金を請求して下さい。
1. 家族入院給付金請求書
 2. 会社所定の様式による入院した病院の入院証明書
 3. 不慮の事故であることを証する書類
 4. 会社所定の様式による医師の診断書
 5. この特約の被保険者の戸籍抄本
 6. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険料の払込免除)

第8条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第9条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族入院給付金日額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族入院給付金日額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第10条 この特約の締結、復活、復帰または家族入院給付金日額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(家族入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。
- ③ 家族入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、家族入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または家族入院給付金日額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかつたとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第6条(給付金の支払)に定める入院を開始したときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 11 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(家族入院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 家族入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、家族入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。家族入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(家族入院給付金支払の時期および場所)

第 12 条 家族入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 家族入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から家族入院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認できないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、家族入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 家族入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 家族入院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
家族入院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくは家族入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは家族入院給付金請求の意図に関する特約の締結時から家族入院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、家族入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または家族入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または家族入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は家族入院給付金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、家族入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第13条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料(主契約に付加されている無配当災害入院特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第15条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第14条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第15条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第16条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第17条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第18条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約もしくは無配当災害入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき。
3. この特約の被保険者すべての家族入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第19条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第20条 特約の失効(第14条)、解約(前条)または解除(第10条および第11条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

③ 第18条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により

主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。

- ④ 本条の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(家族入院給付金日額の増額または減額)

第 21 条 この特約の家族入院給付金日額のみ増額または減額は取り扱いません。

- ② 無配当災害入院特約の規定によって、入院給付金日額が増額または減額された場合には、この特約による各被保険者の家族入院給付金日額も同時に同じ割合で増額または減額するものとします。
- ③ 前項の規定によって家族入院給付金日額が減額された場合には、減額分については解約したものと取り扱います。
- ④ 第2項の規定によって家族入院給付金日額が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ⑤ 会社が家族入院給付金日額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
1. 会社が家族入院給付金日額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が家族入院給付金日額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約の復帰)

第 22 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 18 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 23 条 家族入院給付金の受取人については、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 24 条 契約者は、遺言によっても、家族入院給付金の受取人を、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 25 条 家族入院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を家族入院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により家族入院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により家族入院給付金の受取人となった者のうち生存している他の家族入院給付金の受取人を家族入院給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により家族入院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 26 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす家族入院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、家族入院給付金の支払事由が生じ、会社が家族入院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、家族入院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 20 条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第 27 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第 28 条 家族入院給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 29 条 この特約における家族入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 30 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則)

第 31 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の家族入院給付金日額は更新前の家族入院給付金日額と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第8条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(無配当収入保障保険に付加する場合の特則)

第 32 条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、第 20 条(特約の払戻金)第3項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」と読み替えます。

(この特約を無配当家族疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の家族入院給付金支払の特則)

第 33 条 この特約の同一の被保険者について、無配当家族疾病入院特約の規定により家族疾病入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する家族入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の家族入院給付金日額が無配当家族疾病入院特約の家族疾病入院給付金日額に満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第6条(給付金の支払)の規定にかかわらず、無配当家族疾病入院特約の規定によりその家族疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の家族入院給付金は支払いません。
 - (2) 無配当家族疾病入院特約の規定により家族疾病入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の家族入院給付金の支払額は、第6条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当家族疾病入院特約の規定により家族疾病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の家族入院給付金日額が無配当家族疾病入院特約の家族疾病入院給付金日額と同額かまたはそれより大きい場合は、この特約の家族入院給付金の支払額は、第6条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、疾病の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第 34 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 13 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 13 条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第 18 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 22 条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 35 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。

- (1) この特約の保険期間は、第 13 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 13 条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第 18 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 22 条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) 	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

無配当家族疾病入院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 特約の被保険者の範囲
- 第4条 特約の被保険者資格の得喪
- 第5条 家族疾病入院給付金日額
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 特約消滅後入院の特別取扱
- 第8条 家族疾病入院給付金の請求手続
- 第9条 特約保険料の払込免除
- 第10条 特約の取消および無効
- 第11条 告知義務
- 第12条 告知義務違反による解除
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 家族疾病入院給付金支払の時期および場所
- 第15条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第16条 特約の失効
- 第17条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第18条 特約保険料の自動貸付
- 第19条 特約の復活
- 第20条 特約の消滅とみなす場合
- 第21条 特約の解約
- 第22条 特約の払戻金
- 第23条 家族疾病入院給付金日額の増額または減額
- 第24条 特約の復帰

- 第25条 受取人の変更
- 第26条 遺言による受取人の変更
- 第27条 受取人の死亡
- 第28条 受取人による特約の存続
- 第29条 契約者配当金
- 第30条 時効
- 第31条 管轄裁判所
- 第32条 主約款の規定の準用
- 第33条 5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第34条 無配当収入保障保険に付加する場合の特則
- 第35条 この特約を無配当家族災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の家族疾病入院給付金支払の特則
- 第36条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第37条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 病院または診療所
- 別表2 入院
- 別表3 対象となる不慮の事故

無配当家族疾病入院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または満 20 歳未満の子が、疾病の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて家族疾病入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、無配当疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の責任開始時)

- 第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前条第2項により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の被保険者の範囲)

- 第3条 この特約の被保険者は、次の各号に定める者としてします。
- 1. 主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)
- 2. 主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満 20 歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)

(特約の被保険者資格の得喪)

第4条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者は、その該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日よりその日を含めて2週間を経過した翌日から自動的にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ③ この特約の締結後に戸籍上の異動または子が満 20 歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その時にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(家族疾病入院給付金日額)

第5条 この特約による各被保険者の家族疾病入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた無配当疾病入院特約の入院給付金日額の6割とします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき 1. その入院が、この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または家族疾病入院給付金日額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または家族疾病入院給付金日額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病を直接の原因として開始した入院であること 2. その入院が、疾病の治療を目的とする入院であること 3. その入院が5日以上継続した入院であること 4. その入院が、別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表2に定める入院(以下「入院」といいます。)であること	家族疾病入院給付金	入院1回につき、家族疾病入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または主契約の被保険者もしくは支払事由に該当したこの特約の被保険者(以下本条において「当該被保険者」といいます。)の故意または重大な過失 2. 当該被保険者の犯罪行為 3. 当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 当該被保険者の薬物依存

② この特約の同一の被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、家族疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、家族疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した後開始した入院については、新たな入院として前項の規定を適用します。

③ 会社は、この特約の同一の被保険者が第1項に規定する入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして第1項に規定する家族疾病入院給付金を支払います。

④ この特約による家族疾病入院給付金の支払限度は、この特約の同一の被保険者について次のとおりとします。
 1. 1回の入院についての支払限度は、家族疾病入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120 日とします。
 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して 700 日とします。

⑤ この特約の被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して 31 日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。

⑥ この特約の被保険者の入院中に家族疾病入院給付金日額の減額があった場合には、家族疾病入院給付金の支払額は各日現在の家族疾病入院給付金日額に応じて計算します。

⑦ 次の各号のいずれかにより入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、家族疾病入院給付金を削減して支払うことがあります。

- 1. 地震、噴火または津波
- 2. 戦争その他の変乱

⑧ 次の各号にいずれかに該当する入院は、本条に規定する疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。

- 1. この特約の責任開始時以後に生じた、別表3に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)以外の外因を直接の原因とする入院。
- 2. この特約の責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日を経過

した後に開始した入院。

3. この特約の責任開始時以後に開始した、異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。
4. この特約の責任開始時以後に妻が分娩した主契約の被保険者の子について、その子の出生に際しての入院。この場合、家族疾病入院給付金の計算上、入籍の日前の入院(入籍の日を含んで継続している場合に限り)も、この特約の被保険者となった後の入院とみなします。
- ⑨ この特約の同一の被保険者が、責任開始時前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に家族疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により家族疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
 1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または家族疾病入院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約消滅後入院の特別取扱)

第7条 この特約の被保険者が前条に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして前条の規定を適用します。

1. この特約の保険期間が満了したとき。
2. 主契約の被保険者が死亡または主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態に該当したことによって、第20条(特約の消滅とみなす場合)の規定によりこの特約が消滅したとき。
3. この特約の被保険者である子が満20歳の年齢に達したことによって、この特約の被保険者でなくなったとき。

(家族疾病入院給付金の請求手続)

第8条 契約者または家族疾病入院給付金の受取人は、第6条(給付金の支払)に規定する家族疾病入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 家族疾病入院給付金の受取人は、第6条に規定する家族疾病入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して家族疾病入院給付金を請求して下さい。
 1. 家族疾病入院給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による入院した病院の入院証明書
 4. この特約の被保険者の戸籍抄本
 5. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険料の払込免除)

第9条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第10条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族疾病入院給付金日額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族疾病入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族疾病入院給付金日額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務)

第11条 この特約の締結、復活、復帰または家族疾病入院給付金日額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

- 第 12 条** 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(家族疾病入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。
- ② 会社は、家族疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、会社は、すでに家族疾病入院給付金を支払っていたときでもその返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、家族疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、家族疾病入院給付金を支払います。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または家族疾病入院給付金日額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第6条(給付金の支払)に定める入院を開始したときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

- 第 13 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(家族疾病入院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 家族疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、家族疾病入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。家族疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(家族疾病入院給付金支払の時期および場所)

- 第 14 条** 家族疾病入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ② 家族疾病入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から家族疾病入院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、家族疾病入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 家族疾病入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
2. 家族疾病入院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
家族疾病入院給付金の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくは家族疾病入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは家族疾病入院給付金請求の意図に関する特約の締結時から家族疾病入院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、家族疾病入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または家族疾病入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または家族疾病入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は家族疾病入院給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、家族疾病入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第15条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
 - ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料(主契約に付加されている無配当疾病入院特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
 - ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
 - ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
 - ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第17条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
 - ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第16条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第17条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第 18 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第 19 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。
1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約または無配当疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき。
3. この特約の被保険者すべての家族疾病入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第 21 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第 22 条 特約の解除(第 12 条および第 13 条)、失効(第 16 条)または解約(前条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。
② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
③ 第 20 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第 1 項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。

(家族疾病入院給付金日額の増額または減額)

第 23 条 この特約の家族疾病入院給付金日額のみ増額または減額は取り扱いません。
② 無配当疾病入院特約の規定によって、入院給付金日額が増額または減額された場合には、この特約による各被保険者の家族疾病入院給付金日額も同時に同じ割合で増額または減額するものとします。
③ 前項の規定によって家族疾病入院給付金日額が減額された場合には、減額分については解約したものととして取り扱います。
④ 第 2 項の規定によって家族疾病入院給付金日額が増額された場合には、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込んで下さい。
⑤ 会社が家族疾病入院給付金日額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
1. 会社が家族疾病入院給付金日額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が家族疾病入院給付金日額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約の復帰)

第 24 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 20 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。
② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 25 条 家族疾病入院給付金の受取人については、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 26 条 契約者は、遺言によっても、家族疾病入院給付金の受取人を、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

- 第 27 条** 家族疾病入院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を家族疾病入院給付金の受取人とします。
- ② 前項の規定により家族疾病入院給付金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により家族疾病入院給付金の受取人となった者のうち生存している他の家族疾病入院給付金の受取人を家族疾病入院給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により家族疾病入院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

- 第 28 条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす家族疾病入院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、家族疾病入院給付金の支払事由が生じ、会社が家族疾病入院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、家族疾病入院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 22 条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第 29 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第 30 条 家族疾病入院給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 31 条 この特約における家族疾病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 32 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則)

- 第 33 条** この特約を5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。
1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
 2. 更新後のこの特約の家族疾病入院給付金日額は更新前の家族疾病入院給付金日額と同額とします。
 3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(無配当収入保障保険に付加する場合の特則)

第 34 条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、第 22 条(特約の払戻金)第3項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのを「主契約の遺族年金または高度障害年金」と読み替えます。

(この特約を無配当家族災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の家族疾病入院給付金支払の特則)

- 第 35 条** この特約の同一の被保険者について、無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する家族疾病入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。
1. この特約の家族疾病入院給付金日額が無配当家族災害入院特約の家族入院給付金日額と同額かまたはそれに満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第6条(給付金の支払)の規定にかかわらず、無配当家族災害入院特約の規定によりその家族入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の家族疾病入院給付金は支払いません。
 - (2) 無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の家族疾病入院給付金の支払額は、第6条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族疾病入院給付金日

額を乗じて得られる金額とします。

- この特約の家族疾病入院給付金日額が無配当家族災害入院特約の家族疾病入院給付金日額より大きい場合は、この特約の家族疾病入院給付金の支払額は、第6条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後に疾病の治療を開始したときは、疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に家族疾病入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に家族疾病入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第36条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - この特約の保険期間は、第15条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第15条第8項および第9項の規定を準用します。
- 第20条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第24条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第37条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
- この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - この特約の保険期間は、第15条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第15条第8項および第9項の規定を準用します。
- 第20条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第24条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

2. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、たとえば、治療を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、正常分娩などにより入院している場合のことをいいます。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等（別表1に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、別表1に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) 	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

無配当家族手術特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 特約の被保険者の範囲
- 第4条 特約の被保険者資格の得喪
- 第5条 家族手術保険金額
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 家族手術給付金の給付限度
- 第8条 特約保険料の払込免除
- 第9条 特約の取消および無効
- 第10条 告知義務違反による解除
- 第11条 重大事由による解除
- 第12条 家族手術給付金支払の時期および場所
- 第13条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第14条 特約の失効
- 第15条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第16条 特約保険料の自動貸付
- 第17条 特約の復活
- 第18条 特約の消滅とみなす場合
- 第19条 特約の解約
- 第20条 特約の払戻金
- 第21条 家族手術保険金額の増額または減額
- 第22条 特約の復帰

- 第23条 受取人の変更
- 第24条 遺言による受取人の変更
- 第25条 受取人の死亡
- 第26条 受取人による特約の存続
- 第27条 契約者配当金
- 第28条 請求手続
- 第29条 時効
- 第30条 管轄裁判所
- 第31条 主約款の規定の準用
- 第32条 5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則
- 第33条 無配当収入保障保険に付加する場合の特則
- 第34条 5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則
- 第35条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 病院または診療所
- 別表2 給付割合表

無配当家族手術特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または満 20 歳未満の子が所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、無配当手術特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の責任開始時)

- 第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前条第2項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の被保険者の範囲)

- 第3条 この特約の被保険者は、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)およびその子として記載されている満 20 歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第4条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者はその該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日よりその日を含めて2週間を経過した翌日から自動的にこの特約の被保険者の資格を取得します。

- ③ この特約の締結後に戸籍上の異動または満 20 歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その時にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(家族手術保険金額)

第5条 この特約による各被保険者の家族手術保険金額は、主契約の被保険者について定められた無配当手術特約の手術保険金額の6割とします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金			支払事由に該当しても給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額	受取人	
<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき。</p> <p>1. その手術が次のいずれかに該当する手術であること</p> <p>(1) この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または家族手術保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または家族手術保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因とし、その疾病または傷害の治療を直接の目的とする手術であること</p> <p>(2) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること</p> <p>2. その手術が別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)において受けた手術であること</p> <p>3. その手術が別表2に定めるいずれかの種類の手術であること</p>	家族手術給付金	手術1回につき所定の家族手術保険金額に別表2に定める給付割合を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または主契約の被保険者もしくは支払事由に該当したこの特約の被保険者(以下本条において「当該被保険者」といいます。)の故意または重大な過失</p> <p>2. 当該被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 当該被保険者の薬物依存</p>

② 会社は、この特約の同一の被保険者が、時期を同じくして別表2の給付割合表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、それらの手術のうち最も給付割合の多いいずれか1種類の手術についてのみ家族手術給付金を支払います。

③ この特約の同一の被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

④ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病(不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。)を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に家族手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または家族手術保険金額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

⑤ 次の各号のいずれかによって手術を受けたこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて家族手術給付金の全額を支払わないかまたはその金額を削減して支払うことがあります。

- 地震、噴火または津波
- 戦争その他の変乱

(家族手術給付金の給付限度)

第7条 この特約による家族手術給付金(家族手術保険金額を減額した保険契約については家族手術保険金額に給付割合を乗じて得た金額とします。)の支払は、同一被保険者について通算して家族手術保険金額の10割をもって限度とします。また、第6条(給付金の支払)第1項第1号(2)の規定による家族手術給付金の支払は同一の被保険者について1回のみとします。

(特約保険料の払込免除)

第8条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第9条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族手術保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族手術保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族手術保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第10条 この特約の締結、復活、復帰または家族手術保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。
② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除(家族手術保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)することができます。
③ 家族手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、家族手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または家族手術保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により別表2の給付割合表に定めるいずれかの手術を受けたときを除きます。
⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
⑥ 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第11条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(家族手術給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
(1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 家族手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、家族手術給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。家族手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(家族手術給付金支払の時期および場所)

第 12 条 家族手術給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 家族手術給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から家族手術給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、家族手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 45 日を経過する日とします。
1. 家族手術給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 家族手術給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
家族手術給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくは家族手術給付金の受取人の特約締結の目的もしくは家族手術給付金請求の意図に関する特約の締結時から家族手術給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、家族手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60 日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180 日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180 日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または家族手術給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または家族手術給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は家族手術給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、家族手術給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第 13 条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結)第2項の規定によりこの特約を付加した場合は、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料(主契約に付加されている無配当手術特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引

きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第 15 条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合は、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 14 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 15 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第 16 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第 17 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約または無配当手術特約が解約その他の事由によって消滅したとき。
3. この特約の被保険者すべての家族手術給付金の支払金額が通算給付限度に達したとき。

(特約の解約)

第 19 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第 20 条 特約の失効(第 14 条)、解約(前条)または解除(第 10 条および第 11 条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第 18 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。
- ④ 本条の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(家族手術保険金額の増額または減額)

第 21 条 この特約の家族手術保険金額のみの増額または減額は取り扱いません。

- ② 無配当手術特約の規定によって、手術保険金額が増額または減額された場合には、この特約による被保険者の家族手術保険金額も同時に同じ割合で増額または減額するものとします。
- ③ 前項の規定によって家族手術保険金額が減額された場合には、減額分については解約したものと取り扱います。
- ④ 第2項の規定によって家族手術保険金額が増額された場合には、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算された金額を払い込むことを要します。
- ⑤ 会社が家族手術保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。

1. 会社が家族手術保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が家族手術保険金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約の復帰)

第 22 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 18 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 23 条 家族手術給付金の受取人については主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 24 条 契約者は、遺言によっても、家族手術給付金の受取人を、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 25 条 家族手術給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を家族入院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により家族手術給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により家族手術給付金の受取人となった者のうち生存している他の家族手術給付金の受取人を家族手術給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により家族手術給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 26 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす家族手術給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、家族手術給付金の支払事由が生じ、会社が家族手術給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、家族手術給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 20 条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第 27 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 28 条 この特約に基づく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		会 社 所 定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	会 社 所 定 の 手 術 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	こ の 特 約 の 被 保 険 者	受 取 人			
1	家族手術給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	解約払戻金の支払	○	○	○	○						
3	責任準備金の支払	○	○	○	○						
4	家族手術保険金額の増額	○	○	○	○						会社所定の告知書
5	家族手術保険金額の減額	○	○	○	○						

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

③ 第1項の3および4の請求について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(時効)

第 29 条 家族手術給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 30 条 この特約における家族手術給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 31 条 この契約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則)

第 32 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の家族手術保険金額は更新前の家族手術保険金額と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第8条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(無配当収入保障保険に付加する場合の特則)

第 33 条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、第 20 条(特約の払戻金)第3項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」と読み替えます。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第 34 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 13 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 13 条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第 18 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 22 条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 35 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱いします。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 13 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 13 条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第 18 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 22 条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とした手術
美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
2. 薬物依存
「薬物依存」とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 給付割合表

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、以下の手術番号1.～89. に定めるものをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	手術保険金・家族手術保険金に対する給付割合(%)
§皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術(25 cm ² 未満は除く。)	10
2.	乳房切断術	10
§筋骨の手術(抜釘術は除く。)		
3.	骨移植術	10
4.	骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	10
5.	頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	10
6.	鼻骨観血手術(鼻中隔弯曲症手術を除く。)	5
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	10
8.	脊椎・骨盤観血手術	10
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	5
10.	四肢切断術(手指・足指を除く。)	10
11.	切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	10
12.	四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	5
13.	筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	5
§呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	5
15.	喉頭全摘除術	10
16.	気管、気管支、肺、胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	10
17.	胸郭形成術	10
18.	縦隔腫瘍摘出術	20
§循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	10
20.	静脈瘤根本手術	5
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20
22.	心膜切開・縫合術	10
23.	直視下心臓内手術	20
24.	体内用ペースメーカー埋込術	10
25.	脾摘除術	10
§消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	10
27.	顎下腺腫瘍摘出術	5
28.	食道離断術	20
29.	胃切除術	20
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	10
31.	腹膜炎手術	10
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	10
33.	ヘルニア根本手術	5
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	5
35.	直腸脱根本手術	10
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	10
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	5
§尿・性器の手術		
38.	腎移植手術(受容者に限る。)	20
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	10
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	10
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	10

手術 番号	手術の種類	手術保険金・家族手術 保険金に対する 給付割合(%)
42.	陰茎切断術	20
43.	辜丸・副辜丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	10
44.	陰嚢水腫根本手術	5
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	20
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	5
47.	帝王切開娩出術	5
48.	子宮外妊娠手術	10
49.	子宮脱・膣脱手術	10
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	10
51.	卵管・卵巣観血手術(経膣的操作は除く。)	10
52.	その他の卵管・卵巣手術	5
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	20
54.	甲状腺手術	10
55.	副腎全摘除術	10
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	20
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	10
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	20
59.	脊髄硬膜内外観血手術	10
§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)		
60.	眼瞼下垂症手術	5
61.	涙小管形成術	5
62.	涙嚢鼻腔吻合術	5
63.	結膜嚢形成術	5
64.	角膜移植術	5
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	5
66.	虹彩前後癒着剥離術	5
67.	緑内障観血手術	10
68.	白内障・水晶体観血手術	10
69.	硝子体観血手術	5
70.	網膜剥離症手術	5
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
72.	眼球摘除術・組織充填術	10
73.	眼窩腫瘍摘出術	10
74.	眼筋移植術	5
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	10
76.	乳様洞削開術	5
77.	中耳根本手術	10
78.	内耳観血手術	10
79.	聴神経腫瘍摘出術	20
§ 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)	20
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
82.	その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)	10
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	10
84.	上記以外の開胸術	10
85.	上記以外の開腹術	5
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	10
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
§ 新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射(50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5

手術番号	手術の種類	手術保険金・家族手術保険金に対する給付割合(%)
§ 骨髄幹細胞採取手術	89. 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	10

備考

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出して行なう手術をいいます。

2. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

3. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

4. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加えるものをいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。一つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象になります。

転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

6. 衝撃波による体内結石破砕術

「衝撃波による体内結石破砕術」とは、体外からの衝撃波による体内結石破砕術(ESWL)をいいます。

7. 視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第4条** この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者は、その該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日よりその日を含めて2週間を経過した翌日から自動的にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ③ この特約の締結後に戸籍上の異動または子が満 20 歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その時にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(家族通院給付金日額)

第5条 この特約による各被保険者の家族通院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた無配当通院特約の通院給付金日額の6割とします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき。</p> <p>1. この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または家族通院給付金日額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または家族通院給付金日額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした主特約の特約条項に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院(以下「入院」といいます。)をし、その入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした別表1に定める通院(往診を含みます。以下同じ。)をしたとき。</p> <p>2. その通院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)への通院であること。</p> <p>3. その通院が第1号に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて 120 日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)における通院であること。</p>	家族通院給付金	1回の入院の退院後の通院につき家族通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または主契約の被保険者もしくは支払事由に該当したこの特約の被保険者(以下本条において「当該被保険者」といいます。)の故意または重大な過失</p> <p>2. 当該被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 当該被保険者の薬物依存</p>

- ② この特約の同一の被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合で、主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる入院については次のとおり取り扱います。
1. 最終の入院(1回の入院の給付金の支払限度をこえる場合には、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。)の退院日を第1項に定める退院日とします。
2. 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。
- ③ この特約の同一の被保険者が、その被保険者について入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず家族通院給付金は支払いません。
- ④ 会社は、この特約の同一の被保険者が第1項に規定にする入院を開始した時に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めるときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。この場合、その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
- ⑤ この特約による家族通院給付金の支払限度は、この特約の同一の被保険者について次のとおりとします。
1. 1回の入院(主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。)の退院後の通院についての支払限度は、支払日数(家族通院給付金を支払う日数。以下同じ。)30日とします。
2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑥ 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、第4項(異なる事由の併発の取扱)の規定により家族通院給付金が支払われるときにはそれぞれの事由による通院についての支払日数は、30日をもって限度とします。
1. 不慮の事故による傷害を事由とした入院中に、異なる不慮の事故による傷害を事由とした入院を開始したとき。
2. 不慮の事故による傷害を事由とした入院と、疾病を事由とした入院(不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院を含みます。以下同じ。)が重複したとき。
- ⑦ この特約の被保険者の通院中に家族通院給付金日額の減額があった場合には、家族通院給付金の支払額は各日現在の家族通院給付金日額に応じて計算します。
- ⑧ この特約の被保険者が次の各号のいずれかにより通院した場合で、その原因により通院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その程度に応じて、家族通院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱
- ⑨ この特約の被保険者が、責任開始時前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に家族通院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または家族通院給付金日額の増額の際に、告知等により会社を知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑪ この特約の責任開始時以後に妻が分娩した主契約の被保険者の子について、その子の出生に際しての入院の場合、家族通院給付金の計算上、入籍の日前の入院(入籍の日を含んで継続している場合に限ります。)も、この特約の被保険者となった後の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑫ 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、家族通院給付金は重複して支払いません。
1. この特約の同一の被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなします。)
 2. この特約の同一の被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき。

(特約消滅後の通院の特別取扱)

第7条 この特約の被保険者が前条に規定する通院期間中に次の各号に定める事由が発生した時から継続している通院はこの特約の有効中の通院とみなして前条の規定を適用します。

1. この特約の保険期間が満了したとき。
2. 主契約の被保険者が死亡または主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態に該当したことによって第20条(特約の消滅とみなす場合)の規定によりこの特約が消滅したとき。
3. 主特約の入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が消滅したとき。
4. この特約の被保険者である子が、満20歳の年齢に達したことによって、この特約の被保険者でなくなったとき。

(家族通院給付金の請求手続)

第8条 契約者または家族通院給付金の受取人は、第6条(給付金の支払)に規定する家族通院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 家族通院給付金の受取人は、第6条に規定する家族通院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して家族通院給付金を請求して下さい。
1. 家族通院給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による通院した病院の入院証明書
 4. この特約の被保険者の戸籍抄本
 5. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険料の払込免除)

第9条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第10条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族通院給付金日額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族通院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族通院給付金日額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務)

第 11 条 この特約の締結、復活、復帰または家族通院給付金日額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対して口頭で)告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第 12 条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(家族通院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

② 会社は、家族通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、会社は、すでに家族通院給付金を支払っていたときでも返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

③ 前項の規定にかかわらず、家族通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、家族通院給付金を支払います。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または家族通院給付金日額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき
3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第6条(給付金の支払)に定める通院を開始したときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 13 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(家族通院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
4. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。

② 家族通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、家族通院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。家族通院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(家族通院給付金支払の時期および場所)

第 14 条 家族通院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 家族通院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から家族通院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、家族通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 45 日を経過する日とします。
 1. 家族通院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 家族通院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
家族通院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくは家族通院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは家族通院給付金請求の意図に関する特約の締結時から家族通院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、家族通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60 日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180 日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180 日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または家族通院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または家族通院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は家族通院給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、家族通院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第 15 条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料(主契約に付加されている主特約および通院特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第 17 条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されていないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 16 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 17 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第 18 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第 19 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
3. 主契約に付加されている主特約および無配当通院特約のいずれかが消滅したときまたは通算の支払限度に達したとき。
4. 第6条(給付金の支払)第5項第2号の規定により、この特約の家族通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第 21 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第 22 条 特約の解除(第 12 条および第 13 条)、失効(第 16 条)または解約(前条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

③ 第 20 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。

(家族通院給付金日額の増額または減額)

第 23 条 この特約の家族通院給付金日額のみ増額または減額は取り扱いません。

② 無配当通院特約の規定によって、通院給付金日額が増額または減額された場合には、この特約による各被保険者の家族通院給付金日額も同時に同じ割合で、増額または減額するものとします。

③ 前項の規定によって家族通院給付金日額が減額された場合には、減額分については解約したものと取り扱います。

④ 第2項の規定によって家族通院給付金日額が増額された場合には、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込んで下さい。

⑤ 会社が家族通院給付金日額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。

1. 会社が家族通院給付金日額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。

前項に規定する金額を受け取った時

2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が家族通院給付金日額の増額を承諾したとき。

前項に規定する金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約の復帰)

第 24 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 20 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(受取人の変更)

第 25 条 家族通院給付金の受取人については、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 26 条 契約者は、遺言によっても、家族通院給付金の受取人を、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 27 条 家族通院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を家族通院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により家族通院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により家族通院給付金の受取人となった者のうち生存している他の家族通院給付金の受取人を家族通院給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により家族通院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 28 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす家族通院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、家族通院給付金の支払事由が生じ、会社が家族通院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、家族通院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 22 条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第 29 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第 30 条 家族通院給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 31 条 この特約における家族通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 32 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険および無配当定期保険に付加する場合の特則)

第 33 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の家族通院給付金日額は更新前の家族通院給付金日額と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(無配当収入保障保険に付加する場合の特則)

第 34 条 この特約を無配当収入保障保険に付加する場合には、第 22 条(特約の払戻金)第3項中、「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の遺族年金または高度障害年金」と読み替えます。

(5年ごと利差配当付終身保険および無配当終身保険に付加した場合の特則)

第 35 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 15 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 15 条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第 20 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 24 条(特約の復帰)第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 36 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第 15 条(特約の保険期間および保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第 15 条第8項および第9項の規定を準用します。
3. 第 20 条(特約の消滅とみなす場合)第1号および第 24 条(特約の復帰)第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした通院
治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は、「治療を目的とした通院」には該当しません。

別表1 通院

「通院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

無配当ガン治療給付特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結、保険期間の始期および責任開始期
- 第2条 用語の定義およびガンの診断確定
- 第3条 特約の給付倍率の型
- 第4条 特約の保障倍率
- 第5条 第一保険期間における給付金不担保の指定
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 責任開始期前のガン診断確定による無効
- 第8条 特約保険料の払込免除
- 第9条 特約の取消および無効
- 第10条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第11条 重大事由による解除
- 第12条 ガン治療給付金支払の時期および場所
- 第13条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第14条 特約の失効
- 第15条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第16条 保険料の自動貸付
- 第17条 特約の復活
- 第18条 特約の消滅とみなす場合
- 第19条 特約の解約

- 第20条 特約の解約払戻金
- 第21条 基本ガン治療給付金額の減額
- 第22条 主契約が払済保険に変更された場合の取扱
- 第23条 特約の復帰
- 第24条 給付金の受取人の変更
- 第25条 遺言による受取人の変更
- 第26条 受取人の死亡
- 第27条 受取人による特約の存続
- 第28条 特約の更新
- 第29条 契約者配当金
- 第30条 請求手続
- 第31条 時効
- 第32条 管轄裁判所
- 第33条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物
ならびにガン種類別の給付倍率表

別表2 病院または診療所

無配当ガン治療給付特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者がガンと診断確定され、入院したときにガン治療給付金を支払うことを主な内容とするものです。この特約には給付倍率に応じて次の2つの型があります。

給付倍率の型	型の内容
F型	基本ガン治療給付金額に乘じる給付倍率を1倍に設定した型(上皮内新生物は0.1倍)
V型	ガンの種類別に、基本ガン治療給付金額に乘じる給付倍率を5・3・2・1倍に設定した型(上皮内新生物は0.5倍)

(特約の締結、保険期間の始期および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の保険期間の始期および責任開始期は、主契約の保険期間の始期および責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)をこの特約の保険期間の始期とします。
- ④ 前項に規定する保険期間の始期から起算して90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、給付金の支払についてはこの日から責任を負います。
- ⑤ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(用語の定義およびガンの診断確定)

- 第2条 この特約において「ガン」とは、別表1に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
- ② この特約において「再発」とは、すでに診断確定されたガンを治療したことにより、ガンが認められない状態となった後に、同一臓器(同一の種類臓器が複数ある場合は、それらは同一臓器とみなします。)に、再度ガンが認められた状態をいいます。
- ③ この特約において「転移」とは、すでに診断確定されたガンを原因として他の臓器にガンが認められた状態をいいます。
- ④ ガンの診断確定は、医師または歯科医師によって病理組織学的所見(生検)により行なわれるものとします。(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)

(特約の給付倍率の型)

第3条 契約者は、この特約締結の際、この特約のガン治療給付金額の計算上使用する給付倍率(別表1に定める給付倍率とします。以下同じ。)に応じて次のいずれかの型を選択するものとします。

1. F型
 2. V型
- ② 前項で選択した給付倍率の型は以後変更することができません。

(特約の保障倍率)

第4条 契約者は、主契約に保障倍率が指定されている場合には、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、この特約の第一保険期間および第二保険期間のそれぞれについて、この特約のガン治療給付金額の計算上使用する基本ガン治療給付金額に対する倍率(以下「特約の保障倍率」といいます。)を予め指定することを要します。

- ② この特約の第一保険期間および第二保険期間は、主契約で指定された第一保険期間および第二保険期間と同じとします。ただし、第1条(特約の締結、保険期間の始期および責任開始期)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の第一保険期間および第二保険期間の終期は、主契約の第一保険期間および第二保険期間の終期にあわせるものとします。
- ③ 第1項により指定されたこの特約の第一保険期間の保障倍率(以下「特約第一保険期間保障倍率」とします。)および第二保険期間の保障倍率(以下「特約第二保険期間保障倍率」とします。)は以後変更することができません。

(第一保険期間における給付金不担保の指定)

第5条 契約者は前条の保障倍率指定の際、会社に申し出ることにより、会社の承諾を得て、第一保険期間中のこの特約のガン治療給付金の支払を不担保とする指定をすることができます。

- ② この指定がされた場合には、第一保険期間中にガン治療給付金の支払事由に該当しても、その支払はありません。
- ③ この指定のみの取消は取り扱いません。

(給付金の支払)

第6条 この特約のガン治療給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人
	名称	支払額	
この特約の責任開始期(復活または復帰が行なわれた場合の特約については、最後の復活または復帰の際の責任を負う日とします。以下本条において同じ。)前にガンと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始期以後の保険期間中に次のすべてに該当したとき 1. この特約の責任開始期以後に次のいずれかに該当したこと (1) 初めてガンと診断確定されたこと (2) ガンが再発したと診断確定されたこと (3) ガンが転移したと診断確定されたこと (4) 再発にも転移にも該当せず、ガンが新たに生じたと診断確定されたこと 2. この特約の責任開始期以後に前号で診断確定されたガンの治療を直接の目的として入院を開始したこと 3. その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること	ガン治療給付金	基本ガン治療給付金額×診断確定されたガンに対応する給付倍率 特約の保障倍率を指定した場合は、上記の支払額に、支払事由該当日の保障倍率を乗じた金額を支払います。	契約者

- ② 被保険者が、ガン以外の事由による入院中に、第1項第1号に定めるガンと診断確定され、そのガンの治療を開始したものと会社が認めるときは、その治療を開始した日からガンの治療を直接の目的として入院を開始したものとみなします。
- ③ 被保険者が、ガンによる入院中に、第1項第1号に定めるガンに新たに診断確定され、その新たに診断確定されたガンの治療を開始したものと会社が認めるときは、その治療を開始した日から、その新たに診断確定されたガンの治療を直接の目的として入院を開始したものとみなします。
- ④ 被保険者が、同時に2以上のガン治療給付金の支払事由に該当した場合でもガン治療給付金は重複して支払いません。この場合、給付倍率が異なるガンにより、ガン治療給付金の支払事由に該当したときには、給付倍率が最も高いガンについてガン治療給付金を支払います。
- ⑤ 被保険者が、ガン治療給付金の支払われた最終の支払事由該当日(以下「基準日」といいます。)からその日を含めて2年以内にガン治療給付金の支払事由に該当したときは、第1項の規定にかかわらず、ガン治療給付金を支払いません。
- ⑥ 前項の規定により基準日からその日を含めて2年以内にガン治療給付金の支払事由に該当したことにより、ガン治療給付金を支払わない場合においても、その支払事由に該当した日(以下「該当日」といいます。)における支払事由の対象となるガンの給付倍率と基準日における支払事由の対象となるガンの給付倍率の倍率の差が正になる場合は、その差に該当日の基本ガン治療給付金額を乗じた金額をガン治療給付金として支払います。特約の保障倍率を指定していた場合、該当日における支払事由の対象となるガンの給付倍率に保障倍率を乗じた倍率と基準日における支払事由の対象となるガンの給付倍率に保障倍率を乗じた倍率の差が正になる場合は、その差に該当日の基本ガン治療給付金額を乗じた金額をガン治療給付金として支払います。
- ⑦ 被保険者が、すでに第1項の支払事由に該当したガンの治療を目的として、基準日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、入院していたときまたは入院を開始したときは、その2年を経過した後初めて到来する入院日に、新た

に診断確定され入院を開始したものとみなして、本条の規定を適用してガン治療給付金を支払います。

(責任開始期前のガン診断確定による無効)

第7条 被保険者がこの特約の告知日以前または告知日からこの特約の責任開始期の前日までにガンと診断確定されている場合には、契約者および被保険者の知・不知にかかわらず、この特約は無効とします。

- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、契約者に払い戻します。ただし、告知日以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。
- ③ 本条の適用がある場合には、第10条(告知義務および告知義務違反による解除)および第11条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

(特約保険料の払込免除)

第8条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第9条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復帰が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復帰した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第10条 この特約の締結、復活または復帰の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ ガン治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、ガン治療給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、ガン治療給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結、復活または復帰の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき
 5. この特約が、この特約の保険期間の始期(この特約の復活または復帰が行なわれた場合は、最後の復活または復帰の際の主約款に定めるガン以外の事由による保険料の払込免除について責任を負う日)とします。以下本条において同じ。)からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の保険期間の始期からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実によって主約款に定める高度障害または身体障害の状態に該当したときまたはガン治療給付金の支払事由に該当したときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第11条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(ガン治療給付金および払込を免除される特約保険料)をいいます。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係

- 企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② ガン治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、ガン治療給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでにガン治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(ガン治療給付金支払の時期および場所)

第 12 条 ガン治療給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② ガン治療給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時からガン治療給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、ガン治療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. ガン治療給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. ガン治療給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
ガン治療給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくはガン治療給付金の受取人の特約締結の目的もしくはガン治療給付金請求の意図に関する特約の締結時からガン治療給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、ガン治療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者またはガン治療給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者またはガン治療給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はガン治療給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、ガン治療給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第 13 条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結、保険期間の始期および責任開始期)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の保険期間の始期から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(主約款に定める保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。

- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約によるガン治療給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第 15 条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 14 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第 15 条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約によるガン治療給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(保険料の自動貸付)

第 16 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。

(特約の復活)

- 第 17 条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第 18 条** 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約も同時に消滅したものとみなします。
1. 主契約が払済保険に変更されたとき
 2. 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したとき

(特約の解約)

第 19 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

- 第 20 条** この特約が失効(第 14 条)した場合、解約(前条)もしくは解除(第 10 条および第 11 条)された場合で、この特約の解約払戻金があるときは、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数により、それぞれ計算した解約払戻金を契約者に支払います。ただし、失効または解約の場合の払戻金は、契約者からの請求にもとづき払い戻します。
- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
 - ③ 第 18 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を支払う場合および主契約に付加されたガン死亡保障特則のガン死亡保険金が支払われる場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に支払います。
 - ④ 前項までの規定にかかわらず、主契約に解約払戻金抑制特則が付加されている場合、この特約に対する解約払戻金および契約者に支払うべき責任準備金はありません。

(基本ガン治療給付金額の減額)

- 第 21 条** 契約者は、この特約の基本ガン治療給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の基本ガン治療給付金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。
- ② 前項の規定によって、基本ガン治療給付金額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(主契約が払済保険に変更された場合の取扱)

第 22 条 主契約が払済保険に変更された場合には、第 20 条(特約の解約払戻金)の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

- 第 23 条** 払済保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 18 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。
- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の

復帰の取扱をします。

(給付金の受取人の変更)

第 24 条 ガン治療給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 25 条 契約者は、遺言によっても、ガン治療給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 26 条 ガン治療給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をガン治療給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定によりガン治療給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定によりガン治療給付金の受取人となった者のうち生存している他のガン治療給付金の受取人をガン治療給付金の受取人とします。
- ③ 前2項によりガン治療給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 27 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たすガン治療給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 - 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 20 条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(特約の更新)

第 28 条 この特約が定期型で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 第1項の規定によってこの特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第8条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(契約者配当金)

第 29 条 この特約の契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 30 条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の 請求 書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会社 所定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	会社 所定 の 入 院 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
1	ガン治療給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	基本ガン治療給付金額の減額	○	○	○	○								

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(時効)

第 31 条 ガン治療給付金、責任準備金、解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 32 条 この特約におけるガン治療給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 33 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物ならびにガン種類別の給付倍率表

A.対象となる悪性新生物およびガン種類別の給付倍率表

1. 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

ガン分類番号	分類項目	基本分類コード	給付倍率	
			F型	V型
1	白血病	C91～C95	1	5
2	その他のリンパ組織・造血組織及び関連組織の悪性新生物	C88、C90、C96、D45、D46、D47.1、D47.3、D76.0	1	5
3	口唇・口腔・咽頭の悪性新生物	C00～C14	1	5
4	ホジキン病および非ホジキンリンパ腫	C81～C85	1	5
5	脳・中枢神経系の悪性新生物	C70～C72、C75.1～C75.3、C79.3、C79.4	1	3
6	骨・関節軟骨の悪性新生物	C40、C41、C79.5	1	3
7	膝の悪性新生物	C25	1	3
8	呼吸器・胸腔内臓器(気管、気管支および肺を除く)の悪性新生物	C30～C32、C37～C39、C78.1～C78.3	1	3
9	その他の男性生殖器(外生殖器、陰囊、副睾丸、精索および精巣)の悪性新生物	C60、C62、C63	1	3
10	胆のう・胆道の悪性新生物	C23、C24	1	3
11	食道の悪性新生物	C15	1	3
12	気管・気管支・肺の悪性新生物	C33、C34、C78.0	1	2
13	肝・肝内胆管の悪性新生物	C22、C78.7	1	2
14	卵巣の悪性新生物	C56、C79.6	1	2
15	中皮・軟部組織の悪性新生物および多発性骨髄腫	C45～C49、C76、C77、C78.6、C79.8、C80、C97	1	1
16	胃の悪性新生物	C16	1	1
17	小腸・結腸・直腸・肛門の悪性新生物	C17～C21、C78.4、C78.5	1	1
18	その他の消化器の悪性新生物	C26、C78.8	1	1
19	腎・腎盂の悪性新生物	C64、C65、C79.0	1	1
20	甲状腺・内分泌腺の悪性新生物	C73、C74、C75.0、C75.4～C75.9、C79.7	1	1
21	乳房の悪性新生物	C50	1	1
22	子宮の悪性新生物	C53～C55	1	1
23	その他の女性生殖器(外生殖器、膣、卵管、子宮傍組織および胎盤)の悪性新生物	C51、C52、C57、C58	1	1
24	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43、C44、C79.2	1	1
25	尿管・尿道・膀胱の悪性新生物	C66～C68、C79.1	1	1
26	眼・付属器の悪性新生物	C69	1	1
27	前立腺の悪性新生物	C61	1	1

2. 上記1. において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

1. 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

B.対象となる上皮内新生物およびガン種類別の給付倍率表

1. 対象となる上皮内新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分

類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに上皮内新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる上皮内新生物に含めることがあります。

ガン分類番号	分類項目	基本分類コード	給付倍率	
			F型	V型
28	上皮内新生物	D00～D09	0.1	0.5

2. 上記1. において上皮内新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが上皮内癌に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる上皮内新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

無配当ガン通院保障特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結、保険期間の始期および責任開始期
- 第2条 ガンの定義および診断確定
- 第3条 給付金の支払
- 第4条 責任開始期前のガン診断確定による無効
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約の取消および無効
- 第7条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 ガン通院給付金支払の時期および場所
- 第10条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第11条 特約の失効
- 第12条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第13条 保険料の自動貸付
- 第14条 特約の復活
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の解約払戻金
- 第18条 ガン通院給付金日額の減額

- 第19条 主契約が払済保険に変更された場合の取扱
- 第20条 特約の復帰
- 第21条 給付金の受取人の変更
- 第22条 遺言による受取人の変更
- 第23条 受取人の死亡
- 第24条 受取人による特約の存続
- 第25条 特約の更新
- 第26条 契約者配当金
- 第27条 請求手続
- 第28条 時効
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物
- 別表2 通院
- 別表3 病院または診療所

無配当ガン通院保障特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者がガンにより入院した場合で、その退院後に通院したときに、その通院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結、保険期間の始期および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の保険期間の始期および責任開始期は、主契約の保険期間の始期および責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)をこの特約の保険期間の始期とします。
- ④ 前項に規定する保険期間の始期から起算して90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、給付金の支払についてはこの日から責任を負います。
- ⑤ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(ガンの定義および診断確定)

- 第2条 この特約において「ガン」とは、別表1に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
- ② ガンの診断確定は、医師または歯科医師によって病理組織学的所見(生検)により行なわれるものとします。(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)

(給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人
	名称	支払額	
この特約の責任開始期(復活または復帰が行なわれた場合については、最後の復活または復帰の際の責任を負う日とします。以下本条において同じ。)前にガンと診断確定されたことのない被保険者がこの特約の責任開始期以後の保険期間中に次のいずれにも該当したとき 1. この特約の責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたこと 2. この特約の責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に規定するガン入院給付金の支払事由に該当する入院をしたこと 3. その入院の原因となったガンの治療を目的とした別表2に定める通院(往診を含みます。以下同じ。)をしたこと 4. その通院が別表3に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)への通院であること 5. その通院が第2号に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)における通院であること	ガン 通院 給付 金	1回の退院の通院につきガン通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	契約者

- ② 被保険者が、ガン以外の事由による入院中に、ガンと診断確定され、そのガンの治療を開始したものと会社が認めるときは、その治療を開始した日からガンの治療を直接の目的として入院を開始したものとみなします。
- ③ 被保険者の通院中にガン通院給付金日額の減額があった場合には、ガン通院給付金の支払額は通院日各日現在のガン通院給付金日額に応じて計算します。
- ④ 被保険者が通院期間中に主契約のガン入院給付金が支払われる入院をすることにより、新たに通院期間が定められる場合には、第1項の規定にかかわらず、すでに定められた通院期間は、その入院を開始した日に終了したものとします。
- ⑤ 被保険者が第1項および第4項に規定する通院期間中に、この特約の保険期間が定期型の場合でこの特約の保険期間が満了したときは、その満了した時から継続している通院は、この特約の有効中の通院とみなして第1項および第4項の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が、主契約のガン入院給付金の支払対象となる日にガン通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、ガン通院給付金は支払いません。
- ⑦ この特約によるガン通院給付金の支払限度は次のとおりとします。
 1. 1回の退院のその通院についての支払限度は、支払日数(ガン通院給付金を支払う日数。以下同じ。)30日とします。
 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑧ 被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなして取り扱います。)には、第1項にかかわらず、ガン通院給付金は重複して支払いません。

(責任開始期前のガン診断確定による無効)

第4条 被保険者がこの特約の告知日以前または告知日からこの特約の責任開始期の前日までガンと診断確定されていた場合には、契約者および被保険者の知・不知にかかわらず、この特約は無効とします。

- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、契約者に払い戻します。ただし、告知日以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。
- ③ 本条の適用がある場合には、第7条(告知義務および告知義務違反による解除)および第8条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

(特約保険料の払込免除)

第5条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第6条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復帰が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復帰した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第7条 この特約の締結、復活または復帰の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実

を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ③ ガン通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、ガン通院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、ガン通院給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結、復活または復帰の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき
 5. この特約が、この特約の保険期間の始期(この特約の復活または復帰が行なわれた場合は、最後の復活または復帰の際の主約款に定めるガン以外の事由による保険料の払込免除について責任を負う日とします。以下本条において同じ。)からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の保険期間の始期からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実によって主約款に定める高度障害または身体障害の状態になったときまたは第3条(給付金の支払)に定める通院を開始したときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(ガン通院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② ガン通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、ガン通院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでにガン通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(ガン通院給付金支払の時期および場所)

第9条 ガン通院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② ガン通院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時からガン通院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、ガン通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 1. ガン通院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. ガン通院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
ガン通院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくはガン通院給付金の受取人の特約締結の目的もしくはガン通院給付金請求の意図に関する特約の締結時からガン通院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、ガン通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者またはガン通院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者またはガン通院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はガン通院給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、ガン通院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第10条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結、保険期間の始期および責任開始期)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の保険期間の始期から主契約の保険期間の終期と同一とします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
 - ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
 - ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(主約款に定める保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
 - ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約によるガン通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
 - ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
 - ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第12条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約によるガン通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(保険料の自動貸付)

第13条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。

(特約の復活)

- 第14条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険に変更されたとき
2. 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したとき
3. 第3条(給付金の支払)第7項第2号の規定により、この特約のガン通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき

(特約の解約)

第 16 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 17 条 この特約が失効(第 11 条)した場合、解約(前条)もしくは解除(第7条および第8条)された場合で、この特約の解約払戻金があるときは、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数により、それぞれ計算した解約払戻金を契約者に支払います。ただし、失効または解約の場合の払戻金は、契約者からの請求にもとづき払い戻します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第 15 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を支払う場合および主契約に付加されたガン死亡保障特則のガン死亡保険金が支払われる場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に支払います。
- ④ 前項までの規定にかかわらず、主契約に解約払戻金抑制特則が付加されている場合、この特約に対する解約払戻金および契約者に支払うべき責任準備金はありません。

(ガン通院給付金日額の減額)

第 18 条 この特約のガン通院給付金日額のみを減額することはできません。

- ② 主約款の規定によって主契約の基本ガン入院給付金日額が減額された場合には、会社の定める範囲内で、この特約のガン通院給付金日額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によって、ガン通院給付金日額が減額された場合には、減額部分は解約されたものとして取り扱います。

(主契約が払済保険に変更された場合の取扱)

第 19 条 主契約が払済保険に変更された場合には、第 17 条(特約の解約払戻金)の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

第 20 条 払済保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 15 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(給付金の受取人の変更)

第 21 条 ガン通院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 22 条 契約者は、遺言によっても、ガン通院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 23 条 ガン通院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をガン通院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定によりガン通院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定によりガン通院給付金の受取人となった者のうち生存している他のガン通院給付金の受取人をガン通院給付金の受取人とします。
- ③ 前2項によりガン通院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 24 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たすガン通院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、ガン通院給付金の支払事由が生じ、会社がガン通院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、ガン通院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第17条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(特約の更新)

第25条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第3条(給付金の支払)および第5条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(契約者配当金)

第26条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第27条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社 所定 の 請求 書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会社 所定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	会社 所定 の 通 院 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
1	ガン通院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(時効)

第28条 ガン通院給付金、責任準備金、解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第29条 この特約におけるガン通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第30条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

治療を目的とした通院

治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は、「治療を目的とした通院」には該当しません。

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物および上皮内新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物および上皮内新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

別表2 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表3に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

無配当ガン退院費用保障特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結、保険期間の始期および責任開始期
- 第2条 ガンの定義および診断確定
- 第3条 給付金の支払
- 第4条 責任開始期前のガン診断確定による無効
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約の取消および無効
- 第7条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 ガン退院給付金支払の時期および場所
- 第10条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第11条 特約の失効
- 第12条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第13条 保険料の自動貸付
- 第14条 特約の復活
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 特約の解約

- 第17条 特約の解約払戻金
- 第18条 ガン退院給付金額の減額
- 第19条 主契約が払済保険に変更された場合の取扱
- 第20条 特約の復帰
- 第21条 給付金の受取人の変更
- 第22条 遺言による受取人の変更
- 第23条 受取人の死亡
- 第24条 受取人による特約の存続
- 第25条 特約の更新
- 第26条 契約者配当金
- 第27条 請求手続
- 第28条 時効
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

無配当ガン退院費用保障特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者がガンにより入院をした後生存して退院したときにガン退院給付金を支払うことにより、その経済的負担を軽減することを主な内容とするものです。

(特約の締結、保険期間の始期および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
 - ③ この特約の保険期間の始期および責任開始期は、主契約の保険期間の始期および責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)をこの特約の保険期間の始期とします。
 - ④ 前項に規定する保険期間の始期から起算して90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、給付金の支払についてはこの日から責任を負います。
 - ⑤ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(ガンの定義および診断確定)

- 第2条 この特約において「ガン」とは、別表に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
 - ② ガンの診断確定は、医師または歯科医師によって病理組織学的所見(生検)により行なわれるものとします。(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)

(給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人
	名称	支払額	
この特約の責任開始期(復活または復帰が行なわれた場合については、最後の復活または復帰の際の責任を負う日とします。以下本条において同じ。)前にガンと診断確定されたことのない被保険者がこの特約の責任開始期以後の保険期間中に次のいずれにも該当したとき 1. この特約の責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたこと 2. この特約の責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に規定するガン入院給付金の支払事由に該当する入院を20日以上継続した後に退院していること 3. 退院のとき生存していること	ガン退院給付金	支払事由に該当する入院の退院日における主契約の基本ガン入院給付金日額に10を乗じて得られる金額	契約者

- ② この特約の保険期間が定期型の場合で、被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約の保険期間が満了したとき継続している入院はこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- ③ ガン退院給付金の支払は、通算して主契約の基本ガン入院給付金日額(主契約の基本ガン入院給付金日額を減額した保険契約については減額後の主契約の基本ガン入院給付金日額とします。)の100倍を限度とします。
- ④ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑤ ガン退院給付金が支払われた退院以後、その退院日を含めて30日以内に開始した入院については、その後ガン退院給付金の支払事由に該当しても、会社はガン退院給付金を支払いません。

(責任開始期前のガン診断確定による無効)

第4条 被保険者がこの特約の告知日以前または告知日からこの特約の責任開始期の前日までにガンと診断確定されていた場合には、契約者および被保険者の知・不知にかかわらず、この特約は無効とします。

- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、契約者に払い戻します。ただし、告知日以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。
- ③ 本条の適用がある場合には、第7条(告知義務および告知義務違反による解除)および第8条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

(特約保険料の払込免除)

第5条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれていた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同様にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免責事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第6条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復帰が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復帰した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第7条 この特約の締結、復活または復帰の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ ガン退院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、ガン退院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、ガン退院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社がこの特約の締結、復活または復帰の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき
5. この特約が、この特約の保険期間の始期(この特約の復活または復帰が行なわれた場合は、最後の復活または復帰の際の主約款に定めるガン以外の事由による保険料の払込免除について責任を負う日とします。以下本条において同じ。)からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の保険期間の始期からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実によって主約款に定める高度障害または身体障害の状態になったときまたは第3条(給付金の支払)に定める入院を開始したときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(ガン退院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② ガン退院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、ガン退院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでにガン退院給付金の支払または保険料の払込免除を行っていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(ガン退院給付金支払の時期および場所)

第9条 ガン退院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② ガン退院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時からガン退院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、ガン退院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 1. ガン退院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. ガン退院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
ガン退院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくはガン退院給付金の受取人の特約締結の目的もしくはガン退院給付金請求の意図に関する特約の締結時からガン退院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、ガン退院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術

的な特別の調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者またはガン退院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者またはガン退院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はガン退院給付金を支払いません。
 - ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、ガン退院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第10条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結、保険期間の始期および責任開始期)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の保険期間の始期から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(主約款に定める保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約によるガン退院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第12条 保険料の払込猶予期間中に、この特約によるガン退院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(保険料の自動貸付)

第13条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。

(特約の復活)

第14条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険に変更されたとき
2. 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したとき
3. 第3条(給付金の支払)第3項の規定により、この特約のガン退院給付金の通算の支払限度に達したとき。この場合、その支払限度に達する退院をした日の翌日に消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第16条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 17 条 この特約が失効(第 11 条)した場合、解約(前条)もしくは解除(第 7 条および第 8 条)された場合で、この特約の解約払戻金があるときは、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数により、それぞれ計算した解約払戻金を契約者に支払います。ただし、失効または解約の場合の払戻金は、契約者からの請求にもとづき払い戻します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第 15 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第 1 項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を支払う場合および主契約に付加されたガン死亡保障特約のガン死亡保険金が支払われる場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に支払います。
- ④ 前項までの規定にかかわらず、主契約に解約払戻金抑制特約が付加されている場合、この特約に対する解約払戻金および契約者に支払うべき責任準備金はありません。

(ガン退院給付金額の減額)

第 18 条 この特約のガン退院給付金額のみを減額することはできません。

- ② 主約款の規定によって主契約の基本ガン入院給付金日額が減額された場合には、会社の定める範囲内で、この特約のガン退院給付金額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によって、主契約の基本ガン入院給付金日額が減額された場合には、減額部分は解約されたものとして取り扱います。

(主契約が払済保険に変更された場合の取扱)

第 19 条 主契約が払済保険に変更された場合には、第 17 条(特約の解約払戻金)の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

第 20 条 払済保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 15 条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(給付金の受取人の変更)

第 21 条 ガン退院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 22 条 契約者は、遺言によっても、ガン退院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 23 条 ガン退院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をガン退院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定によりガン退院給付金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定によりガン退院給付金の受取人となった者のうち生存している他のガン退院給付金の受取人をガン退院給付金の受取人とします。
- ③ 前 2 項によりガン退院給付金の受取人となった者が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 24 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たすガン退院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第 1 項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、ガン退院給付金の支払事由が生じ、会社がガン退院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、ガン退院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第 1 項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 17 条(特約の解約払戻金)第 2 項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(特約の更新)

第 25 条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第3条(給付金の支払)および第5条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(契約者配当金)

第 26 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 27 条 この特約にもとづく支払については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		受 取 人 の 戸 籍 抄 本	被 保 険 者 の 住 民 票	会 社 所 定 の 診 断 書	会 社 所 定 の 入 院 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人					
1	ガン退院給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(時効)

第 28 条 ガン退院給付金、責任準備金、解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 29 条 この特約におけるガン退院給付金の支払または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 30 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物および上皮内新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物および上皮内新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

無配当こども傷害特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 災害保険金の支払
- 第3条 災害保険金の請求手続
- 第4条 障害給付金の支払
- 第5条 障害給付金の請求手続
- 第6条 災害保険金または障害給付金を支払わない場合
- 第7条 特約保険料の払込免除
- 第8条 特約の取消および無効
- 第9条 告知義務違反による解除
- 第10条 重大事由による解除
- 第11条 給付金支払の時期および場所
- 第12条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第13条 特約の失効
- 第14条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第15条 特約保険料の自動貸付
- 第16条 特約の復活

- 第17条 特約の消滅とみなす場合
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の解約払戻金
- 第20条 災害保険金額の減額
- 第21条 受取人の変更
- 第22条 遺言による受取人の変更
- 第23条 受取人の死亡
- 第24条 受取人による特約の存続
- 第25条 契約者配当金
- 第26条 時効
- 第27条 管轄裁判所
- 第28条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 給付割合表
- 別表3 身体の同一部位
- 別表4 感染症

無配当こども傷害特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故によって死亡または身体に障害を受けた場合に所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(災害保険金の支払)

- 第2条 会社は、次の各号の場合に、災害保険金を主契約の保険金受取人に支払います。
 1. 被保険者がこの特約の責任開始時(復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同様とします。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき
 2. 被保険者が、この特約の責任開始時以後に発病した別表4に定める感染症を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき
- ② 会社は、前項の規定によって災害保険金を支払う場合に、第4条(障害給付金の支払)に規定する障害給付金について次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する各号の給付金の合計額を災害保険金から差し引きます。ただし、災害保険金を減額した保険契約については、支払時の災害保険金額にその該当する各号の給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害保険金から差し引きます。
 1. 災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 2. 災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- ③ 第1項の規定によって災害保険金が支払われた場合には、その支払後に災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(災害保険金の請求手続)

第3条 契約者または災害保険金の受取人は、前条に規定する災害保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 災害保険金の受取人は、次の書類を提出して災害保険金額を請求して下さい。
 1. 災害保険金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(障害給付金の支払)

第4条 会社は、被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に別表2の給付割合表(以下「給付割合表」といいます。)に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、次の各号に定める金額の障害給付金を契約者に支払います。

1. 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額
2. 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと[ただし、別表3に定める身体の同一部位(以下「身体の同一部位」といいます。)]に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目とします。]に前号の規定を適用して得られる金額の合計額
- ② 前項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害(本項において「前障害」といいます。)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からその前障害の状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合)を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。
- ③ この特約による障害給付金(災害保険金を減額した保険契約については、災害保険金額に給付割合を乗じた金額とします。)の支払は、通算して災害保険金額の10割をもって限度とします。
- ④ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき障害給付金を支払います。

(障害給付金の請求手続)

第5条 契約者または被保険者は、前条に規定する障害給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、次の書類を提出して障害給付金を請求して下さい。
 1. 障害給付金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
 3. 会社所定の様式による医師の診断書
 4. 被保険者と契約者の戸籍抄本
 5. 契約者の印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(災害保険金または障害給付金を支払わない場合)

第6条 会社は、被保険者が次の各号によって第2条(災害保険金の支払)または第4条(障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、災害保険金または障害給付金を支払いません。

1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
2. 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
3. 被保険者の犯罪行為によるとき
4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
8. 地震、噴火または津波によるとき
9. 戦争その他の変乱によるとき
- ② 前項第8号または第9号の事由により死亡したまたは身体障害の状態となった被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社はその程度に応じ、災害保険金または障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- ③ 第1項の規定によって災害保険金を支払わない場合は、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。(第1項第2号に該当したことにより災害保険金の一部が支払われない場合には、支払われない災害保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者の故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。

(特約保険料の払込免除)

第7条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第8条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第9条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の死亡または身体障害が解除の原因となった事実によらなかったことを、災害保険金の受取人、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ この特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき。
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により別表2の給付割合表に定めるいずれかの身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第10条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(災害保険金、障害給付金および払込を免除される保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、災害保険金もしくは障害給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の

(1)から(5)までに該当したのが災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに災害保険金もしくは障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(給付金支払の時期および場所)

第 11 条 給付金(災害保険金および障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 45 日を経過する日とします。

1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

給付金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の特約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する特約の締結時から給付金請求時までににおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60 日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180 日

3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180 日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180 日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第 12 条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。

- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による災害保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。

- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第 14 条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。

- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの契約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 13 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 14 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第 15 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第 16 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 17 条 主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は同時に消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第 18 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 19 条 特約の失効(第 13 条)、解約(前条)または解除(第 9 条および第 10 条)の場合には、会社が、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

② 前項の規定にかかわらず、第 10 条第 1 項第 4 号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第 10 条第 2 項の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。

③ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 5 営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(災害保険金額の減額)

第 20 条 契約者は、この特約の災害保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

② 本条の規定によって災害保険金額が減額された場合は、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(受取人の変更)

第 21 条 災害保険金の受取人については、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、障害給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 22 条 契約者は、遺言によっても、災害保険金の受取人を、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、障害給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 23 条 給付金(災害保険金および障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。

② 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。

③ 前 2 項により給付金の受取人となった者が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 24 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から 1 カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす災害保険金または障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること

2. 契約者でないこと

- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害保険金の支払事由が生じ、会社が災害保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害保険金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第19条(特約の解約払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第25条 この特約には契約者配当金はありません。

(時効)

第26条 保険金、給付金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第27条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第28条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・食糧の不足 (X53) ・水の不足 (X54)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84) 	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 	100%
第2級	<ol style="list-style-type: none"> 8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の 13. から 15. までまたは第4級の 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの 	70%
第3級	<ol style="list-style-type: none"> 12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの 	50%

等級	身体障害	給付割合
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 70 デシベル以上(40cm を超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

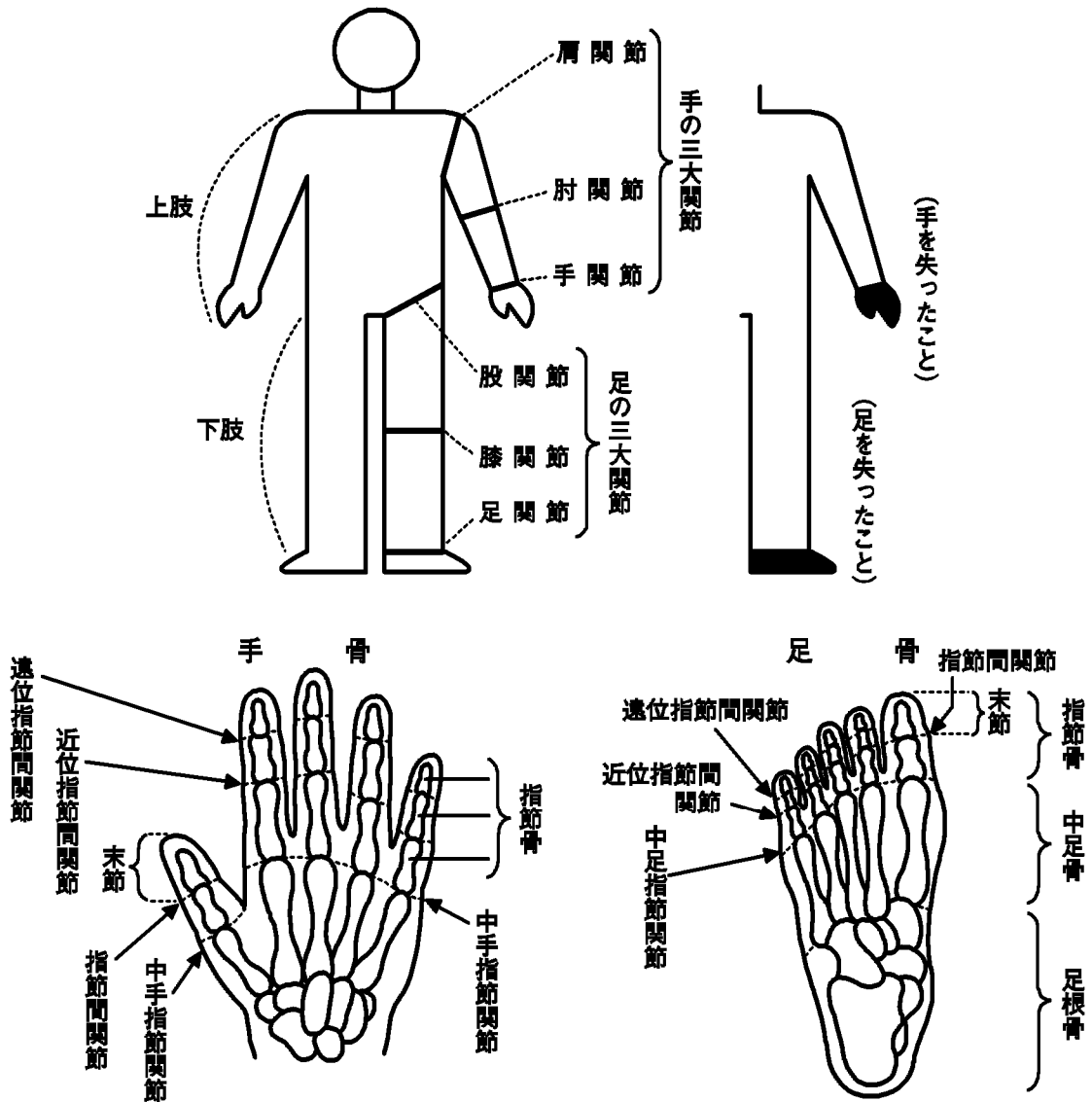
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表2の第1級の4.、5.、6. もしくは7.、第2級の8.、9. もしくは10.、第3級の16. または第4級の26. の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10 手指または10 足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80

分類項目	基本分類コード
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当こども災害入院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 入院給付金の請求手続
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 入院給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約保険料の自動貸付
- 第13条 特約の復活
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 入院給付金日額の減額

- 第18条 受取人の変更
- 第19条 遺言による受取人の変更
- 第20条 受取人の死亡
- 第21条 受取人による特約の存続
- 第22条 契約者配当金
- 第23条 時効
- 第24条 管轄裁判所
- 第25条 主約款の規定の準用
- 第26条 この特約を無配当こども疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院

無配当こども災害入院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. その入院がこの特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として開始した入院であること 2. その入院が不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること 3. その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること 4. その入院が5日以上継続した入院であること 5. その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること	入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額。	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直後の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、その入院は、この特約の有効中の入院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
- ⑤ この特約による入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
 - 1. 同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 - 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑥ 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- ⑦ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかによって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、入院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 - 1. 地震、噴火または津波
 - 2. 戦争その他の変乱

(入院給付金の請求手続)

第3条 契約者または被保険者は、前条に規定する入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して入院給付金を請求して下さい。
 - 1. 入院給付金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 会社所定の様式による入院した病院の入院証明書
 - 4. 不慮の事故を証する書類
 - 5. 被保険者と契約者の戸籍抄本
 - 6. 契約者の印鑑証明書
 - 7. 保険証券および最後の保険料払込を証する書類

- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の入院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたととき。
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(給付金の支払)に定める入院を開始したときまたは主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じる場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(入院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込

免除事由による、入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(入院給付金支払の時期および場所)

第8条 入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から入院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
2. 入院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
入院給付金の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは入院給付金請求の意図に関する特約の締結時から入院給付金請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は入院給付金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。

- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。

- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。

- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、この猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由

の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第 12 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第 13 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承認した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。
1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
2. この特約の入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第 15 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 16 条 特約の失効(第 10 条)、解約(前条)または解除(第 6 条および第 7 条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。
② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(入院給付金日額の減額)

第 17 条 契約者は、この特約の入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。
② 前項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(受取人の変更)

第 18 条 入院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 19 条 契約者は、遺言によっても、入院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 20 条 入院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を入院給付金の受取人とします。
② 前項の規定により入院給付金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により入院給付金の受取人となった者のうち生存している他の入院給付金の受取人を入院給付金の受取人とします。
③ 前2項により入院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 21 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす入院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと
③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、入院給付金の支払事由が生じ、会社が入院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、入院給付金の受取人に支払います。
④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第 22 条 この特約に対して契約者配当金はありません。

(時効)

第 23 条 入院給付金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 24 条 この特約における入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 25 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を無配当こども疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則)

第 26 条 無配当こども疾病入院特約の規定により疾病入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

- この特約の入院給付金日額が無配当こども疾病入院特約の入院給付金日額に満たない場合は、次のとおりとします。
 - 第2条(給付金の支払)の規定にかかわらず、無配当こども疾病入院特約の規定によりその疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。
 - 無配当こども疾病入院特約の規定により疾病入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の入院給付金の支払額は、第2条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当こども疾病入院特約の規定により疾病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- この特約の入院給付金日額が無配当こども疾病入院特約の入院給付金日額と同額かまたはそれより大きい場合は、この特約の入院給付金の支払額は、第2条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、疾病の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

無配当こども疾病入院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 疾病入院給付金の請求手続
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 疾病入院給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約保険料の自動貸付
- 第13条 特約の復活
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 入院給付金日額の減額

- 第18条 受取人の変更
- 第19条 遺言による受取人の変更
- 第20条 受取人の死亡
- 第21条 受取人による特約の存続
- 第22条 契約者配当金
- 第23条 時効
- 第24条 管轄裁判所
- 第25条 主約款の規定の準用
- 第26条 この特約を無配当こども災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の疾病入院給付金支払の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 病院または診療所
- 別表2 入院
- 別表3 対象となる不慮の事故

無配当こども疾病入院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が疾病により入院した場合に、入院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. その入院がこの特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病を直接の原因として開始した入院であること 2. その入院が疾病の治療を目的とする入院であること 3. その入院が5日以上継続した入院であること 4. その入院が別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表2に定める入院(以下「入院」といいます。)であること	疾病入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、その入院は、この特約の有効中の入院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
- ⑤ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ この特約による疾病入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
- 1回入院についての支払限度は、疾病入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 - 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑦ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する入院は、本条に規定する疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。
1. この特約の責任開始時以後に生じた、別表3に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)以外の外因を直接の原因とする入院
 2. この特約の責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 3. この特約の責任開始時以後に開始した、異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院
- ⑨ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑪ 次の各号のいずれかによって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、疾病入院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(疾病入院給付金の請求手続)

- 第3条** 被保険者が、前条に規定する疾病入院給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。
- ② 契約者は、前条に規定する疾病入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して疾病入院給付金を請求して下さい。
1. 疾病入院給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による入院した病院の入院証明書
 4. 被保険者と契約者の戸籍抄本
 5. 契約者の印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険料の払込免除)

- 第4条** 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

- 第5条** 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

- 第6条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対して口頭で)告知することを要します。
- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の入院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(給付金の支払)に定める入院を開始したときまたは主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

- 第7条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(疾病入院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係

企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、疾病入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(疾病入院給付金支払の時期および場所)

第8条 疾病入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

② 疾病入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から疾病入院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、疾病入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 疾病入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

疾病入院給付金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは疾病入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは疾病入院給付金請求の意図に関する特約の締結時から疾病入院給付金請求時までにおける事実

③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、疾病入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または疾病入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または疾病入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は疾病入院給付金を支払いません。

⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、疾病入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。

③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。

④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。

- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第 11 条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 10 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 11 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第 12 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第 13 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
2. この特約の疾病入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第 15 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 16 条 特約の失効(第 10 条)、解約(前条)または解除(第6条および第7条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(入院給付金日額の減額)

第 17 条 契約者は、この特約の入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 前項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(受取人の変更)

第 18 条 疾病入院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 19 条 契約者は、遺言によっても、疾病入院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 20 条 疾病入院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を疾病入院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により疾病入院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により疾病入院給付金の受取人となった者のうち生存している他の疾病入院給付金の受取人を疾病入院給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により疾病入院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 21 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす疾病入院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、疾病入院給付金の支払事由が生じ、会社が疾病入院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、疾病入院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第 22 条 この特約に対して契約者配当金はありません。

(時効)

第 23 条 疾病入院給付金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 24 条 この特約における疾病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 25 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を無配当こども災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の疾病入院給付金支払の特則)

第 26 条 無配当こども災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する疾病入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の入院給付金日額が無配当こども災害入院特約の入院給付金日額と同額かまたはそれに満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第2条(給付金の支払)の規定にかかわらず、無配当こども災害入院特約の規定によりその入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の疾病入院給付金は支払いません。
 - (2) 無配当こども災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の疾病入院給付金の支払額は、第2条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当こども災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の入院給付金日額が無配当こども災害入院特約の入院給付金日額より大きい場合は、この特約の疾病入院給付金の支払額は、第2条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後に疾病の治療を開始したときは、疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係
「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。
2. 治療を目的としない入院
「治療を目的としない入院」とは、たとえば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、正常分娩などにより入院している場合のことをいいます。
3. 薬物依存
「薬物依存」とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容

については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等（病院以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの <ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) 	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

無配当こども手術特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 手術給付金の給付限度
- 第4条 手術給付金の請求手続
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約の取消および無効
- 第7条 告知義務違反による解除
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 手術給付金支払の時期および場所
- 第10条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第11条 特約の失効
- 第12条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第13条 特約保険料の自動貸付
- 第14条 特約の復活
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 特約の解約

- 第17条 特約の解約払戻金
- 第18条 手術保険金の減額
- 第19条 受取人の変更
- 第20条 遺言による受取人の変更
- 第21条 受取人の死亡
- 第22条 受取人による特約の存続
- 第23条 契約者配当金
- 第24条 時効
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 病院または診療所

別表2 給付割合表

無配当こども手術特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき 1. その手術が次のいずれかに該当する手術であること (1) この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因とし、その疾病または傷害の治療を直接の目的とする手術であること (2) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること 2. その手術が別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)において受けた手術であること 3. その手術が別表2に定めるいずれかの種類の手術であること	手術給付金	手術1回につき、所定の手術保険金額に別表2に定める給付割合を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存

② 会社は、被保険者が、時期を同じくして別表2の給付割合表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、それらの手術のうち最も給付割合の多いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。

③ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

④ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病(不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。)を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

⑤ 次の各号のいずれかによって手術を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、手術給付金の金額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

(手術給付金の給付限度)

第3条 この特約による手術給付金(手術保険金を減額した保険契約については、手術保険金額に給付割合を乗じて得た金額とします。)は、通算して手術保険金額の10割をもって限度とします。また、前条第1項第1号(2)の規定による手術給付金の支払は1回のみとします。

(手術給付金の請求手続)

第4条 被保険者が、第2条(給付金の支払)に規定する手術給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。

② 契約者は、第2条に規定する手術給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して手術給付金を請求して下さい。

1. 手術給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による手術を受けた病院の手術証明書
4. 被保険者と契約者の戸籍抄本

5. 契約者の印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険料の払込免除)

第5条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第6条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第7条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の手術が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により別表2の給付割合表に定めるいずれかの手術を受けたときまたは主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(手術給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、手術給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(手術給付金支払の時期および場所)

第9条 手術給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 手術給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から手術給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - 1. 手術給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 - 2. 手術給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
手術給付金の支払事由が発生した原因
 - 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは手術給付金の受取人の特約締結の目的もしくは手術給付金請求の意図に関する特約の締結時から手術給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 - 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 - 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または手術給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または手術給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は手術給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、手術給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第10条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 12 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第 13 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第 14 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
2. この特約の手術給付金の給付限度が通算して手術保険金額の 10 割に達したとき。

(特約の解約)

第 16 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 17 条 特約の失効(第 11 条)、解約(前条)または解除(第 7 条および第 8 条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 5 営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(手術保険金の減額)

第 18 条 契約者は、この特約の手術保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の手術保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

② 前項の規定によって、手術保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(受取人の変更)

第 19 条 手術給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 20 条 契約者は、遺言によっても、手術給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 21 条 手術給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を手術給付金の受取人とします。

② 前項の規定により手術給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により手術給付金の受取人となった者のうち生存している他の手術給付金の受取人を手術給付金の受取人とします。

③ 前 2 項により手術給付金の受取人となった者が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 22 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して 1 か月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす手術給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

③ 第 1 項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第 2 項の規定により効力が生じなくなるまでに、手術給付金の支払事由が生じ、会社が手術給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支

払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、手術給付金の受取人に支払います。

- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第17条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(契約者配当金)

第23条 この特約に対して契約者配当金はありません。

(時効)

第24条 手術給付金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第25条 この特約における手術給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 給付割合表

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、以下の手術番号1.～89. に定めるものをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	手術保険金・家族手術保険金に対する給付割合(%)
§皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術(25 cm ² 未満は除く。)	10
2.	乳房切断術	10
§筋骨の手術(抜釘術は除く。)		
3.	骨移植術	10
4.	骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	10
5.	頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	10
6.	鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く。)	5
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	10
8.	脊椎・骨盤観血手術	10
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	5
10.	四肢切断術(手指・足指を除く。)	10
11.	切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	10
12.	四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	5
13.	筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	5
§呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	5
15.	喉頭全摘除術	10
16.	気管・気管支、肺、胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	10
17.	胸郭形成術	10
18.	縦隔腫瘍摘出術	20
§循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	10
20.	静脈瘤根本手術	5
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20
22.	心膜切開・縫合術	10
23.	直視下心臓内手術	20
24.	体内用ペースメーカー埋込術	10
25.	脾摘除術	10
§消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	10
27.	顎下腺腫瘍摘出術	5
28.	食道離断術	20
29.	胃切除術	20
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	10
31.	腹膜炎手術	10
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	10
33.	ヘルニア根本手術	5
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	5
35.	直腸脱根本手術	10
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	10
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	5
§尿・性器の手術		
38.	腎移植手術(受容者に限る。)	20
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	10
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	10
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	10

手術 番号	手術の種類	手術保険金・家族手術保険金に対する給付割合(%)
42.	陰茎切断術	20
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	10
44.	陰嚢水腫根本手術	5
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	20
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	5
47.	帝王切開娩出術	5
48.	子宮外妊娠手術	10
49.	子宮脱・膣脱手術	10
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	10
51.	卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く。)	10
52.	その他の卵管・卵巣手術	5
§	内分泌器の手術	
53.	下垂体腫瘍摘除術	20
54.	甲状腺手術	10
55.	副腎全摘除術	10
§	神経の手術	
56.	頭蓋内観血手術	20
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	10
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	20
59.	脊髄硬膜内外観血手術	10
§	感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)	
60.	眼瞼下垂症手術	5
61.	涙小管形成術	5
62.	涙嚢鼻腔吻合術	5
63.	結膜嚢形成術	5
64.	角膜移植術	5
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	5
66.	虹彩前後癒着剥離術	5
67.	緑内障観血手術	10
68.	白内障・水晶体観血手術	10
69.	硝子体観血手術	5
70.	網膜剥離症手術	5
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
72.	眼球摘除術・組織充填術	10
73.	眼窩腫瘍摘出術	10
74.	眼筋移植術	5
§	感覚器・聴器の手術	
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	10
76.	乳様洞削開術	5
77.	中耳根本手術	10
78.	内耳観血手術	10
79.	聴神経腫瘍摘出術	20
§	悪性新生物の手術	
80.	悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)	20
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
82.	その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)	10
§	上記以外の手術	
83.	上記以外の開頭術	10
84.	上記以外の開胸術	10
85.	上記以外の開腹術	5
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	10
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5

手術番号	手術の種類	手術保険金・家族手術保険金に対する給付割合(%)
§ 新生物根治放射線照射	88. 新生物根治放射線照射(50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
§ 骨髄幹細胞採取手術	89. 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	10

備考

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出して行なう手術をいいます。

2. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

3. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

4. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加えるものをいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。一つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象になります。

転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

6. 衝撃波による体内結石破砕術

「衝撃波による体内結石破砕術」とは、体外からの衝撃波による体内結石破砕術(ESWL)をいいます。

7. 視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

無配当年金特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金基金
- 第3条 年金受取人
- 第4条 確定年金
- 第5条 保証期間付終身年金
- 第6条 年金支払証書
- 第7条 年金支払期間および保証期間
- 第8条 年金支払開始日および年金支払日
- 第9条 年金支払方法
- 第10条 年金の請求手続
- 第11条 年金支払の時期および場所
- 第12条 一時金の請求

- 第13条 特約の解約
- 第14条 年金受取人の死亡
- 第15条 年金受取人の変更
- 第16条 支払方法等の変更
- 第17条 特約の消滅とみなす場合
- 第17条の2 重大事由による解除
- 第18条 契約者配当金
- 第19条 年金受取人の代表者
- 第20条 時効
- 第21条 特約の更新
- 第22条 年金額の計算
- 第23条 管轄裁判所

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

無配当年金特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主契約の保険金または給付金(主契約の保険金または給付金とともに支払われる特約の保険金または給付金を含みます。以下「保険金等」といいます。)を年金の方法により支払い、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 保険金等の支払事由発生前は、保険契約者からの申出により、また、保険金等の支払事由発生後は、保険金等の受取人からの申出によって、会社の定める範囲内で、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加してこの特約を締結します。
- ② この特約を締結したときは、保険金等を、一時払に代えて、年金の方法により支払います。年金の種類は次のいずれかとなります。ただし、法人が保険金等の受取人の場合には、第2号の保証期間付終身年金は選択できません。
 1. 確定年金
 2. 保証期間付終身年金
- ③ この特約を付加したときは、会社は、この特約の保険証券は発行しません。
- ④ 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。

(年金基金)

- 第2条 この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が発生した時(保険金等の受取人がこの特約を締結したときは締結の時)に、保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。ただし、保険金等の受取人は、会社の定める範囲内で、年金基金を追加することができます。

(年金受取人)

- 第3条 この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人となります。

(確定年金)

- 第4条 確定年金においては、年金基金を一定額の年金に分割して年金受取人に支払います。

(保証期間付終身年金)

- 第5条 保証期間付終身年金においては、保証期間中および保証期間経過後年金受取人が生存している間、一定金額の年金を年金受取人に支払います。

(年金支払証書)

- 第6条 会社は、第2条(年金基金)の規定によって年金基金が設定されたときは、年金支払証書を年金受取人に交付します。年金支払証書には、次の各号に定める事項を記載します。
 1. 年金の種類
 2. 年金支払開始日
 3. 年金額

4. 年金受取人
5. 年金支払方法

(年金支払期間および保証期間)

第7条 この特約の締結の際、保険契約者(保険金等の受取人がこの特約を締結するときは保険金等の受取人)の申出によって、会社の定める範囲内で、年金支払期間または保証期間を定めることができます。

(年金支払開始日および年金支払日)

第8条 第1回の年金支払日(以下「年金支払開始日」といいます。)は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で年金基金設定日の翌年以降の年の応当日に定めることができます。

- ② 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の毎年の応当日とします。

(年金支払方法)

第9条 年金は、毎年1回支払います。ただし、年金受取人の請求があった場合には、会社の定める方法により、1年分の年金額を等分して支払います。

- ② 前項ただし書の規定によって年金額を等分して支払う場合には、会社の定める利率により計算した利息を支払います。

(年金の請求手続)

第10条 年金受取人は、次の書類を提出して年金を請求して下さい。

1. 年金支払請求書
2. 年金受取人の戸籍抄本
3. 年金受取人の印鑑証明書
4. 年金支払証書

- ② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を請求することがあります。また、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(年金支払の時期および場所)

第11条 年金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 年金を支払うための年金基金に充当される保険金等について確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、第1回年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日または年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。

1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が主約款に定める重大事由による解除規定の第1項第4号に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、第1回年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日または年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、年金を請求した者に、その旨を通知します。

(一時金の請求)

第12条 年金受取人は、年金基金設定後年金支払開始日前においては、一時金請求時における年金基金の価額を一時に請求することができます。

- ② 年金受取人は、年金支払期間中(保証期間付終身年金においては保証期間中)その後の支払を取りやめて未払年金の現価(保証期間付終身年金においては残存保証期間中の未払年金の現価)を一時に請求することができます。
- ③ 確定年金においては、前2項の金額を支払った場合には、この特約は消滅します。また、保証期間付終身年金においては第1項の金額を支払った場合には、この特約は消滅し、前項の金額を支払った場合には、保証期間後の終身年金は、保証期間経過後第5条(保証期間付終身年金)の規定によって支払います。
- ④ 第10条(年金の請求手続)の規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約)

第13条 保険契約者は、主契約継続中に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(年金受取人の死亡)

第14条 年金受取人が、年金基金設定後年金支払開始日前に死亡した場合は、死亡時における年金基金の価額をその相続人に支払います。

- ② 年金受取人が年金支払期間中(保証期間付終身年金においては保証期間中)に死亡した場合は、その後の支払を取りやめて、第12条(一時金の請求)第2項の金額をその相続人に支払います。
- ③ 第10条(年金の請求手続)の規定は、本条の場合に準用します。

(年金受取人の変更)

第15条 年金受取人は、年金基金設定後年金支払開始日前においては、会社の定める範囲内で、会社に対する通知により、その権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金については、年金額を変更します。

- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、年金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に第1回年金を支払ったときは、その支払後、変更後の年金受取人から第1回年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(支払方法等の変更)

第16条 保険契約者は、主契約継続中に限り、支払方法その他年金支払の内容を変更することができます。

- ② 年金受取人は、年金基金設定後年金支払開始日前においては、会社の定める範囲内で、支払方法その他年金支払の内容を変更することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 主契約が保険金等の支払事由以外の事由によって消滅したときは、この特約は、消滅したものとみなします。

(重大事由による解除)

第17条の2 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

- ② 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の一時金の請求を受けたものとして計算した金額を年金受取人に支払います。

(契約者配当金)

第18条 この特約に契約者配当金はありません。

(年金受取人の代表者)

第19条 年金受取人の相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の相続人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明である場合に、会社が相続人の1人に対してなした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

(時効)

第20条 年金、一時金その他の金額を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(特約の更新)

第21条 主契約が主約款の規定によって更新されたときは、この特約も更新されるものとします。

(年金額の計算)

第22条 この特約の年金額の計算は、年金基金設定時の会社の定める率によって行ないます。

(管轄裁判所)

第 23 条 この特約における年金、一時金その他の金額の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

無配当年金支払特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金基金
- 第3条 年金受取人
- 第4条 年金支払証書
- 第5条 年金の種類および年金支払期間
- 第6条 基本年金額の計算
- 第7条 年金支払開始日および年金支払日
- 第8条 年金の支払
- 第9条 年金の請求手続
- 第10条 年金支払の時期および場所
- 第11条 年金の一括支払
- 第12条 年金受取人の死亡
- 第13条 相続人の代表者
- 第14条 年金受取人の変更
- 第15条 年金受取人の住所の変更
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の消滅

- 第17条の2 重大事由による解除
- 第18条 契約者配当金
- 第19条 年金受取人に対する貸付
- 第20条 時効
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 保険金等の通貨が円以外の場合の特則
- 第23条 無配当終身保険(USD建)に生存給付金支払特則が付加されている場合の特則
- 第24条 無配当終身保険(USD建)に無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USD建)が付加されている場合の特則
- 第25条 無配当収入保障保険(月額給付型)に付加されている場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 請求書類

無配当年金支払特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加し、主契約の保険金または給付金(主契約の保険金または給付金とともに支払われる特約の保険金または給付金を含みます。以下「保険金等」といいます。)の一時支払にかえて、その金額の全部または一部を年金で支払うことを内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は主契約の締結の際および主契約の支払事由発生前は保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、保険金等の支払事由発生後は保険金等の受取人の申出によって、締結します。
- ② 保険金等の受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。
- ③ この特約を付加したときはこの特約の保険証券は発行しません。
- ④ 保険金等の支払後は、この特約を付加することはできません。

(年金基金)

- 第2条 この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が発生した時(保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時)に、保険金等の全部を年金基金に充当します。
- ② 前項の規定にかかわらず、契約者または保険金等の受取人の申出がある場合は、保険金等の一部を年金基金に充当することができます。

(年金受取人)

- 第3条 この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人となります。

(年金支払証書)

- 第4条 第2条(年金基金)の規定によって年金基金が設定されたときは、会社は、年金支払証書を年金受取人に交付します。年金支払証書には、次の各号に定める事項を記載します。
 1. 年金の種類
 2. 年金支払開始日
 3. 年金額
 4. 年金受取人
 5. 年金支払方法

(年金の種類および年金支払期間)

第5条 年金の種類は確定年金とし、あらかじめ定めた一定期間(以下「年金支払期間」といいます。)中、年金受取人に年金を支払います。

② この特約の締結の際、契約者(保険金等の受取人がこの特約を締結するときは保険金等の受取人)の申出によって、会社の定める範囲内で、年金支払期間を定めることができます。

(基本年金額の計算)

第6条 基本年金額は、この特約の年金の支払その他の計算の基準となるもので、年金基金の設定時における会社の定める率によって計算します。

② 前項で計算される基本年金額が会社の定める最低年金額に満たない場合には、保険金等を一時に年金受取人に払い戻し、保険契約は終了します。

(年金支払開始日および年金支払日)

第7条 第1回の年金支払日(以下「年金支払開始日」といいます。)は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、年金基金設定日の翌年以降の年の応当日に定めることができます。

② 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

(年金の支払)

第8条 年金は、毎年の年金支払日に年金受取人(法人が年金受取人の場合は、法人が指定した者)が生存するときに年金受取人に支払います。

(年金の請求手続)

第9条 年金受取人は、年金支払日が到来したときは、この特約の別表に定める書類を提出して年金を請求してください。

(年金支払の時期および場所)

第10条 年金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

② 年金を支払うための年金基金に充当される保険金等について確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、第1回年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日または年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。

1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が主約款に定める重大事由による解除規定の第1項第4号に該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、第1回年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日または年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、年金を請求した者に、その旨を通知します。

(年金の一括支払)

第11条 年金受取人は、年金支払開始日以後、将来の年金の支払に代えて、年金支払期間中の未払年金の現価を一時に請求することができます。この場合、この特約は消滅します。

- ② 前項の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ③ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(年金受取人の死亡)

第12条 年金受取人(年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者)が死亡したときは、この特約はその時に消滅し、会社は、年金受取人の死亡時の法定相続人(年金受取人が法人の場合には、その法人)に、次の金額を支払います。

1. 年金基金の設定日以後年金支払開始日前に死亡したとき
死亡時における年金基金の価額
2. 年金支払開始日以後に死亡したとき
年金支払期間中に死亡したときは、未払年金の現価
- ② 年金受取人の死亡時の法定相続人(年金受取人が法人の場合には、その法人)は、年金受取人(年金受取人が法人の場合には、法人の指定した者)が死亡したことを知ったときには、すみやかに会社に通知してください。
- ③ 第1項の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ④ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(相続人の代表者)

第13条 前条の場合において、年金受取人の法定相続人が2人以上あるときは、その代表者1人を定めてください。この場合、その代表者はそれぞれ他の年金受取人の法定相続人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が年金受取人の法定相続人の1人に対してした行為は他の者に対しても効力を生じます。

(年金受取人の変更)

第14条 年金受取人は、年金基金の設定後年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲内で、会社に対する通知により、その権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、年金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に第1回年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から第1回年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(年金受取人の住所の変更)

第15条 年金受取人が住所または居所(通信先を含みます。以下同じとします。)を変更したときは、ただちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 年金受取人が前項の通知をせず、契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最後の住所または居所あてに発した通知は、年金受取人に到達したものとみなします。

(特約の解約)

第16条 契約者は主契約の保険金等の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

- ② 年金受取人は、年金基金の設定後、年金支払開始日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ③ 前項の規定により、この特約を解約したときは、解約時における年金基金の価額を年金受取人に一時に支払います。
- ④ 本条の解約の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ⑤ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(特約の消滅)

第17条 主契約が保険金等の支払以外の事由により消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

(重大事由による解除)

第17条の2 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

- ② 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金受取人に支払います。

(契約者配当金)

第18条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(年金受取人に対する貸付)

第19条 年金受取人に対する貸付は取り扱いません。

(時効)

第20条 年金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 21 条 この特約における年金の請求に関する訴訟については、主約款に定める管轄裁判所の規定を準用します。

(保険金等の通貨が円以外の場合の特則)

第 22 条 保険金等の通貨が円以外の通貨である主契約に、この特約が付加された場合、この特約の基本年金額は円建となります。

- ② 第 2 条(年金基金)第 1 項の規定にかかわらず、会社が受け付けた年金基金設定の申出書が本社に到達した日(保険金等受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の日)の翌営業日における会社所定の為替レートをを用いて保険金等の全部または一部を円に換算して、この日を年金基金設定日として年金基金に充当します。保険金等の一部を年金基金に充当したときは、保険金等の残額を一時に保険金受取人に支払います。
- ③ 前項の会社所定の為替レートは会社が指標として指定する金融機関が公示するその日における対顧客電信仲値(TTM)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合には、その日最初の公示値を用いるものとします。
- ④ 本条の規定に基づき計算される年金額が、会社の定める最低年金額に満たない場合は、本条による取扱は行ないません。
- ⑤ 本条の規定によるほか、円建の年金支払については、第 8 条(年金の支払)および第 11 条(年金の一括支払)の規定を適用します。

(無配当終身保険(USDル建)に生存給付金支払特則が付加されている場合の特則)

第 23 条 無配当終身保険(USDル建)に生存給付金支払特則が付加されている場合、生存給付金支払特則に定める生存給付金(据え置かれた生存給付金も含みます。)は、第 2 条(年金基金)に定める保険金等には含めません。

(無配当終身保険(USDル建)に無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USDル建)が付加されている場合の特則)

第 24 条 無配当終身保険(USDル建)に無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USDル建)が付加されている場合、無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USDル建)に定める特約特定疾病給付金は、第 2 条(年金基金)に定める保険金等には含めません。

(無配当収入保障保険(月額給付型)に付加されている場合の特則)

第 25 条 この特約を無配当収入保障保険(月額給付型)へ付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の付加は、無配当収入保障保険(月額給付型)の収入保障年金の未払年金の現価について、収入保障年金の支払事由発生後第 1 回年金月額支払日前までに一時支払の請求が行なわれた場合に限りです。
2. (この特約の趣旨)は次のとおり読み替えます。
「この特約は、収入保障年金の未払年金の現価(収入保障年金とともに支払われる特約の保険金または給付金を含みます。以下「収入保障年金等」といいます。)の一時支払にかえて、その金額の全部または一部を年金で支払うことを内容とするものです。」
3. 第 1 条(特約の締結)は次のとおりとします。
 - (1) 第 1 項は次のとおり読み替えます。
「この特約は、収入保障年金等の支払事由発生後に収入保障年金等の受取人の申出によって、締結します。」
 - (2) 第 2 項および第 4 項中、「保険金等」とあるのは「収入保障年金等」と読み替えます。
4. 第 2 条(年金基金)は次のとおりとします。
 - (1) 第 1 項は次のとおり読み替えます。
「収入保障年金等の受取人の申出によりこの特約が締結された時に、収入保障年金等の全部を年金基金に充当します。」
 - (2) 第 2 項中、「契約者または保険金等」および「保険金等」とあるのは「収入保障年金等」にそれぞれ読み替えます。
5. 第 3 条(年金受取人)中、「保険金等」とあるのは「収入保障年金等」と読み替えます。
6. 第 5 条(年金の種類および年金支払期間)第 2 項中、「契約者(保険金等の受取人がこの特約を締結するときは保険金等の受取人)」とあるのは「収入保障年金等の受取人」と読み替えます。
7. 第 6 条(基本年金額の計算)第 2 項中、「保険金等」とあるのは「収入保障年金等」と読み替えます。
8. 第 10 条(年金支払の時期および場所)第 2 項中、「保険金等」とあるのは「収入保障年金等」と読み替えます。
9. 第 16 条(特約の解約)第 1 項および(別表)請求書類の 5. 特約解約での年金基金設定前の必要書類の規定は適用しません。
10. 第 17 条(特約の消滅)の規定は適用しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

項目	必要書類
1. 第1回の年金の支払	(1) 会社所定の年金支払請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本、印鑑証明書および第2回以後の年金を請求する場合に使用する印鑑届(ただし、会社が認めた場合) (3) 法人が指定した者の住民票(年金受取人が法人の場合に限ります。) (4) 年金支払証書
2. 第2回以後の年金の支払	(1) 会社所定の年金支払請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 法人が指定した者の住民票(年金受取人が法人の場合に限ります。) (4) 年金支払証書
3. 年金受取人死亡による年金の一括支払	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 年金受取人(法人が年金受取人の場合には、法人が指定した者)の死亡した事実を証する住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (3) 年金受取人の法定相続人の戸籍抄本および印鑑証明書(年金受取人が法人の場合は、法人の印鑑証明書) (4) 年金支払証書
4. 年金の一括支払	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
5. 特約解約	<ul style="list-style-type: none"> ・年金基金設定前 (1) 会社所定の解約請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 ・年金基金設定後 (1) 会社所定の解約請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

無配当年金移行特約条項 目次

(この特約の趣旨)

第1条 特約の締結

第2条 年金支払日

第3条 年金受取人

第4条 年金額

第5条 年金の種類

第6条 年金の支払

第7条 年金の分割支払

第8条 年金の一括支払

第9条 年金支払の時期および場所

第10条 年金支払証書

第11条 解約、減額および貸付の取扱

第11条の2 重大事由による解除

第12条 契約者配当金

第13条 請求手続

第14条 受取人の変更

第15条 遺言による受取人の変更

第16条 受取人の死亡

第17条 年金受取人の代表者

第18条 時効

第19条 管轄裁判所

第20条 主約款の規定の準用

第21条 年金支払に移行した場合の特約の取扱

第22条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則

第23条 責任準備金等の通貨が円以外の場合の特則

第24条 積立利率変動型一時払終身保険(USドル建・円建)に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

無配当年金移行特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、すでに締結されている保険契約の全部または一部について、将来の死亡保障等にかえて、年金保障を行なうことを目的としたものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者から、すでに締結されている主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部または一部について、年金支払へ移行をする旨の申出があり、被保険者の同意を得て会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

② この特約の締結日は、主契約の保険料払込期間満了後(保険料の払込方法が終身払もしくは一時払の場合、または払済終身保険に変更された保険契約の場合は、契約日以後会社の定める期間経過後)のいずれかの年単位の契約応当日のうちから、保険契約者が指定した日とし、この日を年金支払開始日とします。

③ 主契約の一部を年金支払に移行する場合は、保険契約者は、会社の定める範囲内で、年金支払に移行する部分(以下「年金支払移行部分」といいます。)の死亡保険金額を指定することを要します。

④ 主契約のうち年金支払移行部分については、死亡保険金および高度障害給付金はありません。

⑤ 年金支払に移行しない部分については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)を適用します。この場合、主約款中「保険契約」とあるのは「保険契約のうち、年金支払に移行しない部分」と読み替えます。

⑥ 次の場合、保険契約者は、この特約を付加することはできません。

1. 主契約が延長保険に変更されている場合

2. この特約の締結日における被保険者の年齢が会社の定める範囲外であるとき

⑦ この特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

(年金支払日)

第2条 第1回の年金支払日は、前条第2項に規定する年金支払開始日をいい、第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

(年金受取人)

第3条 年金受取人は、保険契約者または被保険者のうち、保険契約者が指定した者としてします。

② 年金受取人は、年金支払開始日以後、年金支払移行部分について一切の権利義務を承継するものとします。

(年金額)

第4条 第1条(特約の締結)の規定により年金支払に移行したときは、会社の定める方法により、次の各号の金額の合計額(主約款の規定による保険料の自動振替貸付または保険契約者貸付がある場合には、その元利金を差し引いた残額)によって年金額を定めます。

1. 主契約の責任準備金の全部または一部

2. 前納保険料の残額

3. 第21条(年金支払に移行した場合の特約の取扱)第1号(1)および第2号の規定により消滅する特約の責任準備金(無

配当解約払戻金抑制型終身保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約(USD建)および無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USD建)の場合は解約払戻金)

4. 第21条第1号(2)の規定により保険期間が変更される特約の保険期間変更にもない払い戻される責任準備金
 5. 年金支払開始日に支払われる無配当自動更新付生存給付特約の生存給付金および生存給付金の据置金
 6. 年金支払開始日に支払われる無配当終身保険(USD建)に付加された生存給付金支払特約の生存給付金および生存給付金の据置金
- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、この特約の締結日前に限り、会社の定める範囲内で一時払保険料を払い込み、この特約の締結日を増額日とする年金額の増額を行なうことができます。
- ③ 年金額(前項の年金額の増額部分を含みます。)が会社の定める金額に満たない場合には、会社は、この特約の締結を取り扱いません。

(年金の種類)

第5条 年金の種類は次のとおりとし、特約締結の際、保険契約者の申出によって定めます。

1. 確定年金
2. 保証期間付終身年金

(年金の支払)

第6条 年金は、保険契約者の申出によって定めた年金の種類に応じて、次の各号のとおり年金受取人に支払います。

1. 年金の種類が確定年金の場合
被保険者が年金支払開始日に生存しているとき、年金支払期間中、前2条の規定によって定められた年金を支払います。
2. 年金の種類が保証期間付終身年金の場合
保証期間中は被保険者が年金支払開始日に生存しているとき、また保証期間経過後は被保険者が年金支払日に生存しているとき、前2条の規定によって定められた年金を支払います。

(年金の分割支払)

第7条 年金支払開始日以後年金受取人から申出があったときは、会社の定める方法により、年金額を等分して支払います。

- ただし、年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の分割支払は取り扱いません。
- ② 前項の規定により、年金額を分割して支払うときは、会社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。

(年金の一括支払)

第8条 年金受取人は、確定年金においては、年金支払開始日以後年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、会社の定める範囲内で、残余年金支払期間中の未払年金の一括支払を請求することができます。この場合、年金支払移行部分は年金の一括支払を行なった時に消滅します。

- ② 年金受取人は、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金の支払にかえて、会社の定める範囲内で、残余保証期間中の未払年金の一括支払を請求することができます。
- ③ 前項の規定により、年金の一括支払が行なわれたときは、次の各号のとおり取り扱います。
1. 保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。
 2. 年金の一括支払が行なわれた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に年金支払移行部分は消滅します。
- ④ 確定年金においては、年金支払期間中に被保険者が死亡したときには、未払年金を一時金として支払います。

(年金支払の時期および場所)

第9条 年金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(年金支払証書)

第10条 会社は、第1回の年金を支払うときに、年金支払証書を年金受取人に交付します。年金支払証書には、次の各号に定める事項を記載します。

1. 年金の種類
2. 年金支払開始日
3. 年金額
4. 年金受取人
5. 年金支払方法

(解約、減額および貸付の取扱)

第11条 年金支払開始日以後は、年金支払移行部分については解約を取り扱いません。

- ② 年金額の減額は、取り扱いません。
- ③ 年金支払開始日以後は、年金支払移行部分については保険契約者に対する貸付を取り扱いません。

(重大事由による解除)

第 11 条の 2 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

② 年金支払開始日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金受取人に支払います。

(契約者配当金)

第 12 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 13 条 この特約に規定する支払等については、次の表に定める書類を提出して下さい。

	項目	提出書類
1	年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類(第1回の年金の場合) (6) 保険証券(第1回の年金の場合) (7) 年金支払証書(第2回以後の年金の場合)
2	年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金支払証書

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(受取人の変更)

第 14 条 年金受取人は、最後の年金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかとなります。

② 前項の通知が会社に到達した場合には、年金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払った年金については、その支払後に変更後の年金受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

③ 前2項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は年金支払移行部分の一切の権利義務を承継するものとします。

(遺言による受取人の変更)

第 15 条 前条に定めるほか、年金受取人は、最後の年金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかとなります。

② 前項による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

③ 前2項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は年金支払移行部分の一切の権利義務を承継するものとします。

(受取人の死亡)

第 16 条 年金受取人が最後の年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金受取人とします。

② 前項の規定により受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人とします。

③ 前2項により受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(年金受取人の代表者)

第 17 条 年金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の年金受取人を代理するものとします。

② 代表者が定まらない場合、またはその所在が不明である場合に、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を生じます。

(時効)

第 18 条 年金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 19 条 この特約における年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 20 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(年金支払に移行した場合の特約の取扱)

第 21 条 主契約をこの特約にもとづく年金支払に移行する場合、この主契約に付加されている特約は次のとおり取り扱いません。

1. 主契約の全部を移行する場合

- (1) 無配当定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当通増定期保険特約、無配当通減定期保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)、無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)、無配当新通増定期保険特約、無配当ガン収入保障特約および無配当特定疾病収入保障特約については、年金支払に移行する時に同時に消滅します。
- (2) 年金の種類が確定年金の場合、その年金支払期間が満了する日を超える保険期間の特約(前(1)の特約は除きます。)については、会社の定める方法により、その特約の保険期間および保険料払込期間の満了日を確定年金の年金支払期間の満了日に変更します。

2. 主契約の一部を移行する場合

各特約は減額の取扱をせずに継続するものとします。ただし、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)および無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)については、主契約の移行割合と同じ割合で消滅するものとします。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 22 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱いません。

1. 年金支払移行部分については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
2. 第1条(特約の締結)第3項中「死亡保険金額」とあるのは「基本保険金額」と読み替えます。この場合、年金支払移行前の基本保険金額に対する年金支払移行部分の基本保険金額の割合で、介護一時金部分および増加保険金部分も年金支払へ移行するものとします。
3. 第1条(特約の締結)第4項中「死亡保険金および高度障害給付金」とあるのは「死亡保険金、高度障害給付金および介護一時金」に読み替えます。
4. 第4条(年金額)第1項第1号中「主契約の責任準備金」とあるのは「主契約の積立金」に読み替えます。

(責任準備金等の通貨が円以外の場合の特則)

第 23 条 第4条(年金額)第1項に規定する金額(以下本条において「責任準備金等」といいます。)の通貨が円以外の通貨である主契約または特約に、この特約が付加された場合、この特約の年金額は円建となります。

- ② 第1条(特約の締結)第2項の規定により設定されたこの特約の締結日における会社所定の為替レートをを用いて責任準備金等の全部または一部を円に換算します。
- ③ 保険契約者は、前項における締結日の2週間前までに年金支払へ移行する旨の申し出を行なうことを要します。
- ④ 第2項に規定する会社所定の為替レートは会社が指標として指定する金融機関が公示するその日における対顧客電信仲値(TTM)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合には、その日最初の公示値を用いるものとします。
- ⑤ 本条の規定に基づき計算される年金額が、会社の定める最低年金額に満たない場合は、本条による取扱は行ないません。
- ⑥ 本条の規定によるほか、円建の年金支払については、第6条(年金の支払)および第8条(年金の一括支払)の規定を適用します。

(積立利率変動型一時払終身保険(USドル建・円建)に付加した場合の特則)

第 24 条 この特約を積立利率変動型一時払終身保険(USドル建・円建)に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 年金支払移行部分について、主約款第5条(積立利率等)の規定は適用しません。
2. 第1条(特約の締結)第2項にかかわらず、同項に定める締結日は主約款に定める積立利率計算基準日のうち、契約日から会社の定める期間を経過した日の中から保険契約者が指定した日とします。
3. 保険契約者は前号の締結日の2週間前までに年金支払へ移行する旨の申し出を行なうことを要します。
4. 第1条(特約の締結)第3項中、「死亡保険金額」とあるのは「基本保険金額」と読み替えます。この場合、年金支払移行前の基本保険金額に対する年金支払移行部分の基本保険金額の割合で、増加保険金部分も年金支払へ移行するものとします。
5. 第4条(年金額)第1項第1号中「主契約の責任準備金」とあるのは「主契約の積立金」に読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

遺族年金支払特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金基金
- 第3条 年金受取人
- 第4条 遺族年金支払証書
- 第5条 遺族年金の種類および年金支払期間
- 第6条 基本年金額の計算
- 第7条 遺族年金支払開始日および遺族年金支払日
- 第8条 遺族年金の支払
- 第9条 遺族年金の請求手続
- 第10条 遺族年金の支払時期および場所
- 第11条 遺族年金の一括支払
- 第12条 遺族年金受取人の死亡
- 第13条 相続人の代表者
- 第14条 遺族年金受取人の変更

第15条 遺族年金受取人の住所の変更

第16条 特約の解約

第17条 特約の消滅

第17条の2 重大事由による解除

第18条 契約者配当金

第19条 遺族年金受取人に対する貸付

第20条 時効

第21条 管轄裁判所

死亡給付金の通貨が円以外の場合の特則

第22条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 請求書類

遺族年金支払特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)に付加し、死亡給付金の一時支払にかえて、その金額の全部または一部を年金で支払うことを内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は主契約の締結の際および主契約の支払事由発生前は保険契約者の申出により、死亡給付金の支払事由発生後はその受取人の申出によって、締結します。
- ② 死亡給付金受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。
 - ③ 保険契約者の申出によりこの特約を締結したときは、この特約の保険証券は発行しません。
 - ④ 死亡給付金の支払後は、この特約を付加することはできません。

(年金基金)

- 第2条 この特約が締結されたときは、死亡給付金の支払事由が発生した時(死亡給付金受取人の申出によりこの特約が締結されたときは所定の請求書類を会社で受け付けた日)に、死亡給付金の全部を年金基金に充当します。
- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者または死亡給付金受取人の申出がある場合は、死亡給付金の一部を年金基金に充当することができます。

(年金受取人)

第3条 この特約の年金受取人(以下、「遺族年金受取人」といいます。)は、年金基金に充当された死亡給付金の受取人となります。

(遺族年金支払証書)

- 第4条 第2条(年金基金)の規定によって年金基金が設定されたときは、会社は、遺族年金支払証書を遺族年金受取人に交付します。遺族年金支払証書には、次の各号に定める事項を記載します。
1. 年金の種類
 2. 年金支払開始日
 3. 年金額
 4. 年金受取人
 5. 年金支払方法

(遺族年金の種類および年金支払期間)

- 第5条 遺族年金の種類は確定年金とし、あらかじめ定めた一定期間(以下、「年金支払期間」といいます。)中、遺族年金受取人に遺族年金を支払います。
- ② この特約の締結の際、保険契約者(死亡給付金受取人がこの特約を締結するときは死亡給付金受取人)の申出によって、会社の定める範囲内で、年金支払期間を定めることができます。

(基本年金額の計算)

第6条 基本年金額は、この特約の年金の支払その他の計算の基準となるもので、年金基金の設定時における会社の定める率によって計算します。

- ② 前項で計算される基本年金額が会社の定める最低年金額に満たない場合には、死亡給付金を一時に遺族年金受取人に払い戻し、保険契約は終了します。

(遺族年金支払開始日および遺族年金支払日)

第7条 第1回の遺族年金支払日(以下、「遺族年金支払開始日」といいます。)は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、年金基金設定日の翌年以降の年の応当日に定めることができます。

- ② 第2回以後の遺族年金支払日は、遺族年金支払開始日の年単位の応当日とします。

(遺族年金の支払)

第8条 遺族年金は、毎年の遺族年金支払日に遺族年金受取人(法人が遺族年金受取人の場合は、法人が指定した者)が生存するときに遺族年金受取人に支払います。

(遺族年金の請求手続)

第9条 遺族年金受取人は、遺族年金支払日が到来したときは、この特約の別表に定める書類を提出して遺族年金を請求してください。

(遺族年金の支払時期および場所)

第10条 遺族年金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または遺族年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 遺族年金を支払うための年金基金に充当される死亡給付金について確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から遺族年金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、第1回遺族年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日または遺族年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。

1. 死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
2. 死亡給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡給付金の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは遺族年金の受取人が主約款に定める重大事由による解除規定の第1項第4号に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは遺族年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは遺族年金請求の意図に関する保険契約の締結時から遺族年金請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、第1回遺族年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日または遺族年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または遺族年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または遺族年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は遺族年金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、遺族年金を請求した者に、その旨を通知します。

(遺族年金の一括支払)

第11条 遺族年金受取人は、遺族年金支払開始日以後、将来の年金の支払に代えて、遺族年金支払期間中の未払年金の現価を一時に請求することができます。この場合、この特約は消滅します。

- ② 前項の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ③ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(遺族年金受取人の死亡)

第 12 条 遺族年金受取人(遺族年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者)が死亡したときは、この特約はその時に消滅し、会社は、遺族年金受取人の死亡時の法定相続人(遺族年金受取人が法人の場合には、その法人)に、次の金額を支払います。

1. 年金基金の設定日以後遺族年金支払開始日前に死亡したとき
死亡時における年金基金の価額
 2. 遺族年金支払開始日以後に死亡したとき
遺族年金支払期間中に死亡したときは、未払年金の現価
- ② 遺族年金受取人の死亡時の法定相続人(遺族年金受取人が法人の場合には、その法人)は、遺族年金受取人(遺族年金受取人が法人の場合には、法人の指定した者)が死亡したことを知ったときには、すみやかに会社に通知してください。
- ③ 第1項の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ④ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(相続人の代表者)

第 13 条 前条の場合において、遺族年金受取人の法定相続人が2人以上あるときは、その代表者1人を定めてください。この場合、その代表者はそれぞれ他の遺族年金受取人の法定相続人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が遺族年金受取人の法定相続人の1人に対してした行為は他の者に対しても効力を生じます。

(遺族年金受取人の変更)

第 14 条 遺族年金受取人は、年金基金の設定後遺族年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲内で、会社に対する通知により、その権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、遺族年金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の遺族年金受取人に第1回遺族年金を支払ったときは、その支払後に変更後の遺族年金受取人から第1回遺族年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺族年金受取人の住所の変更)

第 15 条 遺族年金受取人が住所または居所(通信先を含みます。以下、同じとします。)を変更したときは、ただちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 遺族年金受取人が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最後の住所または居所あてに発した通知は、遺族年金受取人に到達したものとみなします。

(特約の解約)

第 16 条 保険契約者は主契約の死亡給付金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

- ② 遺族年金受取人は、年金基金の設定後、遺族年金支払開始日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ③ 前項の規定により、この特約を解約したときは、解約時における年金基金の価額を遺族年金受取人に一時に支払います。
- ④ 本条の解約の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ⑤ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(特約の消滅)

第 17 条 主契約が死亡給付金の支払以外の事由により消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

(重大事由による解除)

第 17 条の2 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

- ② 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または遺族年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を遺族年金受取人に支払います。

(契約者配当金)

第 18 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(遺族年金受取人に対する貸付)

第 19 条 遺族年金受取人に対する貸付は取り扱いません。

(時効)

第 20 条 遺族年金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 21 条 この特約における遺族年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

死亡給付金の通貨が円以外の場合の特則

第 22 条 死亡給付金の通貨が円以外の通貨である主契約に、この特約が付加された場合、この特約の基本年金額は円建となります。

- ② 第2条(年金基金)第1項の規定にかかわらず、会社が受け付けた年金基金設定の申出書が本社に到達した日(死亡給付金受取人の申出によりこの特約が締結されたときは会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日)の翌営業日における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金の全部または一部を円に換算して、この日を年金基金設定日として年金基金に充当します。死亡給付金の一部を年金基金に充当したときは、死亡給付金の残額を一時に死亡給付金受取人に支払います。
- ③ 前項の会社所定の為替レートは会社が指標として指定する金融機関が公示するその日における対顧客電信仲値(TTM)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値を用いるものとします。
- ④ 本条の規定に基づき計算される遺族年金額が、会社の定める最低年金額に満たない場合は、本条による取扱は行いません。
- ⑤ 本条の規定によるほか、円建の年金支払については、第8条(遺族年金の支払)および第 11 条(遺族年金の一括支払)の規定を適用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

項目	必要書類
1. 第1回の遺族年金の支払	(1) 会社所定の年金支払請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本、印鑑証明書および第2回以後の年金を請求する場合に使用する印鑑届(ただし、会社が認めた場合) (3) 法人が指定した者の住民票(遺族年金受取人が法人の場合に限ります。) (4) 遺族年金支払証書
2. 第2回以後の遺族年金の支払	(1) 会社所定の年金支払請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本 (3) 法人が指定した者の住民票(遺族年金受取人が法人の場合に限ります。) (4) 遺族年金支払証書
3. 遺族年金受取人死亡による遺族年金の一括支払	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 遺族年金受取人(法人が遺族年金受取人の場合には、法人が指定した者)の死亡した事実を証する住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (3) 遺族年金受取人の法定相続人の戸籍抄本および印鑑証明書(遺族年金受取人が法人の場合は、法人の印鑑証明書) (4) 遺族年金支払証書
4. 遺族年金の一括支払	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 遺族年金支払証書
5. 特約解約	<ul style="list-style-type: none"> ・年金基金設定前 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の解約請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 ・年金基金設定後 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の解約請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 遺族年金支払証書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

遺族年金支払特約(年金原資保証型年金保険用)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金基金
- 第3条 年金受取人
- 第4条 遺族年金支払証書
- 第5条 遺族年金の種類および年金支払期間
- 第6条 基本年金額の計算
- 第7条 遺族年金支払開始日および遺族年金支払日
- 第8条 遺族年金の支払
- 第9条 遺族年金の請求手続
- 第10条 遺族年金の支払の時期および場所
- 第11条 遺族年金の一括支払
- 第12条 遺族年金受取人の死亡
- 第13条 相続人の代表者

- 第14条 遺族年金受取人の変更
- 第15条 遺族年金受取人の住所の変更
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の消滅
- 第17条の2 重大事由による解除
- 第18条 契約者配当金
- 第19条 遺族年金受取人に対する貸付
- 第20条 時効
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 死亡給付金を主約款の通貨で受け取る場合の基金充当の取扱

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 請求書類

遺族年金支払特約(年金原資保証型年金保険用)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)に付加し、主契約の死亡給付金の一時支払にかえて、その金額の全部または一部を円建年金で支払うことを内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は主契約の締結の際および主契約の支払事由発生前は保険契約者の申出により、死亡給付金の支払事由発生後はその受取人の申出によって、締結します。
- ② 死亡給付金受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。
- ③ 保険契約者の申出によりこの特約を締結したときは、この特約の保険証券は発行しません。
- ④ 死亡給付金の支払後は、この特約を付加することはできません。

(年金基金)

- 第2条 この特約を付加した契約において死亡給付金の支払事由が発生した場合には、円支払特約(年金原資保証型年金保険用)を付加して、死亡給付金の円換算額の全部を、会社で受け付けた当該基金に充当する旨の請求に必要な書類が本社に到達した日の翌営業日を年金基金設定日として、この特約の年金基金に充当します。
- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者または死亡給付金受取人の申出がある場合には、死亡給付金の円換算額の一部を年金基金に充当することができ、このとき死亡給付金の残額を一時に死亡給付金受取人に支払います。

(年金受取人)

- 第3条 この特約の年金受取人(以下、「遺族年金受取人」といいます。)は、年金基金に充当された死亡給付金の受取人となります。

(遺族年金支払証書)

- 第4条 第2条(年金基金)の規定によって年金基金が設定されたときは、会社は、遺族年金支払証書を遺族年金受取人に交付します。遺族年金支払証書には、次の各号に定める事項を記載します。
 1. 年金の種類
 2. 年金支払開始日
 3. 年金額
 4. 年金受取人
 5. 年金支払方法

(遺族年金の種類および年金支払期間)

- 第5条 遺族年金の種類は確定年金とし、あらかじめ定めた一定期間(以下、「年金支払期間」といいます。)中、遺族年金受取人に遺族年金を支払います。
- ② この特約の締結の際、保険契約者(死亡給付金受取人がこの特約を締結するときは死亡給付金受取人)の申出によって、会社の定める範囲内で、年金支払期間を定めることができます。

(基本年金額の計算)

第6条 基本年金額は、この特約の年金の支払その他の計算の基準となるもので、年金基金の設定時における会社の定める率によって計算します。

- ② 前項で計算される基本年金額が会社の定める最低年金額に満たない場合には、死亡給付金を一時に遺族年金受取人に払い戻し、保険契約は終了します。

(遺族年金支払開始日および遺族年金支払日)

第7条 第1回の遺族年金支払日(以下、「遺族年金支払開始日」といいます。))は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、年金基金設定日の翌年以降の年の応当日に定めることができます。

- ② 第2回以後の遺族年金支払日は、遺族年金支払開始日の年単位の応当日とします。

(遺族年金の支払)

第8条 遺族年金は、毎年の遺族年金支払日に遺族年金受取人(法人が遺族年金受取人の場合は、法人が指定した者)が生存するときに遺族年金受取人に支払います。

(遺族年金の請求手続)

第9条 遺族年金受取人は、遺族年金支払日が到来したときは、この特約の別表に定める書類を提出して遺族年金を請求してください。

(遺族年金の支払の時期および場所)

第10条 遺族年金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または遺族年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 遺族年金を支払うための年金基金に充当される死亡給付金について確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から遺族年金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、第1回遺族年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日または遺族年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。

1. 死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
2. 死亡給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡給付金の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. 主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは遺族年金の受取人が主約款に定める重大事由による解除規定の第1項第4号に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは遺族年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは遺族年金請求の意図に関する保険契約の締結時から遺族年金請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、第1回遺族年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日または遺族年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または遺族年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または遺族年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は遺族年金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、遺族年金を請求した者に、その旨を通知します。

(遺族年金の一括支払)

第11条 遺族年金受取人は、遺族年金支払開始日以後、将来の年金の支払に代えて、遺族年金支払期間中の未払年金の現価を一時に請求することができます。この場合、この特約は消滅します。

- ② 前項の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ③ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

（遺族年金受取人の死亡）

第 12 条 遺族年金受取人（遺族年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が死亡したときは、この特約はその時に消滅し、会社は、遺族年金受取人の死亡時の法定相続人（遺族年金受取人が法人の場合には、その法人）に、次の金額を支払います。

1. 年金基金の設定日以後遺族年金支払開始日前に死亡したとき
死亡時における年金基金の価額
 2. 遺族年金支払開始日以後に死亡したとき
遺族年金支払期間中に死亡したときは、未払年金の現価
- ② 遺族年金受取人の死亡時の法定相続人（遺族年金受取人が法人の場合には、その法人）は、遺族年金受取人（遺族年金受取人が法人の場合には、法人の指定した者）が死亡したことを知ったときには、すみやかに会社に通知してください。
- ③ 第1項の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ④ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

（相続人の代表者）

第 13 条 前条の場合において、遺族年金受取人の法定相続人が2人以上あるときは、その代表者1人を定めてください。この場合、その代表者はそれぞれ他の遺族年金受取人の法定相続人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が遺族年金受取人の法定相続人の1人に対してした行為は他の者に対しても効力を生じます。

（遺族年金受取人の変更）

第 14 条 遺族年金受取人は、年金基金の設定後遺族年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲内で、会社に対する通知により、その権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、遺族年金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の遺族年金受取人に第1回遺族年金を支払ったときは、その支払後に変更後の遺族年金受取人から第1回遺族年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺族年金受取人の住所の変更）

第 15 条 遺族年金受取人が住所または居所（通信先を含みます。以下、同じとします。）を変更したときは、ただちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 遺族年金受取人が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最後の住所または居所あてに発した通知は、遺族年金受取人に到達したものとみなします。

（特約の解約）

第 16 条 保険契約者は主契約の死亡給付金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

- ② 遺族年金受取人は、年金基金の設定後遺族年金支払開始日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ③ 前項の規定により、この特約を解約したときは、解約時における年金基金の価額を遺族年金受取人に一時に支払います。
- ④ 本条の解約の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ⑤ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

（特約の消滅）

第 17 条 主契約が死亡給付金の支払以外の事由により消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

（重大事由による解除）

第 17 条の2 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

- ② 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または遺族年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を遺族年金受取人に支払います。

（契約者配当金）

第 18 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

（遺族年金受取人に対する貸付）

第 19 条 遺族年金受取人に対する貸付は取り扱いません。

（時効）

第 20 条 遺族年金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

（管轄裁判所）

第 21 条 この特約における遺族年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(死亡給付金を主約款の通貨で受け取る場合の基金充当の取扱)

- 第 22 条** 第2条(年金基金)の規定にかかわらず、死亡給付金受取人が主約款の通貨による死亡給付金の一部受取を申し出た場合には、円支払特約(年金原資保証型年金保険用)を付加できません。この場合、会社が受け付けた年金基金設定の申出書が本社に到達した日(死亡給付金受取人の申出によりこの特約が締結されたときは会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日)の翌営業日における会社所定の為替レートをを用いて死亡給付金の一部を円に換算して、この日を年金基金設定日として年金基金に充当し、死亡給付金の残額を一時に死亡給付金受取人に支払います。
- ② 前項の会社所定の為替レートは会社が指標として指定する金融機関が公示するその日における対顧客電信仲値(TTM)を用います。ただし、1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値を用いるものとします。
 - ③ 本条の規定に基づき計算される遺族年金額が、会社の定める最低年金額に満たない場合は、本条による取扱は行ないません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

項目	必要書類
1. 第1回の遺族年金の支払	(1) 会社所定の年金支払請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本、印鑑証明書および第2回以後の年金を請求する場合に使用する印鑑届(ただし、会社が認めた場合) (3) 法人が指定した者の住民票(遺族年金受取人が法人の場合に限ります。) (4) 遺族年金支払証書
2. 第2回以後の遺族年金の支払	(1) 会社所定の年金支払請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本 (3) 法人が指定した者の住民票(遺族年金受取人が法人の場合に限ります。) (4) 遺族年金支払証書
3. 遺族年金受取人死亡による遺族年金の一括支払	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 遺族年金受取人(法人が遺族年金受取人の場合には、法人が指定した者の死亡した事実を証する住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (3) 遺族年金受取人の法定相続人の戸籍抄本および印鑑証明書(遺族年金受取人が法人の場合は、法人の印鑑証明書) (4) 遺族年金支払証書
4. 遺族年金の一括支払	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 遺族年金支払証書
5. 特約解約	・年金基金設定前 (1) 会社所定の解約請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 ・年金基金設定後 (1) 会社所定の解約請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 遺族年金支払証書
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

リビング・ニーズ特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金の支払
- 第3条 保険金を支払わない場合
- 第4条 特約の取消および無効
- 第5条 告知義務および告知義務違反
- 第6条 重大事由による解除
- 第7条 保険金支払の時期および場所
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の消滅とみなす場合
- 第11条 特約の解約
- 第12条 特約の解約払戻金
- 第13条 特約の復帰
- 第14条 指定代理請求人の変更
- 第15条 受取人の変更
- 第16条 遺言による受取人の変更
- 第17条 受取人による主契約の存続
- 第18条 契約者配当金
- 第19条 請求手続
- 第20条 時効
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則
- 第24条 新定期保険、5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加した場合の特則
- 第25条 特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、無配当特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険および無配当特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則
- 第26条 新終身年金保険に付加した場合の特則
- 第27条 主契約の払済増加保険、終身買増保険または生存買増保険の取扱
- 第28条 主契約に特別条件付取扱特約が付加されている場合の特則
- 第29条 主契約に質権が設定される場合の特則
- 第30条 主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約または無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)が付加されている場合の特則
- 第31条 無配当収入保障保険に付加した場合の特則
- 第32条 無配当通減定期保険に付加した場合の特則
- 第33条 主契約にガン割増保障特約が付加された無配当新増定期保険特約が付加されている場合の特則
- 第34条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則
- 第35条 積立利率変動型一時払終身保険(USドル建・円建)に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

リビング・ニーズ特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断されたときに、死亡保険金額の全部または一部を被保険者に支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、会社の定める範囲内で、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、承諾の日とします。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金の支払)

第2条 会社は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、会社の定める範囲内で、主契約の死亡保険金額の一部または全部(以下「この特約の保険金」といいます。)を被保険者に支払います。ただし、主契約において契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、会社の定める範囲内で、この特約の保険金を法人に支払うことができます。

- ② 被保険者は、第19条(請求手続)に規定する必要書類を提出して、前項の保険金を請求して下さい。ただし、この特約の保険金の請求日(第19条に定める請求書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ。)が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合には会社はこの特約の保険金を支払いません。
- ③ 被保険者がこの特約による保険金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条(指定代理請求人の変更)の規定により変更した次の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、第19条(請求手続)に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、この特約の保険金の受取人の代理人としてこの特約の保険金の請求をすることができます。ただし、この特約の保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 前項の規定により、会社がこの特約の保険金を受取人の代理人に支払った場合には、その後この特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 主契約の保険金の全部が支払われた場合、この特約の保険金の請求日にさかのぼって主契約は消滅します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合、請求保険金額と同額の主契約の保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。ただし、その消滅分または減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。この場合、この特約の保険金の支払日以降、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める死亡保険金または高度障害給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)の請求を受けても、本条により支払った保険金額については支払いません。
- ⑥ この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。
- ⑦ 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、この特約の保険金を支払いません。
- ⑧ この特約の保険金の支払に際しては、会社の定める方法により計算した、この特約の保険金の請求日から6カ月間の請求保険金額に対応する利息および保険料を、また、主約款に規定する貸付金がある場合には、その元利合計額を差し引いて支払います。
- ⑨ 主契約の保険金の全部が支払われたときに、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約はこの特約の保険金の請求日にさかのぼって消滅します。ただし、消滅する特約に解約払戻金があってもこれを支払いません。なお、災害入院特約、無配当災害入院特約、疾病入院特約、無配当疾病入院特約、成人病入院特約、無配当成人病入院特約、女性医療特約、無配当女性医療特約、通院特約、無配当通院特約、家族災害入院特約、無配当家族災害入院特約、家族疾病入院特約、無配当家族疾病入院特約、家族通院特約および無配当家族通院特約の消滅分については、各特約に規定する特約の保険期間満了の規定を準用します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合には、各特約は減額の取扱をせずに継続するものとします。

(保険金を支払わない場合)

第3条 次のいずれかの事由によって被保険者が前条第1項の規定に該当したときは、この特約の保険金を支払いません。

1. 契約者、被保険者または指定代理請求人の故意
 2. 被保険者の犯罪行為
 3. 戦争その他の変乱
- ② 前項の規定にかかわらず、戦争その他の変乱によって前条第1項の規定に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。

(特約の取消および無効)

第4条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復帰が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。

- ② 契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復帰した場合は、その特約は無効とします。

(告知義務および告知義務違反)

第5条 この特約の締結、復活または復帰の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関し書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ この特約の保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、この特約の保険金の支払をすでに行なっていたときでも、その返還を請求します。ただし、被保険者が支払事由に該当したことが解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、特約の締結、復活または復帰の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったと

き

2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ この特約の告知義務違反による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(重大事由による解除)

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人がこの特約の保険金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の保険金の請求に関し、この特約の保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者またはこの特約の保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくはこの特約の保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② この特約の保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、保険金の支払をしません。すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ この特約の重大事由による解除の通知については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(保険金支払の時期および場所)

第7条 この特約の保険金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者もしくは被保険者の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または指定代理請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
 - ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第10条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 第2条(保険金の支払)に規定するこの特約の保険金を支払ったとき。
2. 主契約が延長保険に変更されたとき。
3. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(特約の解約)

第11条 契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第19条(請求手続)に規定する必要書類を提出して下さい。

(特約の解約払戻金)

第12条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(特約の復帰)

第13条 主契約の復帰請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用して、この特約の復帰の取扱をします。

(指定代理請求人の変更)

第14条 契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

第15条 この特約の保険金の受取人については、第2条(保険金の支払)第1項に定める被保険者または法人とし、その範囲内で、この特約の保険金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、この特約の保険金の受取人を変更することができます。この場合、この特約の保険金の受取人を法人に変更するときは、被保険者の同意を得るものとします。

- ② 第1項の通知が会社に到達した場合には、この特約の保険金の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前のこの特約の保険金の受取人に特約の保険金を支払ったときは、その支払後に変更後のこの特約の保険金の受取人から特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第16条 契約者は、遺言によっても、この特約の保険金の受取人を、被保険者以外の者に変更することはできません。

(受取人による主契約の存続)

第17条 契約者以外の者で主契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による主契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてこの特約の保険金の受取人である被保険者は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の保険金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、この特約の保険金の受取人に支払います。

(契約者配当金)

第18条 この特約に対しては、契約者配当金はありません。

(請求手続)

第19条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

	項目	提出書類
1	保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終保険料の払込を証する書類
2	保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券 (7) 最終保険料の払込を証する書類
3	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
4	指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の同意書 (3) 保険証券

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

③ 第1項の2の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(時効)

第20条 この特約の保険金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第21条 この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則)

第23条 定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)、無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)、通増定期保険特約、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約、無配当新通増定期保険特約、無配当通減定期保険特約、養老保険特約、生存給付金付定期保険特約、無配当生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約または無配当特定疾病保障定期保険特約(以下「定期保険特約等」といいます。)が主契約に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。ただし、主契約に付加されている定期保険特約等について、各特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間は、本特則を適用しません。

1. 第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等の死亡保険金額を合算した額とします。ただし、合算する無配当通減定期保険特約の死亡保険金額はこの特約の保険金請求日から6カ月経過後の最初に到来する月単位の応当日における死亡保険金額とします。
2. 契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条第1項の規定にかかわらず、主契約および定期保険特約等の請求日の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。
3. 第2条第5項ないし第8項の規定は本条の場合に適用します。

② 自動更新付生存給付特約、5年ごと利差配当付自動更新付生存給付特約または無配当自動更新付生存給付特約が主契約に付加されている場合で、第2条第5項の規定により、主契約の保険金の一部が支払われて主契約の保険金額が減額される場合には、第2条第9項の規定にかかわらず、主契約の減額に応じて、自動更新付生存給付特約、5年ごと利差配当付自動更新付生存給付特約または無配当自動更新付生存給付特約の生存給付金額も同じ割合で減額されるものとします。この場合、その減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。

③ 主契約に5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約または無配当特定疾病収入保障特約が付加されている場合には、第2条にかかわらず、この特約の保険金

として主契約の保険金の全額を支払うことはできません。

(新定期保険、5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加した場合の特則)

第24条 この特約を新定期保険、5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加した場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 主契約の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。
2. 前号の規定によってこの特約が更新された場合、第2条(保険金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続しているものとして取り扱います。
3. 主契約が更新される場合には、第2条第2項中、「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。)前1年以内」に読み替えます。

(特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、無配当特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険および無配当特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則)

第25条 この特約を特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、無配当特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または無配当特定疾病保障終身保険に付加した場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 第2条(保険金の支払)第5項中、「死亡保険金または高度障害給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)」とあるのを「死亡保険金、高度障害給付金または特定疾病給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)」に読み替えます。
2. 第2条第3項および第14条(指定代理請求人の変更)の規定にかかわらず、この特約の指定代理請求人は主契約の指定代理請求人となります。
3. 特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険または無配当特定疾病保障定期保険の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。
4. 前号の規定によってこの特約が更新された場合、第2条の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続しているものとして取り扱います。
5. 第3号の規定によって主契約が更新される場合には、第2条第2項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。)前1年以内」に読み替えます。

(新終身年金保険に付加した場合の特則)

第26条 この特約を新終身年金保険に付加する場合には、定期保険特約、増定期保険特約または養老保険特約の付加を要するものとし、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 新終身年金保険の死亡給付金は、第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金には含めません。
2. 第10条(特約の消滅とみなす場合)中、第2号を削除し、以下1号繰り上げます。

(主契約の払済増加保険、終身買増保険または生存買増保険の取扱)

第27条 主契約(新定期保険を除きます。)に払済増加保険、終身買増保険または生存買増保険がある場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 払済増加保険または終身買増保険がある場合
 - (1) 第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に払済増加保険または終身買増保険の死亡保険金額を合算した額とします。
 - (2) 契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条第1項の規定にかかわらず主契約および払済増加保険または終身買増保険の請求日の保険金額のそれぞれの割合に応じて、この特約の保険金を支払うものとします。
 - (3) 第2条第5項ないし第8項の規定は本号の場合に適用します。
2. 生存買増保険がある場合
 - (1) 第2条第9項の規定により、主契約の保険金の全部が支払われて主契約が消滅する場合には、生存買増保険は消滅します。ただし、生存買増保険に解約払戻金があってもこれを支払いません。
 - (2) 第2条第5項の規定により、主契約の保険金の一部が支払われて主契約の保険金額が減額される場合には、主契約の減額に応じて生存買増保険の保険金額が減額されます。ただし、その減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。

(主契約に特別条件付取扱特約が付加されている場合の特則)

第28条 特別条件付取扱特約が主契約に付加されていて、その条件が保険金の削減支払の場合には、この特約の保険金は、この特約の保険金に請求日における削減割合を乗じた金額を支払います。

(主契約に質権が設定される場合の特則)

第29条 主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。

- ② この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

(主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約または無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)が付加されている場合の特則)

第 30 条 この特約の付加された主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約または無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)(以下、本条において「他の特約」といいます。)が付加されている場合で、指定代理請求人を指定するときは、この特約と他の特約の指定代理請求人は同一とします。指定代理請求人が変更される場合も同様とします。ただし、特約年金支払中の無配当ガン収入保障特約および無配当特定疾病収入保障特約の指定代理請求人についてはこの限りではありません。

(無配当収入保障保険に付加した場合の特則)

第 31 条 この特約を無配当収入保障保険に付加した場合には、第2条(保険金の支払)第1項にかかわらず、この特約の保険金に主契約の収入保障年金は含みません。

② 主契約に付加された定期保険特約等の保険金が全部支払われた場合、主契約の年金支払満了日に主契約は消滅します。ただし、収入保障年金の一時払を行なうときは、収入保障年金の一時支払のときに主契約は消滅します。

(無配当通減定期保険に付加した場合の特則)

第 32 条 主契約の死亡保険金額は、この特約の保険金請求日から6カ月経過後の最初に到来する月単位の応当日における死亡保険金額とします。

(主契約にガン割増保障特約が付加された無配当新通増定期保険特約が付加されている場合の特則)

第 33 条 ガン割増保障特約のガン死亡保険金額は、この特約の特約保険金の支払対象には含みません。

② 第2条(保険金の支払)第5項および第 23 条(主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則)第1項により、無配当新通増定期保険特約の特約基本保険金額が減額された場合でも、ガン割増保障特約のガン死亡保険金額およびガン高度障害給付金額は無配当新通増定期保険特約の特約基本保険金額が減額されなかったものとして取り扱います。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 34 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 第2条(保険金の支払)第1項中、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」に、第5項中、「保険金額」とあるのを「基本保険金額」に、「死亡保険金または高度障害給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)」とあるのを「死亡保険金、高度障害給付金または介護一時金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)」に読み替えます。
2. 第2条第5項の規定により、主契約の基本保険金額の全部または一部が支払われる場合に、主契約に増加保険金があるときは、主契約の基本保険金額が支払われた割合に応じて、この特約の保険金の請求日における増加保険金額をあわせて支払います。この場合、増加保険金額は、支払われた金額分だけ、この特約の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
3. 第 28 条(主契約に特別条件付取扱特約が付加されている場合の特則)の削減割合を乗じる保険金に、主契約の増加保険金は含まないものとします。

(積立利率変動型一時払終身保険(USドル建・円建)に付加した場合の特則)

第 35 条 この特約を積立利率変動型一時払終身保険(USドル建・円建)に付加した場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 第2条(保険金の支払)第1項中「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」に、第5項中「保険金額」とあるのを「基本保険金額」に読み替えます。
2. 第2条(保険金の支払)第5項の規定により、主契約の基本保険金額の全部または一部が支払われる場合に、主契約に増加保険金があるときは、主契約の基本保険金額が支払われた割合に応じて、この特約の保険金の請求日における増加保険金額をあわせて支払います。この場合、増加保険金額は、支払われた金額分だけ、この特約の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

個人年金保険料税制適格特約(積立個人年金用)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の保険契約に付加することにより、付加された個人年金保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。

1. 積立利率変動型個人年金保険(USD建)
2. 積立利率変動型個人年金保険(豪ドル建)
3. 積立利率変動型個人年金保険(円建)

(特約の締結)

第1条 この特約は、この特約の趣旨に規定する個人年金保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際または締結後に、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。ただし、主契約が次のいずれも満たす場合に限りです。

1. 年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること
2. 年金受取人は被保険者と同一人であること
3. 保険料払込期間が10年以上であること
4. 年金の種類が確定年金の場合は、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

(税制適格のための特別取扱)

第2条 この特約が付加されている主契約については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

1. 年金の一時支払の取扱
保証期間付終身年金の保証期間内および確定年金の残余年金支払期間内の未払年金については、その一部の一時支払を請求することはできません。
2. 解約払戻金その他の払戻金の取扱
会社が支払うべき次の金銭がある場合は、これを支払うべき日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金支払開始日前に主契約が消滅したときは契約者(死亡給付金を支払うべきときには死亡給付金受取人)に支払い、主契約の年金支払開始日まで主契約が継続したときは、主契約の年金支払開始日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、会社の定める方法によります。
 - (1) 主契約の内容の変更が行なわれた場合に支払うべき金銭
 - (2) 保険料の前納期間が終了した場合に支払うべき前納保険料の残額
3. 保険契約の内容の変更等の取扱
主契約の内容の変更等については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第1条(特約の締結)第2号から第4号までに定めるこの特約の締結時の条件に反することとなる主契約の内容の変更等は取り扱いません。
 - (2) 保険料の払込中止の取扱は、主約款の規定によります。

(特約の消滅)

第3条 次のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。

1. 主契約が消滅したとき
 2. 契約者が変更され、第1条(特約の締結)第1号に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなったとき
- ② 前項第2号によりこの特約が消滅した場合、前条第2号の規定により会社に積み立てられた金銭があるときは、これを契約者に支払います。

(特約の解約)

第4条 契約者は、主契約を解約する場合に限り、この特約を解約することができます。

無配当終身保険移行特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、無配当終身保険に付加されている無配当定期保険特約等会社の定める特約(以下「移行する特約」といいます。)の全部または一部を、無配当終身保険に移行することを主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、無配当終身保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、移行する特約とあわせて主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(移行する特約を主契約に移行する場合の取扱)

第2条 契約者は、会社の定める範囲内で、被保険者の同意を得て、被保険者の健康状態にかかわらず、主契約に付加されている移行する特約の保険金額または保険金換算額の範囲内で、移行する特約の全部または一部を主契約に移行すること(以下「移行」といいます。)ができます。この場合、主契約の保険金額の増額として取り扱います。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、移行の取扱を行いません。

1. 移行する特約の保険料が払込免除になっているとき。
2. 第4項に規定する移行日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき。
3. 第4項に規定する移行日から主契約の保険料払込期間満了時までの期間が会社の定める期間に満たないとき。
4. 第4項に規定する移行日が移行する特約の締結の日から起算して2年以内であるとき。
5. 主契約または移行する特約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。
- ② 会社が移行の請求を承諾した場合には、契約者は、会社の指定した日までに、移行による主契約の保険金額の増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社は、前項に規定する金額を受け取った時から移行による主契約の保険金額の増額分の責任を負います。
- ④ 前項に規定する移行による主契約の保険金額の増額分の責任開始の日を移行日とします。
- ⑤ 移行が行なわれた場合には、移行する特約は、移行日の前日に解約(移行する特約の一部を移行するときは、その部分に対応する保険金額または保険金換算額を減額)されたものとします。ただし、移行日が移行する特約の更新の日の場合には、保険特約は、その更新の日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。
- ⑥ 移行が行なわれた場合には、移行による主契約の保険金額の増額分について次のいずれかの事由が生じたときは、それぞれ規定するところにより取り扱います。
 1. 被保険者が移行する特約の責任開始時の属する日から起算して2年以上経過し、かつ、移行日から起算して3年以内に自殺したとき。
無配当終身保険普通保険約款(以下「主約款」といいます。)第2条(保険金および給付金の支払)第1項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払わない場合の規定は適用しません。
 2. 被保険者が移行する特約の責任開始時以後移行日前に発生した傷害または発病した疾病により、主約款に規定する高度障害になったとき。
移行日以後に発生した傷害または発病した疾病により主約款に規定する高度障害になったものとして、主約款第2条第1項の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が移行する特約の責任開始時以後移行日前に発生した傷害により主約款に規定する保険料の払込免除事由に該当したときは、移行はなかったものとして取り扱います。

第3条 この特約のみの解約はできません。

第4条 移行による主契約の保険金額の増額分については、主約款の規定を適用します。

保険料口座振替特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、当該保険契約に適用します。

② この特約を適用する保険契約は、次のすべての条件を満たすことを要します。

1. 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置してあること
2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座(提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座)へ保険料の口座振替(以下「保険料口座振替」といいます。)を委託すること
3. 保険料が会社の定める金額以上であること

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

② 前項の規定にかかわらず、災害倍額貯蓄保険契約の保険料率は、普通保険約款にもとづく保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、払込期月内の会社の定めた日(以下「振替日」といいます。)に保険料口座振替により払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、その日に次ぐ営業日に保険料口座振替を行ないます。

② 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

④ 保険契約者はあらかじめ払い込むべき保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

(保険料の口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に保険料口座振替が不能となった場合には、会社は、次のとおり取り扱います。

1. 月払の保険契約の場合

翌月分の保険料の振替日に再度翌月分の保険料とあわせて保険料口座振替を行ないます。

2. 半年払または年払の保険契約の場合

振替日の翌月の応当日に再度保険料口座振替を行ないます。

② 前項の規定による保険料口座振替が不能な場合には、保険契約者は、普通保険約款に定める保険料払込の猶予期間内に、払込期月を過ぎた保険料(月払の保険契約の場合には、払込期月の保険料を含みます。)を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割り引きます。

② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(指定口座または提携金融機関等の変更等)

第7条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て下さい。

② 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択して下さい。

③ 保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、新たに他の提携金融機関等に保険料口座振替を委託するか、他の払込方法を選択して下さい。

- ④ 会社は、会社または保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等のやむを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
- ⑤ 指定口座または提携金融機関等の変更に際し、その変更の手續が行なわれないまま保険料口座振替が不能となった場合には、第5条の規定に準じて取り扱います。

(特約の消滅)

第8条 保険契約が次のいずれかの事由に該当した場合には、この特約は消滅します。

1. 解約その他の事由によって消滅したときまたは効力を失ったとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更されたとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)の規定は適用しません。

(自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合の特則)

この特約を自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)第1項中、「被保険者」を「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)第1項中、「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。(責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が付加されていない場合の保険期間の始期とします。)」と、「保険事故」を「ガン以外の事由による保険事故」と、それぞれ読み替えます。

団体特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、つぎの第1号から第3号のすべての条件を満たし、かつ、第4号から第6号のいずれかの条件を満たした保険契約について適用します。

1. 保険契約者は、官公署、会社、工場、組合その他の団体(その事業所を含み、以下、「団体」といいます。)の代表者もしくは団体に勤務または所属し、その団体から定期的に給与等(役員報酬を含みます。)の支払を受ける社員、組合員等(以下「所属員」といいます。)であること。
2. 団体の代表者を保険契約者とする場合には、被保険者は所属員またはその親族であること。
3. 団体の代表者と会社との間に団体特別取扱協約が締結されており、団体代表者において第2回以後の保険料を取りまとめ、一括して会社に払い込むことが可能であること。
4. 団体の所属員を保険契約者とする場合には、その保険契約者が、年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であること。
5. その団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員またはその親族を被保険者とする事業保険契約の場合には、被保険者数が年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であること。
6. その団体から給与等の支払を受ける保険契約者と事業保険契約の被保険者が、半年払または月払で20人以上であること。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行わない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払契約および月払契約には特別の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体特別取扱協約により、団体と会社が決めた日までに団体を經由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、団体から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

(領収証の発行)

第5条 団体代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を団体代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、会社の定める範囲内で取扱います。

- ② この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(契約者配当金の支払)

第7条 普通保険約款に定める契約者配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の契約者配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず、契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する5月に、団体代表者を經由して、現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について特に団体との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者(事業保険契約の保険契約者は除きます。)が死亡し、または団体を脱退したとき。ただし、この場合においても、団体を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
2. 保険契約が普通保険約款に定める払済保険、払済終身保険、払済定期保険、払済年金保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 団体代表者と会社との間に締結された団体特別取扱協約が解除されたとき。

4. 第1条第4号から第6号までの条件のいずれにも満たなくなり、6カ月を経過してもなおいずれの条件も満たせないとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)の規定は適用しません。

(自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合の特則)

この特約を自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱い
ます。

1. 第1条(特約の適用)中、「所属員またはその親族」を「所属員の親族」と読み替えます。
2. 第2条(契約日の特例)第1項中、「被保険者」を「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)第1項中、「契約年齢、保険期間その他この保
険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における
期間の計算は、その日を基準として計算します。(責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が
付加されていない場合の保険期間の始期とします。)」と、「保険事故」を「ガン以外の事由による保険事故」と、それぞれ読
み替えます。

(予定利率市場連動型積立個人年金保険(USドル建)または予定利率市場連動型積立個人年金保険(ユーロ建)に付加 する場合の特則)

この特約を予定利率市場連動型積立個人年金保険(USドル建)または予定利率市場連動型積立個人年金保険(ユー
ロ建)に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱い
ます。

1. 第2条(契約日の特例)および第3条(保険料率)の規定は適用しません。
2. 第4条(保険料の払込)第1項中、「第2回以後の保険料」を「普通保険約款に定める基本保険料および増額保険料」と
読み替えます。

集団特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と集団特別取扱協約を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は所属員またはその親族であること。
2. 年払、半年払または月払契約の保険契約者もしくは被保険者のいずれかが10人以上であること。
3. 各保険契約者の払い込むべき第2回以後の保険料は、集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行わない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は集団特別取扱の保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、集団特別取扱協約により、集団と会社を取り決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

(領収証の発行)

第5条 集団代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割り引きます。

- ② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(契約者配当金の支払)

第7条 普通保険約款に定める契約者配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の契約者配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する5月に、集団代表者を経由して、現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について特に集団との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき。ただし、この場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
2. 保険契約が普通保険約款に定める払済保険、払済終身保険、払済定期保険、払済年金保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団特別取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが10人未満となり、6カ月(月払契約の場合は3カ月)を経過してもなお10人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)の規定は適用しません。

(自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合の特則)

この特約を自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱い
ます。

1. 第1条(特約の適用)中、「所属員またはその親族」を「所属員の親族」と読み替えます。
2. 第2条(契約日の特例)第1項中、「被保険者」を「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)第1項中、「契約年齢、保険期間その他この保
険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における
期間の計算は、その日を基準として計算します。(責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が
付加されていない場合の保険期間の始期とします。)」と、「保険事故」を「ガン以外の事由による保険事故」と、それぞれ読
み替えます。

(予定利率市場連動型積立個人年金保険(USドル建)または予定利率市場連動型積立個人年金保険(ユーロ建)に付加 する場合の特則)

この特約を予定利率市場連動型積立個人年金保険(USドル建)または予定利率市場連動型積立個人年金保険(ユー
ロ建)に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱い
ます。

1. 第2条(契約日の特例)および第3条(保険料率)の規定は適用しません。
2. 第4条(保険料の払込)第1項中、「第2回以後の保険料」を「普通保険約款に定める基本保険料および増額保険料」と
読み替えます。

無配当定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と無配当定期保険集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、無配当定期保険集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

無配当特定疾病保障定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と無配当特定疾病保障定期保険集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、無配当特定疾病保障定期保険集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

無配当定期保険(直接募集型)集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と無配当定期保険(直接募集型)集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、無配当定期保険集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

クレジットカード払特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。

② この特約を適用するには次の条件を満たすことを要します。

1. 保険契約者の指定するクレジットカードが、会社と保険料決済の取り扱いを提携しているクレジットカード発行会社(以下「提携カード会社」といいます)のクレジットカードであること
2. クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内(以下「クレジットカードの有効性等」といいます)であること
3. 保険契約者と、クレジットカードの名義人(提携カード会社の会員規約等により、クレジットカードの使用が認められている人を含みます)が同一であること

(契約日の特例)

第2条 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、責任開始の日を契約日として、保険契約上の責任を負い、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

② 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定めます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する保険契約の保険料率は、クレジットカード払保険料率とします。

(保険料)

第4条 保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)から、クレジットカードにより払い込んでください。この場合、クレジットカードの有効性等を会社が確認し、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時(会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時)に、その払込があったものとみなします。

② 前項の場合において会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

③ 保険料払込期間の中途においてこの特約を付加する場合は、この特約付加の申し出があった月の翌期の払込期月から、クレジットカードによる取扱を行ないます。ただし、この特約付加の申し出があった月前に、すでに払込期月の到来している未払込保険料(保険料の自動振替貸付を行なっている保険契約については、その貸付元利金を含みます)があるときは、この特約を付加する際、これを会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

④ この特約による第2回目以後の保険料については、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、提携カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。

⑤ この特約により払い込まれた保険料については、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、領収証を発行しません。

(諸変更)

第5条 保険契約者は、クレジットカード払の取扱を停止するときにはあらかじめ会社に申し出て、他の払込方法を選択してください。

② 提携カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したときには、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、他の払込方法を選択してください。

(特約の消滅)

第6条 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

1. 保険契約が消滅したとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更したとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納の取扱は行ないません。

(主約款の適用)

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特例)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)の規定は適用しません。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条(契約日の特例)第1項中、「責任開始の日」を「保険期間の始期」と、「契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、この日を基準として行ないます。(責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が付加されていない場合の保険期間の始期とします。)」と、「保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由」を「ガン以外の事由による保険事故」と、「契約年齢および保険期間」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間」と、それぞれ読み替えます。
2. 第4条(保険料)第2項中、「責任開始の日」を「保険期間の始期」と読み替えます。

指定代理請求特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、給付金等の受取人が給付金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって指定代理請求人または代理請求人が請求を行なうことを可能とすることを主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て、契約者から申出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の対象となる給付金等)

第2条 この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち、次に定めるものとします。ただし、生存給付金、無事故給付金および健康祝金を除きます。

1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(受取人が主契約の被保険者と定められている給付および法人が受け取ることとなる給付を除き、付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)
 2. 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより、被保険者が受け取ることとなる給付
 3. 被保険者と契約者が同一人である場合で、主約款の規定により、受取人が契約者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、契約者が受取人となる給付を含みます。)
 4. 主約款の規定により、受取人が給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人と定められている給付で、契約者がその受取人を被保険者と指定している給付またはその受取人が指定されないことにより被保険者が受取人となることが定められている給付
 5. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ② 主約款に定める次の取扱が行なわれたことにより、前項各号の要件に該当しなくなった給付については、この特約の適用はありません。
1. 給付金の受取人に関する特約が解約されたこと
 2. 契約者、給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人の指定または変更が行なわれたこと
 3. 給付金等の受取人が被保険者から法人である契約者に変更されたこと

(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)

第3条 前条に定める給付金等の受取人が、給付金等を請求できない第2項に定める特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定または第6条(指定代理請求人の変更または撤回)の規定により変更した次の各号に定める範囲内の一人の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、別表に定める書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の3親等内の親族
 3. 被保険者と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
 4. 前3号のほか、被保険者のために給付金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- ② 前項に定める特別な事情はつぎのとおりとします。
1. 給付金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 2. 悪性新生物等のため傷病名の告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
 3. その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
- ③ 指定代理請求人が第1項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号の範囲内であることを要します。
- ④ 指定代理請求人が第1項に該当しているが第3項に該当しないことにより給付金等を請求できない場合、もしくは第1項および第3項に該当しているが請求できない特別な事情がある場合には、次に定める者(以下「代理請求人」といいます。)は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
1. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 前号に規定する者がいない場合、または前号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にする被保険者の3親等内の親族
 3. 前2号に規定する者がいない場合、または、前2号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑤ 指定代理請求人の指定がない場合に、給付金等の受取人が第2項に定める特別な事情により給付金等の請求ができないときは、前項各号に規定する代理請求人は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

- ⑥ 本条の規定に基づき、会社が指定代理請求人もしくは代理請求人に対して給付金等を支払った場合には、その後重複して給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 本条の規定にかかわらず、故意または重大な過失により、給付金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人または代理請求人としての取扱を受けることができません。

（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

第4条 主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

（特約の解約）

第5条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（指定代理請求人の変更または撤回）

第6条 契約者は、被保険者の同意を得て、第3条（指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求）第1項に定める範囲内で指定代理請求人を変更し、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、契約者は別表に定める書類を提出してください。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対して効力を生じません。

（主契約の被保険者が変更された場合の取扱）

第7条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。この場合、契約者は新たな指定代理請求人を指定してください。

（主約款の指定代理請求または代理請求に関する規定の不適用）

第8条 この特約を主契約に付加した場合には、主約款における指定代理請求または代理請求についての規定は適用しません。

（主約款の規定の準用）

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約が無配当愛児成長保険等の場合の特則）

第10条 この特約が、愛児成長保険、新愛児成長保険、自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条（特約の対象となる給付金等）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等（以下「給付金等」といいます。）は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
 1. 被保険者が保険金受取人に指定されている養護見舞金および養護年金
 2. 契約者が保険金受取人に指定されている養育一時金および養育年金
 3. 特約の被保険者が保険金受取人に指定されている特約高度障害給付金
 4. 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより被保険者が受け取ることとなる給付
 5. 契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除」
2. 第2条第2項第2号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「2. 契約者または保険金受取人の変更が行われたこと」
3. 第1号2. および5. の適用に際しては、第3条（指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求）および第6条（指定代理請求人の変更または撤回）中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替え、第1号3. の適用に際しては、第3条および第6条中、「被保険者」とあるのを「特約の被保険者」と読み替えます。

（主契約が利益配当付こども成長保険等の場合の特則）

第11条 この特約が、ライフサイクル無配当こども成長保険または利益配当付こども成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条（特約の対象となる給付金等）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等（以下「給付金等」といいます。）は、契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除とします。」
2. 前号の適用に際しては、第3条（指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求）および第6条（指定代理請求人の変更または撤回）中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替えます。

（主契約が医療給付金付無配当定期保険(95)等の場合の特則）

第12条 この特約が医療給付金付無配当定期保険または医療給付金付無配当定期保険(95)に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条（特約の締結）第1項中、「主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）」とあるのは「主契約の主たる被保険者（以下「主たる被保険者」といいます。）」と読み替え、同条第2項、第3条（指定代理請求人または代理請求人による

給付金の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。

2. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
 1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が主たる被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、主たる被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、主たる被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
 2. 主たる被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

(主契約がライフサイクル無配当入院保険(01)の場合の特則)

第13条 この特約がライフサイクル無配当入院保険(01)に付加されている場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。

1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
2. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

項目	提出書類
指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 最終の保険料領収証 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の診断書・証明書 (6) 会社所定の入院・手術証明書 (7) 被保険者と指定代理請求人(代理請求人)の続柄が確認できる戸籍謄本 (8) 指定代理請求人(代理請求人)の住民票と印鑑証明書 (9) 被保険者または指定代理請求人(代理請求人)の健康保険被保険者証の写し (10) 代理請求の場合で、指定代理請求人が請求できない特別な状態のとき、その状態を証明する会社が認めた書類
指定代理請求人の変更または撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 契約者の印鑑証明書
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また、指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ない、または会社の指定する医師の診断を行なわせることがあります。	

給付金の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、給付金の支払事由が発生する前に限り、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した保険契約(主契約に特約が付加されているときは、その特約を含みます。)については、普通保険約款(主契約に特約が付加されているときは、その特約条項を含みます。)に給付金の受取人は契約者と定められている場合でも、その給付金の受取人は被保険者となります。

(特約の解約)

第3条 契約者は、給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

第4条 この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- ② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の締結)第2項、第3条(特約の解約)および第4条(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)第1項中、「給付金」を「給付金、一時金または年金」と読み替えます。
2. 第2条(給付金の受取人)中、「給付金」を「給付金、一時金および年金」と読み替えます。

(無配当収入保障保険、無配当収入保障保険(月額給付型)または無配当長期傷害保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当収入保障保険、無配当収入保障保険(月額給付型)または無配当長期傷害保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の締結)第2項、第3条(特約の解約)および第4条(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)第1項中、「給付金」を「年金または給付金」と読み替えます。
2. 第2条(給付金の受取人)中、「給付金」を「年金および給付金」と読み替えます。

(長期介護保障保険に付加する場合の特則)

この特約を長期介護保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の締結)第2項、第3条(特約の解約)および第4条(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)第1項中、「給付金」を「介護給付金または介護一時金」と読み替えます。
2. 第2条(給付金の受取人)中、「給付金」を「介護給付金および介護一時金」と読み替えます。

(無配当医療保険10に付加する場合の特則)

この特約を無配当医療保険10に付加する場合には、第2条(給付金の受取人)を次のとおり読み替えます。

「(給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した保険契約(主契約に特約が付加されているときは、その特約を含みます。)については、普通保険約款(主契約に特約が付加されているときは、その特約条項を含みます。)に給付金の受取人は契約者と定められている場合でも、その給付金の受取人は被保険者となります。ただし、無配当生存給付金付死亡保障特約10条項における生存給付金の受取人は契約者となります。」

家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、家族特約(特約の被保険者が主契約の被保険者の妻または子である特約をいいます。以下同じ。)に付加して締結します。

② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を家族特約に付加することができます。

③ 前項の規定によりこの特約を家族特約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金または給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した家族特約については、家族特約の特約条項に保険金または給付金の受取人は主契約の被保険者と定められている場合でも、その保険金または給付金の受取人は契約者とします。

(特約の解約)

第3条 契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

第4条 この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

自動更新特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約に付加される特約の更新を取り扱うことを目的としたものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加される特約のうち、定期保険特約等会社の定める特約(以下「主特約」といいます。)を締結する際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

② 前項の規定によりこの特約を付加した場合、主特約の規定にかかわらず、主特約の保険期間は会社の定める期間とします。

(主特約の自動更新の取扱)

第2条 保険契約者から主特約の保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、主特約の保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に主特約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、更新されません。

1. 更新後の主特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める契約年齢を超えるとき。
2. 更新日が主契約の保険料払込期間満了の日を超えるとき。
3. 主特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
4. 特別条件付取扱特約が付加されているとき。ただし、次のいずれかの場合には更新されます。

(1) 特別保険料の領収方法が適用されている場合。この場合、更新前の主特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の主特約の特別保険料は、更新日における主特約の被保険者の年齢および更新後の主特約の保険期間に基づいて計算します。

(2) 保険金額の削減の支払方法が適用されている場合で、主特約の保険期間満了の前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後の主特約には更新前の保険金額の削減支払方法は適用されません。

② 更新後の主特約の保険期間は更新前の主特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号および第2号に該当する場合、会社所定の範囲内で主特約の保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して主特約を自動更新するものとします。

③ 更新後の主特約の保険料払込期間は、会社の定める期間とします。

④ 次回更新後の主特約の保険期間が第2項ただし書により、5年未満となるときは、第2項の規定にかかわらず、会社の定める保険期間とします。

⑤ 第1項第2号の規定にかかわらず、会社の定めた主特約に限り、会社の定める範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に更新を行なうことができます。

⑥ 前項の場合、更新後の主特約の保険期間は、被保険者の年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。ただし、会社の定める主特約に限り、会社の定める保険期間で更新できるものとします。

⑦ 更新後の主特約の保険料は更新日における被保険者の年齢によって計算します。

⑧ 更新後の主特約の保険金額または給付日額は、更新前の主特約の保険金額または給付日額と同額とします。ただし、保険契約者から主特約の保険期間満了の日の2週間前までに申出がある場合、会社の定める範囲内で、被保険者の同意(保険金額または給付日額を減額して更新する場合を除きます。)および会社の承諾を得て、更新日から主特約の保険金額または給付日額を変更することができます。

⑨ 主特約が更新された場合、保険金および給付金の支払ならびに保険料の払込免除の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。

⑩ 更新後の主特約の第1回保険料の払込については、更新日の属する月に払い込まれるべき主契約の保険料と同様に取り扱います。ただし、主特約の保険料の払込方法が一時払の場合には、保険料の自動貸付に関する規定は適用しません。この場合、保険料払込の猶予期間満了日までに主特約の第1回保険料が払い込まれなかったときは、主特約は更新されなかったものとして取り扱います。

⑪ 主特約の保険料の払込方法が一時払の場合、主契約の保険料の払込が免除されているときは、主特約の保険料を払い込むことにより主特約を更新することができるものとします。

⑫ 主特約の規定により主契約の普通保険約款を準用するときは、「契約締結」を「主特約の更新」に、「契約日」を「更新日」にそれぞれ読み替えます。

⑬ この特約が複数の主特約にそれぞれ付加された場合、これらの主特約の更新日は、会社の定める範囲内で、同一とします。

⑭ 会社は、主務官庁の認可を得て、主特約の特約条項および保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する主特約については、更新日以後、変更後の主特約の特約条項および保険料率を適用します。

⑮ 主特約が更新された場合に、更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、更新された主特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等を記載します。

⑯ 更新後の主特約については、本条に定めがある事項を除いて主特約の規定を適用します。

(特約の解約)

第3条 この特約のみの解約はできません。

(特約の更新)

第4条 主特約の更新に際しては、この特約は主特約とともに更新されます。

(5年ごと利差配当付年金払定期保険特約または無配当年金払定期保険特約に付加した場合の特則)

第5条 この特約を5年ごと利差配当付年金払定期保険特約または無配当年金払定期保険特約に付加した場合には、第2条第8項中「保険金額または給付日額」とあるのは「特約年金額」、第2条第9項中「保険金および給付金」とあるのは「特約年金」額に読み替えます。

(無配当特定損傷特約に付加した場合の特則)

第6条 この特約を無配当特定損傷特約に付加した場合には、更新後の無配当特定損傷特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が60歳を超えるときは更新されません。

- ② 前項に該当する場合に、会社の定める範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して、特約を更新させるものとします。
- ③ 次回更新後の無配当特定損傷特約の保険期間が第2項により、5年未満となるときは、第2項の規定にかかわらず、会社の定める保険期間とします。

特別条件付取扱特約条項

第1条 保険契約(主たる保険契約(以下「主契約」といいます。))およびそれに付加される特約をいいます。)申込の際、被保険者の健康状態その他が、会社の定める普通の標準に合わないときは、保険契約にこの特約を付加して締結します。

第2条 この特約で、保険契約に付加する特別条件は、次の各号の1つまたは2つとします。

1. 特別保険料の領収

- (1) 普通の保険料に、会社が定めた特別保険料を加算して払い込むものとします。
- (2) この条件が付加された保険契約の解約払戻金は、普通保険約款および特約条項の解約払戻金の規定を適用して計算します。

2. 契約年齢の年増

被保険者の年齢に、会社の定めた年数を加算した年齢によって、保険契約を締結し、この年齢に基づいて保険料、責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。)、払戻金等を計算します。

3. 保険金または年金の削減支払

会社は削減期間を定め、この削減期間内に、被保険者が、災害または別表に定める感染症によらないで死亡したときは、保険金額または年金額に、次表に示す割合を乗じた金額を支払います。

削減期間 保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	0.50	0.30	0.25	0.20	0.15
第2年度		0.60	0.50	0.40	0.30
第3年度			0.75	0.60	0.45
第4年度				0.80	0.60
第5年度					0.80

第3条 この特約のついた保険契約については、普通保険約款および特約条項に定める保険期間の延長、払済保険、払済終身保険、払済定期保険、払済年金保険および延長保険への変更は取り扱いません。

第4条 この特約のついた保険契約が効力を失ったときは、失効後1年以内に限り復活の請求をすることができます。この場合には、会社の指定した医師の診査を必要とします。

第5条 この特約が付加されている保険契約が普通保険約款および特約条項に基づいて更新するときは、第2条第3号が適用されている場合を除き、更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとします。この場合、次に定めるところによります。

- 第2条第1号に定める特別条件が適用されている場合には、更新後の保険契約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険契約の保険期間に基づいて計算します。
- 第2条第3号に定める特別条件が適用されている場合には、普通保険約款および特約条項の規定にかかわらず、保険契約の保険期間満了の前までに保険金または年金の削減期間が満了しているときに限り更新されます。この場合、更新後の保険契約には更新前に付加した特別条件は適用されません。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条第3号中、「保険金額または年金額に、次表に示す割合を乗じた金額」を「主契約の場合は基本保険金額に次表に示す割合を乗じた金額と増加保険金額の合計額および特約の場合は保険金額もしくは年金額に次表に示す割合を乗じた金額」と読み替えます。

(無配当収入保障保険(月額給付型)に付加する場合の特則)

この特約を無配当収入保障保険(月額給付型)に付加する場合には、第2条第3号中、「保険金または年金」を「年金」と、「保険金額または年金額」を「年金月額」と、それぞれ読み替えます。

(新終身年金保険に付加する場合の特則)

この特約を新終身年金保険に付加する場合には、普通死亡保障の組み込まれている特約を適用の対象とします。

別表 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。



ジブラルタ生命は
ベルマーク運動に
協賛しています

ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

0120-981-088 **通話料無料**

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）